

総務財政委員会 案件一覧

(令和8年2月25日、26日開催分)

○付託議案審査 15件

部局	上程順 (案)	件名	資料番号	説明者(所管課長名等)
企画経営部	2	第5号議案 令和7年度大田区一般会計補正予算(第6次)	1	高野 財政課長
		第6号議案 令和7年度大田区国民健康保険事業特別会計補正予算(第2次)		
		第7号議案 令和7年度大田区後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)		
		第8号議案 令和7年度大田区介護保険特別会計補正予算(第2次)		
	3	第9号議案 大田区職員定数条例の一部を改正する条例	2	田中 経営改革担当課長
総務部	4	第10号議案 大田区行政手続条例の一部を改正する条例	1	鈴木 総務課長
	5	第11号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2	堀江 人事課長
	6	第12号議案 大田区公契約条例	3	武藤 経理管財課長
	1	第14号議案 大田区手数料条例の一部を改正する条例	4	鈴木 総務課長
	7	第35号議案 美富士橋外1橋耐震補強等工事(鋼床版製作・運搬・橋面復旧等)請負契約について	5	武藤 経理管財課長
		第36号議案 仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他工事請負契約の変更について	6	
		第37号議案 仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他電気設備工事請負契約の変更について	7	
	8	第38号議案 仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他機械設備工事請負契約の変更について	8	
区民部	9	第13号議案 大田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	1	森田 後期高齢者医療担当課長
	10	第34号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議について	2	

○所管事務報告 6件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
経営企画部	1	大田区補助金適正化方針の改定について	1	高野 財政課長
総務部	2	第二次大田区再犯防止推進計画（素案）に係る区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果及び策定について	1	鈴木 総務課長
	3	第9期大田区男女共同参画推進プラン（素案）に係る区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果及び策定について	2	要 人権・男女平等推進課長
区民部	4	大田区生活支援給付金について	1	佐藤 区民部副参事（給付金担当）
	5	特別区税の滞納処分誤りの発生について	2	土屋 納税課長
	6	令和7年度 第1回 大田区国民健康保険運営協議会について	3	鈴木 国保年金課長

総務財政委員会
令和8年2月25日・26日
企画経営部 資料1番
所管 財政課

令和7年度補正予算案の概要

- 一 般 会 計 (第6次)
- 国民健康保険事業特別会計 (第2次)
- 後期高齢者医療特別会計 (第2次)
- 介護保険特別会計 (第2次)

令和8年2月

大田区企画経営部財政課

目 次

1 基本的な考え方	1
2 補正予算の規模	1
3 補正予算の財源	2
4 補正予算歳出事業概要	4
5 歳入・歳出（款別）一覧	16
6 歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧	18
7 繰越明許費補正	19
8 債務負担行為補正	22
9 地方債補正	23
10 積立基金の状況	24
11 国民健康保険事業特別会計歳入・歳出（款別）一覧	25
12 後期高齢者医療特別会計歳入・歳出（款別）一覧	26
13 介護保険特別会計歳入・歳出（款別）一覧	27

1 基本的な考え方

令和7年度補正予算案（一般会計第6次、特別会計第2次）につきましては、以下の視点を踏まえて予算を計上しました。

(1) 一般会計

- 第5次補正予算編成後に生じた状況の変化に速やかに対応するための予算
- 不用額精査や執行努力、一般財源の伸びにより生まれた財源を活用し、財政の持続可能性を確保するための予算

(2) 特別会計

- 第1次補正予算編成後に生じた状況の変化に速やかに対応するための予算

2 補正予算の規模

基本的な考え方に基づいて編成した補正予算案の規模は以下のとおりです。

(1) 一般会計

- △20億9,086万8千円 で、補正後の予算額は、3,623億6,481万5千円 となりました。

(2) 特別会計

- 国民健康保険事業特別会計の補正額は、9億1,788万6千円 で、補正後の予算額は、647億3,005万9千円 となりました。
- 後期高齢者医療特別会計の補正額は、8億2,885万5千円 で、補正後の予算額は、214億1,118万円 となりました。
- 介護保険特別会計の補正額は、△2,901万4千円 で、補正後の予算額は、643億7,137万9千円 となりました。

(単位:千円)

会計区分	当初予算額	既定予算額	今回補正額	補正後予算額	
一般会計	352,709,587	364,455,683	△ 2,090,868	362,364,815	
特別会計	147,189,740	148,794,891	1,717,727	150,512,618	
内訳	国民健康保険事業	63,731,043	63,812,173	917,886	64,730,059
	後期高齢者医療	20,351,151	20,582,325	828,855	21,411,180
	介護保険	63,107,546	64,400,393	△ 29,014	64,371,379

3 補正予算の財源

(1) 一般会計

補正予算額 △20億9,086万8千円 の財源内訳は以下のとおりです。

- ① **特別区税**について、特別区民税 48億2,365万5千円 を計上しました。
- ② **地方譲与税**について、交付見込額との差額 △7,400万円 を計上しました。
- ③ **利子割交付金**について、交付見込額との差額 △3億1,100万円 を計上しました。
- ④ **配当割交付金**について、交付見込額との差額 △2億7,500万円 を計上しました。
- ⑤ **株式等譲渡所得割交付金**について、交付見込額との差額 7億700万円 を計上しました。
- ⑥ **地方消費税交付金**について、交付見込額との差額 7億5,100万円 を計上しました。
- ⑦ **環境性能割交付金**について、交付見込額との差額 △2,900万円 を計上しました。
- ⑧ **地方特例交付金**について、交付決定額との差額 △1,530万9千円 を計上しました。
- ⑨ **特別区交付金**について、普通交付金 20億9,700万円 を計上しました。
- ⑩ **交通安全対策特別交付金**について、交付見込額との差額 △700万円 を計上しました。
- ⑪ **分担金及び負担金**について、実績見込額との差額 △2,050万円 を計上しました。
- ⑫ **使用料及び手数料**について、実績見込額との差額 1億3,910万3千円 を計上しました。
- ⑬ **国庫支出金**について、子どものための教育・保育給付費、障害者自立支援給付費負担金等 8億1,040万円 を計上しました。
- ⑭ **都支出金**について、地方創生臨時交付金、保育対策総合支援事業費等 9億4,350万8千円 を計上しました。
- ⑮ **財産収入**について、財政基金利子等 2億1,722万1千円 を計上しました。
- ⑯ **寄附金**について、福祉事業積立基金に係る寄附金等 1億1,996万8千円 を計上しました。
- ⑰ **繰入金**について、財政基金繰入金、公共施設整備資金積立基金繰入金等 △85億704万5千円 を計上しました。
- ⑱ **諸収入**について、土地開発公社貸付金収入、デジタル基盤改革支援補助金等 △6,086万9千円 を計上しました。
- ⑲ **特別区債**について、児童福祉施設建設費等 △34億円 を計上しました。

(単位:千円)

会計区分	今回補正額	一般財源	特定財源		
			国・都支出金	その他	計
一般会計	△ 2,090,868	1,149,337	1,753,908	△ 4,994,113	△ 3,240,205

(2) 特別会計

① 国民健康保険事業特別会計

補正予算額 9億1,788万6千円 の財源として、
国民健康保険料 3億1,237万1千円、都支出金 4億4,942万4千円 等
を計上しました。

② 後期高齢者医療特別会計

補正予算額 8億2,885万5千円 の財源として、
後期高齢者医療保険料 7億1,343万1千円、繰入金 1億1,250万円 等
を計上しました。

③ 介護保険特別会計

補正予算額 Δ 2,901万4千円 の財源として、財産収入 947万6千円、
繰入金 Δ 4,126万5千円 等を計上しました。

(単位:千円)

会計区分	今回補正額	一般財源	特定財源		
			国・都支出金	その他	計
特別会計	1,717,727	411,652	454,254	851,821	1,306,075
内 訳	国民健康保険事業	455,633	451,479	10,774	462,253
	後期高齢者医療	Δ 2,924		831,779	831,779
	介護保険	Δ 29,014	Δ 41,057	2,775	9,268

4 補正予算歳出事業概要

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額
1 議会費		7,904
1 職員人件費（議会費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	7,904
2 総務費		1,128,024
1 特別職人件費（総務管理費）	給与改定等に伴う増、共済費の増	1,010
2 職員人件費（総務管理費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	14,323
3 公共施設整備資金積立基金積立金	予算執行精査による積立及び利子相当分の積立	2,079,272
4 再任用職員の任用	給与改定及び職員構成の変動等による増減	△ 22,500
5 普通財産撤去工事	契約落差等による減	△ 167,553
6 土地開発公社貸付金	土地開発公社貸付金の減	△ 1,319,724
7 情報システムの運営	契約落差等による減	△ 203,676
8 本部体制	執行見込による増	10,000
9 防災対策基金積立金	予算執行精査による積立及び利子相当分の積立	2,022,354
10 子育て支援施設等（大森北四丁目複合施設の整備）	執行見込による減	△ 6,287
11 地区備蓄倉庫（大森西二丁目複合施設の整備）	執行見込による減	△ 3,276
12 特別出張所（大森西二丁目複合施設の整備）	執行見込による減	△ 28,688

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額	
総務費のつづき			
13	区民センター（大森西二丁目複合施設の整備）	執行見込による減	△ 104,900
14	大田福祉作業所大森西分場（大森西二丁目複合施設の整備）	執行見込による減	△ 5,650
15	シルバー人材センター大森西作業所（大森西二丁目複合施設の整備）	執行見込による減	△ 8,063
16	大森西保育園（大森西二丁目複合施設の整備）	執行見込による減	△ 65,615
17	統計調査室（旧男女平等推進センターの整備）	執行見込による減	△ 131,489
18	若者サポートセンター（旧男女平等推進センターの整備）	執行見込による減	△ 33,868
19	自立相談支援機関（旧男女平等推進センターの整備）	執行見込による減	△ 141,044
20	職員人件費（地域振興費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 99,109
21	自治会関係事務	執行見込による減	△ 5,000
22	地域力応援基金積立金	寄附金及び利子相当分の積立	1,109
23	池上会館管理運営費	契約落差等による減	△ 152,268
24	大森西二丁目複合施設管理運営費	契約落差による減	△ 17,360
25	区立運動場管理運営費	契約落差等による減	△ 37,467
26	大田スタジアム維持管理	契約落差等による減	△ 15,454

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額	
総務費のつづき			
27	管理代行費（文化施設管理運営費）	執行見込による減	△ 70,000
28	その他施設費（文化施設管理運営費）	執行見込による減	△ 17,266
29	管理運営費（博物館管理運営費）	執行見込による減	△ 103,300
30	文化振興基金積立金	利子相当分の積立	1
31	勝海舟基金積立金	寄附金及び利子相当分の積立	1,726
32	職員人件費（区民費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	46,369
33	国勢調査	契約落差による減	△ 26,400
34	戸籍事務経費	契約落差等による減	△ 98,515
35	住民基本台帳、印鑑証明等事務経費	執行見込による減	△ 24,478
36	職員人件費（徴税費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 46,700
37	職員人件費（選挙費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 8,600
38	委員報酬（選挙管理委員会運営費）	報酬改定による増	144
39	都議会議員選挙執行事務	契約落差等による減	△ 30,238
40	参議院議員選挙執行事務	契約落差等による減	△ 40,631
41	特別職人件費（監査委員費）	給与改定等に伴う増、共済費の増	439

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額
-----	------	-----

総務費のつづき

42	職員人件費（監査委員費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 13,700
43	委員報酬（監査委員運営費）	報酬改定による増	96

3 福祉費

1,506,719

1	職員人件費（社会福祉費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	14,780
2	奨学金	執行見込による減	△ 48,000
3	生活困窮者自立支援事業	執行見込による減	△ 13,658
4	大田区社会福祉センター維持管理経費等	大田区・山口共同ビルの売買契約締結に伴う減	△ 123,689
5	国民健康保険事業特別会計への繰出金	国民健康保険事業特別会計第2次補正に伴う一般会計繰出金の増	154,036
6	福祉事業積立基金積立金	寄附金及び利子相当分の積立	102,250
7	大学等進学応援基金積立金	寄附金及び利子相当分の積立	1,499
8	前年度国・都支出金等返還金（社会福祉費）	過年度分実績確定に伴う返還（生活困窮者住居確保給付金等）	22,712
9	前年度国・都支出金等返還金（障害福祉費）	過年度分実績確定に伴う返還（区市町村特別支援事業費補助金等）	63,409
10	介護給付費・訓練等給付費	執行見込による増	454,364
11	自立支援医療費	執行見込による増	48,000

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額	
福祉費のつづき			
12	くすのき園指定管理者管理代行	執行見込による減	△ 5,408
13	うめのき園指定管理者管理代行	執行見込による減	△ 7,148
14	しいのき園指定管理者管理代行	執行見込による減	△ 1,754
15	南六郷福祉園指定管理者管理代行	執行見込による減	△ 11,900
16	南六郷くすのき園指定管理者管理代行	執行見込による減	△ 29,036
17	大田福祉作業所指定管理者管理代行	執行見込による減	△ 2,500
18	大森東福祉園指定管理者管理代行	執行見込による減	△ 7,866
19	大田生活実習所指定管理者管理代行	執行見込による減	△ 26,500
20	つばさホーム前の浦指定管理者管理代行	執行見込による減	△ 527
21	障害福祉施設維持管理	執行見込による減	△ 198,983
22	(仮称) 特養大森東への施設整備費補助	執行見込による減	△ 271,548
23	地域密着型サービス施設への施設整備費補助	執行見込による減	△ 119,942
24	都市型軽費老人ホームの整備	執行見込による減	△ 14,112

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額
福祉費のつづき		
25	介護保険特別会計への繰出金 介護保険特別会計第2次補正に伴う一般会計繰出金の減	△ 41,057
26	後期高齢者医療特別会計への繰出金 後期高齢者医療特別会計第2次補正に伴う一般会計繰出金の増	112,500
27	前年度国・都支出金等返還金（高齢福祉費） 過年度分実績確定に伴う返還（高齢者施策推進区市町村包括補助事業補助金等）	17,720
28	地域包括支援センター新設・移転 執行見込による減	△ 33,000
29	職員人件費（児童福祉費） 給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 306,600
30	おおた子どもの生活応援プラン推進事業（計画） 執行見込による減	△ 11,024
31	乳幼児及び義務教育就学児の医療費助成事業 執行見込による減	△ 227,765
32	産後家事・育児援助事業 執行見込による増	28,954
33	ベビーシッター利用支援事業 執行見込による減	△ 223,200
34	認証保育所運営補助 執行見込による増	420,766
35	地域型保育事業運営費 執行見込による増	79,666
36	家庭福祉員制度経費 執行見込による減	△ 16,021
37	一時預かり事業・定期利用保育事業に係る運営費補助事業 執行見込による減	△ 14,508
38	大田区次世代育成支援緊急対策整備事業 執行見込による減	△ 55,745

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額
-----	------	-----

福祉費のつづき

39	保育サービス推進事業	執行見込による増	74,396
40	子ども生活応援基金積立金	寄附金及び利子相当分の積立	14,971
41	前年度国・都支出金等返還金（児童福祉費）	過年度分実績確定に伴う返還（保育サービス推進事業補助金等）	401,344
42	事業運営費（居場所づくり）	執行見込による減	△ 18,694
43	保育事業費	執行見込による減	△ 39,322
44	児童手当給付金	執行見込による増	177,065
45	保育園入所者運営費	執行見込による増	821,502
46	障害児通所給付費	執行見込による増	69,920
47	生活保護法に基づく援護	執行見込による増	296,372

4 衛生費

△ 174,300

1	職員人件費（保健衛生費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 107,600
2	前年度国・都支出金等返還金（保健衛生費）	過年度分実績確定に伴う返還（新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等）	210,399
3	妊婦のための支援給付	執行見込による減	△ 256,599
4	公害健康被害者各種補償給付	執行見込による減	△ 20,500

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額
5 産業経済費		△ 133,422
1 職員人件費（産業経済費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 20,793
2 中小企業融資	執行見込による減	△ 66,713
3 産業交流拠点の形成	賃料改定による増	33,298
4 商店街チャレンジ戦略支援事業	執行見込による減	△ 56,982
5 産業のまち未来基金積立金	寄附金及び利子相当分の積立	21,768
6 産業支援施設指定管理者管理代行	執行見込による減	△ 44,000
6 土木費		△ 1,631,383
1 職員人件費（土木管理費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 37,000
2 自転車等駐車場整備資金積立基金積立金	寄附金及び利子相当分の積立	△ 10,144
3 前年度国・都支出金等返還金（土木管理費）	過年度分実績確定に伴う返還（環境政策加速化事業）	11,320
4 自転車走行環境整備等	執行見込による減	△ 3,850
5 自転車等駐車場の整備・維持管理等	契約落差等による減	△ 66,245
6 蒲田駅前広場の再生整備	執行見込による減	△ 907,399
7 都市計画道路の整備	執行見込による減	△ 54,698
8 道路改良事業	執行見込による減	△ 60,000

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額
-----	------	-----

土木費のつづき

9	散策路の整備	執行見込による減	△ 102,671
10	街路灯新設・改良	執行見込による減	△ 39,466
11	河川維持管理	執行見込による減	△ 28,291
12	公園等の維持管理	契約落差等による減	△ 99,523
13	新設、拡張等整備	執行見込による減	△ 50,000
14	新設、拡張用地の購入 (都市計画公園)	執行見込による減	△ 54,798
15	新設、拡張等整備(都 市計画公園)	執行見込による減	△ 128,618

7 都市整備費

△ 271,584

1	職員人件費(都市整備 費)	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	48
2	都市計画事業路線	執行見込による減	△ 279,318
3	新空港線整備及びまち づくり資金積立基金積 立金	利子相当分の積立	19,014
4	羽田空港対策積立基金 積立金	土地等貸付収入及び利子相当分の積立	58,499
5	防犯灯設置助成事業	執行見込による減	△ 69,827

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額
8 環境清掃費		△ 45,018
1 職員人件費（環境保全費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 6,909
2 前年度国・都支出金等返還金（環境保全費）	過年度分実績確定に伴う返還（環境政策加速化事業）	1,964
3 緑の基本計画	執行見込による減	△ 11,462
4 みどり基金積立金	寄附金及び利子相当分の積立	4,289
5 職員人件費（清掃管理費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	14,600
6 職員人件費（廃棄物対策費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 47,500
9 教育費		△ 2,319,301
1 特別職人件費（教育総務費）	給与改定等に伴う増、共済費の増	303
2 職員人件費（教育総務費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 95,300
3 小学校における放課後居場所づくり	契約落差等による減	△ 180,609
4 教科用システム等運用	契約落差等による減	△ 180,000
5 国際教育の推進	契約落差による減	△ 17,500
6 子育てのための施設等利用給付	執行見込による減	△ 30,948
7 保護者負担軽減補助	執行見込による減	△ 45,911
8 前年度国・都支出金等返還金（教育総務費）	過年度分実績確定に伴う返還（多様な他者との関わりの機会の創出補助金等）	138,580

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額	
教育費のつづき			
9	施設維持管理費（図書館費）	契約落差等による減	△ 17,486
10	職員人件費（小学校費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	59,220
11	学校職員等事務費（小学校費）	契約落差による減	△ 107,203
12	維持管理（小学校費）	執行見込による減	△ 49,787
13	施設衛生管理（小学校費）	執行見込による減	△ 7,200
14	校舎の改築等（小学校費）	契約落差等による減	△ 1,443,410
15	校内環境衛生設備の整備（小学校費）	契約落差による減	△ 30,247
16	職員人件費（中学校費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	29,150
17	宿泊を伴う校外授業（中学校費）	執行見込による減	△ 30,302
18	維持管理（中学校費）	執行見込による減	△ 36,623
19	校舎造修（中学校費）	契約落差等による減	△ 26,079
20	施設衛生管理（中学校費）	執行見込による減	△ 7,044
21	校舎の改築（中学校費）	契約落差等による減	△ 232,958
22	校内環境衛生設備の整備（中学校費）	契約落差による減	△ 7,947

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額
10 公債費		△ 253,172
1	特別区債償還利子等 特別区債発行に係る経費の減	△ 241,540
2	一時借入金等利子 執行見込みによる減	△ 11,632
11 諸支出金		94,665
1	財政基金積立金利子 利子相当分の積立	93,302
2	減債基金積立金利子 利子相当分の積立	1,363

5 歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	5次補正後 予算額	6次補正額	6次補正後 予算額
1 特別区税	84,965,041	84,965,041	4,823,655	89,788,696
2 地方譲与税	1,950,001	1,950,001	△ 74,000	1,876,001
3 利子割交付金	1,137,000	1,137,000	△ 311,000	826,000
4 配当割交付金	2,667,000	2,667,000	△ 275,000	2,392,000
5 株式等譲渡所得割交付金	2,899,000	2,899,000	707,000	3,606,000
6 地方消費税交付金	19,855,000	19,855,000	751,000	20,606,000
7 自動車取得税交付金	1	1		1
8 環境性能割交付金	341,000	341,000	△ 29,000	312,000
9 地方特例交付金	466,000	466,000	△ 15,309	450,691
10 特別区交付金	85,823,000	86,337,666	2,097,000	88,434,666
11 交通安全対策特別交付金	67,000	67,000	△ 7,000	60,000
12 分担金及び負担金	1,924,580	1,318,545	△ 20,500	1,298,045
13 使用料及び手数料	8,665,943	8,450,490	139,103	8,589,593
14 国庫支出金	63,371,747	65,490,145	810,400	66,300,545
15 都支出金	32,317,671	38,554,367	943,508	39,497,875
16 財産収入	1,956,761	1,958,852	217,221	2,176,073
17 寄附金	346,927	361,384	119,968	481,352
18 繰入金	22,870,395	28,277,875	△ 8,507,045	19,770,830
19 繰越金	2,000,000	77,323		77,323
20 諸収入	8,585,520	8,781,993	△ 60,869	8,721,124
21 特別区債	10,500,000	10,500,000	△ 3,400,000	7,100,000
合計	352,709,587	364,455,683	△ 2,090,868	362,364,815

歳出

(単位：千円)

款	当初予算額	5次補正後 予算額	6次補正額	6次補正後 予算額
1 議会費	1,149,299	1,149,299	7,904	1,157,203
2 総務費	46,492,935	51,560,790	1,128,024	52,688,814
3 福祉費	182,412,929	187,835,642	1,506,719	189,342,361
4 衛生費	11,819,248	12,045,652	△ 174,300	11,871,352
5 産業経済費	12,841,074	13,460,983	△ 133,422	13,327,561
6 土木費	22,322,525	22,495,012	△ 1,631,383	20,863,629
7 都市整備費	11,696,215	11,724,268	△ 271,584	11,452,684
8 環境清掃費	13,869,090	13,869,090	△ 45,018	13,824,072
9 教育費	46,981,107	47,189,782	△ 2,319,301	44,870,481
10 公債費	1,818,343	1,818,343	△ 253,172	1,565,171
11 諸支出金	806,822	806,822	94,665	901,487
12 予備費	500,000	500,000		500,000
合計	352,709,587	364,455,683	△ 2,090,868	362,364,815

6 歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧

歳入（財源別）

（単位：千円）

区 分	当初予算額	5次補正後 予算額	6次補正額	6次補正後 予算額
一般財源	215,029,991	219,025,554	1,149,337	220,174,891
特別区税	84,965,041	84,965,041	4,823,655	89,788,696
地方譲与税	1,950,001	1,950,001	△ 74,000	1,876,001
特別区交付金	85,823,000	86,337,666	2,097,000	88,434,666
その他	42,291,949	45,772,846	△ 5,697,318	40,075,528
特定財源	137,679,596	145,430,129	△ 3,240,205	142,189,924
使用料及び手数料	8,665,943	8,450,490	139,103	8,589,593
国庫支出金	63,371,747	65,490,145	810,400	66,300,545
都支出金	32,317,671	38,554,367	943,508	39,497,875
特別区債	10,500,000	10,500,000	△ 3,400,000	7,100,000
その他	22,824,235	22,435,127	△ 1,733,216	20,701,911
合 計	352,709,587	364,455,683	△ 2,090,868	362,364,815

歳出（性質別）

（単位：千円）

区 分	当初予算額	5次補正後 予算額	6次補正額	6次補正後 予算額
義務的経費	157,311,433	160,943,352	612,775	161,556,127
人件費	46,216,394	46,238,642	△ 603,254	45,635,388
扶助費	109,288,857	112,898,528	1,469,201	114,367,729
公債費	1,806,182	1,806,182	△ 253,172	1,553,010
投資的経費	50,218,387	51,390,195	△ 5,371,921	46,018,274
建設費等 （建設費補助等含む）	48,391,910	48,718,533	△ 5,193,434	43,525,099
公有財産購入費	1,826,477	2,671,662	△ 178,487	2,493,175
その他	145,179,767	152,122,136	2,668,278	154,790,414
合 計	352,709,587	364,455,683	△ 2,090,868	362,364,815

7 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	節	事業費	年度内 執行見込額	翌年度繰越額
2 総務費	1 総務管理費	働き方改革の推進	10 需用費	3,921	1,832	2,089
			12 委託料	2,894	1,453	1,441
			14 工事請負費	6,518	2,612	3,906
			17 備品購入費	20,481	9,732	10,749
			計	33,814	15,629	18,185
2 総務費	1 総務管理費	職員住宅の維持管理	14 工事請負費	2,000	0	2,000
			計	2,000	0	2,000
2 総務費	1 総務管理費	糎谷・羽田地域庁舎	14 工事請負費	1,500	0	1,500
			計	1,500	0	1,500
2 総務費	1 総務管理費	大森北四丁目複合施設の整備	14 工事請負費	72,520	56,572	15,948
			計	72,520	56,572	15,948
2 総務費	1 総務管理費	(仮称)西蒲田七丁目複合施設の整備	14 工事請負費	220,963	205,263	15,700
			計	220,963	205,263	15,700
2 総務費	2 地域振興費	新蒲田一丁目複合施設管理運営費	14 工事請負費	3,000	0	3,000
			計	3,000	0	3,000
2 総務費	2 地域振興費	消費者生活センター維持管理費	14 工事請負費	3,000	0	3,000
			計	3,000	0	3,000
2 総務費	2 地域振興費	池上会館管理運営費	14 工事請負費	616,351	310,551	305,800
			計	616,351	310,551	305,800
2 総務費	2 地域振興費	文化センター管理運営費	14 工事請負費	2,000	0	2,000
			計	2,000	0	2,000

(単位：千円)

款	項	事業名	節	事業費	年度内 執行見込額	翌年度繰越額
2 総務費	2 地域振興費	北蒲広場管理運営費	14 工事請負費	1,000	0	1,000
			計	1,000	0	1,000
2 総務費	2 地域振興費	特別出張所管理運営費	14 工事請負費	2,000	0	2,000
			計	2,000	0	2,000
2 総務費	3 スポーツ文化芸術費	文化施設管理運営費	14 工事請負費	3,000	0	3,000
			計	3,000	0	3,000
2 総務費	6 選挙費	永久選挙人名簿調製事務	12 委託料	28,324	0	28,324
			計	28,324	0	28,324
3 福祉費	2 障害福祉費	志茂田福祉センター管理運営費	14 工事請負費	1,000	0	1,000
			計	1,000	0	1,000
3 福祉費	2 障害福祉費	障がい者総合サポートセンター管理運営費	14 工事請負費	1,000	0	1,000
			計	1,000	0	1,000
3 福祉費	2 障害福祉費	障害福祉施設維持管理	14 工事請負費	48,881	43,684	5,197
			計	48,881	43,684	5,197
3 福祉費	3 高齢福祉費	高齢福祉施設維持管理	12 委託料	92,500	0	92,500
			14 工事請負費	2,500	0	2,500
			計	95,000	0	95,000
3 福祉費	4 児童福祉費	児童館等管理運営費	14 工事請負費	1,000	0	1,000
			計	1,000	0	1,000
3 福祉費	4 児童福祉費	保育園管理運営費	14 工事請負費	9,000	0	9,000
			計	9,000	0	9,000

(単位：千円)

款	項	事業名	節	事業費	年度内 執行見込額	翌年度繰越額
6 土木費	2 道路橋梁費	蒲田駅前広場の再生整備	12 委託料	84,496	73,542	10,954
			計	84,496	73,542	10,954
6 土木費	2 道路橋梁費	都市計画道路の整備	14 工事請負費	175,226	62,000	113,226
			計	175,226	62,000	113,226
6 土木費	2 道路橋梁費	橋梁の耐震整備	18 負担金、補助及び交付金	252,749	104,600	148,149
			計	252,749	104,600	148,149
6 土木費	4 公園費	都市計画公園の整備	14 工事請負費	241,430	145,430	96,000
			計	241,430	145,430	96,000
7 都市整備費	1 都市整備費	区営住宅管理費	14 工事請負費	194,365	179,662	14,703
			計	194,365	179,662	14,703
9 教育費	2 小学校費	校舎造修等	14 工事請負費	65,400	0	65,400
			計	65,400	0	65,400
9 教育費	2 小学校費	校舎の改築・改修及び 屋内運動場等の整備	14 工事請負費	2,566,640	2,262,008	304,632
			計	2,566,640	2,262,008	304,632
9 教育費	3 中学校費	校舎造修等	14 工事請負費	126,598	0	126,598
			計	126,598	0	126,598

8 債務負担行為補正

廃止

(単位：千円)

事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
大森まちづくり推進施設取壊し工事	令和8年度 ～ 令和9年度	205,237	1. 事業目的 大森まちづくり推進施設取壊し工事 2. 事業内容 経費 342,037 { 本年度予算計上額 136,800 来年度以降債務負担額 205,237
馬込第三小学校及び(仮称)室生犀星資料館改築その他工事	令和8年度 ～ 令和10年度	10,483,312	1. 事業目的 馬込第三小学校及び(仮称)室生犀星資料館改築その他工事 2. 事業内容 経費 11,965,652 { 本年度予算計上額 1,482,340 来年度以降債務負担額 10,483,312
(仮称)特別養護老人ホーム大森東への施設整備費補助	令和8年度	410,640	1. 事業目的 (仮称)特別養護老人ホーム大森東への施設整備費補助 2. 事業内容 経費 684,400 { 本年度予算計上額 273,760 来年度債務負担額 410,640
馬込第三小学校改築工事(プレハブリース)(契約変更)	令和8年度 ～ 令和11年度	311,124	1. 事業目的 馬込第三小学校改築工事に伴うプレハブリース 2. 事業内容 経費 311,124 { 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 311,124

変更

(単位：千円)

事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
補正後 橋梁耐震補強整備(馬込橋)	令和8年度 ～ 令和11年度	630,240	1. 事業目的 馬込橋耐震補強整備工事負担金 2. 事業内容 経費 630,240 { 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 630,240 3. 協定締結年度 令和7年度
補正前 橋梁耐震補強整備(馬込橋)	令和8年度 ～ 令和9年度	570,000	1. 事業目的 馬込橋耐震補強整備工事負担金 2. 事業内容 経費 570,000 { 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 570,000 3. 協定締結年度 令和7年度

9 地方債補正

廃止

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設建設事業	1,800,000	証券発行又は、普通貸借の方法により政府その他より起債する。ただし、金融の事情その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。	4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金その他について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債のときから据置期間を含め、30年以内に元金均等額又は元利均等額の方法等、その融資条件等により償還する。ただし、融資条件等又は財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還することもある。	—	—	—	—

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別出張所等施設建設事業	1,720,000	証券発行又は、普通貸借の方法により政府その他より起債する。ただし、金融の事情その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。	4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金その他について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債のときから据置期間を含め、30年以内に元金均等額又は元利均等額の方法等、その融資条件等により償還する。ただし、融資条件等又は財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還することもある。	1,440,000	同左	同左	同左
公園建設事業	470,000				440,000			
小学校施設建設事業	2,440,000				1,150,000			

10 積立基金の状況

(単位：千円)

区 分	令和6年度末 現在高 (7年3月31日現在)	令和7年度					
		当初予算		既定予算後 現在高見込	今回補正		今回補正後 現在高見込
		積立	取崩		積立	取崩	
財政基金	44,778,948	120,021	9,399,419	30,860,500	93,302	△ 6,148,557	37,102,359
減債基金	-	686,800		686,800	1,363		688,163
特定目的基金	72,392,049	7,170,884	7,606,755	72,000,310	4,316,608	△ 2,358,488	78,675,406
公共施設整備資金 積立基金	45,097,094	135,413	7,000,000	38,232,507	2,079,272	△ 2,300,000	42,611,779
羽田空港対策積立基金	2,613,783	446,295	363,000	2,697,078	58,499		2,755,577
文化振興基金	468	2		470	1		471
自転車等駐車場整備資金 積立基金	146,635	10,843		157,478	△ 10,144		147,334
地域力応援基金	90,774	303	23,790	71,160	1,109		72,269
福祉事業積立基金	132,382	441		163,041	102,250		265,291
新空港線整備及びまちづ くり資金積立基金	10,739,748	1,035,745		11,775,493	19,014		11,794,507
勝海舟基金	16,344	59	6,201	12,213	1,726		13,939
防災対策基金	13,231,615	40,713	110,057	13,162,271	2,022,354	△ 55,038	15,239,663
子ども生活応援基金	134,882	449	5,852	144,635	14,971		159,606
大学等進学応援基金	188,324	621	7,500	217,804	1,499		219,303
産業のまち未来基金	-	5,500,000	90,355	5,366,160	21,768	△ 3,450	5,391,378
みどり基金	-			-	4,289		4,289
計	117,170,998	7,977,705	17,006,174	103,547,611	4,411,273	△ 8,507,045	116,465,929
介護給付費準備基金	5,190,363	15,995	959,335	4,633,064	9,476	△ 208	4,642,748
合 計	122,361,361	7,993,700	17,965,509	108,180,675	4,420,749	△ 8,507,253	121,108,677

※ 表示単位未満を四捨五入しているなど、合計等が一致しない場合があります。

11 国民健康保険事業特別会計歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
1 国民健康保険料	15,394,356	15,394,356	312,371	15,706,727
2 一部負担金	1	1		1
3 使用料及び手数料	210	210		210
4 国庫支出金	1	1	2,055	2,056
6 都支出金	41,758,867	41,758,867	449,424	42,208,291
7 財産収入	1	1		1
8 繰入金	5,843,550	5,977,757	154,036	6,131,793
9 繰越金	600,000	546,923		546,923
10 諸収入	134,057	134,057		134,057
合計	63,731,043	63,812,173	917,886	64,730,059

- 1 国民健康保険料 保険料収納見込の増
- 4 国庫支出金 社会保障・税番号制度システム整備費等の増
- 6 都支出金 保険給付費等交付金の増
- 8 繰入金 財源不足額に対する繰入金の増等

歳出

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
1 総務費	1,087,567	1,087,567	△ 27,596	1,059,971
2 保険給付費	41,685,048	41,685,048	449,424	42,134,472
3 国民健康保険事業費納付金	20,235,321	20,316,451		20,316,451
4 保健事業費	513,052	513,052		513,052
5 諸支出金	110,055	110,055	496,058	606,113
6 予備費	100,000	100,000		100,000
合計	63,731,043	63,812,173	917,886	64,730,059

- 1 総務費 職員人件費の減
- 2 保険給付費 療養給付費等の増
- 5 諸支出金 国都交付金償還金の増

12 後期高齢者医療特別会計歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
1 後期高齢者医療保険料	10,864,830	10,864,830	713,431	11,578,261
2 使用料及び手数料	1	1		1
3 国庫支出金		6,050		6,050
4 繰入金	9,211,222	9,211,438	112,500	9,323,938
5 繰越金	1	158,511		158,511
6 諸収入	275,097	341,495	2,924	344,419
合計	20,351,151	20,582,325	828,855	21,411,180

- 1 後期高齢者医療保険料 保険料収納見込の増
 4 繰入金 一般会計繰入金の増
 6 諸収入 葬祭費受託事業収入の増等

歳出

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
1 総務費	252,002	258,052		258,052
2 広域連合納付金	19,679,713	19,722,761	828,855	20,551,616
3 保険給付費	369,076	369,076		369,076
4 保健事業費	8,357	8,357		8,357
5 諸支出金	22,003	204,079		204,079
6 予備費	20,000	20,000		20,000
合計	20,351,151	20,582,325	828,855	21,411,180

- 2 広域連合納付金 保険料等負担金の増等

13 介護保険特別会計歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
1 介護保険料	13,913,753	13,913,753		13,913,753
2 使用料及び手数料	1	1		1
3 国庫支出金	13,248,151	13,260,642	2,775	13,263,417
4 支払基金交付金	16,578,499	16,578,499		16,578,499
5 都支出金	8,629,816	8,637,759		8,637,759
6 財産収入	15,995	15,995	9,476	25,471
7 寄附金	1	1		1
8 繰入金	10,696,054	10,696,054	△ 41,265	10,654,789
9 繰越金	16,000	1,288,413		1,288,413
10 諸収入	9,276	9,276		9,276
合計	63,107,546	64,400,393	△ 29,014	64,371,379

- 3 国庫支出金 介護保険事業費補助金等の増
 6 財産収入 介護給付費準備基金積立金利子の増
 8 繰入金 職員人件費の減に伴う一般会計繰入金等の減

歳出

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
1 総務費	1,465,401	1,465,401	△ 38,490	1,426,911
2 保険給付費	60,089,410	60,089,410		60,089,410
3 地域支援事業費	1,136,518	1,136,518		1,136,518
5 財政安定化基金拠出金	1	1		1
6 基金積立金	15,995	402,036	9,476	411,512
7 諸支出金	380,221	1,287,027		1,287,027
8 予備費	20,000	20,000		20,000
合計	63,107,546	64,400,393	△ 29,014	64,371,379

- 1 総務費 職員人件費の減
 6 基金積立金 介護給付費準備基金積立金利子相当分の増

大田区職員定数条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の理由

令和7年3月に改訂した大田区職員定数基本計画における定数管理の方向性を反映させるため改正する。

2 改正概要

(1) 改正の考え方

令和7年3月に改訂した大田区職員定数基本計画では、令和7年度～10年度の計画期間において、条例定数(4,135)内で業務量に見合った人員の措置を実施するとともに、現員数に対する過員の割合を10%に引き上げることを管理目標としている。

この目標を踏まえ、条例定数の合計人数 4,135 人は変更せず、区分ごとの条例定数について目標値まで過員の配置ができるよう、第2条に定める区分の一部について人数を変更する。

(2) 変更する区分及び人数

区分	改正前 条例定数	改正後 条例定数	条例定数 増減
区長	3,849	3,884	+35
議会	19	22	+3
教育委員会	165	166	+1
学校	79	38	▲41
選挙管理委員会	13	13	0
監査委員	10	12	+2
合計	4,135	4,135	0

3 施行日

令和8年4月1日

大田区職員定数条例（昭和50年条例第28号）新旧対照表（案）

新	旧
<p>○大田区職員定数条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年3月31日 条例第28号</p>	<p>○大田区職員定数条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年3月31日 条例第28号</p>
<p>第1条（略）</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 区長の事務部局の職員 3,884人</p> <p>（2） 議会の事務部局の職員 22人</p> <p>（3） 教育委員会の事務部局の職員 166人</p> <p>（4） 教育委員会の所管に属する学校の事務部局の職員 38人</p> <p>（5） 選挙管理委員会の事務部局の職員 13人</p> <p>（6） 監査委員の事務部局の職員 12人</p> <p>合計 4,135人</p> <p>第3条（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 区長の事務部局の職員 3,849人</p> <p>（2） 議会の事務部局の職員 19人</p> <p>（3） 教育委員会の事務部局の職員 165人</p> <p>（4） 教育委員会の所管に属する学校の事務部局の職員 79人</p> <p>（5） 選挙管理委員会の事務部局の職員 13人</p> <p>（6） 監査委員の事務部局の職員 10人</p> <p>合計 4,135人</p> <p>第3条（略）</p>

総務財政委員会 令和8年2月25、26日
総務部 資料1番
所管 総務課

大田区行政手続条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の理由

行政手続法の改正に伴い、聴聞の実施等の通知に係る公示送達の方法を改めるほか、規定を整備する。

2 改正概要

国は、デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するための「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第63号）を制定し、行政手続法等における行政処分等に係る通知の公示送達について、いつでもどこでも必要な情報を確認できるよう利便性の向上を図るため、掲示場等に書面で掲示しなければならないという規制を見直し、インターネットによる閲覧等を可能とするよう改正した。

これを踏まえ、行政手続法と同様の規定を置く大田区行政手続条例についても、聴聞の実施及び弁明の機会の付与の通知の公示送達について、インターネットでの閲覧等を可能とするよう改正するものである。

3 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行日

令和8年5月21日

大田区行政手続条例（平成7年条例第44号）新旧対照表

新	旧
○大田区行政手続条例 平成7年10月16日 条例第44号	○大田区行政手続条例 平成7年10月16日 条例第44号
目次（略）	目次
第1条（略）	第1条（略）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)から(3)まで（略）	(1)から(3)まで（略）
(4) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を <u>名宛人</u> として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。	(4) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を <u>名あて人</u> として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために必要とされている手続としての処分	ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために必要とされている手続としての処分
イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を <u>名宛人</u> としてされる処分	イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を <u>名あて人</u> としてされる処分
ウ <u>名宛人</u> となるべき者の同意の下にすることとされている処分	ウ <u>名あて人</u> となるべき者の同意の下にすることとされている処分
エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの	エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
(5)から(7)まで（略）	(5)から(7)まで（略）
2（略）	2（略）
第3条（略）	第3条（略）
（区の機関等に対する処分等の適用除外）	（区の機関等に対する処分等の適用除外）
第4条 区の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の <u>名宛人</u> となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の	第4条 区の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の <u>名あて人</u> となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の

新	旧
<p>規定は、適用しない。</p> <p>第5条から第12条まで（略）</p> <p>（不利益処分をしようとする場合の手続）</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>（1）から（4）まで（略）</p> <p>（5） 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名宛人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>（不利益処分の理由の提示）</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名宛人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名宛人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>第2節 聴聞</p> <p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（1）から（4）まで（略）</p>	<p>の規定は、適用しない。</p> <p>第5条から第12条まで（略）</p> <p>（不利益処分をしようとする場合の手続）</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>（1）から（4）まで（略）</p> <p>（5） 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名あて人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>（不利益処分の理由の提示）</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名あて人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名あて人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>第2節 聴聞</p> <p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（1）から（4）まで（略）</p>

新	旧
2 (略)	2 (略)
3 行政庁は、不利益処分の <u>名宛人</u> となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>公示の方法</u> によって行うことができる。	3 行政庁は、不利益処分の <u>名あて人</u> となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>
<p><u>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
(代理人)	(代理人)
第16条 前条第1項の通知を受けた者（ <u>同条第4項後段</u> の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。	第16条 前条第1項の通知を受けた者（ <u>同条第3項後段</u> の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。
2から4まで (略)	2から4まで (略)
第17条から第21条まで (略) (続行期日の指定)	第17条から第21条まで (略) (続行期日の指定)
第22条 (略)	第22条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第15条第3項 <u>及び第4項</u> の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の	3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明

新	旧
<p>所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。</p>	<p>しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>揭示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>揭示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>揭示を始めた</u>日の翌日）」と読み替えるものとする。</p>
<p>第23条から第27条まで（略）</p>	<p>第23条から第27条まで（略）</p>
<p>（弁明の機会の付与の通知の方式）</p>	<p>（弁明の機会の付与の通知の方式）</p>
<p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>
<p>（1）から（3）まで（略）</p>	<p>（1）から（3）まで（略）</p>
<p>（聴聞に関する手続の準用）</p>	<p>（聴聞に関する手続の準用）</p>
<p>第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。</p>	<p>第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。</p>
<p>第30条から第36条まで（略）</p>	<p>第30条から第36条まで（略）</p>
<p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この条例による改正後の大田区行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、施行の日以後にする通知について適用し、施行の前日にした通知については、なお従前の例によ</u></p>	

新	旧
<u>る。</u>	

総務財政委員会	
令和8年2月25日・26日	
総務部	資料2番
所管	人事課

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 主な改正内容

- (1) 管理職の重要度が増している状況に鑑み、管理職の職務・職責をより重視した給料体系の実現、早期昇格者の処遇改善のため、国の改定手法を参考としつつ、行政職給料表（一）、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）を改定する。
- (2) 管理職員特別勤務手当について、週休日等以外の日における支給対象時間を拡大する。
- (3) 行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものの昇給は、勤務成績が特に良好以上の場合に限り行うこととする。
- (4) 平成30年人事制度改正に係る給料表の切替えに伴う差額支給を終了する。

2 改正理由

令和7年特別区人事委員会勧告への対応を行い、職務給原則の徹底、昇任意欲の醸成に資する給与制度の実現のため改正する。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行予定日

令和8年4月1日

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）新旧対照表

新	現 行
○職員の給与に関する条例	○職員の給与に関する条例
昭和26年10月16日 条例第19号	昭和26年10月16日 条例第19号
第1条から第5条まで（現行のとおり） （初任給及び昇格昇給等の基準）	第1条から第5条まで（略） （初任給及び昇格昇給等の基準）
第6条（現行のとおり） 2及び3（現行のとおり）	第6条（略） 2及び3（略）
4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（ <u>行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級であるものにあつては、零号給</u> ）とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。	4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。
5から9まで（現行のとおり）	5から9まで（略）
第6条から第18条の2まで（現行のとおり） （管理職員特別勤務手当）	第6条から第18条の2まで（略） （管理職員特別勤務手当）
第18条の3 第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に <u>勤務をした</u> 場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に <u>勤務をしなかつた</u> 場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。	第18条の3 第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に <u>勤務した</u> 場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に <u>勤務しなかつた</u> 場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。
2 前項本文に規定する場合のほか、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により <u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u> であつて正規の勤務時間以外の時間に <u>勤務をした</u> 場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	2 前項本文に規定する場合のほか、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により <u>週休日等以外の日の午前零時から</u> 午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に <u>勤務した</u> 場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（ <u>前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額</u> ）とする。	3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
（1） 第1項本文に規定する場合 同項本文の	（1） 第1項本文に規定する場合 同項本文の

新	現 行
<p>規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>4 (現行のとおり)</p> <p>第19条から第23条まで (現行のとおり)</p>	<p>規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額 <u>(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第19条から第23条まで (略)</p>
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(特定の職務の級の切替え)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) 別表第2に掲げる行政職給料表 (二) の適用について、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日においてその者の属していた職務の級 (以下「旧級」という。) が付則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級であった職員の施行日における職務の級 (以下「新級」という。) は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(号給の切替え)</u></p> <p><u>3 施行日の前日において職員の給与に関する条例別表第1に掲げる行政職給料表 (一)、別表第2に掲げる行政職給料表 (二)、別表第4に掲げる医療職給料表 (二) 及び別表第5に掲げる医療職給料表 (三) の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が付則別表第2に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給 (次項及び同表において「新号給」という。) は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給 (同表において「旧号給」という。) に応じて同表に定める号給とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行日前の異動者の号給の調整)</u></p> <p><u>4 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び特別区人事委員会 (以下「人事委員会」という。) の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行う</u></p>	

新	現 行
<p><u>ことができる。</u></p> <p><u>(復職等の日における号給調整の特例)</u></p> <p>5 <u>施行日の前日から引き続き休職中等（初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 53 年特別区人事委員会規則第 18 号）第 33 条の規定による休職中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育児休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中又は停職中をいう。以下同じ。）の者のうち、次に掲げる職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）における号給は、施行日に復職等をしていただければ決定されていた号給に調整する。</u></p> <p><u>(1) 休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に初任給、昇格及び昇給等に関する規則第 2 条第 4 号に規定する昇給日がある職員</u></p> <p><u>(2) 復職等の日に昇格する職員（施行日の前日においてこの条例による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年条例第 4 号）付則第 5 項から第 7 項までに規定する差額に相当する額を加算した額を受ける職員に限る。）</u></p> <p><u>(施行日と同日に昇格等をする場合の号給決定)</u></p> <p>6 <u>施行日と同日に昇格、降格、昇給、降給又は転職等をする場合の号給決定は、付則別表第 2 による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。</u></p> <p><u>(他の特別区及び特別区の一部事務組合から採用される職員に対する規定の準用)</u></p> <p>7 <u>施行日の前日に人事交流により他の特別区及び特別区の一部事務組合を退職し、施行日から採用される職員の初任給決定については、付則第 2 項から前項まで並びに付則別表第 1 及び付則別表第 2 の規定を準用する。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p>8 <u>付則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</u></p> <p><u>(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p>9 <u>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。</u></p>	

新	現 行
<p><u>改め文省略（別紙 新旧対照表参照）</u></p> <p><u>付則別表（省略）</u></p> <p><u>別表第1（全部改正）</u></p> <p><u>別表第2（全部改正）</u></p> <p>別表第3（略）</p> <p><u>別表第4（全部改正）</u></p> <p><u>別表第5（全部改正）</u></p>	

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(付則第9項による改正)

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和8年条例第●号) 付則第9項の規定による 改正案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成30年条例第4号)
<p>○職員の給与に関する条例 昭和26年10月16日 条例第19号 付 則 (平成30年3月12日条例第4号) 改正 令和4年9月29日第34号 令和5年9月29日第30号</p> <p>1 から 4 まで (略)</p> <p><u>5 削除</u></p> <p><u>6 削除</u></p> <p><u>7 削除</u></p> <p>8 から 17 まで (略)</p>	<p>○職員の給与に関する条例 昭和26年10月16日 条例第19号 付 則 (平成30年3月12日条例第4号) 改正 令和4年9月29日第34号 令和5年9月29日第30号</p> <p>1 から 4 まで (略)</p> <p><u>(給料の切替えに伴う経過措置)</u></p> <p><u>5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員(以下「同一給料表適用特定職員」という。)のうち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会の定める職員を除く。)の給料月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p><u>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員(同一給料表適用特定職員を除く。)であって、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる特定職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p><u>7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員であって、任用の事情等を考慮して前2項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p>8 から 17 まで (略)</p>

総務財政委員会 令和8年2月25・26日
総務部 資料3番
所管 経理管財課

大田区公契約条例について

1 条例制定の理由

区では、令和2年に「大田区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する実施要綱」を定め、一定の公契約の受注者を対象として、賃金水準、労働環境の確認等を実施してきた。昨今の建設業に係る担い手確保、公共工事の品質確保の要請など、近年の公契約を取り巻く環境の変化を踏まえ、区が行う契約の公平かつ公正な入札・契約制度の確立、労働者等の適切な労働環境を確保することによる適正な履行と、区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的として、公契約条例を制定する。

2 制定概要

(1) 基本方針

- ア 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- イ 談合その他の不正行為を排除すること。
- ウ 区内の事業者の受注の機会を確保するよう努めること。
- エ 受注者において労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備をさせること。
- オ 公契約の適正な履行及び品質の確保を図り、良質な区民サービスの提供に寄与すること。

(2) 対象となる契約

- ア 工事又は製造請負契約 予定価格1億8千万円以上の契約
- イ ア以外の請負契約及び業務委託契約 予定価格2千万円以上の契約で規則で定めるもの
- ウ 指定管理協定

(3) 労働報酬下限額

- ア 受注者（下請事業者を含む）が対象となる公契約に専ら従事する労働者等に対し、区長が定める「労働報酬下限額」以上の報酬を支払うことについて、契約に盛り込

むことを定める。

イ 労働報酬下限額の算出基準は、「大田区公契約審議会」の意見を聴いて定める。

(4) 受注者からの報告

区は、公契約の履行に当たり、受注者に対してこの条例、労働基準法、労働安全衛生法その他の関係法令を遵守していること等を確認するものとする。

(5) 労働者等の申出

労働者等は、支払われた労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る時は、区又は受注者等にその事実を申し出ることができる。

(6) 大田区公契約審議会の設置

ア 労働報酬下限額、算出基準その他の公契約に関し必要な事項を調査審議するため、附属機関を設置する。

イ 大田区公契約審議会は、学識経験者2人以内、事業者団体関係者2人以内、労働者団体関係者2人以内で構成する。

(7) 施行日

令和8年4月1日

ただし、労働報酬下限額に係る規定等については、令和9年4月1日以降に締結する公契約について適用する。指定管理協定においては、同日前に公募が開始されたものについては適用しない。

(8) 付則による規則の一部改正

大田区公契約審議会の委員の報酬額を定めるため、「大田区附属機関の構成員の報酬の額に関する規則」の一部改正を行う。

(大田区公契約審議会の報酬額)

委員 2万円

総務財政委員会
令和8年2月25・26日
総務部 資料4番
所管 総務課

大田区手数料条例の一部を改正する条例について
(多機能端末機を用いた証明書交付手数料の引き下げについて)

1 改正の背景

多機能端末機の証明書交付サービスの利便性を体験していただくことで、恒常的な利用の定着を促し、窓口来訪者の減少と混雑緩和を図ることを目的に、区役所1階、特別出張所、コンビニエンスストア等に設置する多機能端末機で発行する各種写し又は証明（戸籍関係を除く）の手数料を引き下げるため、条例を改正する。

2 改正概要

(1) 引き下げ後の手数料金額

150円（引き下げ前は250円）

(2) 引き下げ対象証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、住民税証明書

3 施行日

令和8年9月1日

大田区手数料条例（昭和32年条例第24号）新旧対照表

新	旧
○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号	○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号
第1条及び第2条（略） （事務手数料の額及び回数等の計算）	第1条（略） （事務手数料の額及び回数等の計算）
第3条 事務手数料は、別表第1から別表第3までに定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。	第3条 事務手数料は、別表第1から別表第3までに定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。
(1)（略）	(1)（略）
(2) 写しの交付及び証明 1件につき300円（多機能端末機（区の電子計算組織と電気通信回線で接続された区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する場合にあっては、 <u>150円</u> ）	(2) 写しの交付及び証明 1件につき300円（多機能端末機（区の電子計算組織と電気通信回線で接続された区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する場合にあっては、 <u>250円</u> ）
2（略）	2（略）
第4条から第6条まで（略）	第4条から第6条まで（略）
別表第1から第3まで（略）	別表第1から第3まで（略）
<u>付 則</u>	
<u>この条例は、令和8年9月1日から施行する。</u>	

総務財政委員会
令和8年2月 25・26 日
総務部 資料4番
所管 総務課

大田区手数料条例の一部を改正する条例について
(医薬品、医療機器等法の品質、有効性及び安全性の確保等に
関する法律等の一部改正に伴う改正)

1 改正の背景

医薬品、医療機器等法の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）が公布された。

この法律の施行により、医薬品、医療機器等法の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の条項の条ずれが生じた為、条例の改正を行う。

2 改正概要

新旧対照表（別紙）のとおり

3 施行日

令和8年5月1日から施行する。

別紙

大田区手数料条例（昭和32年条例第24号）新旧対照表

新				旧			
第1条から第6条まで（略） 別表第1（第2条関係）				第1条から第6条まで（略） 別表第1（第2条関係）			
項	事務	名称及び額（1件につき）	徴収時期	項	事務	名称及び額（1件につき）	徴収時期
1 ～ 63 の 7	(略)			1 ～ 63 の 7	(略)		
63 の 8	医薬品、 医療機器等 の品質、有 効性及び安 全性の確保 等に関する 法律第14条 第13項の規 定に基づく 薬局製造販 売医薬品の 製造販売品 目の一部変 更の承認の 申請に対す る審査	薬局製造販売医薬品 製造販売品目一部変更 承認申請手数料 1品140円 目 につき	承認 申請 の と き	63 の 8	医薬品、 医療機器等 の品質、有 効性及び安 全性の確保 等に関する 法律第14条 第15項の規 定に基づく 薬局製造販 売医薬品の 製造販売品 目の一部変 更の承認の 申請に対す る審査	薬局製造販売医薬品 製造販売品目一部変更 承認申請手数料 1品140円 目 につき	承認 申請 の と き
64 ～ 13 の 7	(略)			64 ～ 13 の 7	(略)		
備考（略） 別表第2（略） 別表第3（略） <u>付 則</u> <u>この条例は、令和8年5月1日から施行す る。</u>				備考（略） 別表第2（略） 別表第3（略）			

総務財政委員会 令和8年2月 25・26 日
総務部 資料4番
所管 総務課

大田区手数料条例の一部を改正する条例について
(マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンション
の建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う改正)

1 改正の背景

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号・令和7年11月28日施行分及び令和8年4月1日施行分）によるマンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、大田区手数料条例の一部を改正する。

2 改正概要

別表第1（第2条関係）に定める以下の手数料の規定について、法律名称、根拠条項等を改正する。

- (1) 要除却等認定マンションの建替え等の特例許可申請手数料
- (2) マンション建替え等に係る法人及び事業証明手数料
- (3) マンション管理計画に係る認定申請手数料、認定更新申請手数料及び変更認定申請手数料

3 施行日

上記2（1）及び（2）については、令和8年4月1日。

（3）については、公布の日。

大田区手数料条例の一部を改正する条例について

■条例改正の概要

1 「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の改正に伴い、規定を整備します。

(1) 要除却等認定マンションの建替え等の特例許可申請手数料

- ・**法律名の改正**: 「マンションの**再生等**の円滑化に関する法律」に改正
- ・**特例許可制度の拡充**: 特例許可による**緩和対象に高さ制限を追加**
- ・**条ずれ**: 第105条⇒第163条の59に条ずれ

(2) マンション建替え等に係る法人及び事業証明手数料

- ・**法律名の改正**: 「マンションの**再生等**の円滑化に関する法律」に改正

(3) 施行日

- ・令和8年4月1日 **※手数料額の変更はありません。**

2 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の改正に伴い、規定を整備します。

(1) マンション管理計画に係る認定申請手数料、認定更新申請手数料及び変更認定申請手数料

- ・**条ずれ**:
第5条の4⇒第5条の14
第5条の6⇒第5条の16
第5条の7⇒第5条の17 に条ずれ

(2) 施行日

- ・公布の日 **※手数料額の変更はありません。**

大田区手数料条例（昭和32年条例第24号）新旧対照表

新				旧			
○大田区手数料条例				○大田区手数料条例			
昭和32年12月2日 条例第24号				昭和32年12月2日 条例第24号			
第1条から第6条まで（略）				第1条から第6条まで（略）			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
項	事務	名称及び額（1件につき）	徴収時期	項	事務	名称及び額（1件につき）	徴収時期
1から130まで（略）				1から130まで（略）			
131	<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号）の規定に基づく法人及びマンション建替え等事業に係る証明	マンション建替え等に係る法人及び事業証明手数料	400円 証明申請のとき	131	<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号）の規定に基づく法人及びマンション建替え等事業に係る証明	マンション建替え等に係る法人及び事業証明手数料	400円 証明申請のとき
132	<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> 第163条の5第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	<u>要除却等認定</u> マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000円 許可申請のとき	132	<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> 第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	<u>要除却認定</u> マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	160,000円 許可申請のとき
133から134まで（略）				133から134まで（略）			
135	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成1	マンション管理計画の認定申請手数料（1）及び（2）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額	認定申請のとき	135	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成1	マンション管理計画の認定申請手数料（1）及び（2）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額	認定申請のとき

<p>2年法律第149号) <u>第5条の14</u>の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>(1) 申請に併せて、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第91条のマンション管理適正化推進センターが作成した同法<u>第5条の14各号</u>に掲げる基準(都道府県等マンション管理適正化指針に関する部分を除く。)に適合していることを示す書類が提出された場合 ア 長期修繕計画の数が1であるとき 4,200円 イ 長期修繕計画の数が2以上であるとき 4,200円に1を超える長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加算した額 (2) (1)以外の場合 ア 長期修繕計画の数が1であるとき 26,300円 イ 長期修繕計画の数が2以上であるとき 26,300円に1を超える長期修繕計画の数に14,900円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>認定更新申請</p>
<p>136 マンションの管理の適正化の推</p>	<p>マンション管理計画認定更新申請手数料 次の(1)及び(2)に掲</p>	<p>認定更新申請</p>
<p>2年法律第149号) <u>第5条の4</u>の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>(1) 申請に併せて、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第91条のマンション管理適正化推進センターが作成した同法<u>第5条の4各号</u>に掲げる基準(都道府県等マンション管理適正化指針に関する部分を除く。)に適合していることを示す書類が提出された場合 ア 長期修繕計画の数が1であるとき 4,200円 イ 長期修繕計画の数が2以上であるとき 4,200円に1を超える長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加算した額 (2) (1)以外の場合 ア 長期修繕計画の数が1であるとき 26,300円 イ 長期修繕計画の数が2以上であるとき 26,300円に1を超える長期修繕計画の数に14,900円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>認定更新申請</p>
<p>136 マンションの管理の適正化の推</p>	<p>マンション管理計画認定更新申請手数料 次の(1)及び(2)に掲</p>	<p>認定更新申請</p>

<p>進に関する 法律第5条 の16第1項 の規定に基 づく管理計 画の認定の 更新の申請 に対する審 査</p>	<p>げる場合の区分に応じ、の と それぞれ次に掲げる額 き</p> <p>(1) 申請に併せて、 マンションの管理 の適正化の推進に 関する法律第91条 のマンション管理 適正化推進センタ ーが作成した同法 第5条の16第2項 において準用する 同法第5条の14各 号に掲げる基準(都 道府県等マンショ ン管理適正化指針 に関する部分を除 く。)に適合してい ることを示す書類 が提出された場合</p> <p>ア 長期修繕計画 の数が1である とき 4,200円</p> <p>イ 長期修繕計画 の数が2以上で あるとき 4,200円に1を 超える長期修繕 計画の数に1,600 円を乗じて得た 額を加算した額</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>ア 長期修繕計画 の数が1である とき 26,300円</p> <p>イ 長期修繕計画 の数が2以上で あるとき 26,300円に1を 超える長期修繕 計画の数に14,90 0円を乗じて得た</p>	<p>進に関する 法律第5条 の6第1項 の規定に基 づく管理計 画の認定の 更新の申請 に対する審 査</p>	<p>げる場合の区分に応じ、の と それぞれ次に掲げる額 き</p> <p>(1) 申請に併せて、 マンションの管理 の適正化の推進に 関する法律第91条 のマンション管理 適正化推進センタ ーが作成した同法 第5条の6第2項 において準用する 同法第5条の4各 号に掲げる基準(都 道府県等マンショ ン管理適正化指針 に関する部分を除 く。)に適合してい ることを示す書類 が提出された場合</p> <p>ア 長期修繕計画 の数が1である とき 4,200円</p> <p>イ 長期修繕計画 の数が2以上で あるとき 4,200円に1を 超える長期修繕 計画の数に1,600 円を乗じて得た 額を加算した額</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>ア 長期修繕計画 の数が1である とき 26,300円</p> <p>イ 長期修繕計画 の数が2以上で あるとき 26,300円に1を 超える長期修繕 計画の数に14,90 0円を乗じて得た</p>
---	---	--	---

		額を加算した額				額を加算した額	
137	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の17第1項の規定に基づく管理計画の変更の申請に対する審査	マンション管理計画の変更認定申請手続料	変更認定申請のとき	137	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の申請に対する審査	マンション管理計画の変更認定申請手続料	変更認定申請のとき
		変更認定申請1件につき、次に掲げる変更に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額				変更認定申請1件につき、次に掲げる変更に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額	
		(1) 管理組合の運営に係る事項の変更 4,300円（変更する長期修繕計画（管理組合の運営に係る事項の変更を伴うものに限る。）の数が2以上である場合は、4,300円に1を超える当該長期修繕計画の数に2,400円を乗じて得た額を加算した額）				(1) 管理組合の運営に係る事項の変更 4,300円（変更する長期修繕計画（管理組合の運営に係る事項の変更を伴うものに限る。）の数が2以上である場合は、4,300円に1を超える当該長期修繕計画の数に2,400円を乗じて得た額を加算した額）	
		(2) 管理規約の変更 3,600円（変更する長期修繕計画（管理規約の変更を伴うものに限る。）の数が2以上である場合は、3,600円に1を超える当該長期修繕計画の数に2,400円を乗じて得た額を加算した額）				(2) 管理規約の変更 3,600円（変更する長期修繕計画（管理規約の変更を伴うものに限る。）の数が2以上である場合は、3,600円に1を超える当該長期修繕計画の数に2,400円を乗じて得た額を加算した額）	
		(3) 管理組合の経理に係る事項の変更 4,100円（変更する長期修繕計画（管理組合の経理に係る事項の変更を伴うものに限る。）の数が2以上である場合は、4,100円に1を超える当該長				(3) 管理組合の経理に係る事項の変更 4,100円（変更する長期修繕計画（管理組合の経理に係る事項の変更を伴うものに限る。）の数が2以上である場合は、4,100円に1を超える当該長	

期修繕計画の数に2,500円を乗じて得た額を加算した額)
(4) 長期修繕計画の変更
8,700円(変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、8,700円に1を超える当該長期修繕計画の数に4,700円を乗じて得た額を加算した額)
(5) 組合員名簿、居住者名簿その他の名簿の変更
2,600円(変更する長期修繕計画(組合員名簿、居住者名簿その他の名簿の変更を伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、2,600円に1を超える当該長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加算した額)
(6) (1)から(5)までに掲げる変更以外のもの
1,800円(変更する長期修繕計画((1)から(5)までに掲げる変更以外のものを伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、1,800円に1を超える当該長期修繕計画の数に800円を乗じて得た額を加算した額)

備考 規格は、日本産業規格とする。

期修繕計画の数に2,500円を乗じて得た額を加算した額)
(4) 長期修繕計画の変更
8,700円(変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、8,700円に1を超える当該長期修繕計画の数に4,700円を乗じて得た額を加算した額)
(5) 組合員名簿、居住者名簿その他の名簿の変更
2,600円(変更する長期修繕計画(組合員名簿、居住者名簿その他の名簿の変更を伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、2,600円に1を超える当該長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加算した額)
(6) (1)から(5)までに掲げる変更以外のもの
1,800円(変更する長期修繕計画((1)から(5)までに掲げる変更以外のものを伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、1,800円に1を超える当該長期修繕計画の数に800円を乗じて得た額を加算した額)

備考 規格は、日本産業規格とする。

別表第 2 及び別表第 3 (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の 131 の項及び 132 の項の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

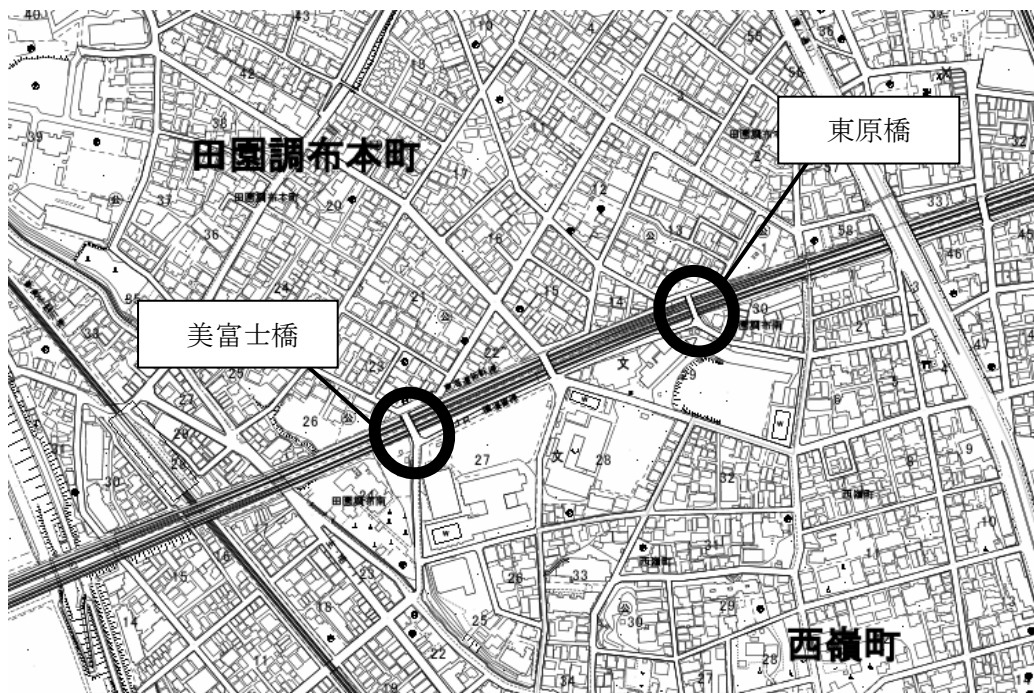
別表第 2 及び別表第 3 (略)

美富士橋外1橋耐震補強等工事（鋼床版製作・運搬・橋面復旧等）請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 美富士橋外1橋耐震補強等工事（鋼床版製作・運搬・橋面復旧等）
- (2) 契約金額 ￥450,890,000— 随意契約
- (3) 契約の相手方 台東区台東三丁目28番8号
名工建設株式会社 東京支店
支店長 村瀬 義隆
- (4) 工事場所 大田区田園調布本町22番から田園調布南27番先外1か所
- (5) 工 期 契約有効の日から令和14年3月15日まで
- (6) 工事内容 美富士橋耐震補強等工事及び東原橋耐震補強等工事
主桁塗替え工
床版工（伸縮装置工、地覆設置工、舗装工）
取付道路改修工
鋼床版製作・運搬・調査工

2 案内図



総務財政委員会 令和8年2月25・26日
総務部 資料6番
所管 経理管財課

仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他工事請負契約の変更について

1 工事概要

- (1) 工事件名 仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他工事
- (2) 工事場所 大田区大森西二丁目3番
- (3) 工 期 令和5年5月30日から令和8年5月29日まで
- (4) 契約の相手方 ナカノフドー・幸・神菌建設工事共同企業体
- (5) 変更概要

	変更する項目	変更内容
1	インフレスライドの適用	賃金水準等の変動により契約金額が不相当となったため、「工事請負契約書第25条第6項」の規定に基づき金額変更をする。
2	都・区連携に向けたレイアウト	「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの開設に関する確認書の締結について」に基づき、都・区連携に向けたレイアウト変更に伴い、内装・設備等の仕様を変更する。(減額変更)

- (6) 変更する事項 契約金額 当初金額 3,091,000,000円
- 第1回変更後金額 3,115,244,000円
- 第2回変更後金額 3,112,901,000円
- 第3回変更後金額 3,162,313,000円
- 今回変更後金額 3,304,037,000円
- 差引金額 141,724,000円

2 案内図



仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他電気設備工事請負契約の変更について

1 工事概要

- (1) 工事件名 仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他電気設備工事
- (2) 工事場所 大田区大森西二丁目3番
- (3) 工 期 令和5年9月26日から令和8年5月29日まで
- (4) 契約の相手方 永岡・城南建設工事共同企業体
- (5) 変更概要

変更する項目	変更内容
1 インフレスライドの適用	賃金水準等の変動により契約金額が不相当となったため、「工事請負契約書第25条第6項」の規定に基づき金額変更をする。
2 都・区連携に向けたレイアウト	「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの開設に関する確認書の締結について」に基づき、都・区連携に向けたレイアウト変更に伴い、照明設備、コンセント設備、配管配線設備等の仕様を変更する。
3 ケーブルラック施工方法の見直し	電気設備に係るケーブルラックを2段設置する計画としていたが、施工VEにより、ケーブルラックを1段に集約し、セパレーターで弱電と強電を分ける方式に変更する。(減額変更)

(6) 変更する事項	契約金額	当初金額	385,000,000円
		第1回変更後金額	391,413,000円
		今回変更後金額	423,621,000円
		差引金額	32,208,000円

2 案内図



総務財政委員会 令和8年2月25・26日
総務部 資料8番
所管 経理管財課

仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他機械設備工事請負契約の変更について

1 工事概要

- (1) 工事件名 仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他機械設備工事
- (2) 工事場所 大田区大森西二丁目3番
- (3) 工期 令和5年9月26日から令和8年5月29日まで
- (4) 契約の相手方 不二熱学工業株式会社 東京支店
- (5) 変更概要

変更する項目	変更内容
1 インフレスライドの適用	賃金水準等の変動により契約金額が不相当となったため、「工事請負契約書第25条第6項」の規定に基づき金額変更をする。
2 都・区連携に向けたレイアウト	「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの開設に関する確認書の締結について」に基づき、都・区連携に向けたレイアウト変更に伴い、空気調和設備、換気設備、衛生器具設備等の仕様を変更する。(減額変更)

(6) 変更する事項	契約金額	当初金額	412,500,000円
		第1回変更後金額	417,714,000円
		今回変更後金額	449,482,000円
		差引金額	31,768,000円

2 案内図



大田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の提出について
(概要)

1 改正の経過

令和5年度税制改正の大綱において、公示送達制度の見直しを行うことが示された。これに伴い、国税関係の法改正とともに、高齢者の医療の確保に関する法律が準用する地方税法においても、公示送達に係る同様の改正が行われた。よって、後期高齢者医療制度においても公示送達に関する規定を整備するため、本条例について改正する。

2 改正点

本条例における公示送達について、以下に示す方法で行う。

- (1) 公示事項を、地方税法施行規則に規定する方法(インターネット)により不特定多数の者が閲覧できる状態に置くこと。
- (2) 公示事項が記載された書面を、従前と同様、区の掲示場に掲示し、又は東京都後期高齢者医療広域連合の事務所に設置した、電子計算機の映像面に表示したものを閲覧できる状態に置くこと。

3 その他

公示送達に係る地方税法の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の公布日から起算して3年3か月を超えない範囲内において、政令で定める日を施行期日としている。このことから、本条例に関しても、3年3か月に達する令和8年6月30日までに、施行することとなっている。

大田区後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月14日 条例第8号 改正 平成21年6月22日第51号 平成25年10月7日第53号 平成30年3月12日第7号 令和2年12月14日第63号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略) (区において行う事務)</p> <p>第2条 (略) (保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 (略) (普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 (略) (保険料の督促)</p> <p>第5条 (略) (延滞金)</p> <p>第6条 (略) (公示送達)</p> <p>第7条 法第112条の規定において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を大田区公告式条例（昭和32年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を広域連合の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする</u>ものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>○大田区後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月14日 条例第8号 改正 平成21年6月22日第51号 平成25年10月7日第53号 平成30年3月12日第7号 令和2年12月14日第63号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略) (区において行う事務)</p> <p>第2条 (略) (保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 (略) (普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 (略) (保険料の督促)</p> <p>第5条 (略) (延滞金)</p> <p>第6条 (略) (公示送達)</p> <p>第7条 法第112条の規定において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、大田区公告式条例（昭和32年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p>

<p>(罰則)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(準備行為)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>付 則 (平成21年6月22日条例第51号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>付 則 (平成25年10月7日条例第53号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>付 則 (平成30年3月12日条例第7号)</p> <p>(略)</p> <p>付 則 (令和2年12月14日条例第63号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律</u> <u>(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げ</u> <u>る規定の施行の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の大田区後期高齢者医</u> <u>療に関する条例第7条の規定は、この条例の施行</u> <u>の日以後にする公示送達について適用し、同日前</u> <u>にした公示送達については、なお従前の例によ</u> <u>る。</u></p>	<p>(罰則)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(準備行為)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>付 則 (平成21年6月22日条例第51号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>付 則 (平成25年10月7日条例第53号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>付 則 (平成30年3月12日条例第7号)</p> <p>(略)</p> <p>付 則 (令和2年12月14日条例第63号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議について

1 概要

2年に一度の保険料改定に当たり、保険料率増加抑制策として特別対策等を継続するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部の変更を行う。本規約の変更に係る関係区市町村の協議を行うに際し、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。

2 規約変更の内容

別紙、新旧対照表のとおり。

規約の附則第5項において、「令和6年度分及び令和7年度分」を「令和8年度分及び令和9年度分」に改める。

施行期日は、令和8年4月1日。

3 その他

(1) 特別対策等の概要

保険料率増加抑制のため、4項目（審査支払手数料、財政安定化基金拠出金、保険料未収金補填分、葬祭費）の特別対策及び所得割額独自軽減策を行うものである。

(2) 政令どおりの場合（特別対策等を実施しない場合）との比較

特別対策等を実施することにより、一人当たりの平均保険料額が5,710円削減（21,754円－16,044円）される。

	令和6・7年度 (特別対策等実施)	令和8・9年度 (政令どおりの場合)	令和6・7年度 との増減 (政令)	令和8・9年度 (特別対策等実施)	令和6・7年度 との増減 (特別対策等)
一人当たりの 平均保険料額	111,356円	133,110円	<u>21,754円</u>	127,400円	<u>16,044円</u>

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）新旧対照表

改正案	現 行																								
<p>第1条～第19条（略）</p> <p align="center">附 則</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 <u>令和8年度分及び令和9年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)</td> <td align="center">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。」とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)</td> <td align="center">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査支払手数料相当額</td> <td align="center">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント	項目	負担割合	審査支払手数料相当額	100パーセント	<p>第1条～第19条（略）</p> <p align="center">附 則</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 <u>令和6年度分及び令和7年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)</td> <td align="center">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。」とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)</td> <td align="center">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査支払手数料相当額</td> <td align="center">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント	項目	負担割合	審査支払手数料相当額	100パーセント
項目	負担割合																								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント																								
項目	負担割合																								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント																								
項目	負担割合																								
審査支払手数料相当額	100パーセント																								
項目	負担割合																								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント																								
項目	負担割合																								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント																								
項目	負担割合																								
審査支払手数料相当額	100パーセント																								

財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和8年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。」

とする。

附 則（令和8年3月31日東京都知事届出）

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第1・別表第2 （略）

財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和6年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。」

とする。

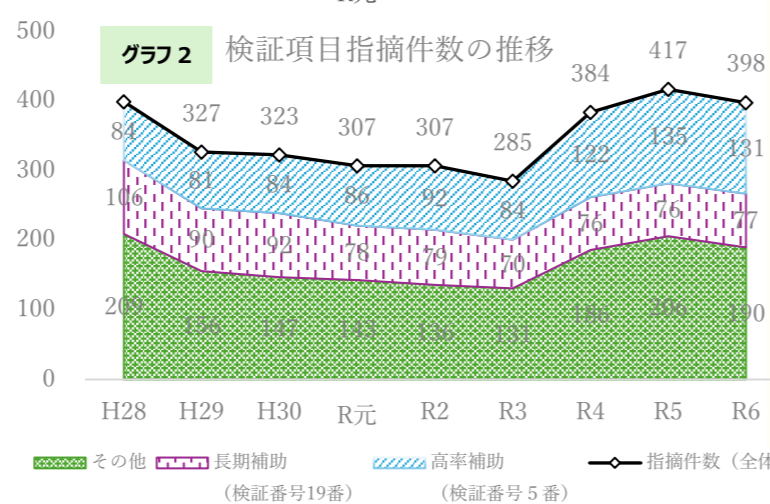
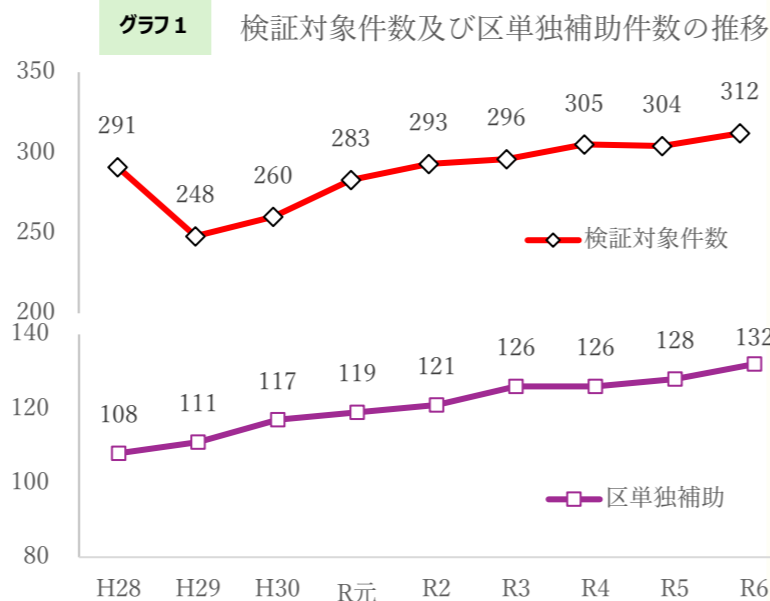
別表第1・別表第2 （略）

1 改定の背景・目的

- 平成 26 年 3 月「大田区補助金等交付規則」の制定、平成 28 年 3 月「大田区補助金適正化方針」の策定から 10 年が経過し、これまでの間、感染症や物価高騰などの影響による社会経済状況の変化は著しい。
- 高率補助、単独補助の増加、補助の長期化といった課題もある。
- 法令等に基づく補助事業の執行など適正化方針の適用の必要性が低く、形式的な手続きにとどまっている内容もみられる。
- 本方針の見直しによって、補助金制度の定期的な検証・見直しの仕組みを再構築し、補助金制度の一層の適正化を図る。
- 施策の新陳代謝を促進し、地域社会の課題解決に資する仕組みとしていくことを目指す。

2 補助金事業における現状と課題

- 検証対象件数は**増加傾向** 令和 6 年度末時点で 312 件となっている。
- 区単独補助事業についても**増加傾向**にある。(グラフ 1)
- 補助率 1/2 超 (高率補助)、終期の設定 (長期補助) については指摘が多い。この 2 項目で例年の件数全体の**約 5 割**を占める。(グラフ 2)
- 現適正化方針では、全ての補助金事業を検証対象としている。**検証にあたって区の意思が反映できない補助事業や、検証意義が低い補助事業も多く存在する。**



3 改定内容について

○ 適正化方針における検証の適用除外

<目的>

- 適用補助金 (主に区単独補助事業) の**効果検証と精査を強化し、高率補助や長期補助など検証内容の改善を図る。**
- 形骸化している手続きの解消と事務処理上の負担軽減を図る。

<改定内容及び適用除外とする補助金の種類とその考え方>

種類	要件	適用除外とする考え方
(1) 国・都の法令等に基づく事業	国費又は都費を財源とし、それぞれ法令・要綱等に基づく費用負担に準じて執行し、かつ、区の意思が反映できないもの。 ただし、区単独の上乗せ・横出しをしている場合は、適正化方針を適用する。	国事業は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、都事業は「東京都補助金等交付規則」の適用下で執行するものであり、区で改めて適正化方針を適用する必要性が低い。 実施の判断は予算編成を通じて行い、交付規則及び個別の要綱等でその執行を担保する。
(2) 単年度事業	補助金の執行が単年度で完了するもの (区単独事業含む)。	単年度で完了する補助金は、 将来に渡る効果検証の意義は薄く 、適用になじまない。 実施の判断は予算編成を通じて行い、交付規則及び個別の要綱等でその執行を担保する。
(3) 法令等に基づく利子補給	国や都の法令等に基づく利子補給に係るもの。	利率の設定等について、区の意思が反映できないため、適用になじまない。 交付規則及び個別の要綱等でその執行を担保する。

○ 補助金執行における適正化と補助目的の完全達成

<目的>

- 補助金執行における適正化と**補助目的の完全達成**を図る。
- 手続きを再確認し、不適切な執行を防ぐ。

<改定内容>

- 補助条件の設定に関する文言の追加
交付規則は、補助事業者等を直接的に規制していないため、交付の申請及び決定の手続等に関するものを除き、補助条件を付し、補助事業者等も含め**手続き上の不備を防止**する。
- 財産処分規制に関する文言の追加
補助金等事業は、**単に補助金を目的通り消費した事実をもって補助目的を達成したと考えることはできない。**補助金等の資金価値が転換されたアウトプット (取得財産等) が、事後引き続き当初の目的どおり使用されていないと認められればならず、交付規則に基づく**財産処分規制を通じて補助目的の完全達成**を図る。

大田区補助金適正化方針

令和8年2月

大 田 区

目 次

第1	方針改定の背景と目的	1
第2	補助金の定義	1
第3	適正化への取組み	3
1	補助目的の明確化	4
2	基本要件の総点検	4
3	スクラップ・アンド・ビルドの徹底	5
4	補助内容のメニュー化	6
5	委託事業と補助事業の整理	6
6	間接補助の禁止	6
7	個人対象の補助金に対する交付要件の設定	7
8	団体の運営費補助から事業費補助への見直し	7
9	終期の設定	8
10	補助条件の設定	9
11	財産処分の制限	9
第4	検証制度の確立	9
第5	透明性の確保	10

第1 方針改定の背景と目的

区では、平成26年3月に「大田区補助金等交付規則」（以下「交付規則」という。）を制定し、補助金等の交付申請、決定、実績報告等の事務手続きの基本的事項について規定するとともに、全庁的な要綱の改正を実施した。

その後、統一的な基準と定期的な検証・見直し体制を整備するため、平成28年3月に「大田区補助金適正化方針」（以下「適正化方針」という。）を策定し、適正かつ効果的な補助金制度の構築を図ってきた。

しかし、策定から10年が経過し、これまでの間、感染症や物価高騰などの影響による社会経済状況の変化は著しく、区民ニーズも多種多様に変化している。

こうした中、高率補助、単独補助の増加、補助の長期化といった課題があるほか、法令等に基づく補助事業の執行など適正化方針の適用の必要性が低く、形式的な手続きにとどまっている内容もみられる。

そこで、より適正かつ効果的な補助金とするとともに、財政の弾力性を確保するため、補助金制度の統一的な指針である本方針を、区民ニーズの変化や制度上の課題を踏まえた合理的な内容に見直すこととした。本方針の見直しによって、補助金制度の定期的な検証・見直しの仕組みを再構築し、補助金制度の一層の適正化を図ることはもとより、施策の新陳代謝を促進し、地域社会の課題解決に資する仕組みとしていくことを目指し、適正化方針を改定する。

第2 補助金の定義

地方自治法第232条の2では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合(※)においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていることから、補助金は公益上必要のあるものに限定される。

交付規則では、「区がその公益上必要がある場合において、区以外の者に交付する補助金、負担金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないもの（区長が指定するものを除く。）」と定義している。

したがって、本方針においても名称によらず、公益上必要のあるもので相当の反対給付を受けない給付金は「補助金」として取り扱う。

ここでいう「相当の反対給付」とは、補助金の給付に対し、交付した補助金相当額の財やサービスが直接区に還元されることである。

団体への加入に伴う会費や負担金、講習会受講料は、反対給付があるため該当しない。

※「公益上必要がある」とは、区にとって何らかの便益をもたらすものをいう。
「公益上必要」であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではなく、客観的に見て公益上必要な行為でなければならない。

【本方針の対象となる支出】

対象となる支出	一部対象となる支出
<p>補助金 区がその公益上必要がある場合において、区以外の者に交付する補助金、負担金、利子補給金その他の給付金で、相当の反対給付を受けないもの</p> <p>なお、補助金という名称を用いないものであっても、実質が補助金と同様のものは対象となる。(〇〇奨励金、〇〇補給金、〇〇助成金など)</p>	<p>扶助費 社会保障の一環として生活困窮者の最低限の生活維持を図る目的で支給するもの</p> <p>※法律等の規定により給付が義務付けられているものは対象外。 区単独のものは対象。国等の給付の上乗せ・横出し分も対象となる。</p>
	<p>委託料 双方の合意により、相当の対価として支出するもの</p> <p>※委託料は対象外であるが、区が交付すべき補助金の交付事務を委託している場合は、補助金に準じた確認が必要である。(第3-6参照)</p>
	<p>負担金(分担金) 利益を受けることに対する支出(工事負担金、研修等参加費) 団体への加入に伴う支出(一部事務組合分担金、協議会等分担金・会費)</p> <p>※負担金(分担金)という名称のものでも、補助金的性質のもの(反対給付が無いもの)は、対象となる。 (例：自治会・町会に対する地域活動負担金)</p>

【本方針による検証の適用除外】

補助金等は、その目的や必要性、評価について区の明確な方針の下に執行されることが重要であるが、国や都の法令等により規定されている補助金等、適正化

方針による検証になじまない補助金もあるため、適正化方針の適用除外の仕組みを設ける。

適用除外する場合は、所管部局は、適用除外申請を行い、企画経営部財政課による審査を経て、決定を行う。

なお、ここで言う「適用除外」とは、適正化方針による検証の対象から除外するということであり、交付規則や予算査定等の対象から除外されることではない。

以下、いずれかに該当する補助金等は適用除外とする。

要件	適用除外とする考え方
<p>(1) 国費又は都費を財源とし、それぞれ法令・要綱等に基づく費用負担に準じて執行し、かつ、区の意味が反映できないもの。 ただし、区単独の上乗せや横出しをしている場合は、適正化方針を適用する。</p>	<p>国事業は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、都事業は「東京都補助金等交付規則」の適用下で執行するものであり、区で改めて適正化方針を適用する必要性が低い。実施の判断は予算編成を通じて行い、交付規則や個別の要綱等でその執行を担保する。</p>
<p>(2) 補助金の執行が単年度で完了するもの（区単独事業含む）。</p>	<p>単年度で完了する補助金は、将来に渡る効果検証の意義は薄く、適用になじまない。実施の判断は予算編成を通じて行い、交付規則や個別の要綱等でその執行を担保する。</p>
<p>(3) 法令等に基づく利子補給に係るもの。</p>	<p>利率の設定等について、区の意味が反映できないため、適用になじまない。個別の要綱等でその執行を担保する。</p>

第3 適正化への取組み

補助金は、区民や団体の地域力を活かした公益性のある事業の促進、発展のため交付するものであり、区の施策実現のため重要な役割を担うと同時に、適正な運用が不可欠である。

補助事業の適正化を通じ、限られた財源の中、様々な分野での効率的かつ効果的な執行を実現するべく、区は以下の取組みを行う。

既存の制度の見直しや新たな制度の創設の際には、この取組みを踏まえ十分な検証を行うとともに、交付要綱等に明記する。

また、補助金の交付にあたっては、交付規則を遵守しなければならない。

1 補助目的の明確化

補助金を創設する際は、補助金を交付することで達成したい目的が何であるかを明確にしなければならない。補助目的は、補助金交付の必要性、妥当性を判断する基礎となるものである。

2 基本要件の総点検

区が交付する補助金は、地方自治法及び交付規則で規定する「公益性」に加え「有効性」「適格性」を備えていることを基本とし、原則、次の要件を満たすものとする。

(1) 公益性

- ① 特定の地域や個人、団体の利益に供するものではないこと
- ② 区民に還元する事業効果が、直接的または間接的に波及すること
- ③ 補助目的が区の政策上の位置づけと整合していること
- ④ 補助の目的、内容が区民ニーズに合っていること
- ⑤ 交付内容やその効果に関する情報、受益の機会が一般に開かれていること

(2) 有効性

- ① 補助目的が社会情勢の実情を踏まえていること
- ② 補助金額や補助率が、費用対効果からみて適正であること
- ③ 補助金を交付する手段以外で、補助目的の達成を図ることができないこと
- ④ 区民又は団体(※)（以下「区民等」という）と区の役割分担の中で、区が補助すべき内容であること
- ⑤ 類似した目的の補助事業がないこと

(3) 適格性

- ① 法令に抵触しないこと
- ② 交付要綱など、基準が明確に定められていること

※ 団体とは、自治会・町会、区民活動団体、NPO、事業者、区の外郭団体などをいう。

3 スクラップ・アンド・ビルドの徹底

スクラップ・アンド・ビルドの考え方のもと、新規の補助金制度を設ける場合はもとより、あらゆる機会を捉えて既存の補助金の削減に向け、以下の検証を行う。

(1) 補助金事業にかかる原材料費の変動、業務の効率化による経費の縮小、補助目的の達成度など、状況の変化にあわせて補助単価や交付限度額を見直し、必要に応じた引き下げを行う。

(2) 補助金は区民等の主体的活動や自立的運営を支援するために交付するものであり、補助金に依存する事業運営になってはならないことから、補助率について、原則、補助対象経費の1/2を上限とする。

なお、区政を推進するうえで強く奨励・支援すべき補助については、例外的に高率補助を設定できるものとするが、高率補助を行う理由を明らかにするとともに、その妥当性を十分に検証する。

(3) 補助対象とする経費区分を明確に設定するとともに、次の経費については、補助の対象としない。

- ① 交際費、慶弔費、懇親会費など公益的事業に直結しない経費
- ② 食糧費(ただし補助事業の目的を達成するために飲食の必要がある場合を除く。)
- ③ 人件費(ただし区の施策の補完を目的として設立された団体への補助等については、必要性・積算基礎を明確にしたうえで交付することができる。)

- ④ 社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費（募金、寄付金、補助事業の目的に則さない視察や研修等）

(4) 目的及び対象等が類似、重複している補助金がある場合は、統合する。

(5) 施策の浸透・普及により目的が達成された補助金、社会経済情勢の変化によりめざすべき効果が薄れたと認められる補助金については、終了する。

特に、終期を迎えた補助金については、漫然と更新することなく、統廃合を含め重点的な見直しを行う。

4 補助内容のメニュー化

補助金の交付に際しては、区民等の自主性を尊重する必要がある。自主的な取組みを促進するため、補助対象となるいくつかの事業メニューの中から申請者が事業項目を選択できるメニュー化の導入を検討する。

5 委託事業と補助事業の整理

本来、区が自ら行うべき事業を他の団体等が代行する場合は、補助事業ではなく区の委託事業として行うものであり、補助事業と委託事業を明確に区分しなければならない。特に、同一事業者に対し補助金と委託料双方の交付をする場合は、両者を明確に区分するとともに、実績報告等の審査の際にも現行の区分の妥当性について常に検証を行う。

6 間接補助の禁止

原則、補助金を受けた団体から、個人又は他の団体や関係組織への間接補助は認めない。ただし、事業目的を達成するうえでやむを得ず間接補助を行う必要がある場合は、間接補助事業者等(※)に対し区の規定は直接適用されず、補助事業者を通じて間接的に規制することになる。

したがって、区が補助を行う際に、間接補助事業者等に対する交付基準や報告の義務付けなど区の規定に準じた基準を設けることや区が補助金の使途の確認ができることを補助要綱等で定める。

また、区の補助金交付事業を委託する場合には、交付規則及び本方針を厳守することを委託契約内容に明記したうえで、実績報告等により、補助金交付事業が適正に遂行されているか審査しなければならない。

※ 間接補助事業者等とは、区の補助金の交付を受けた補助事業者から、区の補助金を財源とした補助金を受ける個人又は事業者のこと。

7 個人対象の補助金に対する交付要件の設定

個人を対象とする補助金は、区民の経済的負担の軽減を目的とするものや、区が奨励する取組みへの支援・誘導を行うために、個人に対して直接支出するものである。

したがって、他区市町村との均衡、生活水準指標等の動向、区民の所得及び負担能力を勘案したうえで、適切な所得要件の設定を行う。また、納税者との不公平が生じないように、助成の内容や対象者の事情を十分考慮して、区税等未納者に対し、交付前の完納の義務化や交付制限を設ける。

ただし、生命や財産の安全の確保、防災、教育を受ける権利の保障の観点からやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

8 団体の運営費補助から事業費補助への見直し

補助金の交付にあたっては、公益性の確保及び団体の自立促進の観点から、事業費補助（※1）を原則とし、既存の運営費に対する補助金についても事業費補助へ移行するよう見直しを行う。

ただし、次の場合は、補助金の使途、効果等について十分な検証を行ったうえで運営費について補助することができる（※2）。なお、運営費補助を行う場合は、団体の決算、経営状況の検証を行い、補助の妥当性を確認のうえ決定しなければならない。

① 団体の育成を主目的とする場合

補助金交付にあたり、区は、団体の運営に対して積極的に指導・助言を行い、団体の自立を促進しなければならない。

② 区の施策を補完する場合

補助金交付にあたり、区は、補助事業における団体の役割及び支援する条件を定めなければならない。

- ※1 事業費補助 公益上必要と認める特定の事業や活動を助長・奨励・支援するために必要な経費の一部を補助するもの
 - 例1 地域団体等の活動に対して必要な経費の一部を補助するもの（地域安全安心パトロール活動助成金など）
 - 例2 イベントの実施に対して補助するもの（OTAふれあいフェスタ実施における補助金など）
- ※2 運営費補助 団体の活動や事業の目的に公益性があると判断し、団体を支援する条件を定め、たうえで当該団体の運営に必要な経費の一部を補助するもの
 - 例 区の施策を補完する活動を行う団体に対し、その運営費の一部を補助するもの（認証保育所運営費等補助など）

9 終期の設定（サンセット方式）

補助金制度を長期間継続することは、新しいニーズに対応した制度の創設や見直しを困難にする。一方、助成を受ける側にとっても、補助金の既得権化やそれに伴い自主性・自立性を損なうといった弊害が発生する恐れがある。これらを防ぐため、サンセット方式により補助期間の終期設定を行い、補助事業の終了を念頭に置いた見直しを定期的を実施する。

補助事業の終期設定にあたっては、有効期限と見直し期限の2つの考え方に基づき設定する。新規補助金は3年、継続補助金は5年を限度に有効期限を設定することを基本とし、事業の目的を達成した段階でその補助事業は廃止する。原則、要綱においても有効期限の規定を設ける。

継続する補助金については、有効期限に合わせて検証、見直しを行い、公益性・有効性・適格性を総合的に分析し、終了を念頭に継続の妥当性について判断する。

有効期限を設定することがふさわしくない補助金についても、定期的な検証、見直しを行う必要があるため、有効期限を設定しない理由を明確にし、別途見直し期限を設定しなければならない。

10 補助条件の設定

交付規則は、補助金交付に係る手続きなど、予算執行を適正化し、補助目的を達成していくための基本的事項を定めている。一方、交付規則は補助事業者を直接的に規制していないため、補助金等の交付の決定にあたり、補助金等の交付の申請及び決定の手続等に関するものを除き、補助条件を付さなければならない。ただし、補助金等の交付の目的、補助事業等の内容から補助条件とすることが適当でない場合や、法令等の規定等と補助条件が重複する場合等については、補助条件を付さないことができる。

また、交付規則で規定する以外の事項でも個々の補助事業等についてその適正な遂行のため必要なものは、補助条件を付さなければならない。

11 財産処分の制限

補助金等事業は、実績報告及び額の確定をもって補助関係が終結するが、補助金等を原資とした物件の購入や整備等、単に補助金を目的通り消費した事実をもって補助目的を達成したと考えることはできない。補助金事業の目的を完全達成するためには、補助金等の資金価値が転換されたアウトプット（取得財産等）が、事後引き続き当初の目的どおり使用されていなければならない。

交付規則第24条では、補助事業等による取得財産、効用増加財産の処分を制限する規定を設けており、この処分規制を通じて補助目的の完全達成を図る。

第4 検証制度の確立

本方針改定後、すべての補助金について方針に基づいた見直しを行い、企画課及び財政課において取組み状況の検証を行う。その結果を踏まえ、補助要綱の見直しや、新たな補助金制度を創設する場合は、財政課長への協議を必須とする。

加えて、行政評価や予算査定など既存の経営手法の効果的な活用を図ることで補助金制度の定期的な検証につなげることとする。

第5 透明性の確保

補助金の適正化を進めるにあたっては、費用対効果が低くなったものや役割が薄れたものを適宜見直す一方で、新たに必要性が生じたものは柔軟に取り入れることにより、区民の福祉の向上を図るためのものとしていかなければならない。

そのために、区民によるチェック機能を確保し、開かれた補助金制度とする必要がある。区は、見直し状況等について適宜公表するなど、区民への情報公開に努める。

第二次大田区再犯防止推進計画（素案）に係る
区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果及び策定について

1 区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果

(1) 実施期間

令和7年12月24日（水）から令和8年1月13日（火）まで

(2) 周知方法

大田区ホームページ（閲覧数110回）

(3) 閲覧場所

大田区ホームページ、総務課、区政情報コーナー、各特別出張所、各地域福祉課、更生保護サポートセンター

(4) 意見及び内訳

ア 提出者数

8名

（内訳 電子申請6名、FAX1名、持参1名）

イ 提出意見数

33件

ウ 意見の内訳

分類	件数
計画全般に関すること	9件
就労・住居の確保等について	4件
保健医療・福祉サービスの利用の促進等について	3件
非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等について	5件
関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進について	8件
地域における見守り・支援の強化による包摂の推進について	4件
計	33件

(5) 意見の要旨及び区の考え方

別紙のとおり

2 今後の予定

令和7年度中に決定、令和8年4月に公表

別紙「第二次大田区再犯防止推進計画（案）」のとおり

第二次大田区再犯防止推進計画(素案)への区民意見公募手続(パブリックコメント) 意見要旨と区の方針

No.	分類	意見要旨	区の方針
1	計画全般	地域において立ち直りを支える更生保護活動に長年携わる立場から、本計画が、再犯防止を刑事司法の枠にとどめず、福祉、教育、雇用、地域社会が連携して取り組むべき課題として整理されている点を、高く評価します。	本計画は、国や都の再犯防止推進計画を踏まえ、再犯防止対策の中で基礎自治体が担うべき重要な役割である包摂性のある社会をめざし、広く区の事業を活用し、関係機関・団体及び保護司をはじめ民間ボランティアとの連携強化を図っていくことが重要であると考えております。
2	計画全般	本計画は、令和に入ってからの大田区を取り巻く現状を分かりやすくまとめ、なぜ今、推進していかないといけないかを表しています。	本計画は、区が行っている施策を最大限に活かし、区と関係団体、地域が連携・協力し合い、犯罪を防止し、安心安全な地域社会の実現を目指しているものです。
3	計画全般	本計画は、就労支援や非行防止、関係団体の連携等、行政資源を活用していく提言にも触れ、積極的・具体的に結び付けられている。	本計画は、地域の中で“犯罪をした者等”の立ち直りを支援するためには、多岐にわたる取組を、再犯防止対策や更生保護に取り組む関係機関・団体や保護司をはじめ民間ボランティアとともに、総合的に推進していく必要があると考えます。
4	計画全般	以下のような項目を入れて計画の実施状況を管理し、その「趣旨を踏まえて」いただきたい。 進捗管理及び評価の考え方【名古屋市】 計画策定から3年経過時点における中間評価を行い、必要な見直しを行うとともに、計画期間終了時には、計画期間全体を通じた施策の進捗状況の評価を行い、次期計画に反映することで、計画の着実な推進を図ります。	計画に掲げた各施策について、毎年度の実績を集約し、再犯防止推進会議で各部署から報告を行い、各委員の皆さまと共有し、意見交換を行っております。今後も引き続き、定期的に再犯防止推進会議を開催し、ご意見をいただきながら計画を推進してまいります。
5	計画全般	過去の犯罪傾向を分析しつつ、それに対する「重点課題とその取組」はとても参考になりました。	大田区における犯罪の状況・傾向を把握しながら、より効果的に取組を進めてまいります。
6	計画全般	大田区が安心・安全で住みやすい地域になりますようお願いしています。	大田区が安全・安心で住みやすい地域になるよう、再犯防止や犯罪の未然防止等の取組を進めてまいります。
7	計画全般	保護観察対象者とお話した際に、再犯をしなかった理由を尋ねたところ、子どもが生まれたこと、かつての仲間と家族ぐるみで会うようになったことにより認識が変わったと答えられ、家族も仕事もある安定した生活があったのこれまでだと振り返りました。一方で、子どもが生まれなかったら違ったかもしれない、とのコメントもあり、一度犯罪行為に近づいてしまった人がそれを繰り返さないことの難しさも感じさせられました。	本計画の重点課題を推進し、“犯罪をした者等”が地域社会で孤立することなく安定した生活を送れるよう、取り組んでまいります。
8	計画全般	「再犯防止」を計画するにあたり、国の考え方、都の計画などになぞらえていくのは仕方ないと思いますが、「就労・住居の確保」の前に、そのご本人をよく知ること、犯罪行為に近づいてしまう原因について読み取っていく努力を惜みず、適切な支援を行うことが重要と考えます。地域に戻った刑余者が安心して相談できるために、各所が色眼鏡を外し、そのご本人に伴走することが重要と考えます。	本計画の各施策は、刑余者に限らず支援を必要とする方々の各々の状況に合わせた相談や支援をするものであり、計画を推進することで、再犯防止、犯罪の未然防止につなげてまいります。
9	計画全般	「第2章 大田区を取り巻く状況」において、年代別の分析が不足しているように感じます。「再犯者率」が年代ごとにどのような様相であるか知りたいです。また、「用語の解説」に関して、文体が統一されておらず、用語によっては冗長に表されているように感じました。	年代別の「再犯者率」については、統計元である法務省が数字を公表していないため、作成不可でございます。ご希望に添えず申し訳ございません。「用語の解説」につきましては、文体を統一し、表記についても適宜修正させていただきます。
10	1 就労・住居の確保等	大田区においては、保護観察終了時に無職である者の数は令和5年は7人となっており、全国の割合を大幅に下回っているが、大田区の現状をふまえて、就労確保は重要なことなんでしょうか。無職者の7人は就労が困難である状況にあったのか等の分析をしているのでしょうか。また、住居の確保についての現状把握はなされているのでしょうか。	保護観察終了時に無職者である者の数は、令和5年は7人であったが、令和6年は24人となり、増加しております。地域社会の中で孤立することなく生活の安定を図るためには、就労と住居の確保が重要であることから、本計画の重点課題の1つとしています。7人の就労困難な状況や住居の確保の現状の把握はしておりませんが、今後も就労や住居の相談支援の周知等とおして、再犯防止の推進に取り組んでまいります。
11	1 就労・住居の確保等	「現状と課題」において、大田区内の協力雇用主の登録数は令和6年は54社であるが、実際に出所者を雇用している協力雇用主及び雇用されている出所者は、少人数に止まっていると記載されていますが、大田区において保護観察終了時に無職である者の割合は全国平均を大幅に下回る水準であり、大田区では就労の確保が進んでいる状況が読み取れます。大田区のほかの施策(大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA、おおた就労支援コーナー、区における保護観察対象者の会計年度任用職員の任用)が効果を発揮しているのでしょうか。または、就労機会が潤沢にあって自力で就労が確保されているのでしょうか。	保護観察終了時の各々の就労に至る経緯は把握しておりませんが、一人でも多くの方の就労につながるよう、大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAやおおた就労支援コーナーにおける、就労に向けての相談や各々にあった職業紹介・求人情報の提供等の取組を行っています。今後も就労相談支援を活用して就労の確保の推進に寄与していきます。

No.	分類	意見要旨	区の考え方
12	1 就労・住居の確保等	「協力雇用主に対する公共工事の競争入札における優遇制度」を活用している協力雇用主は何社あるのでしょうか。出所者を雇用している協力雇用主に対してさらなる優遇があった方が良くと思うが、「協力雇用主に対する公共工事の競争入札における優遇制度」を活用しており実際に出所者を雇用している協力雇用主は何社あるのでしょうか。	令和6年度において、工事入札で協力雇用主に対して加点項目を有する「総合評価落札方式の一般競争入札」を27件実施しました。そのうち、加点された業者が参加した入札は1件ありました。当該事業者が実際に出所者を雇用しているかは把握しておりませんが、本制度を周知し、協力雇用主制度のPRに協力していきます。
13	1 就労・住居の確保等	「第一次大田区再犯防止計画」4頁2(2)の協力雇用主数の令和元年度分が57社であるのに対して、今回素案の該当する6頁では令和元年度分が60社となっている。単純な転記上の相違か否か対応いただきたい。	協力雇用主数については、東京保護観察所から統計数値の提供を受けています。第一次計画策定時には毎年4月1日現在の数値を掲載しておりましたが、第二次計画では毎年10月1日現在の数値を掲載することにしたため、数値の齟齬が生じております。計画に時点の表記を明記させていただきます。
14	2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	第一次大田区再犯防止推進計画から第二次再犯防止推進計画に移行される中で、犯罪件数は減少傾向であるが、再犯に関してはほぼ横ばい状態である。再犯では薬物に関するものが多く、寂しさを紛らわせるために再度、薬物を使用するケースがあった。また生活困窮・生活環境なども要因の一つと考えられる。	ご意見のとおり、再犯の中で、薬物に関わる事案が一つの課題であると認識しております。計画の重点事項である保健医療・福祉サービスの利用の促進等に掲げている施策により、生活や精神面の相談を案内し活用するとともに、薬物乱用防止推進の支援も継続してまいります。
15	2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	若年者による薬物での検挙が増加傾向にある。若年者は家庭の不和が原因で居場所がなくなり学校を中退ならびに引きこもりになり、その結果として犯罪に手を染めてしまうケースが多くある。また、安易にお金儲けができる闇バイトなどに関わってしまうケースも年々増えて来ているのが現状ではないでしょうか。	青少年や保護者の方々が相談できる場や居場所づくりの推進、地域ネットワークを活かした見守りの支援により、若年層の非行防止につなげていくことが大切です。児童・生徒の非行防止や防犯意識の向上を推進してまいります。
16	2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	人それぞれに様々な課題や生きづらさがあり、ほんの少しの踏み違いで犯罪行為に陥ってしまう可能性があり、それは一般の生活と紙一重であると教わってきました。生来の障がいや、不適切な生育環境の中で身に着けてしまった習慣、加齢などによる認知機能の低下により犯罪を犯してしまった人たちにまず必要なのは、その人の持つ課題をしっかりと把握したうえでの福祉的支援だと認識しています。	犯罪行為に陥ってしまう理由は、個人の性質や家庭環境など、人それぞれ異なると考えます。その人ごとに適した支援に繋がられるよう、取組を進めてまいります。
17	3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等	若年層への支援についても、社会的孤立や経済的困難を背景に、十分な支援につながらないまま非行・犯罪に至るケースが見受けられます。再犯防止の観点からも、青少年期からの切れ目のない支援や、学校・地域・関係機関が連携した予防的取組を、本計画の中で一層重視することが重要です。	若年層の非行や犯罪を未然に防ぐために、犯罪予防の意識向上をはじめ、本計画に掲げた学校等と連携した修学支援を推進してまいります。
18	3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等	再犯防止への理解啓発のためにも、罪を償った方が学校や講演会などでお話をする場があると良いと思います。	罪を償った方から直接お話を伺える機会は少なく、大変貴重な経験であると思います。そのような機会を設けることも含め、再犯防止への理解啓発の方法について検討してまいります。
19	3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等	以下のような項目を入れて計画の実施状況を管理し、その「趣旨を踏まえて」いただきたい。 少年院出院者に対する復学支援【大竹市】 矯正施設等に入所し、その後、出所して復学する児童生徒がいる場合は、学校ごとに適切に教育を受けられる環境を整えるなどの配慮を行います。	矯正施設等に入所し、その後、出所して復学する児童・生徒への支援として、学校、保護者、教育委員会及び関係機関が連携を密に行い、当該児童・生徒への発達支持的生徒指導を中心とした支援を充実するとともに、当該児童・生徒への人権上の配慮を十分に行うよう留意してまいります。
20	3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等	以下のような項目を入れて計画の実施状況を管理し、その「趣旨を踏まえて」いただきたい。 教職員への理解・啓発の促進【兵庫県】 教職員への研修会の開催や教育資料の普及等を通じて、矯正施設出所者や「犯罪被害者等の人権」について正しい理解と共生をめざす姿を育み、児童・生徒への指導力の向上や人権意識の高揚を図ります。	人権教育研修会において、毎年、東京都教育委員会が発行している人権教育プログラムに関する研修や、大田区の人権尊重施策に関する講義を実施しています。その中で、人権課題「犯罪被害者やその家族」も扱っており、引き続き、教員に対する研修を通じて、正しい理解と共生を目指す姿を育み、児童・生徒への指導力の向上や人権意識の高揚を図ります。
21	3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等	今後として不登校児童の自立を目指す「みらい学園」(現ふれあいはすぬま)が開校すると、若年者に対する居場所作りとして活躍が認められると思います。	おおた教育ビジョンに掲げる「誰一人取り残さず、こどもの可能性を最大限に引き出します」の実現に向けて、学校型学びの多様な学校や教育支援センター、校内教育支援センターの充実といった多様な学びの場の確保に努めてまいります。

No.	分類	意見要旨	区の考え方
22	4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進	保護司として日々感じるのは、再犯防止の成否は、「人と人とのつながり」がどれほど確保されているかです。計画において民間協力者や地域の役割が位置づけられていることは意義深い一方で、現場では、関係機関との情報共有の難しさや、支援を担う人材の心理的・時間的負担が課題として顕在化しています。担い手が安心して活動を継続できるよう、具体的な連携体制や支援の仕組みを明確に示していただきたい。	更生保護活動は、保護司の方々をはじめ地域の方々の息の長い支援で成り立っています。再犯防止推進会議において区・関係団体・地域の方々が情報を共有しあい、お互いの役割を認識し、今後の連携に繋げていくことが重要と考えます。区においては、保護司会をはじめ更生保護団体に対して、更生保護サポートセンターや相談室・面談室など、安心して活動できる場を支援しております。
23	4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進	再犯防止は専門職や関係者だけで完結するものではなく、地域住民の理解と協力が不可欠です。保護司として、地域の理解が対象者の立ち直りに大きな力となる場面を数多く見てきました。本計画の理念や取組を区民に分かりやすく伝え、参加を促す視点を、今後の施策展開の中で重視していただくことを期待します。	第二次再犯防止推進計画は策定後、区ホームページで公開し広く周知していくとともに、今後の再犯防止推進会議等とおして、計画で掲げた各施策の進捗状況などを共有し再犯防止を推進してまいります。
24	4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進	保護司として、再犯防止について決して簡単なものではないことを実感し、再犯者との関わり、地域社会の中でのとらわれ方等、多くの方々に理解していただくことがどれほど大事かを考えてきました。	区としても、再犯防止や犯罪の未然防止には、地域における見守り・支援が大切であると考えます。本計画を広く周知し、地域の方々へのご理解が得られるよう、取り組んでまいります。
25	4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進	再犯防止としての予防啓発活動の重要性もしっかり推進していこうという点も、とても大切だと思います。 “社会を明るくする運動”の在り方も、今、改めて地域社会にその必然性が問われていると思います。本来、その意義はより深く、今だからこそ地域の中で必要であることです。	毎年、“社会を明るくする運動”を各地域や区全体で、地域が丸となり実施しております。更に地域の方々に本運動の意義の理解を促し、明るい地域社会を築いていけるよう推進することが大切と考えます。
26	4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進	この計画に寄り添った更生保護活動、また、“社会を明るくする運動”を通じた活動を地域の中で活かしていくことも保護司の使命と考えています。	犯罪のない誰もが安心して暮らせるまちの実現のためには、更生保護活動や保護司の方々を中心とした“社会を明るくする運動”を通じた活動が不可欠です。今後も保護司会をはじめ、更生保護団体や地域の方々との連携を図ってまいります。
27	4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進	以下のような項目を入れて計画の実施状況を管理し、その「趣旨を踏まえて」いただきたい。 退職者説明会におけるパンフレット配布【福岡県】 保護司の人材確保を支援するため、保護観察所と連携し、県職員の退職者説明会においてパンフレットを配布するなどの取組を行います。	保護司の担い手の確保は、安心安全な地域社会の構築のため大変重要なことと考えます。今後も地域の協力を得るとともに、保護司会・東京保護観察所と連携し、保護司活動の理解と普及のため広報をしてまいります。また、区職員への周知についても検討してまいります。
28	4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進	以下のような項目を入れて計画の実施状況を管理し、その「趣旨を踏まえて」いただきたい。 市職員に対する呼び掛けによる人材確保【横浜市】 保護司人材確保のため、市職員研修などの機会を捉えて更生保護ボランティア活動への参加を呼びかける等の取組を進めます。	更生保護活動について、理解し協力することは、計画の推進にもつながることと考え、区職員に限らず、区報・区ホームページをとおして啓発してまいります。
29	4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進	刑事事件そのものの件数が減少する中で、再犯者率が上がってしまうのは仕方ないことかと感じます。また、人口74万人に対して、当事者数は多いとは言えないと思います。各所が、その多くはない事例に対峙するとき、より丁寧に伴走する覚悟をもつこと、そして地域は個人を攻撃するのではなく、地域のために「再犯防止」が必要だということを当たり前の話題として、語り合える雰囲気大切だと感じています。	“社会を明るくする運動”等を通じて、過去の過ちから立ち直ろうとする人を再び地域に受け入れることにより、共に支え合う地域社会を実現できるよう、本運動の強調月間における各地区集会や小中学生・高校生による意見発表等により、若い世代から各年代へ周知啓発を推進してまいります。
30	5 地域における見守り・支援の強化による包摂の推進	安心、安全なまちづくりの中で、一番大切なことは信頼関係の構築だと思います。日頃より顔見知りでありお互いに敬意をはらえる環境、またそのような様子が子どもたちに伝わっている地域社会はとても素敵だと思います。	大田区が安全、安心なまちになるよう、誰もが相談でき、交流を図れる居場所づくりの推進等の取組を進めてまいります。
31	5 地域における見守り・支援の強化による包摂の推進	【地域における見守り・支援の強化による包摂の推進】 P23「現状と課題」の2つ目にあります、刑法犯認知件数の増加や手口が巧妙化する特殊詐欺被害件数・被害額の増加などについて、数字を伝えながら、区民の安全安心のために、地域の方々に一層のご協力をお願いしたいと思います。	地域における見守り・支援の強化には、地域の方々ご協力が不可欠であると考えます。令和6年の区内における特殊詐欺被害の認知件数は、前年より増加し238件、被害額についても約8億7,900万円となっております。今後も、具体的な数字も示しながら、よりわかりやすい周知啓発に努めてまいります。
32	5 地域における見守り・支援の強化による包摂の推進	「第3章 重点課題とその取組」に、第一次計画にはなかった「5 地域における見守り・支援の強化による包摂の推進」が加わったのは良いと思いました。	国の第二次再犯防止推進計画において、「地域による包摂の推進」という表現が盛り込まれたことを踏まえ、区においても地域のネットワークを活かした見守りや支援が重要であると考え、新たな重点課題として「5 地域における見守り・支援の強化による包摂の推進」を設けました。
33	5 地域における見守り・支援の強化による包摂の推進	“社会を明るくする運動”は、こども食堂をはじめ、地域で居場所を提供する様々な団体が意識することが大事であると考えます。居場所活動に再犯防止の意味があることを日常的に意識して進められるようお願いいたします。	地域の中での居場所づくりは、再犯防止、犯罪の未然防止に大きな意味があると考えます。より多くの方々に意識していただけるよう、取組を進めてまいります。

第二次大田区再犯防止推進計画

令和8年(2026年)4月～令和13年(2031年)3月

<案>

挨拶関係

大田区長挨拶掲載予定

大田区保護司会会長挨拶掲載予定

目次

第1章 第二次大田区再犯防止推進計画について	1
第2章 大田区を取り巻く状況	3
1 再犯者に関わる状況	3
2 就労に関わる状況	6
3 更生保護活動に関わる状況	7
第3章 重点課題とその取組	10
1 就労・住居の確保等	13
(1) 就労と住居確保に向けた相談・支援の充実を図ります	13
(2) “犯罪をした者等” を雇用する企業を開拓・確保します	14
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	15
(1) 関係機関・団体、民間協力者との連携・協働の下、適切な保健医療・福祉サービスを提供します	15
(2) 薬物乱用防止や薬物依存からの回復に関する普及・啓発活動を促進します	16
3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等（SNS 等ネットワーク利用犯罪などに関わらない取組を含む）	17
(1) 児童・生徒等の非行防止や安全意識の向上に取り組めます	17
(2) 児童・生徒等がネットワーク利用犯罪に関わらない取組を進めます	18
(3) 児童・生徒等の学習支援や生活環境を支援します	18
4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進	20
(1) 区内更生保護団体の活動を支援します	20
(2) 関係機関・民間協力者と連携し、広報・啓発活動を強化します	21
5 地域における見守り・支援の強化による包摂の推進	23
(1) 地域のネットワークを活かした見守りや支援を行い、区民が安心して過ごせる居場所づくりに取り組めます	23
(2) 犯罪を未然に防止し、安全安心なまちづくりを進めます	24
第4章 計画の推進体制	26

第1章 第二次大田区再犯防止推進計画について

1 計画策定の背景

全国における刑法犯の検挙人員は、平成13年から増加し続け、16年には38万9,027人を記録しましたが、17年から減少に転じ、25年から令和4年までは毎年戦後最少を更新したものの、令和5年以降は増加に転じています。令和6年の検挙人員は19万1,826人でした。

一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年をピークに漸減していましたが、令和6年は前年より増加し、8万8,697人でした。他方、初犯者の人員は平成16年をピークに減少し続けていましたが、令和6年は増加しました。再犯者率は再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けたこともあり、平成9年以降上昇傾向にありましたが、令和3年からは4年連続で低下し、令和6年には46.2%となっています。いずれにしても、検挙された者の半数近くが再犯者という状況です。

国民が安全・安心に暮らすことができる社会を実現する観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が広く認識されるようになり、国は平成29年に第一次再犯防止推進計画を策定しました。しかし、再犯者率が高止まりしていることを受け、第一次計画による取組を検証し、今後の課題を整理。その課題解決に向け、国・地方公共団体・民間協力者等が連携を深め、再犯防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくために、新たな第二次再犯防止推進計画が令和5年に策定されました。

大田区においては、検挙人員や再犯者数、再犯者率について、全国の傾向と同じ推移を辿っており、令和6年の再犯者率は48.6%と依然として高止まりしている状況です。大田区ではこれらの状況を踏まえ、計画期間満了に伴い、引き続き再犯防止の推進を図るため、区の現状と課題を踏まえ、大田区第二次再犯防止推進計画を策定します。

[国及び東京都の動き]

平成28年12月 再犯の防止等の推進に関する法律

(平成28年法律第104号。以下、「再犯防止推進法」という。)成立、施行

平成29年12月 再犯防止推進計画 閣議決定

令和元年7月 東京都再犯防止推進計画 策定

令和5年3月 第二次再犯防止推進計画 閣議決定

令和6年3月 第二次東京都再犯防止推進計画 策定

2 計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として、国の第二次再犯防止推進計画や東京都の第二次再犯防止推進計画を勘案して策定します。

再犯防止推進法第8条第1項

『都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。』

3 計画策定の意義

この計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める“犯罪をした者等”で、犯罪をした者または非行少年(非行少年であった者を含む)のことを言います。

“犯罪をした者等”の中には、生活困窮や嗜癖(しへき)・疾病、厳しい生育環境等の背景から、様々な生きづらさを抱えた方が少なくありません。一人ひとりの課題に対応し、その立ち直りを支援するためには、刑事司法関係機関の取組だけでは限界があります。社会復帰後、地域社会で孤立することなく安定した生活を送るには、就労、住居、保健医療、福祉、非行防止等に関する息の長い支援策を提供する基礎自治体が重要な役割を担っています。

この計画は、地域の中で“犯罪をした者等”の立ち直りを支援する多岐にわたる取組を、再犯防止対策や更生保護に取り組む関係機関・団体や保護司をはじめ民間ボランティアとともに、総合的に推進していく必要があります。

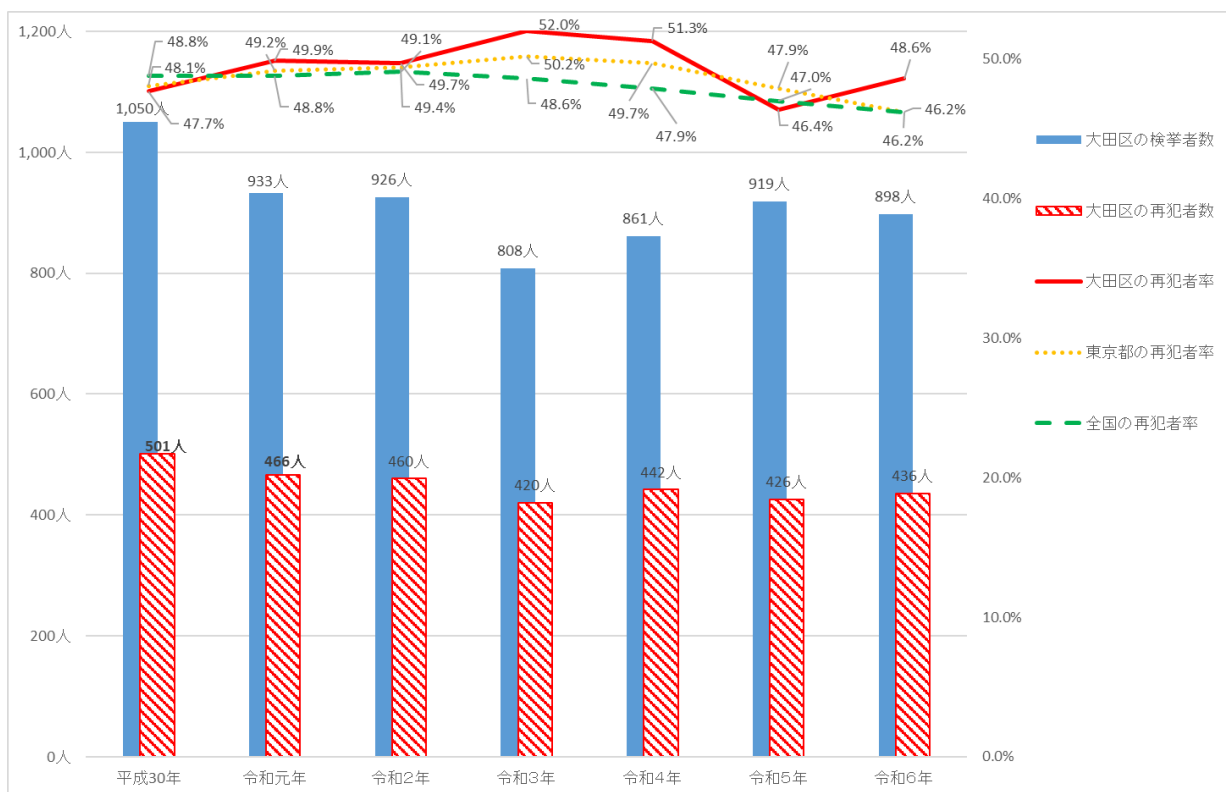
4 計画期間

計画期間は、令和8年(2026年)4月から令和13年(2031年)3月までの5年間とします。

第2章 大田区を取り巻く状況

1 再犯者に関わる状況

(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数(大田区)及び再犯者率(大田区・東京都・全国)の推移



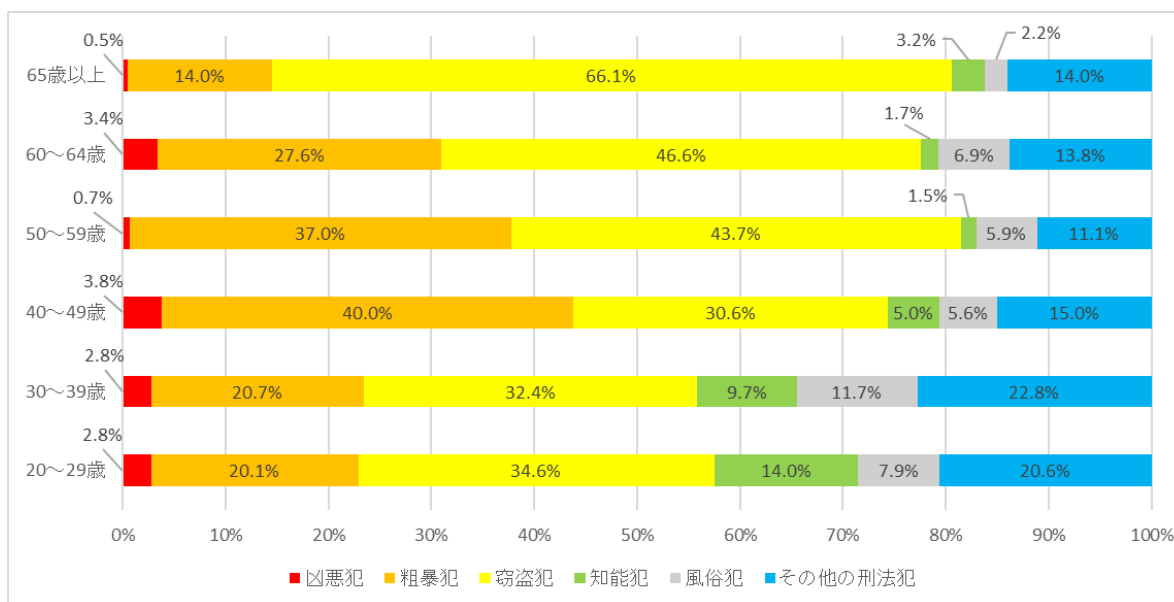
大田区の刑法犯検挙人員及びその中の再犯者数は、令和3年に減少したものの再び増加傾向にあります。再犯者率については50%近くを推移しており、検挙された者の半数近くが再犯者であるという状況は、全国や東京都の傾向と同様です。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
大田区の 検挙人員 *1	1,050人	933人	926人	808人	861人	919人	898人
大田区の 再犯者数 *1	501人	466人	460人	420人	442人	426人	436人
大田区の 再犯者率 *1	47.7%	49.9%	49.7%	52.0%	51.3%	46.4%	48.6%
東京都の 再犯者率 *2	48.1%	49.2%	49.4%	50.2%	49.7%	47.9%	46.2%
全国の 再犯者率 *2	48.8%	48.8%	49.1%	48.6%	47.9%	47.0%	46.2%

*1 大田区の統計データは、法務省提供の統計資料を基に、大森警察署、田園調布警察署、蒲田警察署、池上警察署の4署を合計したものです。
(20歳未満のデータは含まれていません)

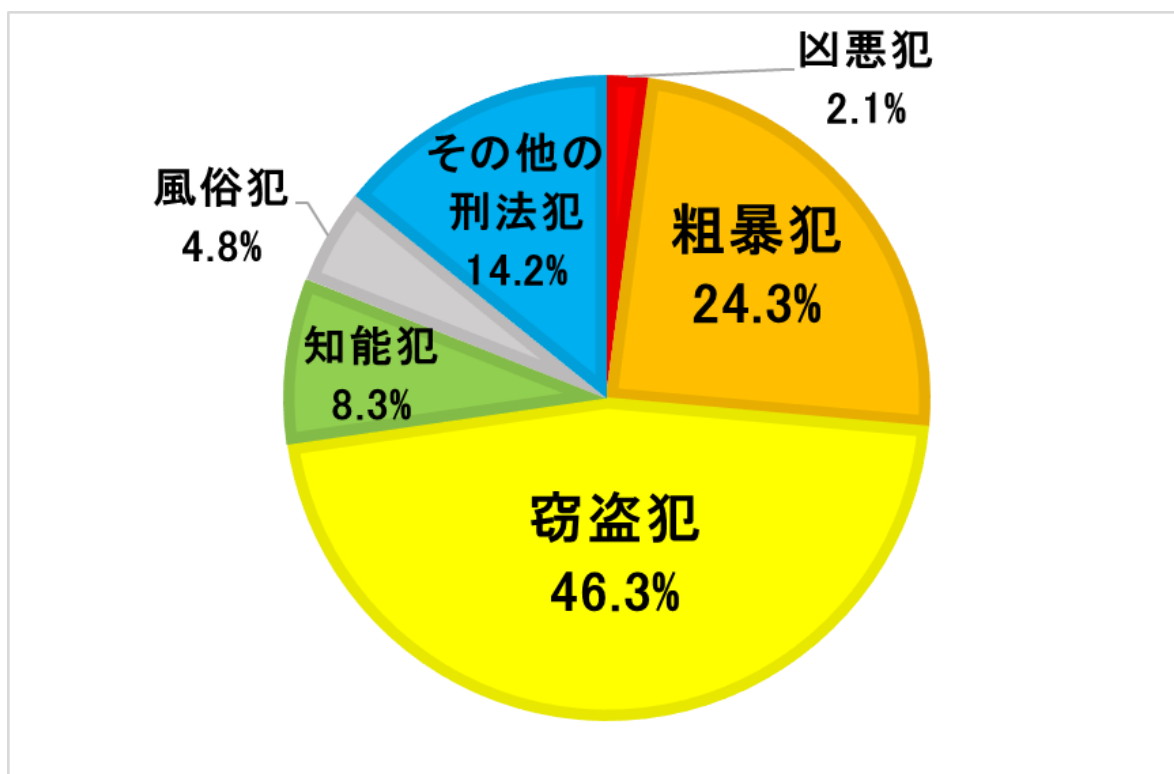
*2 全国の再犯者率は「犯罪白書」、東京都の再犯者率は「東京都総合ホームページ」を参照。

(2) 大田区の年代別・罪名別 刑法犯検挙人員の割合(令和6年)



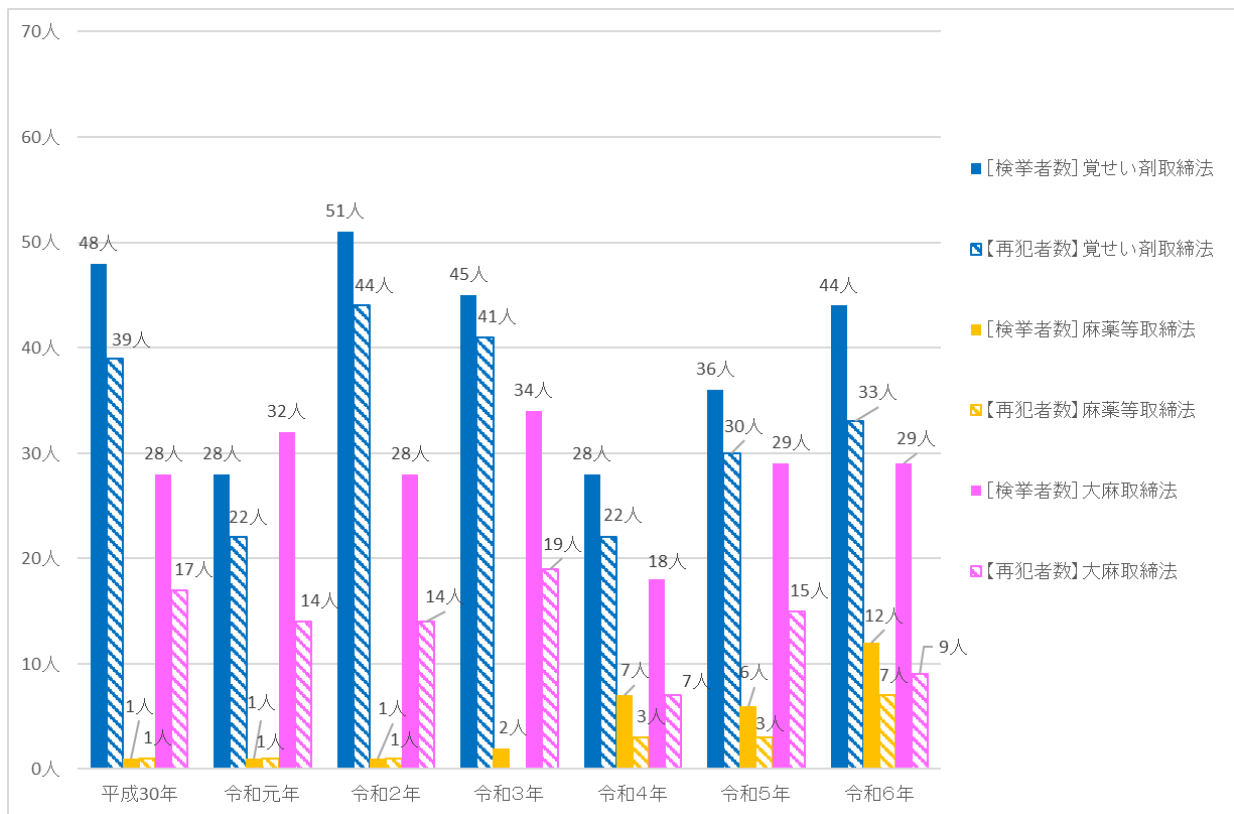
刑法犯の検挙人員を年代別に罪名を見ると、65歳以上で窃盗犯の割合が大きくなっており、割合は6割を超える状況となっています。窃盗犯の割合はどの世代にも共通して割合が大きいです。また、若い世代では「知能犯」が、中年層では「粗暴犯」の割合が他の世代に比べ大きい特徴があります。

(3) 大田区の刑法犯罪名別再犯者数の割合(令和6年)



大田区の刑法犯罪名別の再犯者の割合は、刑法犯検挙人員と同様に、「窃盗犯」が46.3%と半数に迫っております。次に粗暴犯、知能犯と続く形となっております。

(4) 大田区の薬物事犯 罪名別 検挙人員及び再犯者数の推移

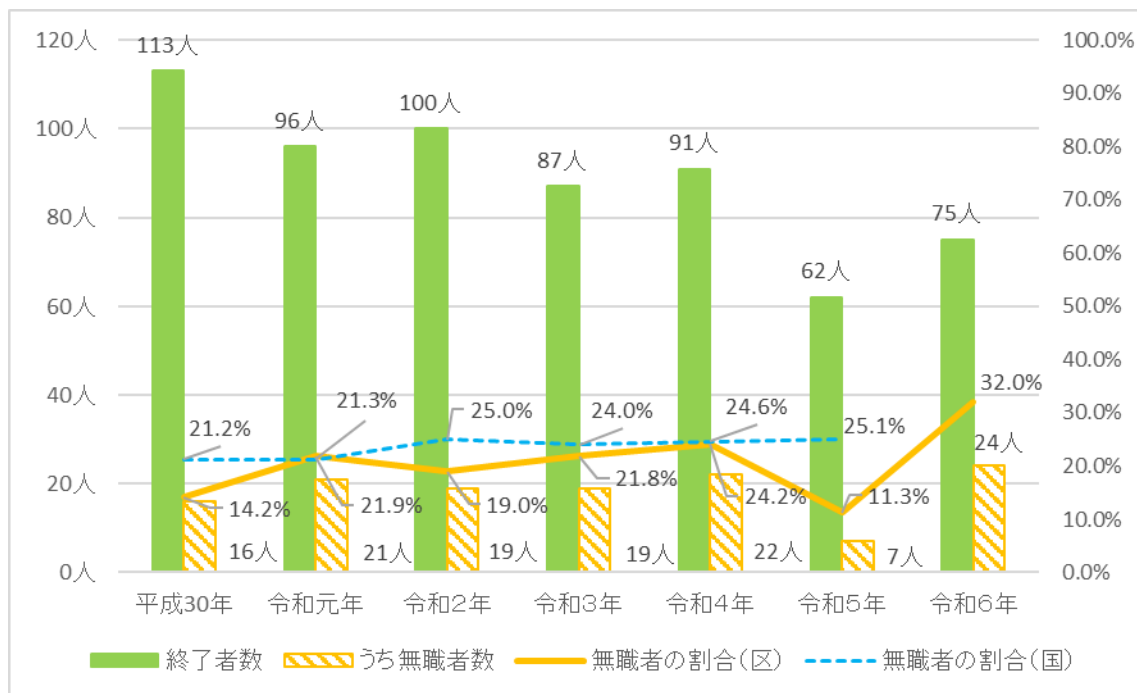


大田区の薬物事犯の検挙人員は令和元年まで漸減していましたが、令和2年以降は令和4年を除き、前年と比較し増加しています。再犯者数も同様の傾向となっております。また、薬物事犯の再犯者率は刑法犯と比較すると高く、おおむね50%後半から70%前半台で推移しており、特に覚せい剤取締法違反の再犯者率は80%前後となっております。

また全国的には、近年覚せい剤取締法の検挙者数が減少する一方、若年者を中心に大麻取締法の検挙者数が急増しており、大田区においても、特に20歳から29歳未満の世代を中心に大麻取締法の検挙者数が増加傾向にあります。

2 就労に関わる状況

(1) 大田区の保護観察終了人員及びそのうち無職である者の数・割合の推移



*法務省・保護統計年報及び東京保護観察所提供の統計資料より

保護観察終了時に無職である者の数は、全国的に近年減少傾向にあり、令和5年は5,079人でした。その割合は、保護観察終了者数自体が減少していることもあり、ほぼ横ばいで推移し、令和5年は25.1%でした。大田区においても、保護観察終了者は減少傾向にありましたが、令和6年は増加し、保護観察終了時に無職である者の割合は32.0%となっています。

(2) 大田区内の協力雇用主の登録数、協力雇用主の下への新規就職者数の推移

各年10月1日現在

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
協力雇用主の登録数	60社	59社	56社	49社	51社	54社
協力雇用主の下への新規就職者数	9人	7人	13人	9人	12人	8人

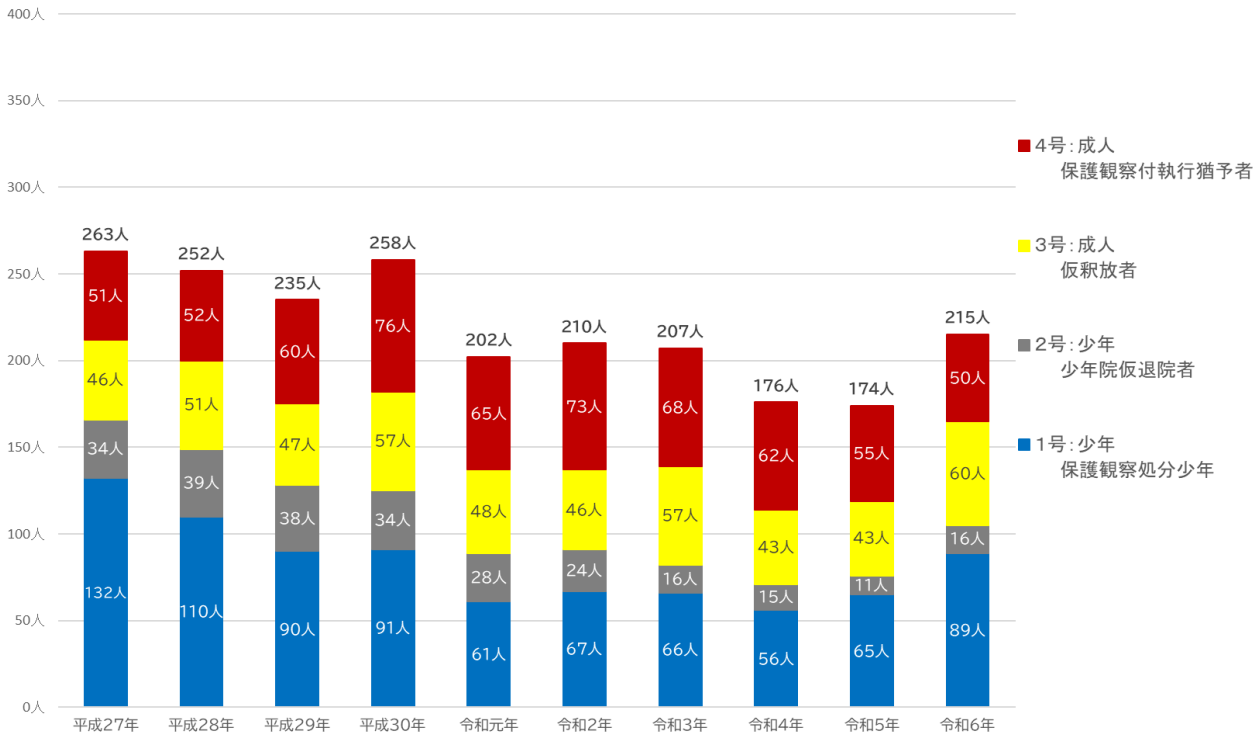
*東京保護観察所提供の統計資料より

協力雇用主数は、近年全国において増加傾向にあり、令和6年10月1日現在では2万5,164社となった。実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数については、令和元年に1,556社と増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年以降は減少傾向にあり、令和6年は801社と前年よりも減少しました。また、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数についても、令和元年をピークとして令和2年以降は減少傾向にあり、令和6年は1,183人と前年より減少しました。

大田区においても、協力雇用主数は令和2年以降、減少傾向にありましたが、令和5年からは増加しています。しかし実際に出所者を雇用している協力雇用主及び雇用されている出所者は、少人数に止まっています。

3 更生保護活動に関わる状況

(1) 大田区の保護観察の推移(年間係属)



*東京保護観察所・統計年報より

- 4号: 保護観察付執行猶予者 裁判所で刑の全部または一部の執行を猶予され、保護観察に付された人 (保護観察期間は、執行猶予の期間)
- 3号: 仮釈放者 刑事施設からの仮釈放を許された人 (保護観察期間は、残刑期間)
- 2号: 少年院仮退院者 少年院からの仮退院を許された少年 (保護観察期間は、原則として 20 歳に達するまで)
- 1号: 保護観察処分少年 家庭裁判所で保護観察に付された少年 (保護観察期間は 20 歳まで、または 2 年間)

大田区の保護観察の件数は、平成 13 年の 539 件をピークに半減しています。主な要因は、かつて半数以上を占めていた1号事案が著しく減少してきたためです。平成 13 年には1号事案が 300 件ありましたが、10 年前にはグラフのとおり 132 人と半減、令和6年は 89 人となっております。

(2) 保護司数及び保護司充足率

大田区保護司定数 267 人

各年 1 月 1 日現在

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保護司数	222人	208人	207人	213人	215人
充足率	83.1%	77.9%	77.5%	79.8%	80.5%

*東京保護観察所提供の統計資料より

全国的に保護司数及び保護司充足率は、減少・低下傾向にあり、令和6年 1 月 1 日現在で、それぞれ 4 万 6,584人、88.7%でした。大田区においては、年によって変化はありますが、5 年間の充足率を平均すると 79.8%となっております。

(3) “社会を明るくする運動”行事参加人数

令和元年 (第69回)	令和2年 (第70回)	令和3年 (第71回)	令和4年 (第72回)	令和5年 (第73回)	令和6年 (第74回)
34,754人	0人	5,389人	9,089人	6,432人	17,619人

*東京保護観察所提供の統計資料より

全国の“社会を明るくする運動”行事参加人数は令和元年頃までは、300万人前後で推移していましたが、令和2年以降は新型コロナウイルス等の感染症拡大により、行事が大幅に制限されたこともあり、減少傾向にありました。令和4年以降は、感染状況を踏まえ、徐々に参加人数は回復傾向にあります。令和6年は大田区で、1万7,619人の参加人数となりました。

用語解説 ▶▶▶

再犯者率 犯罪等により検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを計る指標です。

(参考)再犯率

犯罪等により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを計る指標です。

保護観察 犯罪をした人または非行のある少年が、実社会の中で立ち直る(更生する)ために、保護観察官及び保護司が行う指導・支援のことです。

協力雇用主 犯罪・非行の前歴のため定職に就くことが容易でない刑務所出所者や保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りや自立及び社会復帰に協力する民間の事業主の方々です。

更生保護 犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のことです。

保護司 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で助ける民間のボランティアです。保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。
主な活動内容としては、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をしたり、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整します。また、犯罪をした人や非行のある少年の更生に対する社会の理解を広め、犯罪を予防するための広報・啓発活動を行っています。

BBS

Big Brothers and Sisters Movement の略です。

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

昭和26年7月、犯罪の防止と犯罪をした人たちの立ち直りには、一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識の下、当時の法務府（現在の法務省）は、この啓発活動を“社会を明るくする運動”と名付け、国民運動として世に広げることになりました。以来全国的な運動として取組が続けられ、令和7年には75回目を迎え、第61回からは「黄色い羽根」をシンボルマークとしています。

第3章 重点課題とその取組

この計画では、国及び東京都の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、区を取り巻く状況を基に5つの重点課題を設定しました。関係機関・団体及び保護司をはじめ民間ボランティアとの連携強化を図りながら、広く区の事業を活用し、個別目標に向けてその取組を進めていきます。

1 就労・住居の確保等

個別目標

- (1) 就労と住居確保に向けた相談・支援の充実を図ります
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ 大田区生活再建・就労サポートセンター JOBOTA(ジョボタ)
 - ≫ おおた就労支援コーナー
 - ≫ 区における保護観察対象者の会計年度任用職員の任用
 - ≫ 大田区居住支援協議会における理解・協力促進
 - ≫ 協力不動産店リストの提供
- (2) “犯罪をした者等”を雇用する企業を開拓・確保します
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ 協力雇用主に対する公共工事の競争入札における優遇制度
 - ≫ 協力雇用主制度のPR促進

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

個別目標

- (1) 関係機関・団体、民間協力者との連携・協働の下、適切な保健医療・福祉サービスを提供します
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ 地域包括支援センターにおける高齢者の方の相談支援
 - ≫ 障がいのある方の相談支援
 - ≫ 精神保健福祉相談
 - ≫ 自立支援医療(精神通院医療)
 - ≫ 生活保護
 - ≫ 大田区ひきこもり支援室 SAPOTA(サポタ)
- (2) 薬物乱用防止や薬物依存からの回復に関する普及・啓発活動を促進します
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ 区内更生保護団体の薬物乱用防止プログラム等への支援
 - ≫ 防犯啓発活動事業(薬物乱用防止啓発)
 - ≫ 大田区薬物乱用防止推進事業への支援
 - ≫ 小中学校における薬物乱用防止教室の開催

3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等

(SNS等ネットワーク利用犯罪などに関わらない取組を含む)

個別目標

- (1) 児童・生徒等の非行防止や安全意識の向上に取り組みます
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ 青少年をめぐる環境浄化推進活動の充実
 - ≫ 学校危機対応支援専門員、生活指導支援員、生活指導補助員
 - ≫ 防犯教育
- (2) 児童・生徒等がネットワーク利用犯罪に関わらない取組を進めます
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ 情報モラル教育
- (3) 児童・生徒等の学習支援や生活環境を支援します
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ スクールカウンセラーによる支援
 - ≫ スクールソーシャルワーカーによる支援
 - ≫ 学びの多様化学校
 - ≫ つばさ教室での支援
 - ≫ 子どもの学習支援事業(中学生の放課後学習支援)
 - ≫ 子どもの学習支援事業(高校生世代の「学びなおし」支援)
 - ≫ 夜間学級

4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進

個別目標

- (1) 区内更生保護団体の活動を支援します
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ 保護司の活動拠点等の提供
 - ≫ 区内更生保護団体への活動経費支援
 - ≫ 保護司の人材確保
- (2) 関係機関・民間協力者と連携し、広報・啓発活動を強化します
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ 社会を明るくする運動
 - ≫ 民間協力者に対する表彰(大田区区政功労者表彰)
 - ≫ 更生保護活動に関する広報の強化
 - ≫ 刑務所作業製品の普及促進
 - ≫ 警察と連携した広報・啓発
 - ≫ ハローワークと連携した広報・啓発

5 地域における見守り・支援の強化による包摂の推進

個別目標

- (1) 地域のネットワークを活かした見守りや支援を行い、区民が安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ 民生委員児童委員
 - ≫ 青少年対策地区委員会
 - ≫ 大田区若者サポートセンター「フラットおおた」
 - ≫ こども食堂
 - ≫ 放課後こども教室
- (2) 犯罪を未然に防止し、安全安心なまちづくりを進めます
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ 防犯カメラの設置及び維持管理費助成
 - ≫ 自動通話録音機無料貸与
 - ≫ 地域安全安心パトロール活動助成
 - ≫ 区民安全・安心メール配信サービス
 - ≫ 青色回転灯パトロールカーによるパトロール
 - ≫ 登下校の見守り活動

1 就労・住居の確保等

現状と課題

- ・ 全国において、刑務所に入所した再犯者の中で約 7 割が無職であり、就労の有無は再犯率に大きく影響を与えています。また、刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数は、近年低下傾向にあります。地域の中で安定した生活を送るためには、住居の確保も重要といえます。
- ・ 大田区内の協力雇用主の登録数は令和2年から令和6年にかけて約50社で推移しており、令和6年は54社となっています。しかし、実際に出所者を雇用している協力雇用主及び雇用されている出所者は、少人数に止まっています。今後も制度のPR促進を進めるとともに、区内関係機関・団体との情報交換を活発にし、理解を高めていく必要があります。

個別目標とその取組

(1) 就労と住居確保に向けた相談・支援の充実を図ります

[活用する関連事業(具体的な取組)]

≫ 大田区生活再建・就労サポートセンター JOBOTA(ジョボタ)

【蒲田生活福祉課(自立支援促進担当)】

経済的、精神的な問題、就労についての問題などさまざまな課題を抱えた方のための無料の相談窓口です。専門支援員が一人ひとりに寄り添ったサポートを行います。

- ・ 自立相談支援 個人、家庭、生活で困っていることの要因を整理し、自立に向けた生活の見直しや個人にあつた支援を行います。
- ・ 就労準備支援 就労や生活習慣で困っている方に、キャリアカウンセリングや職場体験など、就労を目指した支援を行います。
- ・ 住居確保給付金 離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方へ、家賃相当額を支給する給付金に関する手続きの支援を行うとともに、就労支援を行います。

≫ おおた就労支援コーナー

【蒲田生活福祉課(自立支援促進担当)】

生活保護受給者等で稼働能力を有し、就労意欲がある方に対して、蒲田生活福祉課窓口で大森公共職業安定所(ハローワーク大森)の就職支援ナビゲーターを配置し、職業相談、職業紹介及び求人情報の提供等の支援を実施します。

≫ 区における保護観察対象者の会計年度任用職員の任用

【総務課】

大田区保護司会との間で締結した「保護観察対象者に対する就労支援に関する協定書」に基づき、区において保護観察対象者を会計年度任用職員として任用します。

≫ 大田区居住支援協議会における理解・協力促進

【建築調整課(住宅政策担当)】

住宅探しの支援が必要な住宅確保要配慮者への支援に関して協議を行い、課題解決に向けた取組を行っている大田区居住支援協議会において、保護観察者等の住宅確保の必要性を周知し、理解と協力を促します。

≫ 協力不動産店リストの提供

【建築調整課(住宅政策担当内 住宅・空家相談窓口)】

区内に1年以上居住する住宅確保要配慮者(高齢者・障がい者・ひとり親・外国籍住民・生活保護受給者・低額所得者世帯の方)が民間賃貸住宅に円滑に入居できるように情報提供を行います。

(2) “犯罪をした者等”を雇用する企業を開拓・確保します

[活用する関連事業(具体的な取組)]

≫ 協力雇用主に対する公共工事の競争入札における優遇制度

【経理管財課】

区の建設工事総合評価落札方式で実施している協力雇用主への加点措置制度を見直し、再犯防止推進計画を進める区政への貢献として位置付け直す幅広いものとすることによって、事業者の理解を促進し、協力雇用主制度のPR強化に努めます。

≫ 協力雇用主制度のPR促進

【総務課】

協力雇用主制度について区の広報媒体等で広く周知することによって、協力雇用主の開拓・確保に協力します。

用語解説 ▶▶▶

協力雇用主	(8ページ用語解説参照)
保護観察	(8ページ用語解説参照)
大田区居住支援協議会	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、令和元年度に設立されました。 住宅確保要配慮者及び賃貸住宅の貸主の双方が安心して生活できるよう、大田区、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、情報共有や支援の在り方等について検討を行っています。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

現状と課題

- ・ 大田区の刑法犯検挙者数の年代別罪名では、60歳以上で窃盗犯の割合が多く、特に65歳以上の検挙者数の割合が最も多くなっております。大田区内の再犯者率も窃盗犯が最も大きく、地域の見守りにより、再犯に至る地域生活課題を共有し、包括的な支援につなげる取組が求められています。
- ・ 大田区において薬物事犯の検挙者数は増加傾向にあり、薬物事犯は再犯に至るケースが多く見られ、再犯者率は6割を超える状況となっております。様々な関係機関・団体や民間協力者が関わり、適切な治療と息の長い支援が求められます。また、近年全国的に若年層による大麻取締法違反の検挙者に増加傾向が見られ、薬物乱用防止等に関する啓発活動や教育がより一層重要になっていきます。

個別目標とその取組

- (1) 関係機関・団体、民間協力者との連携・協働の下、適切な保健医療・福祉サービスを提供します

区と関係機関・団体が連携・協働し、公的サービスや地域資源を活用しながら、“犯罪をした者等”のうち支援が必要とする方を適切な保健医療・福祉サービスにつなげます。

[活用する関連事業(具体的な取組)]

- ≫ 地域包括支援センターにおける高齢者の方の相談支援

【高齢福祉課】

高齢者の総合相談窓口としての各種相談に応じ、地域の関係者と連携を進めます。

- ≫ 障がいのある方の相談支援

【障がい者総合サポートセンター】

すべての障がいに関する各種相談、専門職による相談等を行うとともに、地域の相談支援機関との連携の強化を図ります。

- ≫ 精神保健福祉相談

【各地域健康課】

アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症・嗜癖(しへき)について、精神科医師による精神保健福祉相談を実施します。

- ≫ 自立支援医療(精神通院医療)

【各地域福祉課】

精神障がい者の方が精神科等に通院している場合、その医療費の助成を行います。

≫ 生活保護

【各生活福祉課】

憲法で保障された最低限度の生活の維持のため、収入、能力、資産等に応じ、生活費の支援を行うとともに、その自立を助長することを目的とした法律。居所を所管する各生活福祉課で相談を受けます。

≫ 大田区ひきこもり支援室 SAPOTA（サポタ）

【蒲田生活福祉課(自立支援促進担当)】

ひきこもり状態にある本人や家族が抱える悩みを一緒に考え、サポートする無料の相談窓口です。

(2) 薬物乱用防止や薬物依存からの回復に関する普及・啓発活動を促進します

【活用する関連事業(具体的な取組)】

≫ 区内更生保護団体の薬物乱用防止プログラム等への支援

【総務課】

大田区保護司会、大田区更生保護女性会等が行う薬物乱用防止に資する研修等に対して、補助金を交付します。

≫ 防犯啓発活動事業(薬物乱用防止啓発)

【防災危機管理課】

青少年の薬物使用及び非行防止を目的に、関係団体と連携して、薬物乱用防止イベント等において配布する啓発物品の支給を行います。また、区広報誌(おおた区報)を活用して、広く区民に向けた、薬物依存乱用防止の啓発を行います。

≫ 大田区薬物乱用防止推進事業への支援

【生活衛生課】

大田区薬物乱用防止推進協議会が行っている薬物乱用防止啓発活動について、イベントチラシの作成や会議案内の通知の支援を行います。

≫ 小中学校における薬物乱用防止教室の開催

【指導課】

区立小中学校の児童・生徒に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させるため、薬物の専門知識を有する関係機関の職員等が講師となり薬物乱用防止教室を開催します。

用語解説 ▶▶▶

更生保護

(8ページ用語解説参照)

更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪や非行をした少年の更生に協力するボランティア団体です。

3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等

(SNS 等ネットワーク利用犯罪などに関わらない取組を含む)

現状と課題

- ・ 全国的に少年の刑法犯の検挙者数は減少傾向で、再非行少年の数も平成 15 年をピークに減少し続けています。しかし、インターネットやスマートフォンの利用が低年齢化する中、こどもが SNS 等を利用して、ネット上で誹謗・中傷の被害者または加害者になりえる可能性が高まっています。詐欺や児童買春・児童ポルノ禁止法違反、大麻取締法違反等は年々増加しており、児童・生徒等がこうした犯罪に関わらない取組が必要となっています。
- ・ 令和6年度の高等学校等(国公私立の全日制・定時制)への進学率は通信制を含めて 98.6%にのぼっています。ほとんどの者が進学する状況において、非行や不登校により通学や進学を中断した少年等に対しては、特に区と学校、地域が連携して、一人ひとりに寄り添った修学を支援していくことが重要です。

個別目標とその取組

(1) 児童・生徒等の非行防止や安全意識の向上に取り組めます

[活用する関連事業(具体的な取組)]

≫ 青少年をめぐる環境浄化推進活動の充実

【地域力推進課(青少年健全育成担当)】

こども家庭庁が定める 11 月の「秋のこどもまんなか月間」を強化月間とし、区HPで環境浄化推進活動の啓発を行います。

≫ 学校危機対応支援専門員、生活指導支援員、生活指導補助員

【指導課】

各地区の拠点校に学校危機対応支援専門員を配置し、児童・生徒の問題行動に対して、指導経験豊かな人材が巡回し、各学校を支援します。

また、生活指導上の課題を解決し、正常な学校運営を確保するために、生活指導支援員・生活指導補助員を配置し、学校及び教師を支援するとともに、問題行動等のある児童・生徒に寄り添った対応を行うことで、児童・生徒一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるよう、校内体制の確立をサポートします。

≫ 防犯教育

【指導課】

児童・生徒の防犯に対する意識を高め、自ら判断し、危険を回避する力、犯罪から身を守る力などを身に付けさせるために、セーフティ教室・防犯教室をそれぞれ年1回以上、特別活動などの時間に実施します。セーフティ教室においては、保護者や地域住民などによる協議会を開催し、児童・生徒の防犯意識を高めるための対策を協議します。また、不審者対応の避難訓練を年1回以上実施します。

(2) 児童・生徒等がネットワーク利用犯罪に関わらない取組を進めます

[活用する関連事業(具体的な取組)]

≫ 情報モラル教育

【指導課】

児童・生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつとともに、自律的に行動し、犯罪被害及び犯罪加害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう指導します。

(3) 児童・生徒等の学習支援や生活環境を支援します

[活用する関連事業(具体的な取組)]

≫ スクールカウンセラーによる支援

【教育センター】

区立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒・保護者・教職員などからの相談に対応します。児童・生徒の学校不適應の早期発見・早期解決や児童・生徒の心の安定のため、学校内の教育相談体制を整えます。

≫ スクールソーシャルワーカーによる支援

【教育センター】

経済的困窮や養育上の困難など、学校だけでは解決が困難な課題がある児童・生徒や保護者に対し、社会福祉の専門的な知識を生かし、関係機関と連携して問題の解決を支援します。

≫ 学びの多様化学校

【指導課】

学ぶ意欲はあるものの、大人数の教室が苦手など、在籍校への復帰が困難となっている不登校児童・生徒の新たな学びと成長の場を提供します。

≫ つばさ教室での支援

【教育センター】

不登校状態の児童・生徒に対して安心して過ごせる場所を提供し、学習やソーシャルスキルの習得を支援する環境を整えます。

≫ 子どもの学習支援事業(中学生の放課後学習支援)

【蒲田生活福祉課(自立支援促進担当)】

就学援助、児童扶養手当、生活保護のいずれかを受給している世帯の中学生を対象として、無料の学習教室を実施し、一人ひとりに寄り添った学習支援、居場所づくり、入試対策、保護者の相談サポートを行います。

≫ 子どもの学習支援事業(高校生世代の「学びなおし」支援)

【蒲田生活福祉課(自立支援促進担当)】

児童扶養手当または生活保護を受給している世帯の中学を卒業した15歳からおおむね20歳の方を対象として、高校再入学や高校卒業資格取得のため、無料の学習支援や進路相談を実施します。

≫ 夜間学級

【学務課、指導課】

義務教育を修了していない学齢経過者、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、本国または日本で十分な教育を受けられなかった外国籍の人などに、義務教育を受ける機会を実質的に保障します。

用語解説 ▶▶▶

社会を明るくする運動 (9ページ用語解説参照)

4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進

現状と課題

- ・ 区内の保護観察の推移では、少年事案の数は長く減少傾向にある一方、成人事案の数はそれほど減少せず一定数を保っています。薬物依存等長期にわたる専門的な支援が必要となるケースが顕現しつつあり、関係機関・団体がそれぞれの専門性を活かしながら連携した支援を提供する必要性が高まっています。
- ・ 大田区における“社会を明るくする運動”の参加人数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年以降は、集合・接触型の活動が制限される状況となりましたが、保護司をはじめとする地域の関係団体や学校等の連携も相まって、徐々に盛り上がりを見せ、令和6年度は約1万7千人が参加しました。
- ・ その一方、この運動の必然性が地域の中で問われているという声もあります。更に本運動の理解を促し推進していくよう、広報・啓発を工夫していく必要があります。

個別目標とその取組

(1) 区内更生保護団体の活動を支援します

[活用する関連事業(具体的な取組)]

≫ 保護司の活動拠点等の提供

【総務課】

保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターを無償で提供するほか、本庁舎及び区内18か所の特別出張所に面談場所を確保し、保護司の活動を支援します。また、活動に必要な消耗品等を提供します。

≫ 区内更生保護団体への活動経費支援

【総務課】

大田区保護司会、大田区更生保護女性会等が行う更生保護活動、犯罪の予防、青少年の健全育成等(薬物乱用防止を含む(再掲))に資する研修等に対して、補助金を交付します。

≫ 保護司の人材確保

【総務課】

保護司会の活動が一層促進されるよう、保護司の適任者確保に協力します。

(2) 関係機関・民間協力者と連携し、広報・啓発活動を強化します

[活用する関連事業(具体的な取組)]

≫ 社会を明るくする運動

【総務課、各特別出張所】

大田区保護司会をはじめ区内関係機関・団体(35 団体)と連携・協力し、区内全域で“社会を明るくする運動”を推進します。

7月の強調月間を中心として、運動の啓発・広報及び各地域において様々な活動・行事を企画・実施します。

≫ 民間協力者に対する表彰(大田区区政功労者表彰)

【総務課】

長年にわたり地域の見守りや安全・安心に貢献した保護司、民生委員児童委員等の民間ボランティアを顕彰し、その功績や活動の意義について広く区民に周知します。

≫ 更生保護活動に関する広報の強化

【総務課、人権・男女平等推進課】

保護司の活動や“社会を明るくする運動”について、区報や区ホームページ、SNS等を活用し、更生保護活動に対する区民の認知度を高めていきます。

≫ 刑務所作業製品の普及促進

【総務課】

刑務作業を通じた受刑者の改善更生と円滑な社会復帰への理解を深めるため、大田区保護司会と連携し、刑務所作業製品の販売に協力します。

≫ 警察と連携した広報・啓発

【人権・男女平等推進課】

警察と連携・協力し、犯罪被害者支援等の人権啓発パネル展等において、再犯防止、地域社会の理解促進について広く周知します。

≫ ハローワークと連携した広報・啓発

【人権・男女平等推進課】

ハローワークと連携・協力し、就職差別解消促進月間等において、刑を終えて出所した人への就職差別や職場の理解促進について広く周知します。

用語解説 ▶▶▶

保護観察	(8ページ用語解説参照)
更生保護	(8ページ用語解説参照)
保護司	(8ページ用語解説参照)
更生保護サポートセンター	<p>保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行うため設置された拠点のことです。保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用し開設しています。そこでは、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。また、保護司を始めとする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用されています。</p> <p>大田区では、全国に先駆け平成18年に開設しました。</p>
社会を明るくする運動	(9ページ用語解説参照)
刑務所作業製品	<p>刑務所で製作した製品のことで、全国の刑務所等の刑事施設では、受刑者が改善更生し、円滑に社会復帰をするための重要な処遇方策の一つとして、木工、印刷、洋裁、金属、革工などの刑務作業が行われています。</p> <p>刑務所作業製品は、矯正協会刑務作業協力事業の英訳(Correctional Association Prison Industry Cooperation)の頭文字をとった「CAPI C」として、受刑者の社会復帰に対する理解を広めるためのブランドイメージづくりが図られています。</p> <p>なお、売上げの一部は犯罪被害者支援団体の活動に助成されています。</p>

5 地域における見守り・支援の強化による包摂の推進

現状と課題

- ・ 区では、青少年や子ども、保護者等が相談でき、交流を図れる居場所づくりを推進しています。また、地域における見守りなどにより、「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現に欠かせないものとなっています。
- ・ 区内の刑法犯認知件数は近年減少傾向にありましたが、令和4年からは増加に転じており、令和6年は4,370件で前年より519件増加しています。手口が巧妙化する特殊詐欺被害件数・被害額が増加するなど、区民の安全安心を脅かす犯罪の発生が後を絶たない厳しい状況にあります。
- ・ 町会等による街頭防犯カメラの設置促進や自動通話録音機無料貸与、防犯パトロール活動などの実施により、警察をはじめとした関係機関や地域の皆様と連携し、区民の皆様を犯罪から守る対策を講じ防犯対策の強化が必要です。
- ・ 第一次区計画において実施した当区の取組みに加え、保護司など地域の更生保護団体等との更なる連携により、犯罪のない誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて各種対策を今後も継続して実施していくことが求められています。

個別目標とその取組

- (1) 地域のネットワークを活かした見守りや支援を行い、区民が安心して過ごせる居場所づくりに取り組めます

[活用する関連事業(具体的な取組)]

- ≫ 民生委員児童委員

【福祉管理課】

地域福祉向上のため、高齢者や障がい者福祉、子育てに関する事など、住民の立場から相談に応じ、関係する行政機関につなげるなど援助活動を行っています。

- ≫ 青少年対策地区委員会

【地域力推進課(青少年健全育成担当)】

地域の青少年の健全な育成を目的として、育成活動や環境浄化活動など様々な活動を行っています。

- ≫ 大田区若者サポートセンター「フラットおおた」

【子ども家庭支援センター】

区内在住・在勤・在学の概ね15歳から39歳の子ども・若者及びその家族を対象とした総合相談窓口。相談業務において本人の状況に応じ、各種情報提供・助言を行い、関係機関と連携し適切な支援につながります。気軽に立ち寄れるフリースペースを併設し、相談者のニーズに応じ様々な居場所プログラムを実施し、段階的な社会的自立をサポートします。

≫ こども食堂

【子育て支援課】

地域でこどもや保護者を対象に、無料または安価で食事を提供する取組みです。地域の方がボランティアで運営し、こどもが安心して過ごせる居場所でもあり、世代交流、地域コミュニティの場となっています。こども食堂の継続・安定的な活動を支援するため、運営団体に対して活動費の一部を補助します。

≫ 放課後こども教室

【教育総務課】

小学校に通う児童の放課後の安全・安心な居場所づくりの推進のため、小学校内の施設を利用。クラスや学年の枠を超えた交流により、様々な体験や活動を通して健やかな成長を支援します。

(2) 犯罪を未然に防止し、安全安心なまちづくりを進めます

【活用する関連事業(具体的な取組)】

≫ 防犯カメラの設置及び維持管理費助成

【防災危機管理課】

安全・安心なまちづくりのため、自治会・町会、商店街等の地域団体が防犯カメラを設置する際の費用及び、運用に係る維持管理費用を一部助成します。

≫ 自動通話録音機無料貸与

【防災危機管理課】

区内の特殊詐欺被害の状況を鑑み、区内在住の概ね 65 歳以上の方を対象に、特殊詐欺対策に有効な自動通話録音機を無料で貸与します。

≫ 地域安全安心パトロール活動助成

【防災危機管理課】

安全・安心なまちづくりのため、「防犯パトロール活動」を実施している自治会、町会、PTA 等の団体に対して経費の一部を助成します。

≫ 区民安全・安心メール配信サービス

【防災危機管理課】

安全・安心なまちづくりのため、登録者に対し、防災情報や防犯情報(不審者情報やこどもの安全確保上の注意等)を配信します。

≫ 青色回転灯パトロールカーによるパトロール

【防災危機管理課】

安全・安心なまちづくりのため、年末年始を除く毎日、区内全域で青色回転灯パトロールカーによるパトロールを実施します。

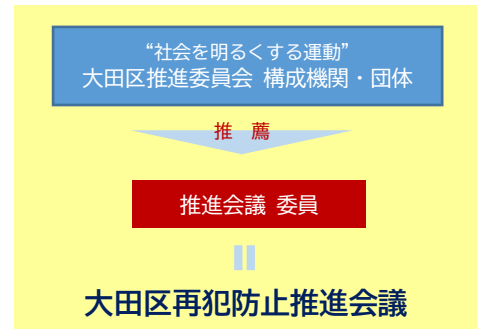
» 登下校の見守り活動

【教育総務課、指導課】

登下校時の交通事故などを防止するため、児童誘導員を配置し、児童の安全・安心を確保します。また、日常活動をしながら見守りを行う「ながら見守り活動」など、多様な活動を地域の協力により実施します。

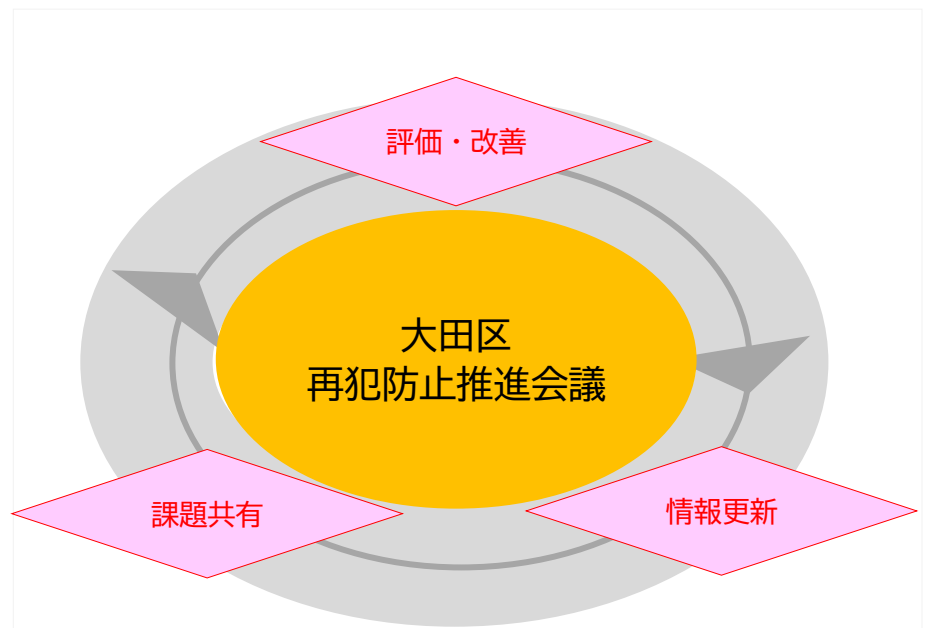
第4章 計画の推進体制

この計画は、これまで区と大田区保護司会をはじめ関係機関・団体がともに積み上げてきた“社会を明るくする運動”に象徴される更生保護の取組の集大成としての意味を持つものです。計画の実行にあたっては、“犯罪を犯した者等”が地域の中で生活をやり直せるよう区と国・都などの関係機関及び地域の民間団体が緊密に連携を取りながら、再犯防止等に関する施策を総合的に推進していく体制が欠かせません。区では再犯防止推進の重要な課題である就労、住居、保健医療、福祉等の施策に関する庁内連携体制を一層強化するとともに、「第二次大田区再犯防止推進計画」の円滑な取組を進めるため、区及び“社会を明るくする運動”大田区推進委員会からの推薦を受けた同委員会の構成機関・団体等を委員とする「大田区再犯防止推進会議」を設置し、定期的に地域の情報や課題を共有し協議を行います。



■ “社会を明るくする運動”大田区推進委員会の構成機関・団体

大田区 大田区教育委員会 区内警察署 大田区保護司会 大田区桐友会 大田区自治会連合会
 大森医師会 蒲田医師会 田園調布医師会 大森歯科医師会 蒲田歯科医師会 大田区薬剤師会 蒲田薬剤師会
 大田区青少年対策地区委員会 大田区更生保護女性会 大田区保護観察協会 大田区防犯協会 大田区BBS会 大田区立小学校PTA連絡協議会 大田区立中学校PTA連合協議会 大田区母の会連合会 大田区民生委員児童委員協議会 大田区婦人団体連合会 大田区立小学校校長会 大田区立中学校校長会 大田区社会福祉協議会 大田区退職校長会 大田区私立幼稚園連合会 大田区商店街連合会 東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会 大田地区人権擁護委員会 大森少年センター おおた社会福祉士会 おおたTS ネット 自立支援センターみんなの家(順不同)



■ 庁内連携体制

※令和7年度大田区組織による

総務部	総務課長 人権・男女平等推進課長 経理管財課長 防災危機管理課長 生活安全担当課長
地域未来創造部	青少年・生涯学習担当課長
福祉部	福祉支援調整担当課長 高齢福祉課長 障害福祉課長 自立支援促進担当課長 障がい者総合サポートセンター所長
健康政策部	生活衛生課長
こども未来部	子育て支援課長 子ども家庭支援センター所長

まちづくり推進部 住宅政策担当課長
教育総務部 副参事(教育地域力担当) 学務課長 指導課長 教育センター所長

大田区再犯防止推進会議で共有される課題は翌年度へ引継ぎ、評価と改善を繰り返しながら、次期推進計画へ更新していきます。

第二次大田区再犯防止推進計画

令和8年(2026年)4月～令和13年(2031年)3月

令和8年(2026年)3月発行

大田区 総務部 総務課 総務担当

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話 03-5744-1142(直通)

メール soumu@city.ota.tokyo.jp

第二次大田区再犯防止推進計画 <概要案>

第1章 第二次大田区再犯防止推進計画について

1 計画策定の背景

全国の刑法犯の検挙人員・再犯者はともに減少傾向にあるが、令和6年の再犯者率は46.2%と半数近くが再犯者という状況。国民が安全・安心に暮らせる社会の実現が必要。

平成28年12月 再犯の防止等の推進に関する法律 施行

平成29年12月 再犯防止推進計画 閣議決定

令和元年7月 東京都再犯防止推進計画 策定

令和3年3月 大田区再犯防止推進計画 策定

令和5年3月 第二次再犯防止推進計画 閣議決定

令和6年3月 第二次東京都再犯防止推進計画 策定

2 計画の位置付け

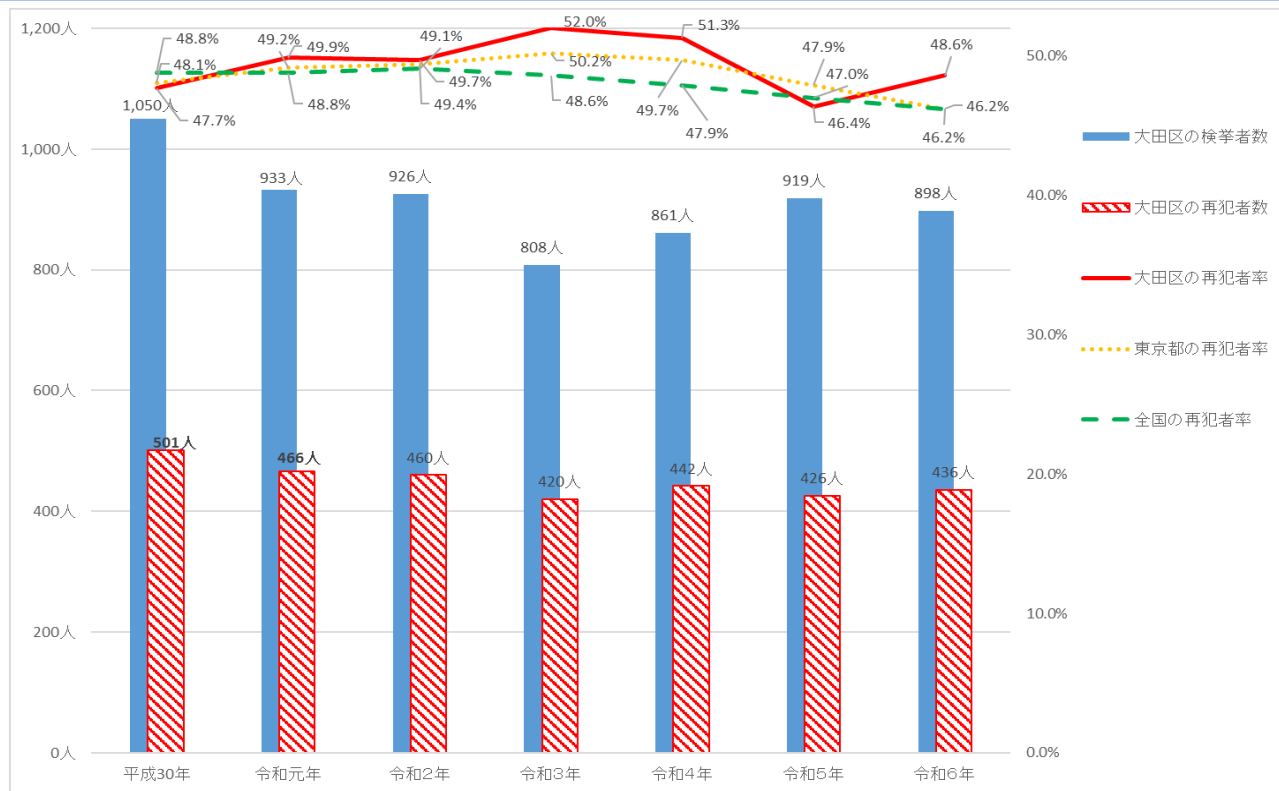
3 計画策定の意義

- この計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める“犯罪をした者等”で、犯罪をした者または非行少年(非行少年であった者を含む)のことを言う。
- 地域の中で“犯罪をした者等”の立ち直りを支援する多岐にわたる取組を、再犯防止対策や更生保護に取り組む関係機関・団体や保護司をはじめ民間ボランティアとともに、総合的に推進するため策定する。

4 計画期間

令和8年(2026年)4月から令和13年(2031年)3月までの5年間

第2章 大田区を取り巻く状況



- 大田区の再犯者率は令和6年度で48.6%であり、令和5年度と比較して増加し、依然として50%に近い状況である。

- また、近年再犯率の高い薬物事犯が一定の再犯者割合を占めており、近年若年層を中心に覚せい剤取締法違反や大麻取締法違反が増加傾向にあり社会問題にもなっている。

第3章 重点課題とその取組

5つの重点課題

この計画では、国及び東京都の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、区を取り巻く状況を基に5つの重点課題を設定する。関係機関・団体及び保護司をはじめ民間ボランティアとの連携強化を図りながら、広く区の事業を活用し、個別目標に向けてその取組を進める。

1 就労・住居の確保等

個別目標

- (1) 就労と住居確保に向けた相談・支援の充実を図ります
- (2) “犯罪をした者等”を雇用する企業を開拓・確保します

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

個別目標

- (1) 関係機関・団体、民間協力者との連携・協働の下、適切な保健医療・福祉サービスを提供します
- (2) 薬物乱用防止や薬物依存からの回復に関する普及・啓発活動を促進します

5 地域における見守り・支援の強化による包摂の推進

個別目標

- (1) 地域のネットワークを活かした見守りや支援を行い、区民が安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます
- (2) 犯罪を未然に防止し、安全安心なまちづくりを進めます

3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等

(SNS等ネットワーク利用犯罪などに関わらない取組を含む)

個別目標

- (1) 児童・生徒等の非行防止や安全意識の向上に取り組みます
- (2) 児童・生徒等がネットワーク利用犯罪に関わらない取組を進めます
- (3) 児童・生徒等の学習支援や生活環境を支援します

4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進等

個別目標

- (1) 区内更生保護団体の活動を支援します
- (2) 関係機関・民間協力者と連携し、広報・啓発活動を強化します

第4章 計画の推進体制

この計画は、これまで区と大田区保護司会をはじめ関係機関・団体がともに積み上げてきた“社会を明るくする運動”に象徴される更生保護の取組の集大成としての意味合いを持つものである。

「大田区再犯防止推進計画」の円滑な取組を進めるため、区及び“社会を明るくする運動”大田区推進委員会からの推薦を受けた同委員会の構成機関・団体等を委員とする「大田区再犯防止推進会議」を設置し、定期的に地域の情報や課題を共有し協議を行う。

大田区再犯防止推進会議で共有される課題は翌年度へ引継ぎ、評価と改善を繰り返しながら、次期計画の見直しを図ることとする。

第9期大田区男女共同参画推進プラン（素案）に係る区民意見公募手続
（パブリックコメント）の実施結果及び策定について

1 概要

第9期大田区男女共同参画推進プラン（素案）に係る区民意見公募手続（パブリックコメント）を実施した上で、第9期大田区男女共同参画推進プラン（案）としてまとめた。

2 区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果

(1) 実施期間

令和7年11月18日（火）から令和7年12月8日（月）まで

(2) 周知方法

おおた区報（令和7年11月21日号）

大田区ホームページ（閲覧数 971 回）

大田区公式X（閲覧数 2,761 回）

大田区LINE 公式アカウント（配信者数 4,189 名）

エセナおおた事業参加者への周知 184 名

(3) 第9期大田区男女共同参画推進プラン（素案）に対する意見

ア 提出者数

38 名（内訳 電子申請 35 名、郵送 1 名、FAX 1 名 持参 1 名）

イ 提出意見数

178 件

ウ 主な意見

(ア) 多様な個性を認める意識の醸成について	47 件
(イ) 人権尊重とジェンダー平等意識の向上について	26 件
(ウ) 仕事と家庭の両立に向けた取組の強化について	23 件
(エ) 防災と復興における男女共同参画の推進について	15 件
(オ) ワーク・ライフ・バランスの推進について	12 件

(4) 意見の要旨及び区の考え方

別紙1のとおり

3 第9期大田区男女共同参画推進プラン（案）について

(1) プラン概要

別紙2のとおり

(2) プラン（案）

別紙3のとおり

4 今後の予定

令和7年度中に決定し、令和8年4月に公表する。

第9期大田区男女共同参画推進プラン（素案）への区民意見公募手続き（パブリックコメント）
意見要旨と区の考え方

別紙1

多くのご意見をいただき、ありがとうございました。ご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約または一部を抜粋しているものもあります。

意見番号	該当項目	意見要旨	区の考え方
1	プラン全体について	第9期素案は、これまでの取組を継承しつつ、多様な視点を取り入れた優れたプランであると感じる。特に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行を受けての施策の具体化、多様性に関する項目が新たに盛り込まれたことは、包摂性の高い地域社会を目指す意志の表れとして、大変心強く感じた。今後のジェンダー平等推進に期待する。	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、本プランではDV等を含め、様々な問題を抱える相談者の支援への対応をめざしております。今後も本プランに基づき、困難な問題を抱える女性への支援を進めるとともに男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。
2		ジェンダー平等を実現するための具体的な方向性を示すこのプランが策定されたことを、大変意義深く受け止める。社会の実情に即した計画を区として示してくださったこと自体に、心から賛同する。こうしたプランが公に示され、区民が議論に参加できる機会がつけられたことを嬉しく思う。ジェンダー平等への姿勢を明確にし、地域全体で取り組む土台を整えたことを高く評価する。ジェンダー平等の実現に向けた計画を示し、前に進むとする区の姿勢に強く賛同する。このようなプランがつけられたこと自体が、未来への大きな一歩だと感じる。	ジェンダー平等については、これまでも社会の動きの中で少しずつ進化してきた歴史があります。これまでの歩みについては、本プランの資料編に年表を掲載させていただきました。また、こうした取組は地域全体で機運醸成していきたいと考え、基本理念に「地域みんなで男女共同参画のまちづくり」という言葉を加えさせていただきました。今後も広く区民の皆様へ向けた啓発を進めてまいります。
3		このプランが大田区民にとって必要であることを区民全員で認識し、プランが活かされる大田区になるよう、区民として行政とともに頑張っていきたい。	男女共同参画社会の実現に向けて、できるだけ多くの区民の皆様にご理解いただけるよう取り組んでまいります。
4		現在成人した子どもを育て上げた母親として、また長年働き続けてきた一人の女性として、本計画を大変重要なものと感じている。	女性が子育てをしながら働き続けるためには、周囲の理解と協力があるかないかで、その負担は大きく異なってまいります。働きながら子育てをする人が増えた現代では、様々な子育て支援策やサービスなどをご活用いただきたいと考えております。
5		ジェンダー平等を実現するための具体的な方向性を示すこのプランが策定され、私たち区民が議論に参加できる機会がつけられたことはとても意義深い。	本プランでは男女共同参画社会の実現に向けた区の考え方を示しておりますが、各種講座やイベントなど様々な施策があり、例えば講座終了後などに、ご意見をお伺いする機会を設けておりますので、今後どうぞご意見をお寄せください。
6		区の全施策・事業・予算に男女平等の視点を組み込む「ジェンダー主流化」を、プランの基本理念や重点戦略として明確に位置づけ、全庁的に推進することを求める。	男女共同参画の視点をあらゆる場面において活用していくジェンダー主流化については、少しずつでも近づいていくよう、広く理解啓発に努めてまいります。
7		ジェンダー主流化を実効的に進めるため、行政統計や事業データを可能な限り男女別に収集・分析し、その結果を施策の企画、評価、予算編成に必須で活用することが必要だと考える。	男女共同参画に関する意識調査をはじめとした各種調査において、ジェンダーを意識して取り組んでまいります。また、統計結果等については区のホームページ等で公開し、施策検討に役立ててまいります。
8		男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策が試みられていると知り、嬉しく思うと同時に、周知が追いついていないと感じた。	今後も男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでまいります。また、今後も広く理解啓発を行うとともに周知に努めてまいります。
9		男女共同参画の考えは、全体に伝わらないとなかなか変わらないと思う。子供や多くの方がこの計画を読むには、字が多く感じた。事業の数や説明も、もう少しシンプルにした方が、読みやすく、特に力を入れる部分も伝わりやすい。	区としては、できるだけ多くの方に本プランを知っていただきたいと考えております。いただいたご意見を踏まえ、できるだけわかりやすい記載となるよう努めてまいります。
10		個別目標に「ジェンダー」という言葉が入ったことに大きな意義がある。しかし、ジェンダーをトランスジェンダーと誤解している人もおり、誤解に基づく批判があった場合にも、言葉を言い換えるのではなく、ジェンダーについてプラン内で丁寧に説明すべき。	本プランの巻末には、専門用語等の語句について簡易版ではありますが解説を付けました。「ジェンダー」という言葉は、大変重要なキーワードですので、そちらに含めております。また、「トランスジェンダー」という言葉については、コラムにおいて掲載させていただきました。
11		重点事業が多く、もう少し絞り込んだ方がわかりやすい気がした。事業内容については、例えば、ポスター、冊子、講座、セミナー、ホームページなど、細かいように感じた。	重点事業については、本プランを確実に推進するために必要な事業だと考えております。事業内容については、わかりやすいよう、可能な範囲で具体的な記載としております。
12		パネル展、講座や展示、情報誌の配布等の取組はあまり知られていないと思う。図書館や区役所、自治会の掲示板等、公共施設での周知は必要だが、限られた人しか目にとめていない。	本プランでは、男女共同参画推進に関わる事業として、パネル展、講座や展示、情報誌の配布等、様々な事業を実施しております。今後、より多くの方に知っていただくようさらに周知に努めてまいります。
13		重点事業の中で例えば、展示やHP、セミナー等の記述がある。Webやオンラインでない、リアル・対面での開催を重点事業に加えて、明記してほしい。	セミナー等の開催につきましては、対象者の参加しやすさや開催目的等を考慮し、引き続き対面開催も含めた様々な工夫を検討してまいります。
14		区が何を進めていくかはわかるが、区民がどう行動すべきか、という点も書かれていてもいいのかなと思う。	男女共同参画社会に向けての区の方向性を理解していただくことは、大変重要です。区民の皆様におかれましては、セミナーや講座、展示等、様々な機会を通して興味を持っていただくことで理解啓発が進むと考えております。いただいたご意見を参考に、啓発事業に取り組んでまいります。
15		とてもよい内容だと思うが、文字が多く、読み疲れてしまうため、写真やイラストがあると読みやすく、また理解もしやすくなるのではないかな。	いただいたご意見を踏まえ、読みやすくなるよう、写真やイラストを追加いたします。
16		文をよく読めば分かるが、グラフにタイトルをつけてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、可能な範囲内でグラフにタイトルを追加記載いたします。
17		コラムが入りわかりやすい。	コラムは、本プランの内容を理解するために補助的な役割としてわかりやすい表記をするよう努めました。
18		中間見直しの機会を設けて柔軟に対応してほしい。	本プランの各施策など、取組については、毎年、大田区男女共同参画推進区民会議の中で進捗状況を報告し、取組の結果を検討する機会を設けております。
19	第2章 大田区の男女共同参画を取り巻く現状	第8期プランの総括で、職場や家庭内での男女の地位が平等と感じていると回答した人の割合の目標値が50%は低いと感じる。	目標値につきましては、最終的には100%をめざしたいところですが、まずは5年後を見据え本プランでは50%といたしました。第8期プランでは50%でも達成できなかったため、この指標は第9期プランでも引き継いでおります。

意見番号	該当項目	意見要旨	区の考え方
20	第2章 大田区の男女共同参画を取り巻く現状	第8期プランの総括で個別目標Ⅳ-2着実な計画の推進について、「大田区では男女共同参画がとて推進されていると思う人の割合」の目標値15%は低く感じる。目標値が低く設定されると、期待が薄いのではないかと感じてしまう。	「大田区では男女共同参画がとて推進されていると思う人の割合」の目標値15%は令和元年度の10.6%という結果を受けて、設定した数値でした。第9期では、「社会全体における男女の地位は平等であると思う区民の割合」や「家事・育児に費やす時間の男女差」などを指標の内容とし、新たな目標値を設定しています。
21		国際的な動きとしてジェンダーギャップ指数が挙げられており、「特に政治・経済分野での男女格差の解消が喫緊の課題となっています。」と記載されているが、評価に関わる個別の項目を見ても、男女差があることで問題だと感じない。 例えば、労働参加率や管理的職業従事者の男女比については、女性がそれらを希望する割合と男性が希望する割合が同じであるという前提でない、適切に評価ができない。管理職になりたくない、家庭で子供と一緒に過ごしたいと思う人を除いて、男女比を評価すべき。 推定勤労所得の格差についても、立場や責任の重い仕事を男性が担っているのは男性の所得が高くなるのは当然。この差をなくしていくというのは、女性に責任の重い仕事を任せるということだが、女性がそれを望んでいるかについてはこの指標では読み取れない。 政治分野についても、女性の国会議員や閣僚、首長が増えることで女性が幸せになるとは限らない。政治家が男性であっても女性であっても、性別にかかわらず有権者の声を聞くべきであり、その代弁者の性別にこだわることには意味がない。 世界的な男女平等に関する評価軸であるジェンダーギャップ指数は、このポイントを上げていくことで男女の幸福につながる国もあるかもしれないが、国によって歴史・文化的背景が異なるため、全ての国に適用するべきではないと考える。 したがって、本推進プランからジェンダーギャップ指数の説明は外していただきたい。もしくは、「男女共同参画社会の実現に向けて、特に政治・経済分野での男女格差の解消が喫緊の課題となっています。」という説明を削除いただきたい。	日本においては、これまで家庭や職場、地域等社会のあらゆる場面において、固定的性別役割分担意識が大きく影響してきた歴史がございます。このような男女間格差の解消は、本プランの基本理念でもある「誰もがお互いを尊重し自分らしく輝けるまち 大田区」の実現に不可欠と考えます。ジェンダーギャップ指数は、国の第5次男女共同参画基本計画や内閣府のホームページでも紹介されており、男女共同参画を推進する上でも重要なデータであることから本プランにおいても掲載しています。 「特に政治・経済分野での男女格差の解消が喫緊の課題」というのは、基本計画策定当時の内閣府の言葉を引用しましたが、昨年6月ジェンダーギャップ指数発表後の「政治と経済分野のスコアが低調である。」という国の見解がございましたので、これを踏まえた内容の記載にいたします。男女の性別を問わず、一人ひとりが自らの自由な意志と選択により、個性と能力を発揮することができる社会が男女共同参画社会のめざすところですが、女性が、経済活動や子育てなど、自らが選択した分野でそれぞれ活躍できるように、広く理解啓発を進めてまいります。
22	第3章 計画の基本的な考え方	基本理念である「誰もがお互いを尊重し自分らしく輝けるまち大田区」は素晴らしい、賛同する。	基本理念に基づき、すべての人の人権が尊重され、一人ひとりが自分らしく輝くことのできる男女共同参画社会をめざします。
23		副題の「～地域みんなで男女共同参画のまちづくり～」があることで、大田区の掲げる協働、地域力を大切にしていけることが入っている良い。	本プランでは、「誰もがお互いを尊重し自分らしく輝けるまち大田区」に加え、地域に根差した男女共同参画に向けて「地域みんなで男女共同参画のまちづくり」を基本理念としております。
24		男女共同参画推進は、女性のための政策というイメージがまだまだあるため、男性にとってどう重要なのか分かりやすく記載されているとよい。	基本理念において、誰もがお互いを尊重し自分らしく輝けることを重視しています。すべての人が性別にかかわらず、輝くことのできる男女共同参画社会をめざしています。
25		体系図Ⅰ-1③「教育における男女共同参画」は「教育の場における理解促進」が正しいのではないかと。	ご指摘のとおり体系図は「教育の場における理解促進」が正しいので、訂正いたします。
26	個別目標Ⅰ-1 人権尊重とジェンダー平等意識の向上	「人権尊重とジェンダー平等意識の向上」の「平等」は機会の平等か、結果の平等か明確にする必要がある。	ジェンダー平等は「性別に関わらず、すべての人が平等な権利、責任、機会を持ち、社会のあらゆる場面で性別による差別や偏見なく、個性と能力を十分に発揮できる状態」であることから、ここでの「平等」は、双方の意味を含めた「平等」を表しています。
27		人権講演会はジェンダーや人権を自分ごととして捉え直し、固定的性別役割意識や職場の偏見を改善する有効な手段である。第8期で高い満足度が得られた一方、意識変容はまだ十分とは言えない。特に子育て期の女性に対する理解不足やパワハラの問題など、制度だけでは改善しにくい課題には、講演会による気づきと学びが不可欠である。また、企業や管理職が参加できる仕組みを整えば、職場文化の改善にもつながる。	人権講演会を有効に活用し、多くの方への気付きとなるよう取り組んでまいります。また、子育て期の女性についての理解やハラスメントなどについても、区報や展示など、様々なかたちで情報発信していきたいと考えています。
28		「固定的な性別役割分業意識の解消」を計画に明記し、取組を進めようとしている点に強く賛同します。家事・育児・ケアの負担が主に女性に偏る現状は男女双方の選択肢を狭めています。国の白書等でも、家事関連時間は全ての都道府県で妻の方が210分以上長いなど、依然として大きな格差が示されており、意識改革と制度・環境整備を両輪で進めてほしい。	固定的性別役割分担意識にとらわれず、お互いの価値観を認め合う男女共同参画社会の実現をめざし、意識改革と制度・環境整備等、取り組んでまいります。
29		個別目標Ⅰ-1「固定的な性別役割分業意識の解消」を明確に位置付けたことを評価する。その上で、固定的な性別役割分業意識が根強く残っていることから、女性の就業継続や健康、経済的自立の妨げとなっている場合がある。教育啓発、職場環境の見直し等を通じて継続的に取組を進めてほしい。	固定的な性別役割分担意識の解消は大変重要だと考えており、あらゆる場面において取組を積極的に進めてまいります。
30		施策の「固定的な性別役割分業意識の解消」は実現することを願う。	今後も、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方や価値観を認め合う男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。
31		「固定的な性別役割分業意識の解消」に大いに賛成で、どんどん進めて欲しい。	本プランに基づき、固定的な性別役割分業意識の解消に向けて取り組んでまいります。
32		男女の固定的な性別役割分業意識の解消のためにより一層頑張ってください。	男女の固定的な性別役割分業意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて事業を推進してまいります。
33		「〇〇だから／〇〇なのに」と人をカテゴライズする周囲の認識が、生きづらさを生む一因であり、他者の認識は変えにくい。一方で、「〇〇だけこれが自分」と自分を肯定し尊重することは可能である。男女共同参画は視野を広げ人権全体の問題として捉えるべきである。自己尊重を根底とした施策により、多くの区民が健やかに暮らせる社会の実現を期待している。	男女共同参画では、男女がお互いを尊重することが大変重要です。そのため、ご意見のとおり、人権全体の問題と捉えることもできるかと思われまます。本プランでは、基本目標Ⅰで、誰もが尊重される社会をめざし、人権尊重や固定的な性別役割分業意識解消への取組を推進しています。

意見番号	該当項目	意見要旨	区の考え方
34	個別目標 I-1 人権尊重とジェンダー平等意識の向上	20年ほど前、共働きでありながら、実質的にほぼ「ワンオペ育児」の状態子どもを育てた。当時は男性の育児休暇取得という雰囲気はなく、夫は深夜まで働き、保育園の送り迎えは、ほぼ私の役割だった。第8期プランの総括にあるように、性別役割分担意識が大きく変わっていないという現状を、私自身も長く実感してきた。第9期では、啓発だけでなく男性が家庭責任を「自然に」担える社会への具体的な改革を強く求める。	共働きでありながら育児のほとんどをお一人でされてきたご苦労は、大変だったかと存じます。現在では、育児休暇を取得する男性は増えていますが、調査によれば、家事や育児の負担は、まだ女性が担っている家庭が多いという状況です。今後も固定的性別役割分担意識の解消等に向けて取組を進めてまいります。
35		男女共同参画推進プランを策定することには、大いに賛成だが、大田区は、中小企業が多いという特性からか、男女の固定的な役割分業意識が高いように思う。このことは根が深く、DVにも繋がる意識なので、改善に向けて政策的にも力を入れて欲しい。	固定的な性別役割分担意識は、DVをはじめとしたジェンダーに基づく暴力に関連する問題だと認識しております。様々な機会をとらえ、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて取組を進めてまいります。
36		固定的な性別役割分担意識の解消の意識は数年前に比べると増加していると思うが、まだまだ根付いているとは考えにくいので取組強化してほしい。男女共同参画に関する啓発については展示や講座での啓発とともに、映画会を開催し、映像を通し視覚から表情、音、文章でより多く感じることがあると思うので開催を希望する。	今後も男女共同参画社会の実現をめざして、固定的性別役割分担意識の解消に向けて取り組んでまいります。また、いただいたご意見については今後の取組の参考とさせていただきます。
37		個別目標 I-1「男女共同参画の視点に立った社会教育事業」について、依然として自治会・町会・PTAでは固定的性別役割分担意識が根深いと感じる。「ジェンダー主流化」を地域・社会全般で進める意味でも、人権・男女平等推進課が地域力推進課や教育総務課と連携して、地域団体向けのセミナー等を開催してはどうか。	固定的性別役割分担意識の解消に向けた理解啓発事業については、様々な機関と連携し、セミナーや広報活動を行っております。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
38		男女平等といわれるが、全く進んでいない。しっかり対応してほしい。	本プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。
39		「女性は男性と同等に働くべき」との固定観念から脱却し、各個人の意志を反映していくことが課題だと感じる。生理や妊娠、出産等、性質の異なる者同士を同じ土俵で捉えることは「弱者」の酷使にもなりかねない。内容を精査し慎重に考慮する必要があると思う。	男女の性別を問わず、一人ひとりが自らの自由な意志と選択により、個性と能力を発揮することができる社会が男女共同参画社会のめざすところです。性差による違いや特有の健康上の悩みなどを互いに理解した上で、女性が経済活動や子育てなど、自らが選択した分野でそれぞれ活躍できるように、取組を進めてまいります。
40		「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という固定的性別役割分担意識について、統計に偏りがなく「女は男と同等に働くべきだ」に同感しない人の割合も併せて集計してほしい。	「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という設問については、これまでの区民意識調査においても固定的性別役割分担意識を問う設問の一つとしております。次回、この指標に関する意識調査は令和12年に予定しておりますが、頂いたご意見は参考にさせていただきます。
41		固定的性別役割分担意識による生活で満足している人もいますので、これを悪とする記載は控えていただきたい。	本プランでは、誰もがお互いを尊重し自分らしく輝くためにも、固定的性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方や価値観を認め合う男女共同参画社会の実現をめざして取組を推進していくことが重要であると考えています。
42		「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という考えに同感しない人の割合は約70%で令和元年から変わっていないが、何が問題なのか分からない。固定的性別役割意識によって、外で働きたいけど働くことができない女性がいるなら問題だが、外で働きたい男性、家庭を守りたい女性がマッチングしているなら当事者は満足するはず。特に、「同感する（どちらかというと同感する）」と回答した女性の割合は、令和元年から令和6年にかけてむしろ増えており、積極的に外で働きたい女性も一定数いることが読み取れる。	固定的性別役割分担意識は社会のあらゆる場面において、男女平等を阻害するひとつの要因となっているため、男女平等の達成状況を図る一つの指標として掲載しています。今後も同様の調査は定期的に行ってまいりますので、調査結果の推移など、今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。
43		「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という考えに同感しない人の割合を令和12年に85%に引き上げること目標としているが、その数値の根拠を示していただきたい。「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という価値観を持ち、それを表現している方が3割いてもよいのではないかと。	「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という考えに同感しない人の割合についての調査は、第8期プランでも基本目標 I における指標の一つとしており、目標値は85%でした。第9期プランでは、第8期で目標を達成しなかったため、引き続きこれを目標としています。
44		政策が介入すべきは差別や暴力の解消であり、夫婦や家族が合意の上で選択した役割分担にまで、行政が画一的な価値観を押し付けるべきではないと考える。	差別や暴力は、固定的性別役割分担意識に起因する場合があることから、本プランではそのような意識の解消が必要と考えています。また、家庭内の家事や育児の分担は各家庭の選択により様々であり、男女がお互いの合意の上で分担できているのであれば問題ありません。一方で、男女ともに希望するワーク・ライフ・バランスが実現できていない人が多いとの調査結果が出ており、その原因のひとつと考えられる固定的性別役割分担意識については、解消していく必要があると考えています。
45		多様性を掲げるなら、個人の自由や意志が逆に阻害されることになってしまったりは本末転倒と考える。女性は働くべき・男性は育休を取るべきといった新たな固定観念を当てはめようとしているように見えるが、家族ごとの希望に応じた働き方や役割分担を実現できる社会を目指すべきではないか。	家庭内の家事や育児の分担は各家庭の選択により様々であり、男女がお互いの合意の上で分担できているのであれば問題ありません。一方で、男女ともに希望するワーク・ライフ・バランスが実現できていない人が多いとの調査結果が出ており、その原因のひとつと考えられる固定的性別役割分担意識については、解消していく必要があると考えています。
46		固定的性別役割分担意識が改善しない理由をより詳細に調査をして、ボトルネックとなっている課題の解決に取り組んでいただきたい。	今後も男女共同参画に関する意識調査をはじめ、様々な調査を行ってまいります。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
47		「コラム、アンコンシャス・バイアスとは」に記載の例をもっと具体的に示すべき。	アンコンシャス・バイアスのコラムについては、具体例として血液型などを取り上げさせていただきましたが、具体的すぎる記載は一方的な概念の刷り込みになってしまう恐れがあるため差し控えていただきました。
48		小中高や幼少期での人権教育は防犯効果が高いと思うため、特に教育機関での啓発事業が充実されるとよい。男女共同参画推進プランがより充実し、大田区で充実した社会が実現されることを願う。	男女共同参画社会の実現に向けて、区立小中学校での人権教育をはじめ、様々な機会をとらえて啓発に取り組んでまいります。
49		個別目標 I-1「小・中学生への人権意識の啓発／小中学校における多様な性に関する理解促進」について、小中学校だけではなく、全世代、全区民を対象にすべき。若年層への啓発、教育だけでは不十分であり、大人も共に学ぶ必要がある。	人権意識の啓発や多様な性に関する理解促進については、基本目標 I において区民を対象として実施しており、今後も進めていく予定です。

意見番号	該当項目	意見要旨	区の考え方
50	個別目標 I-1 人権尊重とジェンダー平等意識の向上	個別目標 I-1 で、小中学校における多様性に関する理解促進については、重点事項の方向性を評価する。また、目標達成に向けて、以下の取組を推進することを期待する。教職員への SOGI 研修の定期実施（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを含む）、学校経営方針や校内のいじめ防止基本方針に SOGI に関する項目を明記、児童生徒のメンタルヘルス相談で SOGI を安心して話せる体制づくり、学年に応じた教材の導入のほか学校図書館の選書に多様性視点を反映、制服やトイレ、呼称など生活面での柔軟な対応、「LGBTQ+ や SOGI を入り口に人権尊重や共生社会の実現について考える」授業（東京都人権教育プログラムや外部講師を活用）。	教育委員会では、教職員に向けた人権に関する研修や、東京都の「人権教育プログラム（学校教育編）」や区教育委員会が作成した「人権啓発資料」等を活用した授業等により、教職員や児童・生徒への理解・啓発を推進しております。 また、生活面では、標準服について複数のタイプから選択できるようにするなど、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」や「生徒指導提要」に基づき、各学校運営の中で子どもたちの心情に配慮した柔軟な対応に取り組んでおります。学校図書選定においては、「大田区立小中学校図書館資料選書及び廃棄の取扱基準」に基づき、児童・生徒の教科学習、情操教育、読書活動等を推進することを目的として、各学校に設置する図書資料選定会議等において、今の時代に対応するものなど適切に選書を行っております。これらの取組を引き続き推進するとともに、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
51		「小中学生への人権意識の啓発・小中学校における多様性に関する理解促進」の事業の規模はどれくらいか。義務教育で幼少期から人権意識が高められるよう、充実した取り組みとしてほしい。ここの関連指標の目標値が低いと感じた。	毎年すべての区立小学校の5年生には「大切なこと」、同じく6年生には「みんなちがってみんないい」という冊子を配布し啓発しているほか、小中学生を対象として人権ポスターや人権作文を募集し、啓発しています。また、義務教育の頃から人権意識を高められるよう取り組んでいます。なお、ここでの関連指標の目標値は、まずは5年後をめざして設定しています。
52	個別目標 I-2 多様な個性を認める意識の醸成	多様な住民の存在に目を向け、性的多様性について明確に触れられていることを大変嬉しく思った。大田区が実際に暮らす人々の多様なあり方を丁寧に受け止めようとしている姿勢に、当事者として頼もしく思う。当事者として、このプランに性的マイノリティに関する記載が含まれたことは、安心と希望につながる大きな一歩だと感じている。	今後も性的マイノリティへの差別や偏見を防ぐため、本プランに沿って、広く理解啓発等に努めてまいります。
53		個別目標 I-2 多様な性に関する理解促進を明確に扱ったことを高く評価する。多様な性に関する理解促進について、多様な性への理解を深めるために、区民向けの講座や教育の機会の充実と、当事者が安心して相談できる窓口や、居場所となる場の整備を進めてほしい。	多様な性に関する理解促進については、大変重要だと認識しております。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
54		「日本人と外国人が互いに認めあい、暮らしていると思う区民の割合」という指標があるが、ジェンダーや性別の価値観が全く異なる文化圏の方もいる（例えばイスラム教徒の方など）ため、それを私たちが認めるというなら、で「外国人に向けての男女共同参画に関する区の取組についての理解促進を図ります」ということと矛盾する。同性愛は認められていないし、頭にスカーフを巻くのは女性だけ、最近女性が車を運転できるようになった国もある。区の取組について理解を求めていくというのは、彼らの文化を否定することにつながる。	外国人の中には、ジェンダーや性別の価値観が全く異なる文化圏の方も確かにいらっしゃいます。互いの生活様式や価値観、宗教観を押し付け合うのではなく、両者が相容れないものであったとしても互いに理解し合う、認め合うことを目的としていることから、この記載としています。
55		大田区に暮らす LGBTQ+ 当事者として、本プランにおいて LGBTQ+ SOGI（性的指向・性自認）に関する記述が明確に盛り込まれたことに、深い敬意と感謝の気持ちを伝えたく、意見を提出する。行政計画の中で当事者に関する視点が丁寧に扱われることは、「ここ大田区で生活していても大丈夫なのだ」「この先も大田区で暮らしたい」と思わせてくれる大きな支えになる。大田区がこの課題に向き合ってくれた姿勢を心から評価し、特に今回の大田区男女共同参画推進プランの素案の作成にかかわったすべての関係者のみなさま（特に区担当部署と担当職員のみならず）に、お礼申し上げます。	性的指向・性自認については、主に基本目標 I の「個別目標 I-2 多様な個性を認める意識の醸成」に記載させていただきました。関連指標で取り上げました LGBTQ+ や SOGI という言葉については、まだ認知度が決して高くない状況です。これらの言葉についてはコラムの中でも解説し、できるだけ多くの方に正しく知っていただきたいと考えております。今後も周知啓発により理解増進に努めてまいります。
56		「外国人が地域で孤立しないようにする」とあるが、現状の施策は日本人から外国人への「理解促進」や「啓発」といった一方向的なものに留まっているため、外国人自身が自国の文化を発表できる場を設けてほしい。	外国人との多文化共生に関する内容につきましては、「『国際都市おおた』多文化共生推進プラン」において、詳しい方向性や施策について掲載しております。いただいたご意見を踏まえ、個別目標 I-2 に連携する計画として、外国人区民の活躍機会の創出を計画事業の一つに位置づける「『国際都市おおた』多文化共生推進プラン」を追記します。
57		基本理念、誰もがお互いを尊重し 自分らしく輝けるまち 大田区 ～地域みんなで男女共同参画のまちづくり～というフレーズを拝見したときに、大田区が今まで以上に包摂を大切にすまちづくりに動き出すことを感じました。昨今、様々なマイノリティ性をもつ人を排除しようとする言説が世の中にはびこる中で、このような力強いメッセージを区として出したことを区民の一人として高く評価する。LGBTQ+ や SOGI に関する取り組みは、当事者だけに限る問題ではなく、区に関わるすべての人の安心、安全、尊厳と深く結びつく。誤解や偏見、デマが放置されることは、当事者が傷つけられるリスクを高めるだけでなく、知らず知らずのうちに誰かを傷つける「加害者」を生み出してしまうことにもつながる。だからこそ「加害者」も「被害者」も出さないために、正しい理解の促進や環境整備は、大田区にとって非常に重要な意義を持つと考える。	第8期プラン策定からの5年間で、性的マイノリティに関わる状況は、条例や法整備などが進む一方で、様々な影響があったかと存じます。令和4年11月に東京都パートナーシップ宣誓制度が開始され、令和5年7月には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行されました。法整備の際にはインターネットなどで性的マイノリティに対する偏見や誤った情報が拡散されることもあり、そのような偏見や差別が引き起こされることの無いよう、今後も多様な性に関する正しい理解促進のため、取り組んでまいります。
58		女性の視点は重要であるが、男性のみならずマイノリティの意見を組み入れた活動に留意すると、参加者や支援体制の幅が広がるのではと考える。	本プランでは、基本理念において、性別にかかわらず多様な生き方や価値観を認め合う男女共同参画の実現をめざすとしています。多様な視点を取り入れ事業を展開していくことは重要と捉えています。
59		LGBTQ+ に関する行政施策が話題になることで否定的な意見が寄せられると思うが、誤解に基づく意見に委縮することなく、力強く取組を進めてほしい。	今後も性的マイノリティへの差別や偏見を防ぐため、広く理解啓発に努めてまいります。また、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。

意見番号	該当項目	意見要旨	区の考え方
60	個別目標 I-2 多様な個性を認める意識の醸成	多様な性に関する内容が計画に盛り込まれた点に、強く賛同する。ただ、現状の素案では主に一般区民向けの啓発にとどまり、当事者自身への支援が十分に示されていないように感じる。当事者が安心して生活できるよう、相談窓口の整備や居場所づくりなど、具体的支援の検討をお願いしたい。	今後も多様な性に関する理解啓発に努めてまいります。また、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
61		性的マイノリティが施策の方向性に取り上げられたことはすばらしい。苦しんでいる当事者を少しでも理解し、開かれた大田区になることは嬉しい。誰もが認め合う社会を実現していきたい。親が我が子のカミングアウトに馴染めず、認めないことで子どもが苦しい日常を過ごす姿があり、そういう方の相談を受けたことがある。専門の相談窓口をつくり、親子共に参加し専門家からアドバイスを受ける機会を作る。性的マイノリティの大事にしてほしい。映画上映会などでの啓発を希望する。	性的思考や性自認による差別を防ぎ、当事者の皆様の生活上のご不便や大変な思いを少しでも軽減していくことができるよう、これからも広く理解啓発に努めてまいります。また、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
62		大田区の男女共同参画基本プランにはじめて「多様性尊重」「インクルーシブ」「性的多様性」という言葉を入れてくれてありがたい。区内に子育てをするLGBTファミリーがいることを可視化し、家族の形として受け止めてほしい。また、そうした多様な家族の存在を前提とした制度設計や、区独自のパートナーシップ・ファミリーシップ制度の早期導入を強く要望する。	性的マイノリティへの差別や偏見を防ぐため、今後も本プランに基づき、理解啓発に努めてまいります。また、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
63		同性パートナーと子育てをし大田区に暮らし続けてきた当事者として、計画に性的多様性が明記されたことを評価する。これまで、大田区が他の区に比べ、多様な性に関して不寛容だとは思っていないが、区の発信不足により当事者が安心して暮らせず、区から転出した人もいたことを知ってほしい。	区では、必要に応じて施策ごとに東京都パートナーシップ宣誓制度を活用してまいります。今後も性的マイノリティの方への差別や偏見を防ぐため、広く区民に向けた理解啓発に努めてまいります。
64		性的マイノリティ当事者やその子どもが、教員、地元の方、地域活動で会う方の前や学校で、「ありのまま」にふるまうことは難しく、残念ながら「地元でLGBTが暮らしている」ということへの周知・啓発が足りていないと感じた。地域に暮らす当事者として、多様な属性を持つ方たちとも共に生きていきたいと願っている。	性的マイノリティの当事者やそのご家族が、地域で安心して過ごせるよう、様々な機会を捉え、区民への理解啓発に取り組んでまいります。
65		区役所職員や区民対応等に関わる職員に対し、区民の中にすでに性的少数者が存在するという前提に立ち、継続的な啓発活動を行ってほしい。異動があることを踏まえ、毎年の実施、また職域に応じた研修を行うことが望ましい。	区では、東京都パートナーシップ宣誓制度が導入された令和4年度から区職員を対象として、多様な性への理解促進を目的として研修を行っております。管理監督職や窓口対応を行う職員を中心にこれまで多くの職員が受講しました。今後もこの研修は継続し、理解促進に努めてまいります。
66		職員の理解を前提に、区として性的少数者を想定し、安心して相談できるという姿勢を表明してほしい。例えば、妊娠や出産という喜ばしいことであっても、それに伴う手続きの際にどのような対応をされるか、当事者は恐怖や不安を抱えている。具体的には窓口でのレインボーフラッグ設置等をしてもらえることで、当事者の気持ちは楽になる。	区では、区民の方に接する窓口を担当する職員をはじめ、様々な部署の職員を対象に、毎年多様な性の尊重に関する研修を行っております。研修を通し、性的マイノリティ当事者の方へ寄り添った窓口対応を行うほか、各部署で担当する事業においても見直す機会とし、理解啓発を進めてまいります。また、レインボーフラッグなど、具体的な手法については、今後検討させていただくうえでの参考とさせていただきます。
67		「性的少数者が区民に含まれる」ことはすべての項目に通ずる視点であるため、啓発資料の作成だけでなく、防災、子育て支援、就業支援等あらゆる施策の検討にもその視点を持ってほしい。	区では令和4年度から、窓口で区民の方と接する職員を中心として、多様な性への理解に関する研修を実施しております。今後もこの研修を継続し、性的マイノリティに配慮した視点を各施策に活かせるよう努めてまいります。
68		大田区内にも多数のLGBT当事者がいるはずだが、打ち明けられず孤立している人がいることも考えられるため、区として明確な情報発信と、当事者同士が安心して交流できる場所・支援体制の整備を続けてほしい。	今後も性的マイノリティへの差別や偏見を防ぐため、広く理解啓発に努めてまいります。また、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
69		区内の当事者団体として様々な活動を行っている。大田区はパートナーシップ制度がなく、他区での活動を主としてきた。区としてLGBT施策を推進するのであれば、連携・協力していきたい。ぜひ地元大田区でも交流会や勉強会、講演会などを実施させていただきたい。これからも大田区に住み続け、地元を盛りあげていきたい。	本区は独自のパートナーシップ制度は設けておりませんが東京都の制度を必要に応じて活用し、運用しております。今後も性的マイノリティへの差別や偏見を防ぐため、広く理解啓発に努めてまいります。また、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
70		もう少し一つ一つの政策に対して具体性が欲しい。男女平等の視点に立った職員の意識啓発、性的マイノリティへの窓口対応に関する注意事項等、職員研修を通じた意識啓発が急務と考える。	区では、新任研修やDV防止研修など、男女共同参画に関する研修を実施しております。また、区民の方に接する窓口を担当する職員をはじめ、様々な部署の職員を対象に、毎年多様な性の尊重に関する研修を行っております。研修を通し、性的マイノリティ当事者の方へ寄り添った窓口対応を行うほか、各部署で担当する事業においても改めて確認する機会とし、理解啓発を進めてまいります。
71		個別目標 I-2に記載のめざす姿①「区内在住」は「区内在住、在勤、在学」ではないか。	外国人への理解については、区内在住に限らず、区内在勤、在学、それ以外の外国人も含めて広く浸透することが必要です。ここでは特に地域共生社会の実現として「区内在住」と記載しましたが、ご指摘を受け検討の結果、「区内在住」を除き記載させていただくことといたします。
72		多様な性に関する理解促進については、当事者の努力以上に、親世代・職場の管理職世代・教育現場の教員など、周囲の大人の理解が不可欠であることから、より具体的な情報提供や研修等、意識変容につながる啓発活動を広く行ってほしい。	性的マイノリティ当事者の方が安心して生活するためには、関わる人々の理解が重要だと考えます。区では、様々な手法で区民への啓発を行うとともに、教員向けに実施している人権教育研修においても引き続き意識啓発に取り組んでまいります。
73		当事者や当事者家族の子どもが安心して教育を受けられるよう、教育機関において家族の多様性を理解し尊重する姿勢が広がるよう、教員向けの研修やガイドラインの整備など、区としての働きかけを強化してほしい。	当事者やその家族である子どもを含め、すべての子どもが安心して教育を受けられることは重要だと考えます。区立全小中学校の教員を対象に実施している人権教育研修を通し、家族の多様性の理解尊重につながるよう、引き続き取り組んでまいります。
74		医療機関や介護機関では、家族の形が法律上の制度と一致していない場合に不利益が生じやすいため、多様な性や家族構成に配慮した対応が進むよう、医療・介護従事者向けの研修や周知をお願いしたい。	当事者やその家族が、生活の様々な場において安心して過ごせるよう、今後の参考とさせていただきます。

意見番号	該当項目	意見要旨	区の考え方
75	個別目標 I-2 多様な個性を認める意識の醸成	1-2で外国人に向けた啓発や区民への啓発が個別に謳われた点が良いと思う。	区民への啓発に合わせ、外国人に向けても引き続き相談及び情報提供等を実施し、多文化共生意識の醸成を図ってまいります。
76		重点事業「区民への多様な性に関する啓発/多様な性に関する職員の理解推進」について、研修内容は当事者を講師としたり、当事者の講演を聞く方が効果的である。また、テキスト等には大田区にも当事者が在住していることを数字で表すことが重要で、具体的数字を用いる事で当事者LGBTQ+の存在を可視化できる。	区では令和4年度から、窓口で区民の方と接する職員を中心として、多様な性への理解に関する研修を実施しております。今後もこの研修を継続し、性的マイノリティに配慮した視点を各施策に活かせるよう努めてまいります。具体的な手法については、いただいたご意見を今後の取組の参考とさせていただきます。
77		コラム「SOGI、LGBTQとは」について、エックスジェンダーは「1、男性、女性どちらも認識する→両性 2、男性、女性どちらも認識しない→無性 3、男性、女性の間はどこか一点。但し両者の中央点とは限らない→両性 4、男性、女性の間にあるが一定ではない。→不定性」が正しい説明。また、若年層ではエックスジェンダーよりもノンバイナリーを多用する傾向があるのでこれも取り上げてほしい。	ご指摘を受け、エックスジェンダーの説明を修正いたしました。また、いただいたご意見は今後の啓発の参考とさせていただきます。
78		「多様な性に関する理解促進」との施策の方向性があり、「区民への多様な性に関する啓発」などは事業としてあるが、性的マイノリティの当事者が生きづらさなどを相談する窓口がどこになるのか、性的マイノリティ当事者の相談窓口が明確でないと感じた。エセなおたにあってもいいのではないかと。	性的マイノリティ当事者の方からのご相談は、区では専用窓口を設けてはおりません。「女性のためのたんぼ相談」や「男性相談ダイヤル」などに当事者の方からご相談があった場合は対応しております。特に専門の窓口をご希望の場合には、東京都の「Tokyo LGBT相談」をご案内しております。
79		国の動き、東京都の動き、大田区の計画の体系から、重点事業を掲げ、丁寧に本気で取り組まれていることに感銘を受けた。ひとつ気になる点として、多様な性に関して、理解促進だけでなく当事者への寄り添いや支援も盛り込むべきではないかと。	多様な性に関しましては、まずは広く理解啓発に努めてまいりたいと考えております。また、今回いただきましたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
80		性別を理由に特定の人を優遇することは、逆差別を生み、社会全体の効率や活力を損なう恐れがあると思う。地域の活性化や生活支援に必要な「多文化共生」と、「ジェンダー平等」という特定の価値観の推進を同列に扱うべきではないと感じる。	今後も性別を理由とした差別がないよう本プランに基づき、取り組んでまいります。なお、多文化共生については、「『国際都市おおた』多文化共生推進プラン」において、詳しい方向性や施策について掲載しております。
81		多様性の理解は進んできたと思うが、マイノリティの活動に制約が多く、制度利用や支援を受けることが難しい。	本プランでは、個別目標 I-2 で、多様な個性を認める意識の醸成を目標としています。少しでも多くの方にマイノリティへの理解が進むよう、取組を進めてまいります。
82		個人的な経験から申し上げますと、日常生活の中でのささいな偏見や誤解は、LGBTQ当事者の心身の健康に確実に影響している。	特に理解増進法が話題になった頃は、インターネットやSNS等で様々な偏見や誤った情報が散見されました。今後も多様な性に関しては、正しい知識と理解促進のため、取り組んでまいります。
83		「多様な性に関する理解促進」が入ったことに関してはとても良いと思う。すばらしい。LGBTQ+当事者は本当に悩んでいるにもかかわらず、そこまで深く理解されていない事もあるので、その事も更に考慮のうえで、多様な性に関する啓発をポスターやHPだけでなく行政主催の意識啓発の講座や 映画上映会なども、どんどんやってもらいたい。また一般区民だけではなく、当事者が安心して話ができる居場所の提供や 相談窓口の設置も増やして欲しい。	多様な性に関する理解促進につきましては、様々なご事情を理解し、寄り添った支援が必要だと認識しております。いただいたご意見を参考に、取組を進めてまいります。
84		区民への多様な性に関する啓発については、重点事項の方向性を評価する。また、目標達成に向けて、以下の取組を推進することを期待する。LGBTQ+やSOGIに関する講演会等の実施、アライ支援者を増やすキャンペーン、区内NPOや当事者団体との協働プロジェクトの継続的支援、区内企業のアライ認定制度の検討。	多様な性に関しては、一人ひとりが正しく理解し、性的マイノリティに対する誤解や偏見、差別をなくすよう意識啓発図ってまいります。なお、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
85	多様な性に関する職員の理解推進については、重点事項の方向性を評価する。また、目標達成に向けて、フルタイム職員だけでなく、会計年度任用職員の方も含めた職員研修の実施を期待する。	区では令和4年度から、正規職員に限らず、窓口で区民の方と接する職員を中心として、多様な性への理解に関する研修を実施しております。今後もこの研修は継続し、性的マイノリティへの理解推進につなげるとともに、実際の窓口対応に活かしてまいります。	
86	LGBTQ+と安心安全な医療・福祉の視点に関する以下の内容について、いずれかの重点事項の参考としてほしい。大田区内の医療機関・介護施設へのSOGI研修の実施、性別不合を抱える方へのホルモン治療やメンタルヘルスに関する情報提供サイトの整備、高齢期LGBTQ+当事者の孤立防止を目的とした見守りや交流の場を創出。	多様な性に関しましては、まずは広く理解啓発に努めてまいりたいと考えております。また、今回いただきましたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	
87	女性同士のパートナーと暮らしており、将来的には子育ても視野に入れ、家庭を築きたいと考えている。大田区第9期男女共同参画プランにおいて、性の多様性を盛り込んでいただいたことに、心より感謝申し上げます。	家庭や家族のかたちは様々で、多様な生き方や価値観を認め合い差別や偏見のない社会の実現を本プランではめざしています。今後も多様な性に関する正しい理解促進のため、取り組んでまいります。	
88	保育園、幼稚園、児童館、学校など、子どもに関わる施設職員に、性の多様性や同性カップル家庭への理解を深めてもらい、すべての子どもが安心して過ごせる環境を整える必要があると考える。	多様な性に関する理解促進については、大変重要だと認識しております。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	
89	不動産事業者への啓発や情報発信など、同性カップルが安心して住まいを選べる環境整備を検討してほしい。	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	
90	同性パートナーが急病や事故時に面会・付き添いできるよう、医療機関への働きかけやガイドライン整備を進めてほしい。大田区が性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる地域となることを願っている。	今後も性的マイノリティの方への差別や偏見を防ぐため、広く理解啓発に努めてまいります。また、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	

意見番号	該当項目	意見要旨	区の考え方
91	個別目標 I-2 多様な個性を認める意識の醸成	重点事業3「区民への多様な性に関する啓発」は情報発信中心で、一方通行の取組であるため、こうした啓発に加え、LGBTQ+当事者やアライ（理解・支援者）の企画による集会やセミナー、当事者の発信を通じた交流の場を設けることが重要である。	今後も性的マイノリティへの差別や偏見を防ぐため、広く理解啓発に努めてまいります。また、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
92		個別目標 I-2に、「多様な個性を”認める”意識の醸成」とあるが「認める」という表現は、当事者を対等な区民として捉えていない印象を与えかねない。より適切な表現として「マイノリティ（社会的少数者）に関するアンコンシャス・バイアスの根絶」といった表現への変更を提案する。	「認める」という言葉は、存在を知覚し気づく、受け入れる、承認するなどの意味があり、男女共同参画関係の計画等においては、「多様性を認め合い～」、「個性を認め～」など、テーマや理念にもしばしば使われます。いずれの場合も、上下関係で上から下へ「認める」のではなく、互いの理解を深め相手を受け入れるという意味で使われていると解釈しています。本プランにおいても、多様な個性による違いを理解し、尊重するという意味で使用しています。
93		同性パートナーと子どもを育てたいが、会社、親、病院、銀行、店などで同性パートナーのことを報告や伝えるだけでも覚悟が必要となり、時間やお金、尊厳が何倍も削られる。異性パートナーやカップルと同じようにあたりまえの選択肢を取り戻したい。行政に存在を認めてもらえ、ことばを聞いてもらえることは、ありのままの自分で生きる上で何よりも心強い。このような企画を立てていただき、感謝している。	今後も性的マイノリティへの差別や偏見を防ぐため、広く理解啓発に努めてまいります。また、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
94		本プランに「多様な性についての理解促進」を盛り込んでいただき、ありがたい。ポスター展示は利用者の目につきやすく、啓発手段としては有効だが、性的マイノリティを取り巻く社会状況への理解は進まない。性的指向やジェンダーアイデンティティに関する電話・対面相談の開設を盛り込んでほしい。	多様な性に関しましては、まずは広く理解啓発に努めてまいりたいと考えております。また、今回いただきましたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
95		性的マイノリティの若者が孤立しないよう、相談しやすい窓口の整備と講演会・啓発活動によるSOGIやLGBTQ+への理解促進が必要である。若い世代や多文化家庭にも届くよう、オンライン化や夜間開催、多言語化など参加しやすい形での取組拡充を求める。	区では、様々な相談窓口を設けております。若い世代や多文化家庭等も含め、より多くの方へ情報が届けられるよう、関係部局で連携し取り組んでまいります。
96		「多様な性に関する理解促進」が新たに盛り込まれた点を高く評価するとともに、区民に対する多様な性の啓発にとどまらない更なる理解促進の取組が必要があると考えている。	多様な性に関する理解促進については、大変重要だと認識しております。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
97		大田区にはLGBTQ+の人たちが住んでいて、子育てをする方もいる。社会に差別や偏見があるため、はっきりと表明できていない。存在を認識して、必要なケア、可視化を推進する啓発活動を推進して欲しい。	今後も性的マイノリティへの差別や偏見を防ぐため、広く理解啓発に努めてまいります。また、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
98		同性パートナーと子育てをする当事者として、法的な親子関係がないことで公的サービス利用時に説明や不安を強いられている。現状を踏まえ、区内で一貫して使えるファミリーシップ登録制度を導入してほしい。	令和4年11月から導入された東京都パートナーシップ宣誓制度では、申請時に子どもの名前を記入することでファミリーシップにも対応できる内容としています。区では、必要に応じて都の制度を活用していくこととしておりますので、どうぞご理解ください。
99	個別目標 II-1 ジェンダーに基づく暴力(GBV)の根絶	DVなどの問題において、区がシェルターや相談窓口を持つこと自体は必要だと思うが、根本解決のためには家庭や学校における道徳教育に立ち返る必要があるのではないかと。	配偶者等からの暴力、いわゆるDVについては、個別目標II-1において、あらゆる暴力の防止に関する意識啓発に取り組んでまいります。また、個別目標I-1にDV等の暴力の要因ともなる人権意識や固定的性別役割分担意識の解消を位置づけ、意識の醸成を図ります。
100		個別目標II-1に記載の重点事業No.3の関係機関（窓口）に「社会福祉協議会」は入らないのか。	窓口（参考）として区の事業を記載しています。社会福祉協議会をはじめとした区以外の相談機関については記載していませんが、必要に応じて適切に連携し対応してまいります。
101		「ジェンダーに基づく暴力(GBV)の根絶」は大変重要であり、特にの重点事業「被害の早期発見及び相談」はDVや児童虐待を防止し、重篤化させないためにも重要である。ジェンダーに基づく暴力をより効果的に防止するために、男女平等推進センター「エセなおた」が、令和8年に開設予定の子ども未来総合センターと連携することが必要である。	ジェンダーに基づく暴力の根絶については、児童虐待防止の観点からも関連部署及び関連機関との連携が大変重要だと認識しております。令和8年開設予定の子ども未来総合センターとも連携し取り組んでまいります。
102		個別目標II-1 ジェンダーに基づく暴力(GBV)の根絶について、1から7の重点事項の方向性を評価する。また、目標達成に向けて、以下の取組を推進することを期待する。同性間DV、アウトティングの視点をDVとして明記した案内資料を作成、DV相談や一時保護の場でSOGIによる差別排除を保障する運用指針、SOGIに特化した相談ページを整備。	ジェンダーに基づく暴力の根絶については、一人ひとりのご事情に配慮し、寄り添った支援が必要だと認識しております。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
103		連携強化は当然であるため一事業として取り扱うことに疑問を覚えた。	関係機関との連携は適切な支援のために重要だと考えております。特に個別目標II-1では、警察等との連携を特に意識しています。いただいたご意見を踏まえ、さらに明確にするため事業名を「警察署等と連携した被害者保護」といたします。
104		DVダイヤルの認知度について、個別目標II-1の現状と課題と関連指標で数値が異なっているのでは。	個別目標II-1現状と課題の数値は、「大田区男女共同参画に関する意識調査」で、前回の5年前との比較のため出典を合わせています。一方、関連指標の数値は、「区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査」の結果を掲載しており、この調査はほぼ毎年実施されているため、今後は後者を使用していく予定です。わかりやすいよう、関連指標に出典を追記しました。

意見番号	該当項目	意見要旨	区の考え方
105	個別目標Ⅱ-1 ジェンダーに基づく暴力（GBV）の根絶	DV相談ダイヤルの認知度について、第8期プラン総括の最新値と第9期個別目標Ⅱ-1 関連指標の現状値で数値が異なっている。	第8期プランでは、「大田区男女共同参画に関する意識調査」の数値を使用しているため、第8期総括及び第9期個別目標Ⅱ-1の現状と課題のページでは、出典を合わせています。一方、第9期プランでの数値目標は、「区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査」の数値を掲載しております。本調査はほぼ毎年実施されているため、今後は後者を使用していく予定です。 わかりやすいよう、出典を追記しました。
106		関連指標「DV相談ダイヤルの認知度」目標値35%は低いと思う。被害者のケアが第一だが、加害者に精神医療の受診を義務付けるなどの再発防止にも取り組んでほしい。	DV相談ダイヤルについては、認知度が上がるようさらに周知に努めてまいります。また、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
107		関係機関との連携は当然であるため、別の事業を重点事業として設定してほしい。	関係機関との連携は適切な支援のために重要だと考えております。特に個別目標Ⅱ-1では、警察等との連携を特に意識しています。いただいたご意見を踏まえ、さらに明確にするため事業名を「警察署等と連携した被害者保護」といたします。
108	個別目標Ⅱ-2 ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が昨年成立したということをご素案を読んで初めて知った。私自身が就職氷河期世代でもあり、男性とは違う女性ならではの難しさがあることも感じてきた。様々な事情を抱えている女性が相談できる場があることを、より周知していただきたい。	ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援については、相談事業の周知・啓発が大変重要だと認識しております。今後も当事者が安心して相談できるよう、取り組んでまいります。
109		個別目標Ⅱ-2 ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援について、相談の周知や啓発に取り組む姿勢を歓迎する。さらに、支援体制の拡充に力を入れることで、困難を抱える人が安心して声を出せるまちに近づくと、方向性②に示された支援の実働を、実際の施策として確かな形にしていきたいと思います。	今後もジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援を進めるため、各関係機関と連携し、取り組んでまいります。
110		女性支援法ができたこともあり、ジェンダー視点に立ち、生活上困難を抱えた女性の支援にさらに力を入れて欲しい。	生活上の困難を抱えた女性への支援については、一人ひとり異なる状況のなか、理解し寄り添う支援が重要だと考え、しっかりと取り組んでまいります。
111		個別目標Ⅱ-2 ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援について、相談事業の周知・啓発を重視している点に賛同する。さらに当事者が安心して相談できる場の整備と充実を図ってほしい。	ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援については、相談事業の周知・啓発が大変重要だと認識しております。今後も当事者が安心して相談できるよう、取り組んでまいります。
112		個別目標Ⅱ-2 ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援について、1から7の重点事項の方向性を評価する。また、目標達成に向けて、以下の取組を推進することを期待する。メンタルヘルス相談でSOGIを安心して話せる体制づくり、子育て相談窓口でSOGI関連の相談を受けられる体制整備、企業へのSOGIハラスメント防止研修を促進、支援窓口で性別欄や服装、カミングアウトなどに関する個別相談に対応。	ジェンダーの視点になった生活上の困難に対する支援に関して、SOGI関連も含め、様々なご事情を理解し、寄り添った支援が必要だと認識しております。いただいたご意見を参考に、取組を進めてまいります。
113		施策の「生活上の困難を抱えた女性等への支援」については大いに賛成だが、女性のための相談できる機会の充実には不足を感じる。公的機関の相談は敷居が高いため、その前段階として、当事者の居場所となりうる支援機関が必要と感じる。現在、大田区の公金は使わずに企業からの助成金や自費で行っている居場所があると聞く。「シングルファミリー応援フェスタ」にも参加したが、困難を抱えた女性が気軽に参加できるイベントなど、気軽に相談できる場所について、企画・実行の工夫が必要ではないか。	女性のための相談窓口としては様々な機関がございますが、早期発見と早期対応が大切だと考えております。そのためには一人で悩まず、まずは相談しやすいところへつながることが重要です。公的機関の相談は敷居が高いと感じさせないための工夫も課題ですが、頂いたご意見を参考に取組を進めてまいります。
114		個別目標Ⅱ-2に記載のめざす姿①に「女性「等」」、めざす姿②に「抱える「方」」とあるが、区民全体の中から困難を抱えた人全部を表す言葉に置き換えてほしい。	婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法により開始されましたが、昨年「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立したことにより支援を行っています。そのため、ここでは法律に沿って女性としていますが、対象としては女性を含めたすべての方を対象としております。
115		個別目標Ⅱ-2の重点事業「こども・若者相談および居場所事業」をぜひ充実させてほしい。学校以外で違う学年の子どもや支援する大人と関わり、自分の意見が言える場所が増えることは価値がある事だと思う。	こども・若者相談および居場所事業は、概ね15歳から39歳までのこども若者にご利用できます。特定の相談事項がなくても気軽に立ち寄り、異なる学年や世代の関わりができ、困った際には相談に乗れるような事業運営に努めております。また、今後、西蒲田七丁目複合施設内に新たな相談窓口の開設を予定しております。
116		関連指標「自分は孤独だと感じる区民の割合」を、「相談できる人がいない」などの表現に変えてはどうか。	5年ごとに実施される男女共同参画に関する意識調査の中で、「自分は孤独だと感じるか」という設問に対し、「常にある」「時々ある」と回答した区民の割合です。根拠となる設問の標記をそのまま記載しております。ご意見については、次回調査の令和11年度に検討させていただきます。
117	個別目標Ⅱ-3 防災・復興における男女共同参画の推進	第9期では個別目標2-3に防災・復興現場における女性の参画拡大が明記されたことは、とても良いと感じた。	防災・復興現場における女性の参画拡大が進むようしっかりと取り組んでまいります。
118		大きな災害の度に、避難所でプライバシーや防犯面での課題が取り上げられ、大田区ではどのように計画しているのか気掛かりだった。避難所での生活は、ある日急に必要になる。避難所生活で、女性や子供が安心して過ごせる、という視点は重要だと思う。この素案で災害時のことをきちんと取り上げているのはとても良いと思う。	発災時の避難所での生活は、多くの方との共同生活となるため、プライバシー保護や防犯などが重要であり、女性やこどもなどへの配慮も必要なことであると考えています。

意見番号	該当項目	意見要旨	区の考え方
119	個別目標Ⅱ-3 防災・復興における男女共同参画の推進	防災・復興における男女共同参画の推進を重点的に推進してほしい。「普段できないことは、非常時にもできるわけがない」と、エセナおおたで開催された防災の講演会で聞き、災害時の危機感を感じている。「区職員のうち女性資格者の養成数」の目標値が10人以上とあるが、74万人の大田区人口でその人数は妥当なのか疑問である。区職員だけで人数を増やすのは限界があるので、地域住民にも女性防災リーダーなどのスペシャリストを養成して、防災の備えが厚い大田区にほしい。	防災・復興における男女共同参画の推進については、今回の第9期プランで初めて個別目標に入れさせていただきました。今後も、避難所や学校防災活動拠点の運営マニュアルを適宜見直し、発災時に備えてまいります。防災に関する資格者については、まずは、防災危機管理課及び各学校防災活動拠点に配置された女性職員の、防災分野における資格取得を推進する予定です。
120		個別目標Ⅱ-3に記載の重点事業2を有資格者配備よりも「資格を取るための補助」としてほしい。	防災資格者については、まずは、防災分野における女性資格者を防災危機管理課及び各学校防災活動拠点に配置することをめざします。資格取得のための補助については、ご意見として承ります。
121		防災・地域活動への女性の参画を推進する方向性が示されており、地域の安全確保の観点から重要であり大変素晴らしい内容である。平時からの地域防災計画への「ジェンダーの視点」の反映を確実にするために、自治会や自主防災組織などの意思決定の場における女性の参画が重要だと考える。	女性から見た視点や避難所等での女性への配慮など、ジェンダーを考慮した計画づくりは大変重要だと考えております。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
122		個別目標Ⅱ-3について、めざす姿が何年後を想定しているのか教えてほしい。①に記載の防災会議はあて職の集まりで女性が入りにくいため、人材育成より前にあて職での委員会運営の再度見直しが必要ではないか。	めざす姿は、各個別目標における将来の理想とする社会の姿であり、具体的な年度を示しているものではありません。防災会議は、公募で選出される委員のほか、各団体の代表として出席されている委員の方もいらっしゃいます。防災や復興に関する方針決定過程において、女性委員の比率が高まるよう、各団体からの代表についても女性比率が高まるよう働きかけてまいります。
123		重点事業「女性の視点を反映した防災対策や避難所の運営」について、すでに女性視点を入れた運営を行い、「女性ワーキングチーム」を組織している学校防災活動拠点もある。地域力推進課と共に区内の参考事例として役立てていただきたい。	区内における取組事例の一つとして、他の学校防災活動拠点の今後の運営の参考とさせていただきます。
124		男女共同参画の視点を取り入れた防災対策について、防災講座に加え展示の実施や、連合町会などでのジェンダーの視点を取り入れた防災講座・セミナー開催を推進してほしい。	男女共同参画の視点での防災対策は大変重要だと認識しております。具体的な手法については、検討しながら積極的に取り組んでまいります。
125		個別目標Ⅱ-3に記載の施策の方向性②「発災後にエセナおおたを意見交換の場に開設」は、過去の事例からセンターに人を入れてしまうと本来センターでやらねばならない「情報の受発信」に職員が対応できなくなってしまう。エセナおおたはあらゆる情報の受発信基地として、いろいろな問題を集約しなくてはならないため、エセナおおたを意見交換の場としてはいけないと考える。	大田区地域防災計画では、女性が避難所での共同生活を行うにあたっては、一定のプライバシーを確保するための配慮が必要であるとしています。また、発災後、できるだけ早期に女性の様々なニーズをくみ取り集約するため女性の相談体制を整え、さらに避難が長期化する場合には、避難所では出しにくい女性の声を受け止める女性の意見交換の場として、エセナおおた等を活用していく計画ですが、実際の開設にあたっては、被災の規模や他の業務など、状況を鑑みながら判断してまいります。
126		施策の方向性②「エセナおおたの講座や展示」について、これまで指定管理者が被災地と連携して集めた資料を「災害文庫」として常設して区民への啓発に生かしてはどうか。	男女平等推進センター（エセナおおた）では、毎年一定の期間において防災に係る講座や展示を実施しております。書籍や資料については、いただいたご意見を参考にさせていただき、引き続き効果的な啓発に努めてまいります。
127		重点事業4にある学校防災活動拠点会議マニュアルの整備を早急に実施してほしい。特に受付での名簿の記入は他人に見えない形式にしてほしい。防災課と連携して、受付における名簿の記入方法の見直しやカード形式への変更等を行い、ジェンダー視点で気を付けるべきことを見直してほしい。	避難所の運営において、避難者の住所や氏名など、避難者を把握することは大変重要なことです。ただし、避難者名簿等の個人情報が含まれるものは閲覧できる者を制限するなど、避難者のプライバシーに十分注意を払い情報管理する必要があります。いただいたご意見をはじめとして、ジェンダーの視点に配慮すべきことを含め、マニュアル整備を進めていきます。
128		避難所運営や災害対策を検討する際に当事者が存在している前提での多様性の視点も忘れずに取り入れていただきたい。また、計画策定にあたっては、当事者からの意見を取り入れていただきたい。	避難所運営や災害対策を検討する際には、性的マイノリティ当事者の方も含め、様々なご事情を抱えた方がいらっしゃることを踏まえることが重要だと認識し、マニュアルの整備を進めてまいります。
129		個別目標Ⅱ-3「防災・復興における男女共同参画の推進」について、災害時でもLGBTQ+への可視化は重要であり、現場が男性主体の運営であるため生理や生理用品の知識を著しく欠いていることから、包括的性教育が必要である。	災害時にLGBTQ+当事者の方をはじめ、様々なご事情を抱えた方がいらっしゃる前提で対応することは大変重要だと認識しております。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
130		個別目標Ⅱ-3 防災・復興における男女共同参画の推進について、1から6の重点事項の方向性を評価する。また、目標達成に向けて、以下の取組を推進することを期待する。LGBTQ+やSOGIに関する視点を生かした災害マニュアルを見直し避難所でのプライバシー確保・アウトティング防止を明記、多目的トイレ・更衣スペースの拡充、家族関係確認を柔軟に行う運用ルールづくり。	避難所運営や災害対策を検討する際には、性的マイノリティ当事者の方も含め、様々なご事情を抱えた方がいらっしゃることを踏まえることが重要だと認識し、マニュアルの整備を進めてまいります。
131		防災対策や避難所における女性の視点は重要なテーマであることから、着実な推進のためにいずれの事業にも人権・男女平等推進課を併記すべきではないか。	内閣府では「第5次男女共同参画基本計画」において、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」について、活用を掲げています。大田区地域防災計画においてもこの内容に基づき、女性への配慮等を含め、対応しております。また、本プランの各事業については各所管が担当しておりますが、大田区男女共同参画推進プラン全体において、人権・男女平等推進課と連携し、今後も取り組んでまいります。

意見番号	該当項目	意見要旨	区の考え方
132	個別目標Ⅲ-1 仕事と家庭の両立に向けた取組の推進	自分が子育てをしていた頃にこのような取り組みがあったら、どれだけ助かったらと思う。女性が家事や育児を担うのは当然という時代に、フルタイムで働きながら子育てをし苦労することが多かった。大田区の女性が活躍できるよう、本プランで女性活躍に力を入れている点を心強く感じており、頼もしく感じた。女性だけが疲弊せず、性別にかかわらず誰もが活躍できる社会を実現してほしい。	本プランに基づき、仕事だけでなく家庭においても、男女が協力し合い、皆が活躍できる男女共同参画社会の実現をめざします。
133		就職氷河期であることに加え、「女性」であることを理由とした就労における不平等を経験した。これからの若い世代が同様の壁に直面しないよう、経済変動に弱い層への支援やキャリア再構築、学び直し支援など、長期的施策の強化を求める。	就労を希望する女性が自らの個性と能力を発揮し、希望に応じた働き方ができるよう、女性の活躍推進に関する周知啓発を進め、女性のチャレンジを支援する取組を進めてまいります。
134		基本目標3「誰もが活躍できる環境づくりを応援します」の「仕事と家庭の両立に向けた取組の強化」について、出産・育児・介護等で途切れることなく、キャリア継続または新たなキャリアの構築支援が充実すれば、出生率も上がり、女性だけでなく男性の働き方の選択肢も増えていくと思う。たくさん重点事業が挙げられていますが、必要な人に着実に届くよう、さらなる充実を望む。	今後も女性の活躍を推進し、子育て支援制度などの周知を進めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。
135		計画の方向性に賛同した上で、自分の経験したジェンダー格差や育児負担、職場の無理解やパワハラ、キャリア断絶が次世代に繰り返されないよう、実効性ある取組の推進を求める。	ジェンダー格差などが生じることの無いよう固定的な性別役割分担意識の解消をめざすとともに、女性の就労支援、就労継続支援につながる講座の開催など、女性の活躍推進への取組を進めてまいります。
136		ずっと女性が我慢してきて、少し男性にお願いごとをすると、すぐ「男も大変」となる。家事も介護も、多くは女性がやっているのが現実。この計画は、きちんと女性活躍や女性の地位を向上する内容になっていて良いと思う。	今後も本プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、取り組んでまいります。
137		働きたい女性が働きやすく、子育てしたい女性が子育てに専念できる、各個人に適した選択が可能な環境を整えることで、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に近づけると思う。	男女の性別を問わず、一人ひとりが自らの自由な意志と選択により、個性と能力を発揮することができる社会が男女共同参画社会のめざすところ。女性が、経済活動や子育てなど、自らが選択した分野でそれぞれ活躍できるように、広く理解啓発を進めてまいります。
138		出産・育児期に家庭を重視したいという女性の意思も尊重し、就業継続に偏らず、ライフステージに応じた柔軟な働き方の選択が叶うことが自己実現につながると考える。	本プランは、家庭を重視したい等、個人の様々な意思の尊重を前提に、就労を希望する女性が自らの個性と能力を発揮し、希望に応じた働き方ができるよう支援するものであり、多様な在り方を尊重するものとしています。
139		女性のフルタイム就労や管理職比率の目標設定について、希望者を母数とせず一律の数値を掲げている点に違和感があり、家庭重視や管理職を望まない女性の意思が考慮されていないと懸念している。	本プランでは、基本理念において「自分らしく輝ける」ことを目的としており、固定的な性別役割分担意識に基づくあらゆる場面で男女間における不平等の解消をしたうえで、多様な選択がとれるものと考えています。
140		女性登用について、女性の視点を反映する点で意味はあると思うが、望まない・適さない女性を配置することは非生産的である。性別にとらわれず個人の意思や能力を考慮の上人事決定をしてほしい。	個人の意思や能力を尊重した上での考慮の上での人事の決定の重要性を認識した上で、いただいたご意見を今後の取組の参考とさせていただきます。
141		個別目標Ⅲ-1として「仕事と家庭の両立に向けた取組の強化」とあるが、子育てに専念したい人を支援することはないのか。3人以上子供を育てる人が増えないと少子化をおさえることはできないが、どれだけ支援されても仕事と子育てを両立しながら3人以上育てることはかなりハードルが高い。やはり仕事したい人、子育てしたい人、両立したい人が希望する形で活躍することが大事だが、支援の対象が偏っていると感じる。めざす姿として「女性も男性も性別を意識することなく活躍でき」という部分は賛同できるが、「指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会が実現しています」というのは賛同できない。指導的地位にある人々の性別に偏りがあるかどうかではなく、性別にかかわらず指導的地位を目指すかどうか重要である。	子育て世代へ向けた支援としては、各種子育て相談をはじめ、乳幼児ショートステイ事業や一時預かり事業など、様々な施策がございますので、ご活用いただきたいと思います。めざす姿に関しては、男女の機会の平等・確保を重視し、誰もが性別で差別されずその能力によって認められれば、指導的地位にある人々の性比はおのずと均等になっていくものと考えております。
142		女性の活躍推進についても定義が記載されていないが、本プランでは「仕事と子育ての両立」が活躍であるかのように記されている。仕事はしてなくても、子育てに専念する女性も社会に大貢献しているのに、本プランではそのような女性について全く評価されていない。例えば、「子育てや家事に専念することを希望し実現できているか」「管理職になることを望んでいるか」などの指標があってもよいと思う。仕事をしたい人、子育てに専念したい人、それらを両立したい人、それぞれが希望通りの生活を送れているかが重要。	女性活躍推進法は「女性が職業生活において個性と能力を十分に発揮できる社会を実現すること」を目的とした法律のため、その推進計画に当たる本プランにおいては、特に基本目標Ⅲにて就業者、就業を希望する人に焦点を当てていますが、全体の基本理念においては多様な生き方や価値観を認め個人を尊重することを示しています。
143		計画における「女性の活躍」の定義が「仕事と子育てを両立させること」に限定されており、子育てに専念する専業主婦に対する肯定的な記述が全くないことに疑問を感じる。	女性活躍推進法は「女性が職業生活において個性と能力を十分に発揮できる社会を実現すること」を目的とした法律のため、その推進計画に当たる本プランにおいては就業者、就業を希望する人に焦点を当てていますが、基本理念においては多様な生き方や価値観を認め個人を尊重することを示しています。

意見番号	該当項目	意見要旨	区の考え方
144	個別目標Ⅲ-1 仕事と家庭の両立に向けた取組の推進	女性就労の背景には男性一人の収入だけでは生活が成り立たない賃金・社会保障費を含めた国民負担率の問題が背景にあるのではないかと感じる。働きたい人が働き自己実現や働きがいを感じること自体を否定するつもりはないが、働きたくないのにパート含めて働かざるを得ない状況があるとしたら、それは賃金の問題であり、社会保障費を含めた国民負担率の問題が背景にあると考える。区民がそれぞれに本当に望む形の生き方ができることを推進する計画であれば良いのだが、区が決めた一律の家族像に当てはめられた計画と指標になっていないか、また本来解決すべき問題がすり替わっていないかを強く懸念する。	本プランでは、女性活躍推進法に規定される市町村基本計画にあたる「大田区女性の職業生活における活躍推進計画」を包含しております。同法は「女性が職業生活において個性と能力を十分に発揮できる社会を実現すること」を目的とした法律のため、その推進計画に当たる本プランにおいては就業者、就業を希望する人に焦点を当てています。そのため、賃金問題、社会保障とは異なるアプローチとなります。
145		「フルタイムで就労していると回答した母親の割合」を引き上げる目標を掲げているが、なぜパートタイムではいけないのか。65%という数字の根拠が分からない。この数値が引き上がったとして、これまでパートタイムで働いていた方の枠は誰が埋めることになるのだろうか。結局、小売店や飲食店などで人材が不足し、外国人に頼っている状況であり、日本人のパートを減らすということは外国人労働者をさらに増やしていくことにつながるため、賛同できない。	第2章2「データからみる大田区の現状」（4）女性の職業生活の状況に記載のとおり、女性の正規雇用率は30代以降男性を大きく下回っており、男性に比べて非正規雇用の割合が高くなっています。非正規雇用は正規雇用と比べて賃金が低く、男女間の賃金格差の大きな要因となっており、妊娠・出産等で離職した女性のキャリア形成の障壁となっていることから、指標として設定しています。なお、目標値については、男性と同等の就労率が望ましいところですが、まずは10年後に男女ともに65%をめざすこととし中間年度である令和10年度の数値は、就学前児童2%、小学校児童56%に見直ししております。
146		「区役所における女性管理監督職の割合」についても、40%という数値の根拠が分からない。令和7年12月1日の総務財政委員会にて「国が示す目標より高い目標を設定した」という答弁があったが、目標設定が雑すぎると感じた。「そのポジションをめざす女性がこれだけいて、男性と比較してもまだ〇〇%足りてないから40%を目指す」といった積み上げが必要である。	区役所における女性管理監督職（事務）の割合の目標値は、国が「第5次男女共同参画基本計画」で示している「市町村職員の本庁係長相当職40%」を踏まえ、計画策定当時の現状値を勘案して設定しております。今後も目標達成に向け取り組んでまいります。
147		意思決定過程における男女共同参画の推進項目について、女性リーダーが少ないことは承知しているが、目標値は50%でよいのに、なぜ40%なのか。	区役所における女性管理監督職（事務）の割合及び審議会等における女性委員の割合の目標値は、国が「第5次男女共同参画基本計画」で示している「市町村職員の本庁係長相当職40%」及び「地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合40%以上、60%以下」を踏まえ、計画策定当時の現状値を勘案して設定しております。今後も目標達成に向け取り組んでまいります。
148		個別目標Ⅲ-1について、事業の実行が困難も多いと思うが、関連指標の目標値が低く感じる。低い目標値に対しての達成率はあまり意味が無いように思う。	個別目標Ⅲ-1の4つの指標の目標値に関しては、まずは5年後をめざした現実的な目標を設定しました。いずれの調査も広く区民全体から抽出された数千人を対象として行っており、結果の数値を上げることは容易ではありませんが、目標の達成に向けて取り組んでまいります。
149		現実的な政策立案のためにも、行政の審議委員等への女性登用を進めてほしい。	各審議会の委員については公募で選出される委員のほか、各団体の代表として出席されている委員の方もいらっしゃいます。今後も、女性委員の比率が高まるよう働きかけてまいります。
150		女性やマイノリティの組織参入が進んでいない。組織幹部の意識改革を待つのではなく、クォーター制の導入をすべき。	男女の性別を問わず、一人ひとりが個性と能力を發揮することができる社会が男女共同参画社会のめざすところです。クォーター制はその過程での一つの方法です。ご意見として承ります。
151		男女格差が特に女性の非正規雇用で多いと感じたため、区には正規雇用労働への展開を責務としてほしい。また、女性管理職を増やすための意欲的な取組を増やし、高い数値目標を持ってほしい。	女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高く、男女間の賃金格差の要因ともなっており、妊娠・出産等で離職した女性のキャリア形成の障壁となっています。就労を希望する女性が自らの個性と能力を發揮し希望に応じた働き方ができるよう、今後も職場における女性活躍推進に関する周知啓発を進めてまいります。また、区役所における女性管理監督職（事務）の割合の目標値は、国が「第5次男女共同参画基本計画」で示している「市町村職員の本庁係長相当職40%」を踏まえ、計画策定当時の現状値を勘案して設定しております。今後も目標達成に向け取り組んでまいります。
152		個別目標Ⅲ-1 仕事と家庭の両立に向けた取組の強化について、1から12の重点事項の方向性を評価する。また、目標達成に向けて、以下の取組を推進することを期待する。区の子育てパンフレット等に多様な家族の例示を追加、同性同士で子育てをしている方の視点を追加、保育園・幼稚園で「父母」表記から「保護者」への統一。	仕事と家庭の両立に向けた取組を進めるにあたり、多様な家族についての理解啓発が必要だと認識しております。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
153		妊娠・出産という性差を踏まえ、均一化せず臨機応変に適した役割分担と身体的変化を考慮した多様な働き方を進めるべき。	男女の性別を問わず、一人ひとりが自らの自由な意志と選択により、個性と能力を發揮することができる社会が男女共同参画社会のめざすところです。性差による違いや特有の健康上の悩みなどを互いに理解した上で、女性が経済活動や子育てなど、自らが選択した分野でそれぞれ活躍できるよう、取組を進めてまいります。
154		子育てを望む母親が、経済的理由で諦めることなく、自身の子を育てられる仕組みを整えれば、保育士不足の解消や保育の質向上、虐待防止につながる。	自らの自由な意志と選択を尊重し、様々な分野で活躍できる社会の実現が男女共同参画においては大切です。子育て世代の応援策として、近年では児童手当や子育て支援に係る給付制度もございます。生活のすべてを補償することは難しいところですが、各種制度をご活用いただきたいと存じます。
155	個別目標Ⅲ-2 ワーク・ライフ・バランスの推進	育児期の女性が子どもの成長タイミングだけでなく、職場の無理解やハラメントでキャリアを断念せざるを得ない現状を踏まえ、女性の再就職やキャリア形成支援について、職場文化改善や、上司・管理職向け研修、働く親への理解促進という具体的な対策とセットで推進していただきたいと思う。	女性の就労継続、キャリアの形成などにおいても、本プランにおける女性活躍推進法に係る事業は大変重要であると認識しております。働く女性を取り巻く環境の改善として、企業向けのワーク・ライフ・バランスセミナーなどを活用した働きかけを行ってまいります。

意見番号	該当項目	意見要旨	区の考え方
156	個別目標Ⅲ-2 ワーク・ライフ・バランスの推進	妊娠・子育て期の女性が偏見や配慮不足に苦しむ経験を踏まえ、企業と連携したハラスメント防止や意識改革、人事評価の透明化など、職場環境改善策の強化を求める。	働く女性、特に妊娠・子育て期の女性を取り巻く環境の改善として、企業向けのセミナーなどを活用した働きかけを行うとともに、広くハラスメント防止の啓発などに取り組んでまいります。
157		20年前と比べ、父親が買い物・通院・保育園送迎などを行う姿が増え、男性の育児休業取得も徐々に増え、実際に取得をした社員の体験談を聞くことにより若い男性社員の意識変容につながっていると感じる。	育児・介護休業法が近年改正され、これまでより柔軟で取得しやすい制度などが設けられ、男性の育休取得率も高まっているところです。いただいたご意見を参考に今後も理解啓発に取り組んでまいります。
158		第8期プランの総括で「男性の家庭参画意識啓発事業」の実施回数について、年18回は十分とは思えない。父と子のプレイパークはもっと気軽に利用できるような様々な施設で毎週開催してほしい。	男性向けの意識啓発事業については、今後、さらなる理解啓発を進めるため工夫をしながら開催して行く予定です。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
159		細かいことかもしれないが、「男性の家庭参画」という言い方が気になる。「女性の家庭参画」とは表現しないので。	令和6年度の意識調査結果では、1日平均の家事や育児等に費やす時間について、女性は男性の3.9倍（平日）、2.2倍（休日）であり、家庭での女性依存が根強く残っています。また、ワーク・ライフ・バランスについても、多くの男性が希望するように家庭生活を優先できず、仕事優先となっていることが判明しました。そこで、本プランでは、男性の家事や育児等の家庭参画を後押しする取組を進めることとしています。
160		男女共同参画は男性の生きづらさや高い自殺率の背景にある性別役割意識やジェンダーバイアスの解消にも資することを、プランで丁寧に説明するよ。	男性の生きづらさ等に関しましては、男性向け意識啓発講座等で詳しくお話ししています。固定的性別役割分担意識の解消については、引き続き解消に向けて取り組んでまいります。
161		区男性職員の育児休暇の取得日数が気になった。アイランドのように日本でも男性の育児休業取得を義務付けてほしい。	区男性職員における育児休業の取得率は毎年度上昇しております。今後とも育児休業やその他の育児に関する休暇を取得しやすい環境を整備し、取得率及び取得日数の増加に向けて取り組みます。男性の育児休業取得については、育児・介護休業法が改正され、子どもが1歳になるまでに取得できる「育児休業」とは別に、子の出生後8週間以内に28日を限度に2回に分けて取得できる「産後パパ育休」など、これまでより柔軟で取得しやすい制度が設けられました。今後も制度周知を含めて、理解啓発に努めてまいります。
162		育児休業を取得した男性に対して、どのように育休期間を過ごしたのかアンケートを行い、その結果を公表すると一般企業の育休申請の参考になるのではないかと。	育児・介護休業法が近年改正され、これまでより柔軟で取得しやすい制度などが設けられ、男性の育休取得率も高まっているところです。いただいたご意見を参考に今後も理解啓発に取り組んでまいります。
163		働きたい女性が働き、育休を取りたい男性が育休取得をしやすい環境を整備することは重要であると思う。働きたい女性や育休を希望する男性を支える環境整備は必要であると思うが、区職員の男性育休取得率85%という目標値は、取得を望まない人の多様性を考慮していないのではないかと。	近年、育児・介護休業法が改正され、子どもが1歳になるまでに取得できる「育児休業」とは別に、子の出生後8週間以内に28日を限度に2回に分けて取得できる「産後パパ育休」など、これまでより柔軟で取得しやすい制度が設けられました。男性の育休取得率85%という数値は、国の2030年における目標値であり、すでに2025年時点で国家公務員の男性ではこの数値を上回る取得率となっております。今後も制度周知を含めて、理解啓発に努めてまいります。
164		ワークライフバランスの推進のめざす姿として、「家庭内の男女の性別による割合で偏ることなく互いに就労とのバランスをとりながら充実した生活を過ごしてほしい」とあるが、得意不得意がありそれは家庭内で役割分担を決めるべきであって、結果として男女に差が生じるなら仕方がないことだと思う。「育児休業や介護休業制度など、女性も男性も働きやすい職場環境が実現しています」とあるが、権利としては子供が1歳になるまでは男女どちらも育休を取得することができ、もし男女ともに1歳まで育休に入ることが普通になってしまったら社会は回るのだろうか。働き盛りの男女がごっそりいなくなれば、残っている人に皺寄せがいく。これは大田区でどうしようもないことだが、個人の権利を守るあまり組織内のバランスが崩れてしまうのではないかと心配になる。全体を通して、「誰もが互いを尊重し自分らしく輝けるまち大田区」という理念をしっかりと遵守してほしい。特に東京は生活費が高いため、共働きでないと経済的に厳しい現実がある。「働くことが好きで働いている」のか、「本当は子供との時間を確保したいけど生活費のために働かざるを得ない」のかによって、自分らしく輝くためのアプローチは変わるはず。そのあたりの調査を丁寧に、本プランでも子育てに専念したい家庭をどうやって支援していくのかについても記述いただきたい。ジェンダーギャップ指数に象徴されるように、社会的ポジションにおいて男女同数であることが女性の幸福、男性の幸福につながるには限らない。女性・男性ともに幸福度を高めていくための施策をお願いしたいと強く要望する。	大田区男女共同参画に関する意識調査結果では、女性が継続し就労していくうえで支障になっていることとして、子育てや家事を挙げている方が最も多い状況です。自身の希望するワーク・ライフ・バランスの状況に近づけるためには、子育て支援に関する施策やサービスの活用、家事の時短のための工夫などが重要であり、区は様々な情報発信や啓発に努めていきたいと考えております。また、中には、子育てや家事の中心を男性が担っているという家庭もあります。家庭内の家事や育児の分担は各家庭の選択により様々であり、男女がお互いの合意の上で分担できているのであれば問題ないと考えます。一方、家庭生活における男女の地位が平等であると回答した割合は男性は54.3%であるのに対し、女性は37.4%と、男女差のある調査結果もあるため、家事分担における不公平感の是正に向けては今後も啓発が必要だと考えています。また、男女ともに希望するワーク・ライフ・バランスが実現できていない人が多いとの調査結果が出ており、その原因のひとつと考えられる固定的性別役割分担意識については、解消していく必要があると考えています。
165		重点事業「男性向け意識啓発事業」について、男性学講座だけでなく、女性学（フェミニズム）が前提だと考える。また、対象の男性に区分は必要なく、全世代、婚姻関係なく対象とするべきである。	男性向け意識啓発事業については、既婚男性だけでなく独身男性も対象としております。内容については、男性学講座を中心にその時の社会情勢なども勘案し決定しています。
166		目標Ⅲ-2 ワーク・ライフ・バランスの推進について、重点事項の方向性を評価する。また、目標達成に向けて、以下の取組を推進することを期待する。企業へのSOGIハラスメント防止研修を促進、支援窓口で性別欄や服装、カミングアウトなどに関する個別相談に対応、パンフレット等に多様な家族の例示を追加、同性同士で子育てをしている方の視点を追加。	ハラスメントの防止については、広く区民全体に理解啓発を実施してまいります。また、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。

意見番号	該当項目	意見要旨	区の考え方
167	個別目標Ⅲ-3生涯を通じた男女の健康支援	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツへの理解を深め、仕事と両立しながら望む時期に妊娠・出産できるような区が情報提供を強化することは効果的であるが、健診実施は関連が薄いのではないかと。	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツについては、今後、言葉とその意味も含め、周知に努めてまいります。健康診断については、生涯を通じた健康づくりとして、健診等で自身の体の状況を知ることが目的としています。
168		「～コラム～ セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは」 Sexual Reproductive Health Rights 原語は英語で難しくないのを書いてほしい。区の具体的施策が見えないため、大田区の考えが知りたい。また、セックス、妊娠、出産、中絶という言葉を使わないことについてどういう考えがあるのか。包括的性教育が絶対的に必要であり、対象者に年齢性別は関係ない。	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツにつきましては、今回の第9期プランで初めて基本目標の中に入った項目です。性の知識を正しく得ることは、妊娠、出産に関連することであり、充実した人生を生きるために大切なことです。まずは、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉が区民の皆様に知っていただき、関心を持っていただくことから周知していく必要があると考えております。英語表記については、この言葉が始めに出てくる位置であることから、コラムと同ページの項目タイトル部分に追記させていただきます。
169		セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR）が新たに計画へ組み込まれた点は、大変意義深いことと感じている。SRHRを「男女の健康支援」に留めず、ジェンダー不平等が背景となる社会課題として取り組む必要があると考える。	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、一般的にはまだあまり知られていない言葉であり、これから周知していくことが大切だと考えております。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
170		目標Ⅲ-3生涯を通じた健康づくりの重点事業は、妊娠や出産に関するものなのに、指標を見るとジェンダーに無関係な内容のように感じる。	目標Ⅲ-3では、妊娠や出産だけでなく、更年期や各年代における身体的変化や健康についての理解についてを重視しています。指標はセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉の認知度ですが、まずはこの言葉を知っていただき、関心を持つことが大切だと考えています。
171	第5章 計画の推進に向けて	行政の各部署で自分事としてこのプランを学び、仕事と男女平等が関係あることを認識してほしい。	本プランについては、庁内の各部署に周知してまいります。
172		男女平等推進センターの取り組みには、日頃から助けられており、今回のプランにも素晴らしい施策が多く含まれていると感じる。限られた区税を、困っている区民により良く還元できるよう、最後まで検討してほしい。	今後も、男女共同参画の拠点として、男女平等推進センターの取組を進めてまいります。
173		エセナおおたが男女共同参画の拠点として、関係機関と連携・協力しながら、区民の啓発活動と活動促進に貢献していて、位置づけが明確になっていることを評価する。	今後も、男女共同参画の拠点として、男女平等推進センター（エセナおおた）の取組を進めてまいります。
174		エセナおおたにて男性でも参加できるイベントを増やしてほしい。若年層への周知啓発に取り組んでほしい。	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
175	その他	こういった曖昧なプランに我々の税金を注ぎ込むのではなく、子どもの教育や給食、環境作り等に力を入れていただきたい。	ジェンダー平等は社会と密接にかかわる問題であるため、こどもの教育、環境づくりにもつながるものと考えています。
176		性的マイノリティ当事者であると開示したうえで本名・住所を入力することは心理的不安と負担があるが、役に立てるならこのパブリックコメントを提出した。	大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱第2条第4号には、「区内に住所を有する者」を区民等の定義として掲げ、第7条第3項においては「提出に当たっては、住所・氏名等をご記載」としてあります。また、いただきました個人情報につきましては、第10条第2項のとおり、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に管理しております。
177		パブリックコメントの氏名について、望まない氏名を入力すること自体が人権を損なう足かせとなり得るので、今後、「通称名」の使用を許容してほしい。人権を重視する本プランに限ってでも検討してほしい。	大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱第2条第4号には、「区内に住所を有する者」を区民等の定義として掲げ、第7条第3項においては「提出に当たっては、住所・氏名等をご記載」としてあります。個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理しております。なお、今回いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
178		パブリックコメントのQ7※を、テキストフィールド形式とし、改行を保持できる仕様に改善してほしい。現在は改行が削除されてしまい、長文の意見を整理して書くことが難しい。	ご不便をおかけし大変申し訳ございませんでした。いただいたご意見を踏まえ、次回は改行作業ができるよう設定を修正いたします。

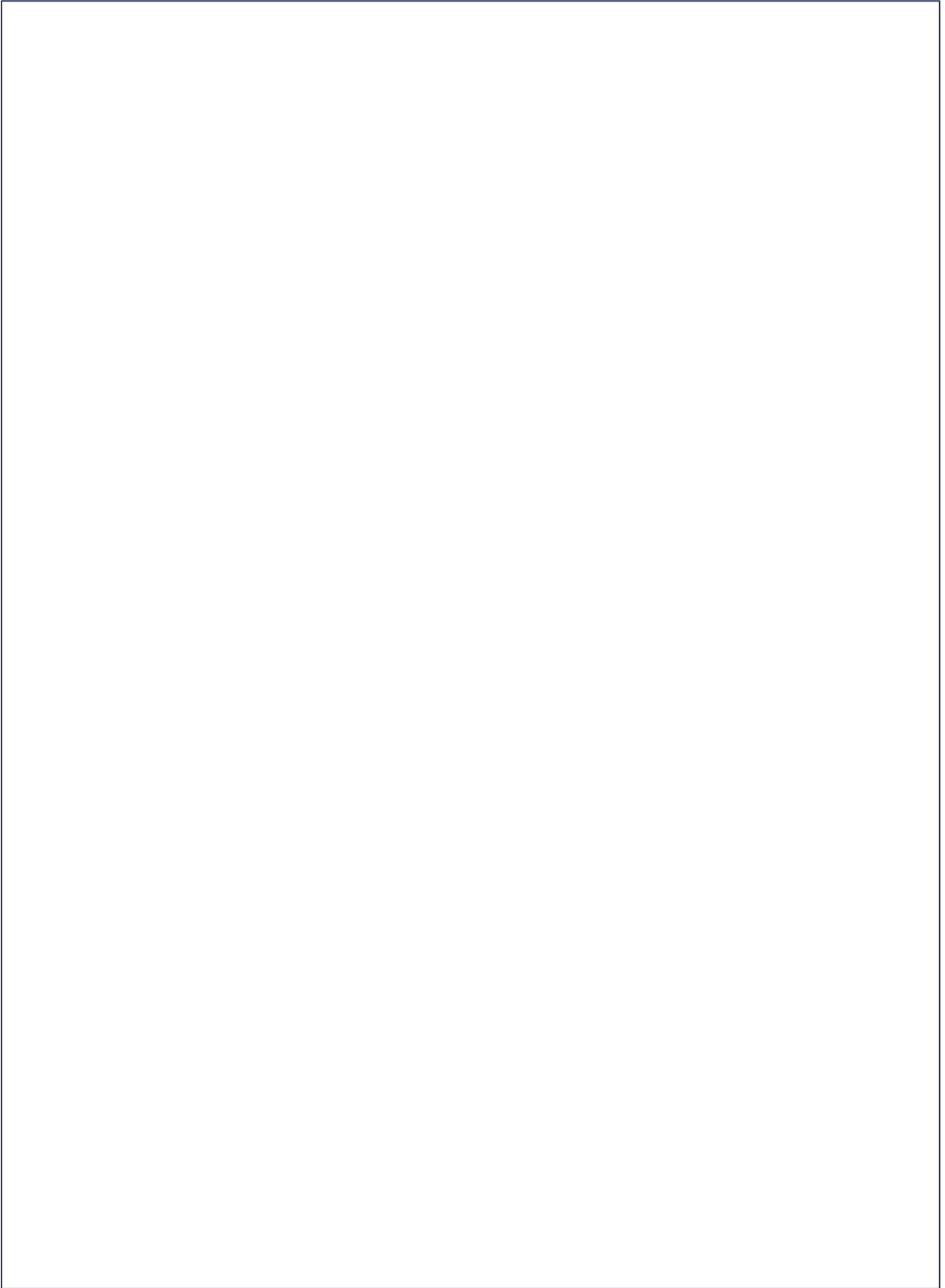
第9期

大田区 男女共同参画 推進プラン

誰もがお互いを尊重し
自分らしく輝けるまち 大田区
～地域みんなで男女共同参画のまちづくり～

大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画
大田区女性の職業生活における活躍推進計画
大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

令和8(2026)年度～
令和12(2030)年度



目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 策定の目的.....	2
2 計画の期間.....	2
3 計画の位置付け	3
第2章 大田区の男女共同参画を取り巻く現状	5
1 計画策定の背景	6
(1) 国際的な動き	6
(2) 国の動き	8
(3) 東京都の動き	10
(4) 大田区の動き	11
2 データからみる大田区の現状	13
(1) 人口の推移	13
(2) 児童・生徒数の推移	15
(3) 区の産業	16
(4) 女性の職業生活の状況	18
(5) 女性の登用状況	21
(6) 配偶者暴力の相談件数	22
3 第8期プランの総括	24
第3章 計画の基本的な考え方.....	29
1 基本理念.....	30
2 計画の体系.....	32
第4章 各基本目標と取組.....	35
基本目標Ⅰ 誰もが尊重される社会をめざします	36
個別目標Ⅰー1 人権尊重とジェンダー平等意識の向上	36
個別目標Ⅰー2 多様な個性を認める意識の醸成	41
基本目標Ⅱ 安全・安心に過ごせるまちを築きます	44
個別目標Ⅱー1 ジェンダーに基づく暴力（GBV）の根絶	44
個別目標Ⅱー2 ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援	49
個別目標Ⅱー3 防災・復興における男女共同参画の推進	53
基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境づくりを応援します	56
個別目標Ⅲー1 仕事と家庭の両立に向けた取組の強化	56
個別目標Ⅲー2 ワーク・ライフ・バランスの推進	61
個別目標Ⅲー3 生涯を通じた男女の健康支援	65

第5章 計画の推進に向けて.....	69
1 推進体制の連携強化	70
2 計画の進行管理	71
3 大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）	71
第6章 資料編.....	73
1 根拠法令等.....	74
2 大田区男女共同参画推進区民会議委員名簿	75
3 国際婦人年以降の男女共同参画の主な動き	76
4 関連事業一覧	84
5 指標一覧.....	90
6 用語集.....	94

コラム掲載ページ

○ M字カーブ	18
○ L字カーブ	19
○ アンコンシャス・バイアス	36
○ SOGI、LGBTQ	43
○ デートDV	48
○ セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	65

第 1 章

計画の策定にあたって

1

策定の目的

近年、少子高齢化や人口減少、働き方の多様化、ケア労働の増加など、社会構造が大きく変化する中で、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる持続可能な社会の実現が求められています。

区では、昭和59（1984）年に第1期「婦人問題解決のための大田区行動計画」を策定し、平成8（1996）年に現在の「大田区男女共同参画推進プラン」と名称を変え、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取組を進めてきました。

国においてもさまざまな法整備や取組が進められており、女性の社会参画、家庭内における役割の見直し等、意識面での変化や一定の進展が見られる一方で、固定的性別役割分担意識や男女間格差は、依然としてあらゆる分野に影響を与えていることから、男女共同参画の更なる推進が重要な課題となっています。

「第8期大田区男女共同参画推進プラン（第8期プラン）」（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）の計画期間終了に伴い、社会情勢や区民の意識の変化、近年の国等の動向を踏まえ、課題解決に向けてより効果的な施策の検討・推進を図るために、「第9期大田区男女共同参画推進プラン（第9期プラン）」を策定します。

2

計画の期間

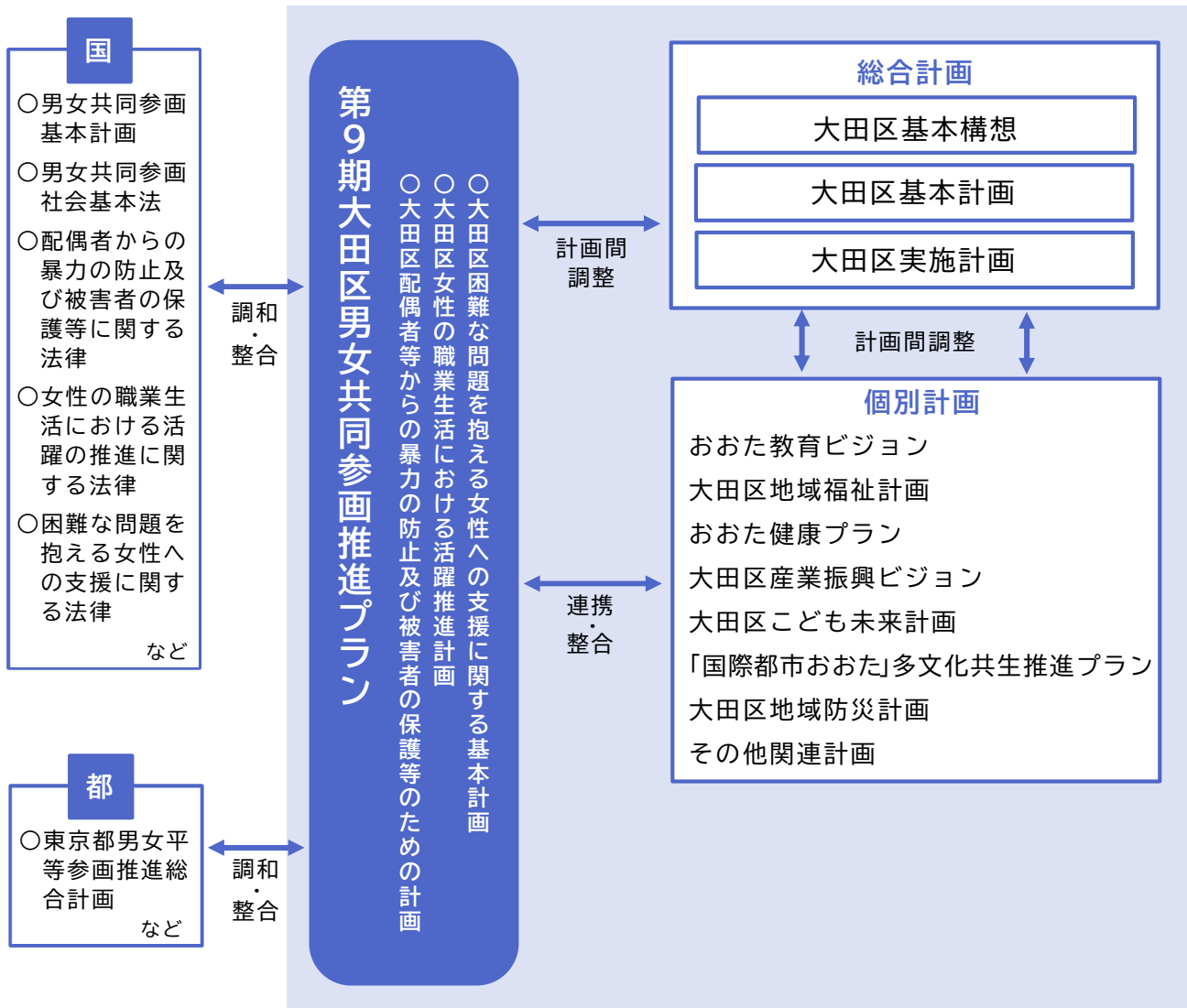
本プランの期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

令和 （西暦）	3年度 （2021）	4年度 （2022）	5年度 （2023）	6年度 （2024）	7年度 （2025）	8年度 （2026）	9年度 （2027）	10年度 （2028）	11年度 （2029）	12年度 （2030）
本プラン	第8期プラン					第9期プラン（令和12年度まで）				
区全体の計画	新おおた重点プログラム				第1期基本計画（令和14年度まで）					
東京都	東京都男女平等参画推進総合計画					次期計画				
国	第5次男女共同参画基本計画					第6次男女共同参画基本計画（予定）				

3

計画の位置付け

- 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」に位置付けられると同時に、中長期的なまちづくりの羅針盤である「総合計画」及びその他関連計画等との整合性を図り策定する計画です。
- 「第8期大田区男女共同参画推進プラン（令和3（2021）年～令和7（2025）年）」を継承し、さらに発展させる計画です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」にあたる「大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画」を包含します。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する「市町村基本計画」にあたる「大田区女性の職業生活における活躍推進計画」を包含します。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に規定する「市町村基本計画」にあたる「大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を包含します。



第2章

大田区の男女共同参画を取り巻く現状

計画策定の背景

(1) 国際的な動き

ア SDGsとジェンダー平等

平成 27 (2015) 年 9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて、加盟国の全会一致で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。その中で掲げられた「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、令和 12 (2030) 年までに持続可能でより良い世界をめざす開発目標で、17 の目標と 169 のターゲットで構成されています。

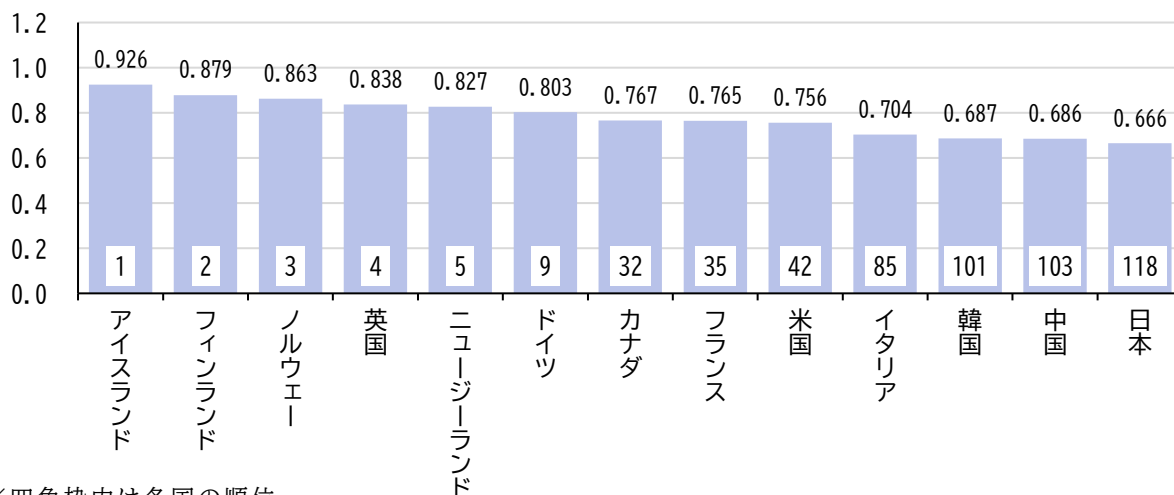
「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と掲げられているほか、17 の目標のひとつに「目標 5 ジェンダー平等を実現しよう」が設定されており、すべての取組に対してジェンダーの視点を主流化させていくことが重要であるとされています。



イ ジェンダー・ギャップ指数

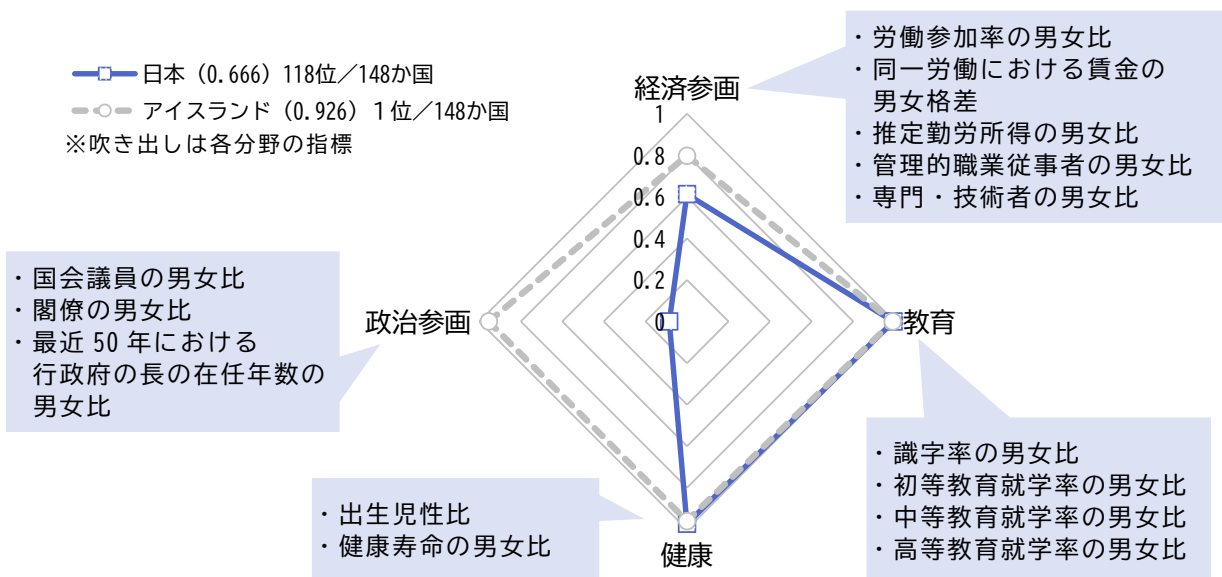
世界経済フォーラムが公表するジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、男女格差を図る指標のひとつです。令和7（2025）年の日本は148か国中118位と前年度から順位は横ばいとなっており、分野別にみると、政治・経済分野での値が低調となっています。

主な国のジェンダー・ギャップ指数



※四角枠内は各国の順位

日本のジェンダー・ギャップ指数の状況



総合	118位/148か国
経済	112位 (前年 120位)
政治	125位 (前年 113位)
健康	50位 (前年 58位)
教育	66位 (前年 72位)

出典：「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数報告書（2025）」
 世界経済フォーラム 令和7年より作成

(2) 国の動き

○第6次男女共同参画基本計画の策定

国では、男女共同参画社会基本法（平成11（1999）年6月）に基づき、男女共同参画基本計画（平成12（2000）年12月）を策定しました。令和8（2026）年の改定では、以下のような4つのめざすべき社会が掲げられ、「男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化」といった2つの政策領域と、総合的かつ計画的に取組を推進するための「男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」に基づいて男女共同参画社会の形成の促進を図るとされています。

めざすべき社会

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（政治分野の男女共同参画推進法）の改正

令和3（2021）年6月に改正され、政党その他の政治団体に対しては候補者の選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対策について取組を促進するよう求めています。また、国・地方自治体に対しても、家庭生活との両立支援のための体制整備やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対策等施策の強化が求められました。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の改正

平成27（2015）年に制定され、一定規模の事業主に対し、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、求職者に資する情報公表を行うことを義務付けました。令和8（2026）年3月末までの時限立法でしたが、令和7（2025）年6月に有効期限が令和18（2036）年3月末までに延長され、一部の項目については労働者数101人以上の事業主へと対象を拡大し、男女の給与額の差異及び管理的地位にある女性職員割合の情報公表を義務付けるなど、対象項目も拡大しました。

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）の成立

令和4（2022）年に成立し、令和6（2024）年4月に施行されました。女性をめぐる課題の複雑化、多様化、複合化を踏まえ、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、新たな女性支援の枠組みを構築することを目的としています。「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」の視点を明確に規定し、国・地方自治体に対し「教育・啓発」、「調査研究の推進」、「人材の確保」、「民間団体援助」といった困難な問題を抱える女性支援に必要な施策を講じる責務が明記されています。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法、DV防止法）の改正

令和5（2023）年に改正され、令和6（2024）年4月に施行されました。被害者への接近などを禁じる裁判所の保護命令対象が、身体的DVだけでなく精神的DVにも拡大されました。また、接近禁止命令等の期間の延長や電話等禁止命令の対象行為の拡大、保護命令違反の厳罰化等が定められています。

○性犯罪に関する刑法等の改正

令和5（2023）年6月に成立し、同年7月から順次施行されています。「同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態」における性交等は不同意性交等罪又は不同意わいせつ罪が成立することになりました。また、13歳未満の者に加え、13歳以上16歳未満の者で、行為者が5歳以上年長である場合にも処罰対象となったほか、16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求等の罪や、公訴時効期間の延長が新設されました。また、わいせつな画像の撮影や第三者への提供等を処罰する性的姿態撮影等処罰法も同時に成立しました。

○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（理解増進法）の成立

令和5（2023）年6月に施行され、すべての国民が性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。また、地方自治体や事業主等は知識の着実な普及や理解増進、相談体制の整備について努めることとしています。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）の改正

令和6（2024）年5月に改正され、男女が仕事と育児・介護を両立できるように、令和7（2025）年4月から子の看護休暇の対象範囲、取得事由の拡大や所定外労働の制限の対象拡大、育児や介護のためのテレワーク導入の努力義務化等が施行されました。同年10月1日からは柔軟な働き方を実現するための措置を講ずることや仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮等が事業主に求められました。

(3) 東京都の動き

○東京都男女平等参画推進総合計画の策定

都では、平成12(2000)年3月に制定された「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、「東京都女性活躍推進計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成された総合計画として、平成29(2017)年に「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されました。

令和4(2022)年の改定では「女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、だれにとっても住みやすい社会の実現」をめざし、「男女平等参画推進に向け、企業の取組を加速させるとともに、家庭・職場等あらゆる場面での意識改革等を促していく」ことを基本的考え方としています。その考え方にに基づき、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」、「配偶者暴力対策」を3つの柱として掲げています。

○第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、令和5(2023)年3月に策定されました。令和元(2019)年12月に策定された第1期計画を踏まえ、「性的マイノリティ当事者に寄り添う」、「多様な性に関する相互理解を一層推進する」、「東京に集う誰もが共に支え合う共生社会『インクルーシブシティ東京』の実現を目指す」の3つを基本方針として掲げて、取組を進めるとしています。

○東京都パートナーシップ宣誓制度の運用開始

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、令和4(2022)年11月から運用が開始されました。性的マイノリティの人々が暮らしやすい環境づくりにつなげる制度として日常生活においてサービスの提供等を行っています。

○困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画の策定

令和6(2024)年3月に策定され、「困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、本人の意思が尊重されながら、安全にかつ安心して自立した生活を送ることができる東京の実現」を計画の理念としています。

基本目標

- 1 対象者の把握から地域での自立まで、多様な支援を切れ目なく包括的に提供
- 2 本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心にした支援の実施
- 3 同伴児童を取り残さない視点から、サポートを強化
- 4 困難な課題を抱える若年女性への支援を総合的に推進
- 5 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進

(4) 大田区の動き

○第8期大田区男女共同参画推進プランの策定

昭和59(1984)年に策定された第1期「婦人問題解決のための大田区行動計画」に始まり、平成8(1996)年に現在の「大田区男女共同参画推進プラン」と名称を変えながら、令和3(2021)年3月に第8期プランを策定しました。「誰もが認め合い 笑顔つながるまち おおた」を基本理念に、第7期プランを継承しつつ、「大田区配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画」、「大田区女性の職業生活における活躍推進計画」を包含した計画としています。



第8期プラン 表紙

○新型コロナウイルス感染症の影響

令和元(2019)年末に新型コロナウイルス感染症が初めて確認されてから急激に感染が拡大し、令和2(2020)年2月下旬に国からの全国一斉休校の要請を受け、区内の区立小中学校が臨時休校、令和3(2021)年4月からはワクチン接種が開始されるなど、区民生活に大きく影響しました。

毎年12月に開催していた人権講演会は、令和2(2020)年から令和5(2023)年まで開催を中止し、令和6(2024)年12月に5年ぶりに再開しました。

男女共同参画の啓発のための講座やセミナーは、緊急事態宣言発出時にはオンラインのみでの開催、それ以外は人と人との間隔を空けたり、オンラインと会場との併用で開催したりと、工夫や配慮をして実施しました。

○「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定

SDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から令和5(2023)年度の「SDGs未来都市」に選定されるとともに、その中でも特に先進的な取組を行う「自治体SDGsモデル事業」にも選定されました。



大田区オリジナル
SDGsロゴマーク

○大田区基本構想の策定

令和5（2023）年5月に大田区基本構想審議会が設置され、令和6（2024）年3月に大田区基本構想を策定しました。この基本構想は、令和22年（2040）年ごろの大田区のめざすべき将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」の実現に向け、まちづくりの方向性を示した、区の最上位の指針です。基本構想全体を貫く考え方として、「地域力を高める」、「多様な個性が輝く」、「豊かなまちを未来へつなげる」という3つの基本理念を掲げています。



基本構想 表紙

○大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）移転

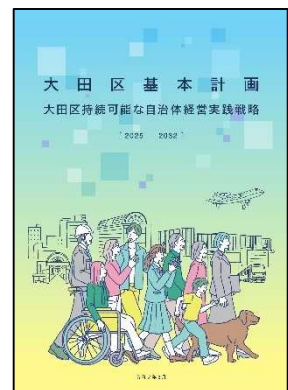
令和6（2024）年12月1日、大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）が、大森北四丁目複合施設（スマイル大森）（大田区大森北四丁目6番7号）の5階・6階部分に移転しました。地下2階から1階の大森北区民活動施設、2階の高齢者支援施設（大田区地域包括支援センター入新井/シニアステーション入新井）、3階の学校生活支援施設（つばさ大森教室）、4階の子育て支援施設の各施設と複合化された地域の拠点です。併設された各施設、地域の方々と連携し、男女共同参画社会の実現をめざして講座やセミナーなどを実施しています。

○大田区基本計画、実施計画の策定

令和6（2024）年3月に策定した基本構想のめざすべき将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を実現するため、令和7（2025）年3月に「大田区基本計画」と「大田区実施計画」を策定しました。

基本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和14（2032）年度までの8年間の第1期、令和15（2033）年度から令和22（2040）年度までの8年間の第2期としています。

基本計画の施策2-2では「配偶者暴力の防止に向けた相談体制の強化」、施策2-5では男女共同参画社会をめざした「人権と多様性を尊重する意識の醸成」が掲載されています。



基本計画 表紙

○大田区男女共同参画に関する意識調査の実施

令和6（2024）年10月15日から11月15日までを調査期間として、住民基本台帳から男女別に無作為抽出した2,000人を対象に、意識調査を行いました。回収率は34.4%（全回答数687件、うち郵送での回答422件、webでの回答265件）でした。

区民の男女共同参画に関する意識や実態等について把握し、本プランを策定する上での基礎資料とすることを目的として実施しました。

2

データからみる大田区の現状

(1) 人口の推移

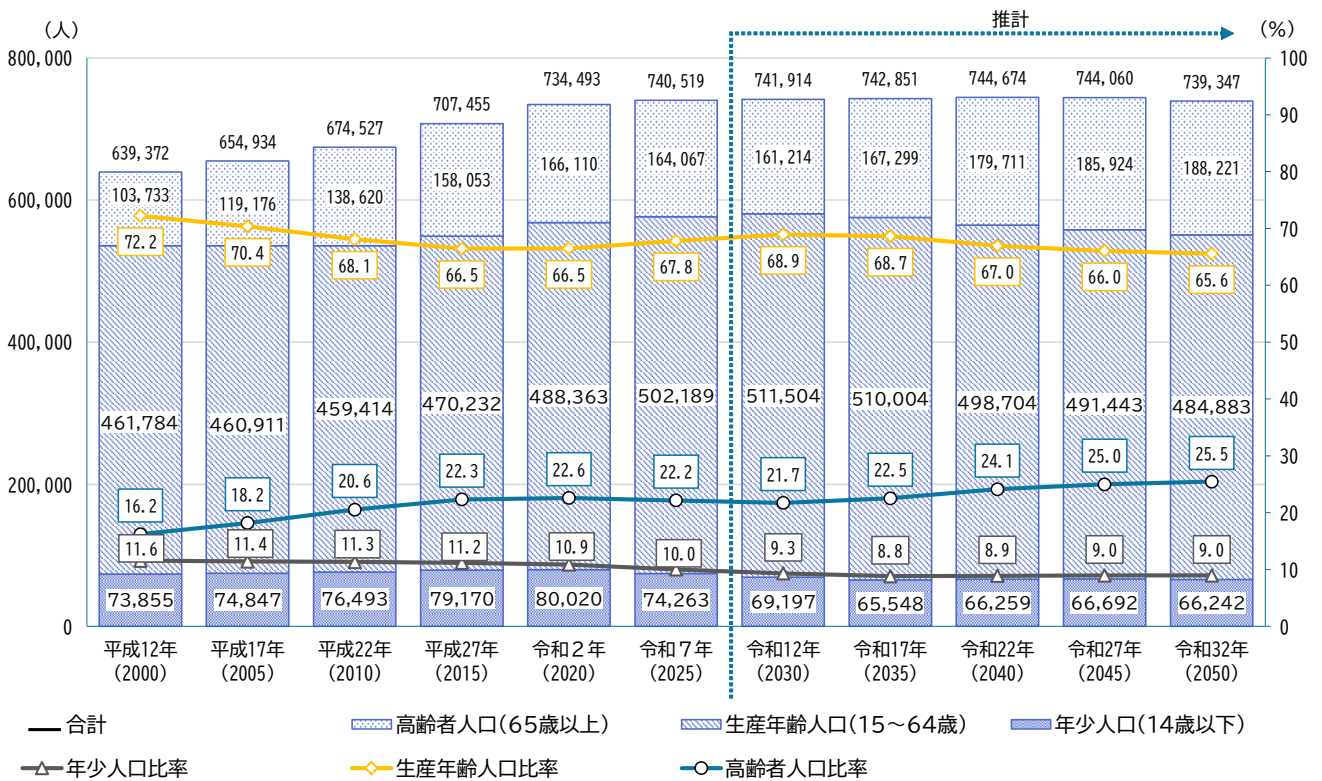
ア 総人口の推移

区の総人口は平成12(2000)年以降増加傾向が見られ、平成27(2015)年に70万人を上回ると、令和7(2025)年には740,519人となっています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口(14歳以下)は令和2(2020)年までは増加が見られたものの、令和7(2025)年には8万人を割り、平成17(2005)年と同水準となっています。生産年齢人口(15歳以上64歳以下)は平成27(2015)年以降増加が見られ、令和7(2025)年には50万人を上回っています。

また、将来人口推計をみると、年少人口比率は令和12(2030)年に10%を下回り、以降は9%前後で推移することが見込まれます。また、高齢者人口比率は令和17(2035)年まで22%前後で推移した後、令和27(2045)年に25.0%になる見込みで、今後も少子高齢化が進むことが予想されます。

<総人口・年齢3区分別人口の推移>

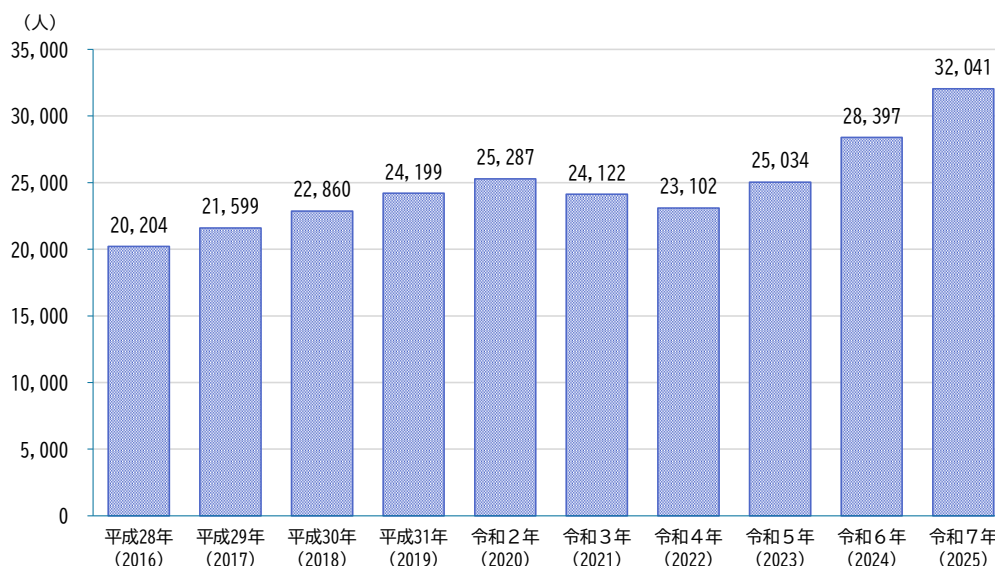


出典：「大田区住民基本台帳」(令和7年まで、各年1月1日時点) 大田区
 「大田区人口推計」(令和12年以降、令和7年1月1日時点) 大田区

イ 区内在住の外国人数

区内在住の外国人数は、平成 28（2016）年から令和 2（2020）年にかけて増加した一方、令和 3（2021）年と令和 4（2022）年にかけては減少しています。令和 5（2023）年以降は再び増加に転じ、令和 7（2025）年には 3 万人を突破し 32,041 人となっています。

< 区内在住の外国人数の推移 >

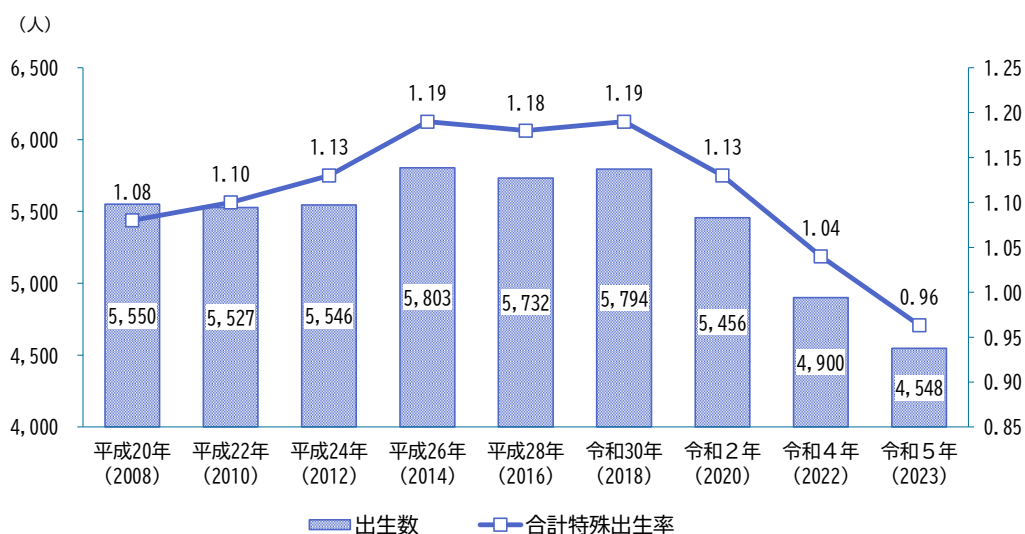


出典：「大田区住民基本台帳」（各年 1 月 1 日時点） 大田区

ウ 出生数と合計特殊出生率

区の出生数は、合計特殊出生率とともに平成 30（2018）年以降減少傾向にあります。出生数は令和 4（2022）年に 5,000 人を下回り、令和 5（2023）年には 4,548 人となっています。合計特殊出生率は、令和 5（2023）年に 0.96 と 1 を下回りました。

< 出生数と合計特殊出生率の推移 >



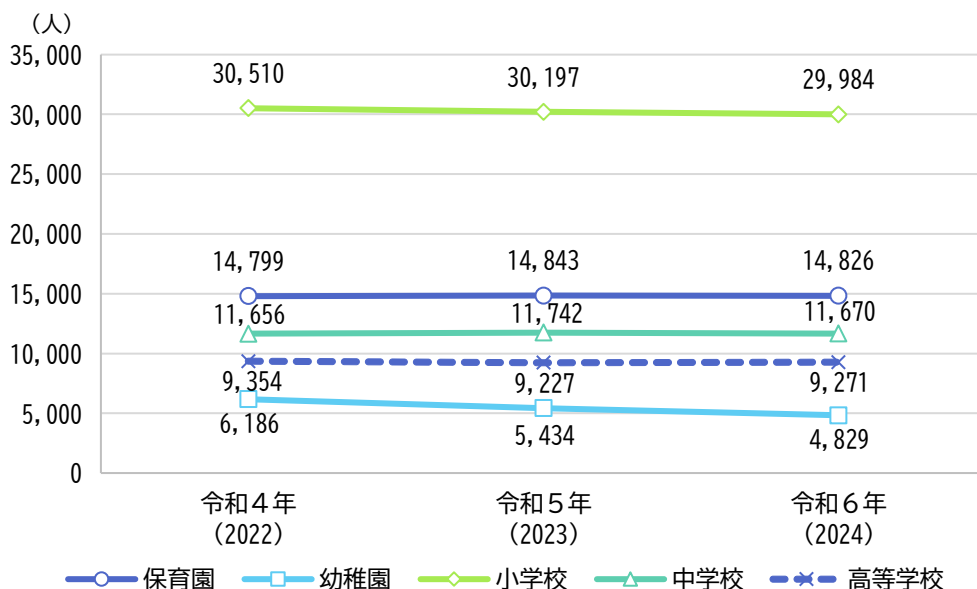
出典：「東京都人口動態統計」東京都

※合計特殊出生率は、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が生涯に生むと推定されるこどもの数を表します。

(2) 児童・生徒数の推移

直近3年間で、区内保育園の園児数は14,800人前後で推移しており、中学校、高等学校でも生徒数に大きな変動は見られません。一方、幼稚園の園児総数、小学校の児童数は減少傾向が見られます。

< 児童・生徒数の推移 >



※保育園：各年4月1日現在

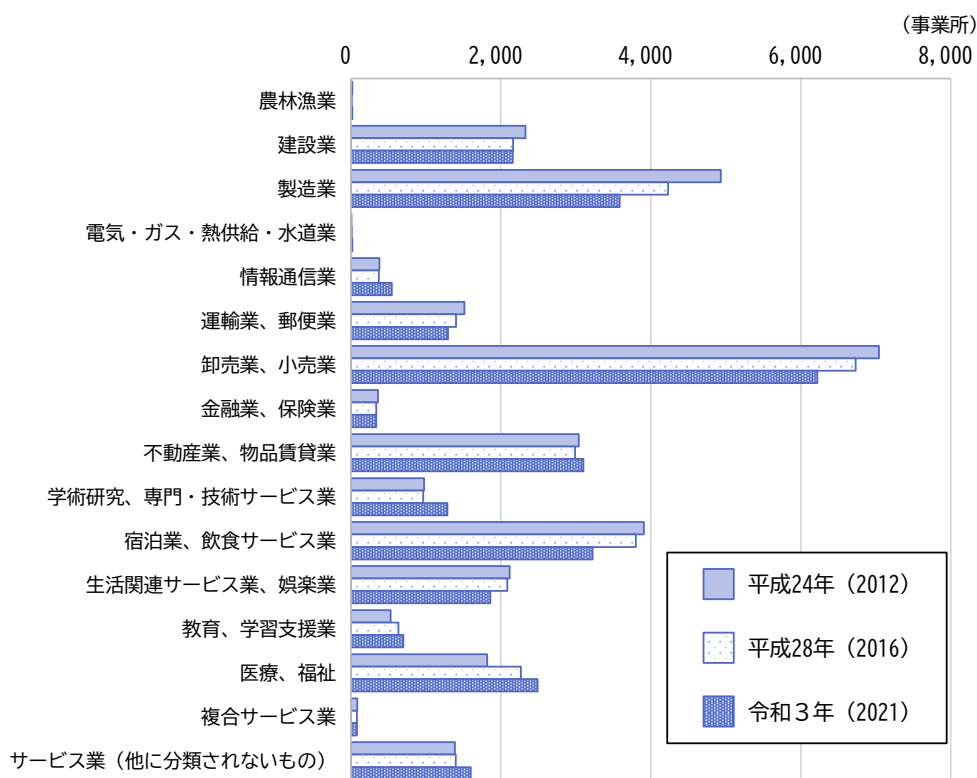
幼稚園、小学校、中学校、高等学校：各年5月1日現在
(各所管課発表数値による)

(3) 区の産業

ア 区内の業種別事業所数の推移

区内の事業所数を業種別にみると、卸売業、小売業に次いで、製造業や宿泊業、飲食サービス業、不動産業が多くなっています。

< 区内の業種別事業所数の推移 >

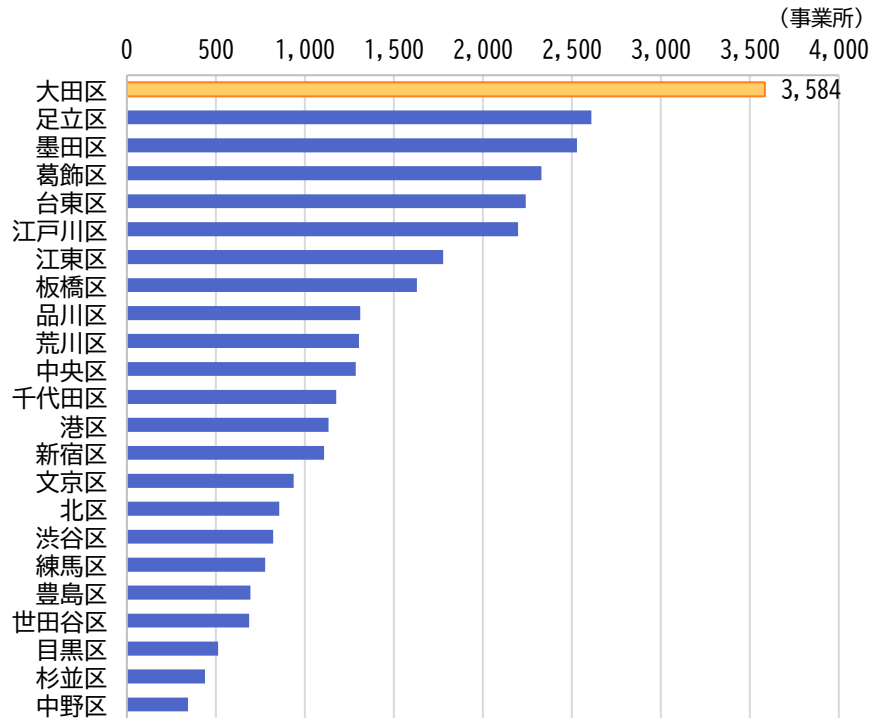


出典：「経済センサス・活動調査」総務省・経済産業省

イ 特別区における製造業事業所数

特別区における製造業事業所数を比較すると、大田区は最も多く 3,584 事業所となっており、2 番目に多い足立区を大きく上回っています。

<特別区における製造業事業所数>

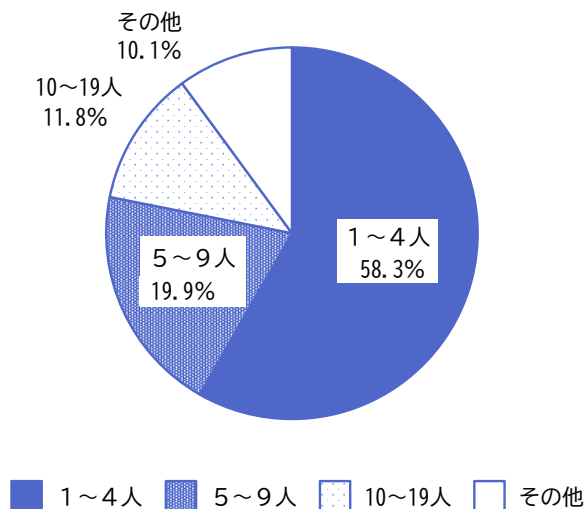


出典：「令和3年経済センサス・活動調査」総務省・経済産業省

ウ 製造業の従業者規模別割合

区内の事業所を従業者規模別にみると、1～4人の小規模事業所が過半数を占めています。

<製造業の従業者規模別割合>



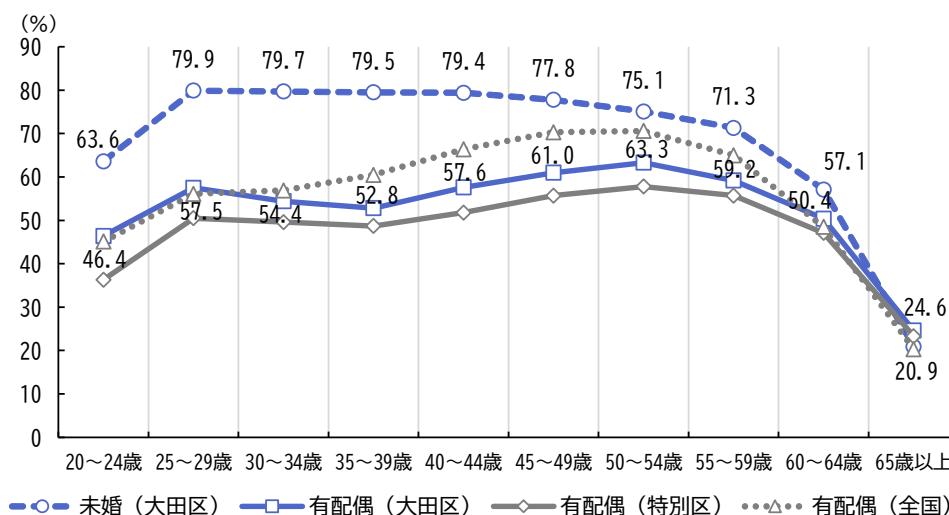
出典：「令和3年経済センサス・活動調査」総務省・経済産業省

(4) 女性の職業生活の状況

ア 配偶関係・年齢階級別女性の労働力率

大田区の配偶関係・年齢階級別女性の労働力率※をみると、有配偶女性の労働力率は結婚・妊娠・出産期である20代～40代にかけて未婚女性よりも大幅に低くなっており、ゆるやかなM字を描いています。特別区の有配偶女性の労働力率と比較するといずれの年代でも上回っていますが、全国と比較すると30代～50代で全国を下回っている状況です。

<配偶関係・年齢階級別女性の労働力率>



出典：「国勢調査」総務省 令和2年

※労働力率とは、15歳以上の人口に占める労働力人口（就業者と求職中の人を合わせた数）の割合です。

コラム M字カーブとは

M字カーブとは、既婚女性の年齢階級別労働力率をグラフ化した際に見られる、特徴的な曲線を指します。20代で高まり、30代で一時的に低下し、その後40代で再び上昇する形がアルファベットの“M”に似ていることからこの名称で呼ばれます。

労働力率のグラフを見ると、未婚女性にはこの傾向が見られず、20代から50代まで高い労働力率を維持しているのに対し、有配偶者の女性は30代で結婚・出産・育児を機に離職し、子育てが一段落する40代で再び仕事に復帰するというM字カーブが現れています。これは、女性の出産・育児期における家庭と仕事の両立に課題があることを示しています。

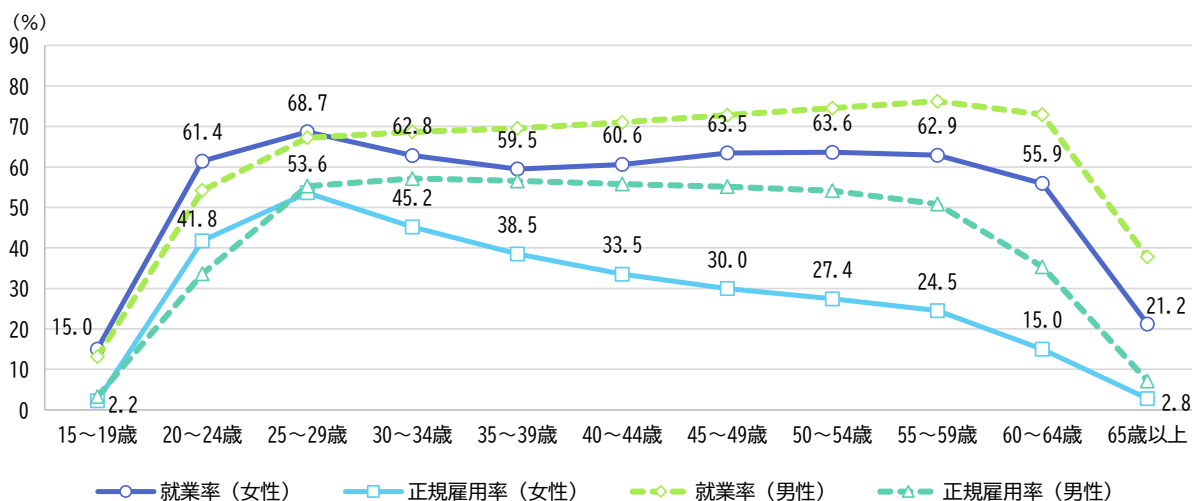
近年は育児・介護休業法の改正等により、子の年齢に応じて、残業をしない働き方やテレワークの活用など、柔軟な働き方を選択することが可能になりました。保育所の整備など、子育て世代に向けた支援策も強化されたことから、出産後も継続して仕事をする女性が増えてきており、M字カーブは解消されつつあります。

イ 就業率と正規雇用率

大田区の実業率をみると、20代では女性が男性を上回っているものの、30代で女性の就業率が下がり、以降は男性を下回っています。

正規雇用率をみると、男性は20代後半から50代にかけて55%前後を維持した台形になっているのに対し、女性は25歳～29歳の53.6%をピークに下がっていくL字型を描いています。

<年齢階級別就業率と正規雇用率>



※就業率：就業者／15歳以上人口×100

※正規雇用比率：正規の職員・従業員／15歳以上人口×100

出典：「国勢調査」総務省 令和2年

コラム L字カーブとは

L字カーブとは、女性の年齢階級別正規雇用比率をグラフ化した際に見られる、特徴的な曲線を指します。20代を頂点に正規雇用比率が右肩下がりに低下する形がアルファベットの“L”に似ていることからこの名称で呼ばれます。

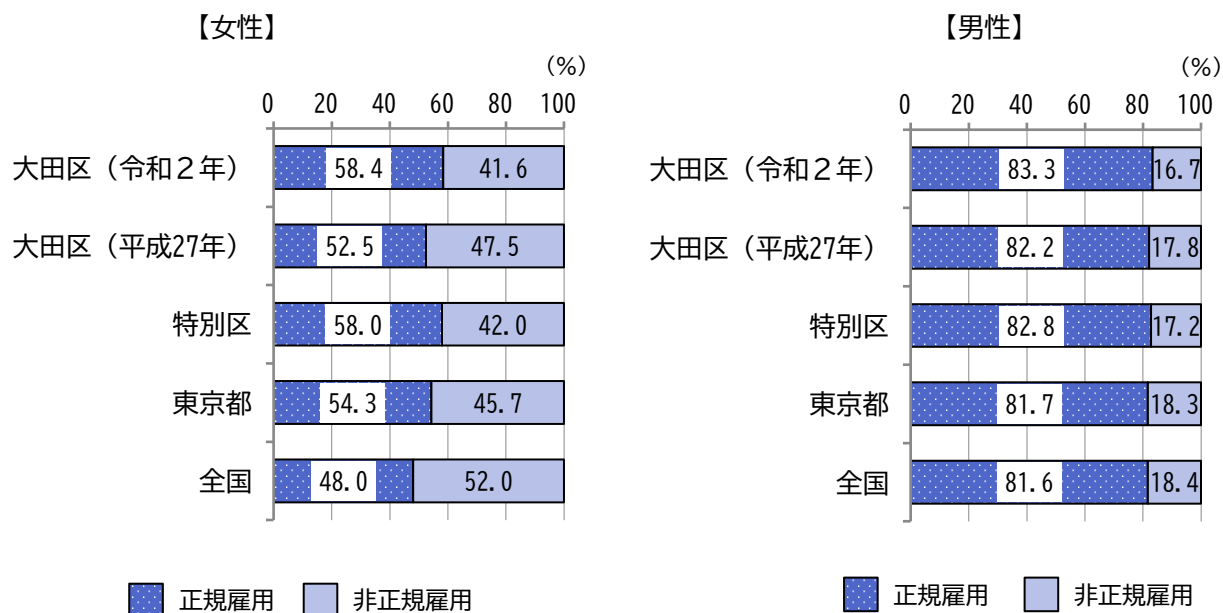
これは、30代で結婚・出産・育児を機に正規雇用から徐々に非正規雇用へ転換するという特徴が表れており、再就職や職場復帰の際に正規雇用で復帰しにくいという状況が背景にあると考えられます。グラフを見ると、女性全体の就業率は男性に近い台形の曲線を描いているものの、年齢が高くなるほど正規雇用が減少するL字カーブとなり、非正規雇用が多くなる状況にあるといえます。

これまでの取組により、女性の就労は大きく増えM字カーブの問題は解消に向かっていますが、出産を機に女性が非正規雇用化するL字カーブの解消、そして男女間の賃金格差の是正は、引き続き課題となっています。

ウ 雇用形態の変化

大田区の就業者の雇用形態をみると、女性で正規雇用の割合が平成 27（2015）年から令和 2（2020）年にかけて増加し約 6 割を占めており、全国や都と比べると高く、特別区と同じ水準となっています。しかし、依然として男性の 8 割台の水準には及ばず、男女で雇用形態に違いが見られます。

<雇用形態の状況>



出典：「国勢調査」総務省（平成 27 年、令和 2 年）

(5) 女性の登用状況

大田区の女性登用の状況をみると、審議会等においては女性委員の割合が24.4%となっており特別区（23区）の中で21番目と特に低くなっています。委員会等や市町村防災会議、管理職、自治会長においても中位以下となっている状況です。

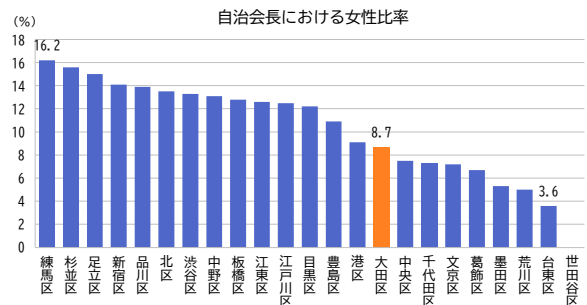
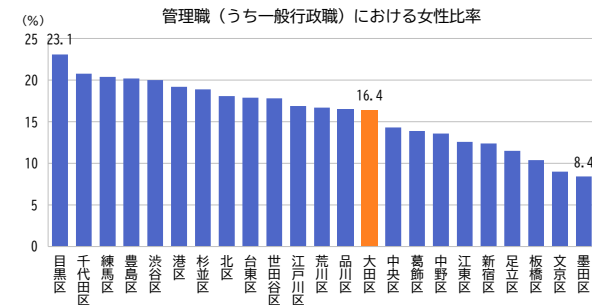
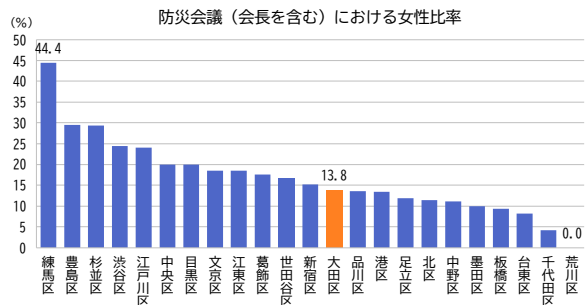
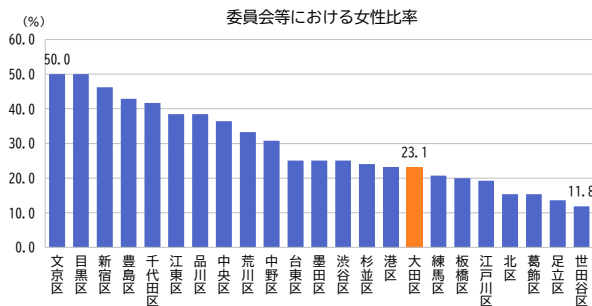
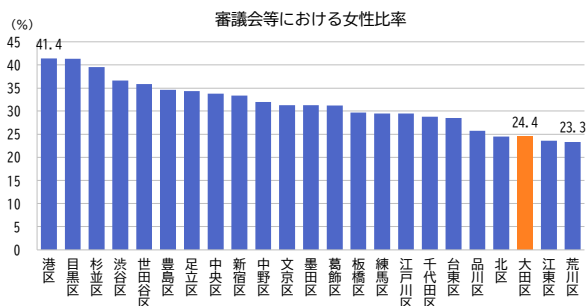
<大田区の女性の登用状況>

審議会等	委員会等	市町村防災会議 (会長を含む)	管理職総数 (うち一般行政職)	自治会長
24.4% (21位/23区)	23.1% (16位/23区)	13.8% (13位/23区)	16.4% (14位/23区)	8.7% (15位/22区)

※審議会等については地方自治法（第138条の4、第202条の3）に基づくものが該当

※委員会等については地方自治法（第180条の5）に基づくものが該当

¥



※世田谷区：公表なし・データなし

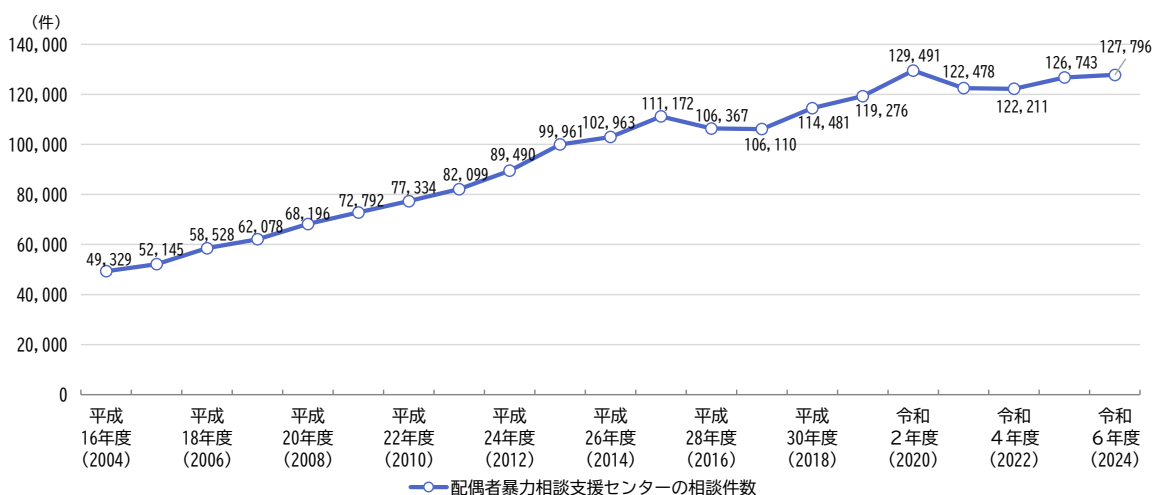
出典：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
内閣府男女共同参画局 令和7年度

(6) 配偶者暴力の相談件数

ア 全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数

全国の配偶者暴力相談支援センターで受け付けた相談件数の推移をみると、新型コロナウイルス感染症拡大のあった令和2(2020)年度に120,000件を超え平成16(2004)年度以降で最も多くなっています。令和3(2021)年度以降減少しましたが、令和5(2023)年度に再び増加に転じ、令和6(2024)年度は127,796件となっています。

＜全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数の推移＞

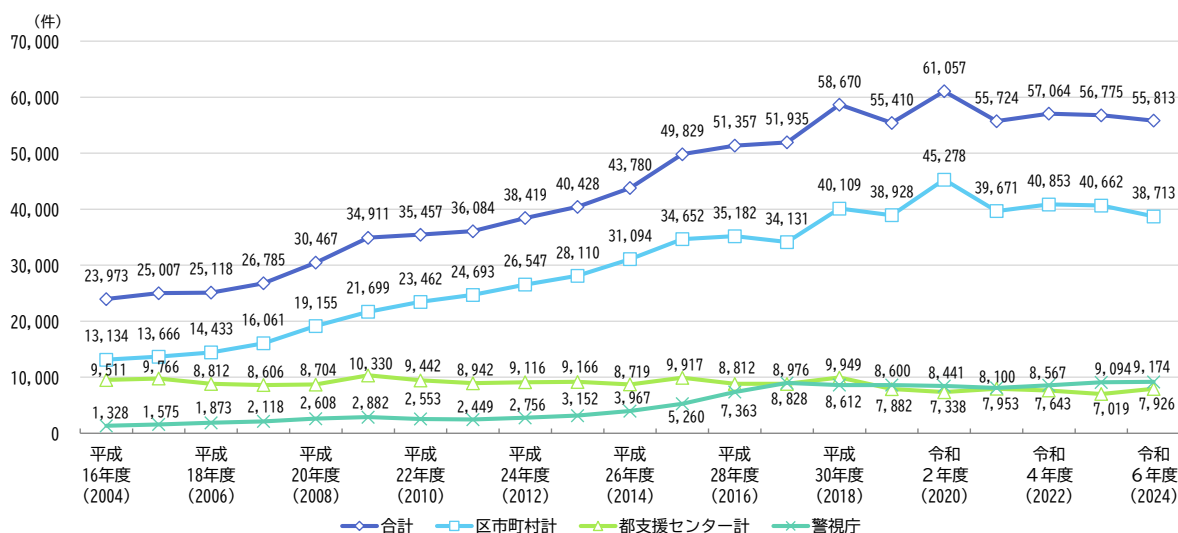


出典：「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」内閣府男女共同参画局 令和6年度

イ 東京都の配偶者暴力相談件数の推移

東京都内の各施設で受け付けた配偶者暴力に関する相談件数の推移をみると、平成29(2017)年以降増減を繰り返していましたが、令和4(2022)年以降減少傾向にあり、令和6(2024)年度は55,813件となっています。また、新型コロナウイルス感染症拡大のあった令和2(2020)年度は平成16(2004)年度以降最も多い61,057件となっています。

＜東京都の配偶者暴力相談件数の推移＞

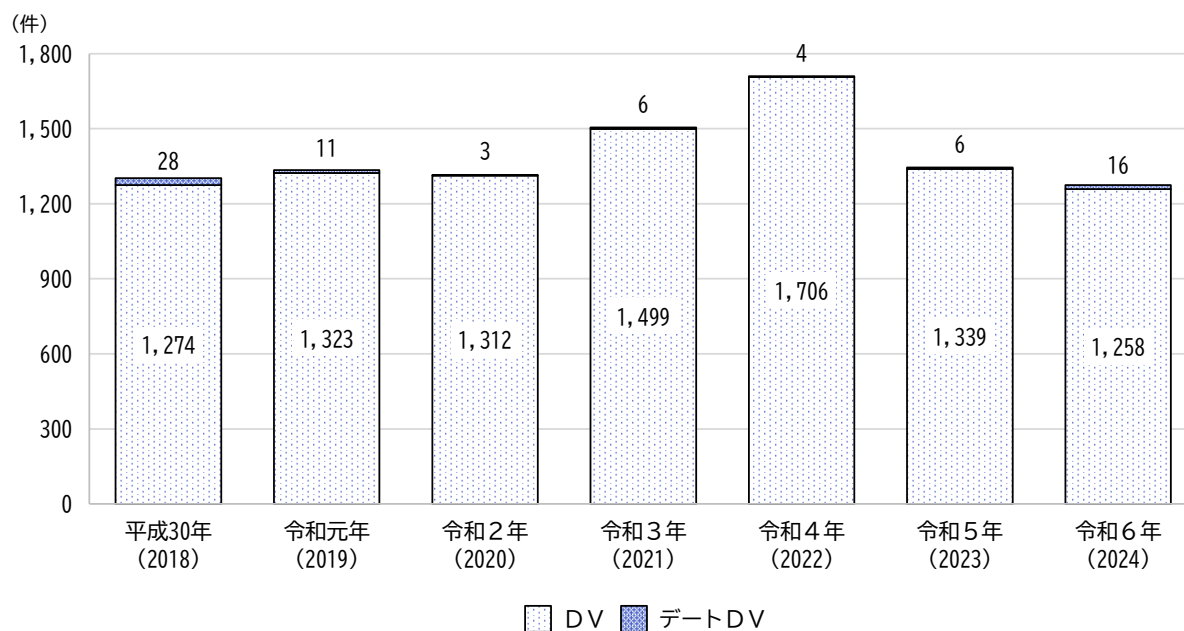


出典：「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移」東京都生活文化局 令和6年度

ウ 大田区の配偶者等暴力に関する相談件数

大田区で受け付けた相談件数の推移をみると、令和3（2021）年にDVに関する相談件数が増加し、令和4（2022）年には1,706件と平成30（2018）年以降最も多くなっています。令和5（2023）年以降は減少に転じていますが、依然として1,000件を超える相談が寄せられています。また、デートDVに関する相談は令和2（2020）年以降一桁となっていました。令和6（2024）年は16件と増加しています。

<大田区の配偶者等暴力に関する相談件数の推移>



出典：大田区

第8期プランの総括

第8期プランでは、区における男女共同参画に関する課題解決に向けた取組を推進するため、指標を設定しました。

指標の達成状況は以下のとおりです。

※達成状況は、「◎：目標達成」「○：改善（策定時の現状値を上回る）」「△：変化なし（策定時の現状値と同じ）」「▼：低下（策定時の現状値を下回る）」となっています。

基本目標Ⅰ 誰もが尊重される安心・安全なまちを築きます

個別目標Ⅰ-1 人権尊重と男女共同参画意識の向上

項目名	策定時	目標値	最新値	達成状況
「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という考え方に同感しない人（同感しない、どちらかというと同感しない）の割合 （男女共同参画に関する意識調査）	69.8%	85%	69.9% （令和6年度）	△
人権講演会参加者のうち、「人権問題に理解や関心がとても深まった区民」の割合	26.0%	50%	72.6% （令和6年度）	◎

- ◆「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という固定的性別役割分担意識に同感しない人の割合は策定時からほとんど変化が見られません。
- ◆人権講演会参加者のうち、「人権問題に理解や関心がとても深まった区民」の割合は目標値を大きく上回りました。

個別目標Ⅰ-2 あらゆる暴力の根絶

項目名	策定時	目標値	最新値	達成状況
「女性のためのたんぽぽ相談」の認知度及び「DV相談ダイヤル」の認知度 （男女共同参画に関する意識調査）	11.4% 7.9%	20% 13%	11.0% 7.4% （令和6年度）	▼
DV防止に向けた意識啓発事業の実施回数	年5回	年5回以上	年7回 （令和6年度）	◎

- ◆「女性のためのたんぽぽ相談」、「DV相談ダイヤル」とともに、大田区ホームページやおた区報などで周知を行いましたが、認知度は策定時からほとんど変化が見られません。
- ◆DV防止に向けた意識啓発事業の実施回数は、大田区立男女平等推進センター（エセナおた）での講座（DV防止講座2回、デートDV防止出前講座1回及び展示3回）のほか、職員向けのDV防止研修1回実施するなど、年7回実施しました。

基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる環境づくりを応援します
【女性の職業生活における活躍推進計画】

個別目標Ⅱ－１ 女性の活躍推進

項目名	策定時	目標値	最新値	達成状況
保育所入所率 (大田区子ども・子育て支援事業計画)	99.8%	100% (令和6年度)	100% (令和6年度)	◎
女性の再就職や起業に関する事業の実施回数	年5回	年5回以上	年16回 (令和6年度)	◎

- ◆保育所入所率は、目標の100%を達成しました。
- ◆女性の再就職や起業に関する事業の実施回数は、大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）にて、女性の再チャレンジ実践講座を2回、女性のため就労継続支援講座を2回及び女性のための広場を12回実施しました。

個別目標Ⅱ－２ ワーク・ライフ・バランスの推進

項目名	策定時	目標値	最新値	達成状況
職場における男女の地位が平等であると回答した人の割合 (大田区政に関する世論調査)	男性35.7% 女性28.7% (平成30年度)	50%	男性42.4% 女性32.1% (令和7年度)	○
区男性職員における育児休業の取得率 (職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン)	13.3% (令和元年度)	30% (令和6年度から法改正により85%)	73.3% (令和6年度)	○

- ◆職場における男女の地位が平等であると回答した人の割合は、目標値達成には至っていませんが、策定時よりも増加が見られます。
- ◆区男性職員における育児休業の取得率は令和元（2019）年度から大幅な上昇が見られ、当初の目標である30%は達成していますが、令和6（2024）年度から法改正により目標を85%に引き上げており、令和6（2024）年度時点では達成されていません。



ワーク・ライフ・バランスセミナーの様子

基本目標Ⅲ 女性の活躍で地域力を向上します

個別目標Ⅲ－１ 地域における女性の参画促進

項目名	策定時	目標値	最新値	達成状況
家庭生活における男女の地位が平等であると回答した人の割合 (大田区政に関する世論調査)	男性52.4% 女性38.0% (平成30年度)	62%	男性54.3% 女性37.4% (令和7年度)	○
男性の家庭参画に関する意識啓発事業の実施回数	年7回	年7回以上	年18回 (令和6年度)	◎

- ◆家庭生活における男女の地位が平等であると回答した人の割合は、目標値達成には至っていませんが、策定時よりも増加が見られます。
- ◆男性の家庭参画に関する意識啓発事業の実施回数は、大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）にて男性向け男女共同参画意識啓発講座2回、乳児と父親向け講座2回、父と子のためのプレイパーク（パパの時間）を12回実施しており、目標を大きく上回りました。

個別目標Ⅲ－２ 意思決定過程における男女共同参画の推進

項目名	策定時	目標値	最新値	達成状況
審議会等における女性委員の割合	28.6%	40%	30.2% (令和6年度)	○
区役所における女性管理監督職(事務)の割合 (職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン)	26.4% (令和元年度)	40% (令和7年度)	28.5% (令和6年度)	○

- ◆審議会等における女性委員の割合は、令和6（2024）年度時点で30.2%と策定時より上昇しているものの、目標値を下回っています。
- ◆区役所における女性管理監督職(事務)の割合は、28.5%（管理監督職総数576人中、女性管理監督職数164人）であり、目標値を下回っています。

基本目標Ⅳ 地域と協働して計画を進めます

個別目標Ⅳ－１ 地域と協働した男女共同参画の推進

項目名	策定時	目標値	最新値	達成状況
区民協働による男女共同参画講座等の参加団体数	5 団体	7 団体	8 団体 (令和 6 年度)	◎

- ◆ 8 団体と協働し、エセナフォーラムにて、男女共同参画関連のワークショップを開催しました。

個別目標Ⅳ－２ 着実な計画の推進

項目名	策定時	目標値	最新値	達成状況
大田区では男女共同参画がとても推進されている及び推進されていると思う人の割合 ※最新値は「社会全体において男女の地位は平等であると思う人の割合」 (男女共同参画に関する意識調査)	10.6%	15%	18.2% (令和 6 年度)	◎
大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）の認知度 (男女共同参画に関する意識調査)	25.3%	35%	21.2% (令和 6 年度)	▼

- ◆ 大田区では男女共同参画がとても推進されている及び推進されていると思う人の割合については、令和 6（2024）年度における男女共同参画に関する意識調査から設問を変更し、社会全体において男女の地位は平等であると思う人の割合 18.2% と比較しました。
- ◆ 大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）の認知度は、策定時より下がっています。



エセナフォーラムの様子

第3章

計画の基本的な考え方

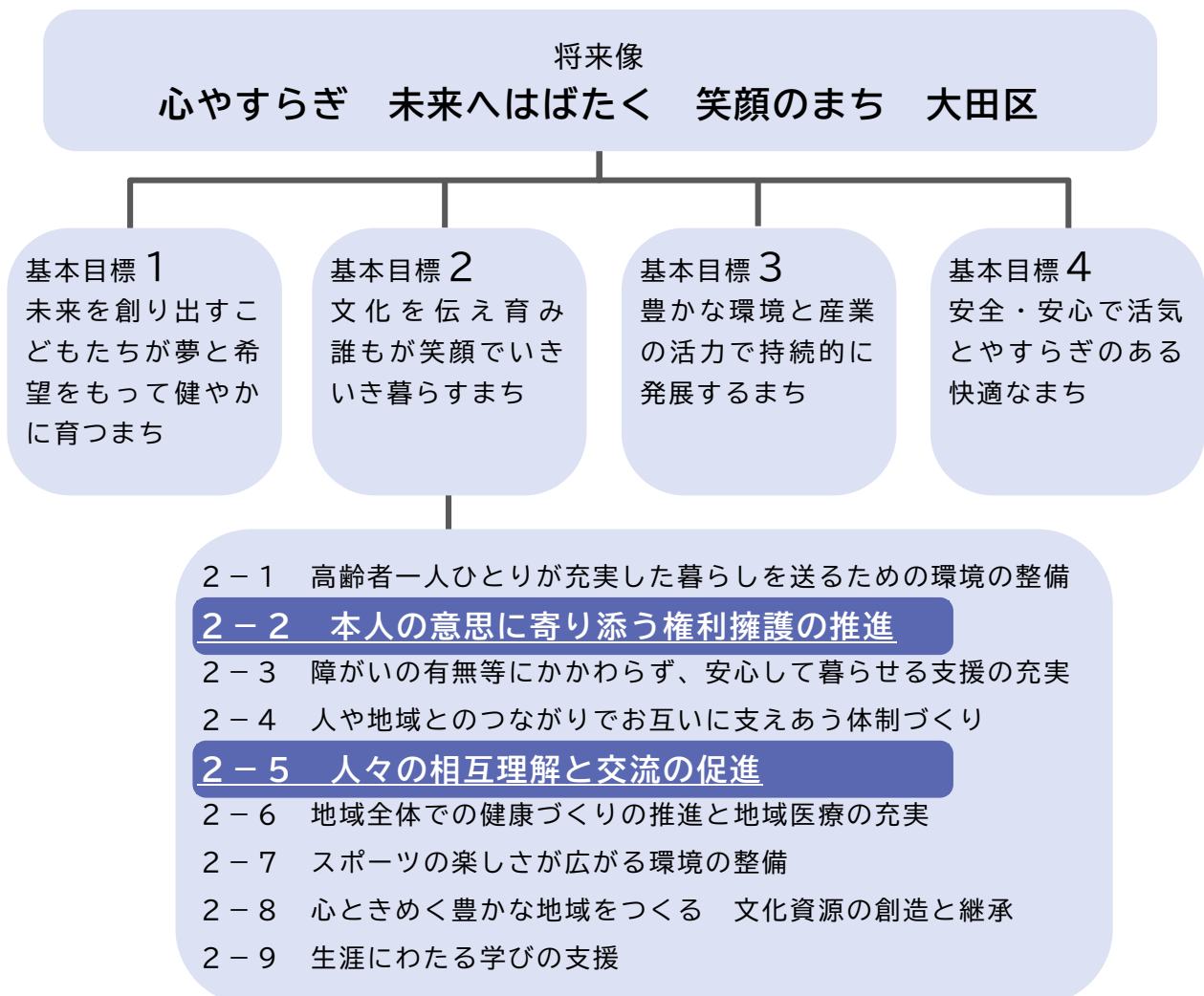
基本理念

◆区がめざす姿

区では、令和6（2024）年3月に区政運営の最も基本となる考え方をまとめた「大田区基本構想」を策定しました。この基本構想では、「地域力を高める」、「多様な個性が輝く」、「豊かなまちを未来へつなげる」という基本構想全体を貫く3つの基本理念を掲げ、この基本理念のもとに、令和22（2040）年ごろの区のめざすべき将来像として「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を定めています。

また、将来像を実現するためのまちの姿として、4つの基本目標を定めました。令和7（2025）年3月には基本構想で掲げた将来像を実現することを目的として「大田区基本計画」を策定しました。この基本計画では4つの基本目標を実現するために、具体的にどのような取組を行うかを示した施策を設定しています。その中の基本目標2「文化を伝え育み 誰もが笑顔でいきいき暮らすまち」の施策2-2「本人の意思に寄り添う権利擁護の推進」、施策2-5「人々の相互理解と交流の促進」は本プランと関連が深い項目となっています。

【大田区基本計画 体系】



◆区がめざす男女共同参画社会

本プランの策定にあたっては、これまでの第8期における基本理念を継承しつつ、区の基本構想がめざす将来像の実現に向けて、広く区民に浸透するプランとするため、以下のような基本理念を掲げます。

基本理念

誰もがお互いを尊重し 自分らしく輝けるまち 大田区
～地域みんなで男女共同参画のまちづくり～

すべての人が性別にかかわらず、お互いを尊重し、その個性と能力を発揮できる社会の実現は、持続可能な地域づくりの基盤です。固定的性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方や価値観を認め合う男女共同参画社会の実現をめざして、取組を推進していくことが重要です。

男女共同参画や女性の社会参画が着実に進む一方で、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による格差や差別、家庭・職場・地域等における暴力やハラスメント、貧困や孤立などさまざまな困難を抱える女性の課題も依然として存在しています。また、DVや性暴力の根絶は、誰もが安心して暮らせる社会の前提であり、早期発見と切れ目のない支援体制が不可欠です。

本プランでは、こうした現状を踏まえ、固定的性別役割分担意識の解消、女性の活躍推進、困難を抱える女性への支援、暴力のない社会の実現といった視点を重視しつつ、地域に根差した男女共同参画に向けて各施策を推進します。区民や区職員をはじめ、各事業者やさまざまな活動団体など、多様な人材がそれぞれの分野で個性と能力を発揮することで活気ある地域を形成し、連携してまちづくりにつなげていきます。

この基本理念に基づき、すべての人の人権が尊重され、一人ひとりが自分らしく輝くことのできる男女共同参画社会をめざします。

基本理念

誰もがお互いを尊重し自分らしく輝けるまち 大田区

～地域みんなで男女共同参画のまちづくり～

基本目標

— I —

誰もが尊重される
社会をめざします

— II —

安全・安心に
過ごせるまちを築きます

※ II-1 大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画
※ II-2 大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

— III —

誰もが活躍できる
環境づくりを応援します

※ III-1・III-2 大田区女性の職業生活における活躍推進計画

個別目標		施策
I-1	人権尊重とジェンダー平等意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ①人権尊重の意識づくり ②固定的な性別役割分担意識の解消 ③教育の場における理解促進
I-2	多様な個性を認める意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ①ジェンダー平等と多文化共生の推進 ②多様な性に関する理解促進
II-1	ジェンダーに基づく暴力(GBV)の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ①あらゆる暴力の防止に関する意識啓発 ②配偶者等からの暴力における被害者の保護・支援
II-2	ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ①生活上の困難を抱えた女性等への支援 ②関係機関等と連携した支援体制の強化
II-3	防災・復興における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①防災・復興現場における女性の参画拡大 ②男女共同参画の視点に立った災害対応と避難所等の運営
III-1	仕事と家庭の両立に向けた取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ①女性の活躍推進及び就労支援・就労継続支援 ②子育て世代・介護者への支援 ③政策・方針決定の場における女性の参画促進
III-2	ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ①ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発 ②柔軟な働き方の実現に向けた企業への取組 ③家庭における男女共同参画に関する取組
III-3	生涯を通じた男女の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ①セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)の啓発 ②生涯を通じた健康づくりへの支援

第4章

各基本目標と取組

基本目標 I

誰もが尊重される 社会をめざします

個別目標 I - 1

人権尊重とジェンダー平等意識の向上

- ①人権尊重の意識づくり
- ②固定的な性別役割分担意識の解消
- ③教育の場における理解促進

めざす姿

- ①すべての区民が互いの人権を尊重し、多様な生き方や価値観を認め合い、差別や偏見のない意識が醸成されています。
- ②性別にかかわらず、誰もが自分らしく暮らし、学び、働くことができ、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれない考え方が定着しています。
- ③学校等教育の場において、人権や男女共同参画に関する理解が進み、誰もが性別にかかわらず未来を選択でき、自分らしく生きられる社会が実現しています。

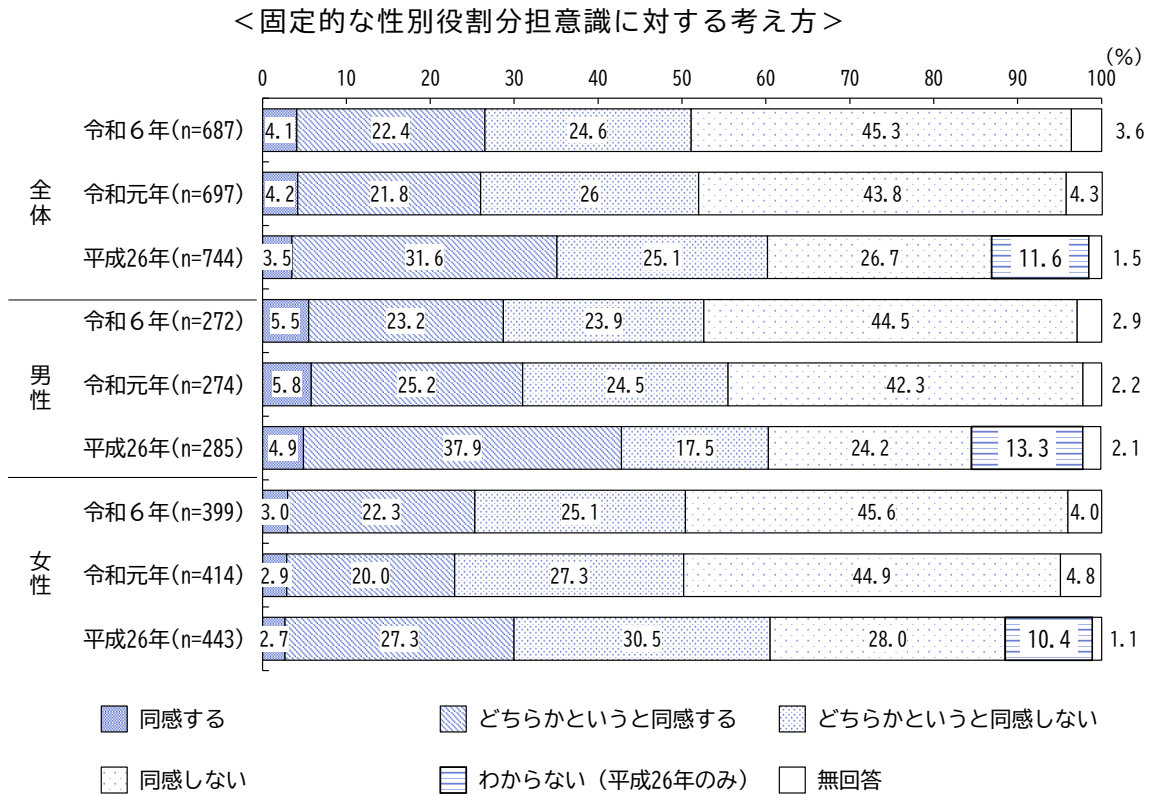
コラム アンコンシャス・バイアスとは

アンコンシャス・バイアスとは、「無意識の思い込み」とも表現され、何かを見聞きした時などに無意識に「こうだ」と思い込むことをいいます。過去の経験や見聞きしたことなどから、自分の解釈により物事を決めつけてしまうことで、日常のあらゆる場面で起こりうるものです。例えば、血液型で人の性格を想像してしまったり、「男だから」「女だから」と性別で決めつけたりと、身近な場面で起こっています。

アンコンシャス・バイアスは誰にでもあり、それに気付かずに発せられた言動で相手を傷つけ、不快な思いをさせてしまったり、自分の可能性を狭めたりすることがあります。そのため、まずは「自分にも思い込みがあるかもしれない」と意識することが大切です。男女共同参画を進めていくためにも、一人ひとりがアンコンシャス・バイアスを理解し、日頃から注意をしていくことが重要です。

現状と課題

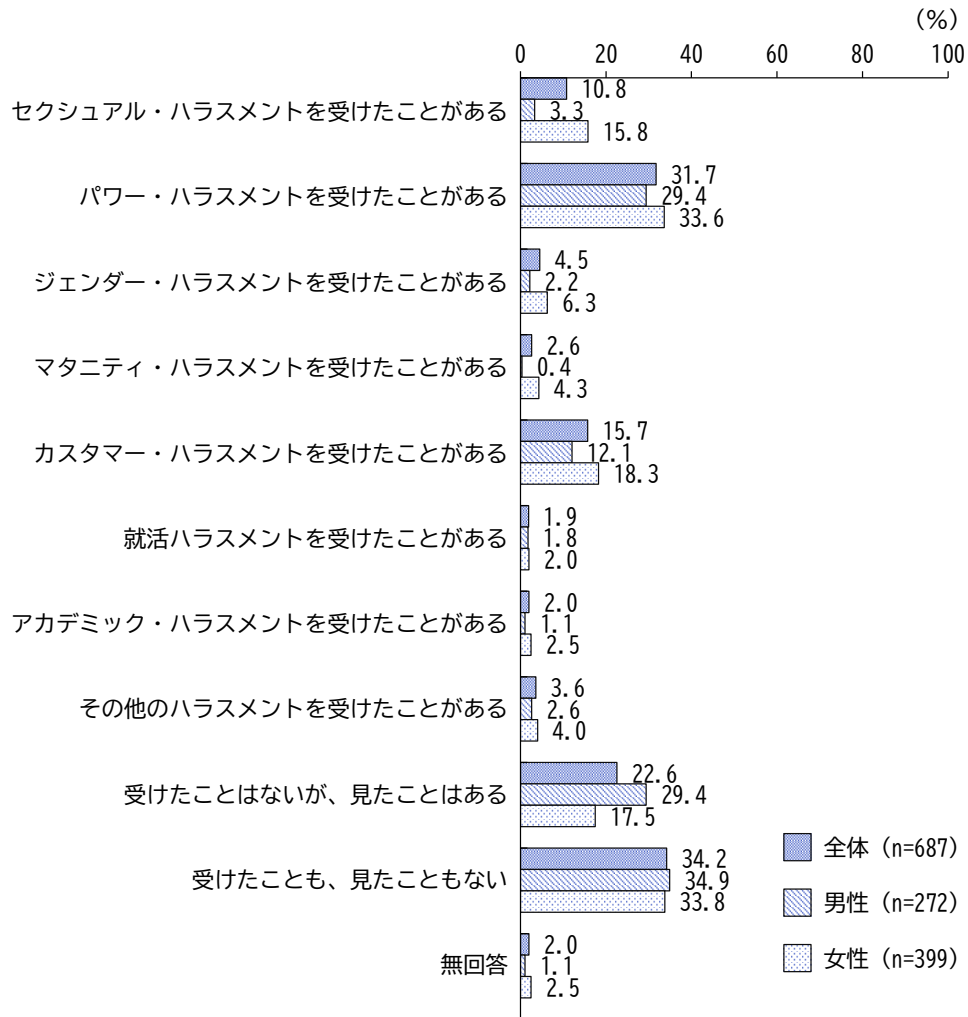
- 大田区男女共同参画に関する意識調査において、「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という考え方に「同感しない」と答えた人は、令和元（2019）年は 69.8%、5年後の令和6（2024）年は 69.9%と、ほとんど数値に変化はありませんでした。これにより、男女共同参画の意識が進まずに、依然として固定的な性別役割分担意識が残っていることが推察され、更なる理解啓発が必要であることがわかります。



出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

- 令和6（2024）年の意識調査では「過去5年間に職場や学校等でハラスメントを受けたことや見たことはあるか」という問いに対しては、「受けたことも、見たこともない」が34.2%と最も多く、次いで「パワー・ハラスメントを受けたことがある」が31.7%、「受けたことがないが、見たことはある」が22.6%と、パワー・ハラスメントの被害者や目撃者が3～4人に1人いることがわかります。職場や学校でのハラスメント防止については、働く人（従業員）や児童・生徒に対しての取組だけでなく、事業者や学校への働きかけや理解啓発、被害者からの相談を受ける体制づくりが大切です。

<ハラスメントを受けたり見たりした経験>



出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

施策の方向性

1 人権尊重の意識づくり

男女共同参画社会の実現には、性別をはじめとしたさまざまな違いにより差別されることなく、一人ひとりの人権が尊重されることが重要です。人権侵害となる誹謗中傷や、高齢者・障がい者・子どもに対する虐待、職場や家庭におけるハラスメントなどを防止するため、ホームページやポスター等さまざまな機会を捉え、意識啓発を行います。

2 固定的な性別役割分担意識の解消

個人の能力とは関係のない性別を理由とした固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画を推進していくため、幅広い世代への広報・啓発活動を進めるとともにさまざまな情報を収集し、発信します。



男女共同参画のための情報誌「パステル」

3 教育の場における理解促進

学齢期からの男女共同参画意識を育むため、学校教育においては人権教育を推進します。また、社会教育においては広く地域の区民に向けて意識醸成を図ります。

◆連携する計画：おおた教育ビジョン等

重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	区民への人権意識の啓発	人権講演会、パネル展、啓発冊子など、さまざまな方法と機会を活用して、人権尊重の意識が高まるよう取り組みます。	人権・男女平等推進課
2	男女共同参画に関する啓発	アンコンシャス・バイアスなど、性に基づく固定的な役割分担意識を解消するため講座や展示等による啓発を進めます。	人権・男女平等推進課
3	男女共同参画に関する情報誌等の作成・配布	情報誌「パステル」の発行や区報特集号、ホームページ等を通じて、男女共同参画の視点を持ち、親しみやすくわかりやすい情報の提供に努め、男女共同参画の意識づくりを図ります。	人権・男女平等推進課
4	男女平等の視点に立った職員の研修及び意識啓発	男女平等の視点に立った事業執行ができるよう職員研修を実施し、職員の育成を推進します。また、あらゆる機会を捉えて、職員一人ひとりが男女共同参画社会の実現に向けての認識と理解を深めるよう意識啓発を図ります。	人事課

No.	事業名	事業内容	所管課
5	男女共同参画の視点に立った社会教育事業	社会教育・生涯学習事業の実施において、男女共同参画の視点で取り組みます。	地域力推進課 教育総務課
6	小・中学生への人権意識の啓発	区発行の啓発冊子にてさまざまな人権について学ぶとともに、ポスターや標語、作文の作成などを通じて人権意識の啓発を図ります。	人権・男女平等推進課 指導課
7	区立学校における多様な悩みのある児童・生徒の支援	ヤングケアラーやLGBTQなど多様な悩みのある児童・生徒が、それぞれの悩みに応じた相談や支援につながるとともに、安心して学校に通い、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばす教育を受けられるように支援します。	指導課
8	道徳教育の推進と人権教育研修	豊かな情操や道徳心を培う道徳教育を推進するとともに、各学校において、人権教育の全体計画を作成し、教員が人権教育の意義やねらい、人権課題に対する理解を深めるための研修を実施します。	指導課

関連指標

指標項目	現状値	目標値
今の日本は、人権が尊重されている社会だと思う区民の割合	令和6年度 66.5%	令和12年度 70%
「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という考え方に同感しない区民の割合	令和6年度 69.9%	令和11年度 85%
社会全体における男女の地位は平等であると思う区民の割合	令和6年度 18.2%	令和11年度 30%

多様な個性を認める意識の醸成

- ①ジェンダー平等と多文化共生の推進
- ②多様な性に関する理解推進

[関連法] 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

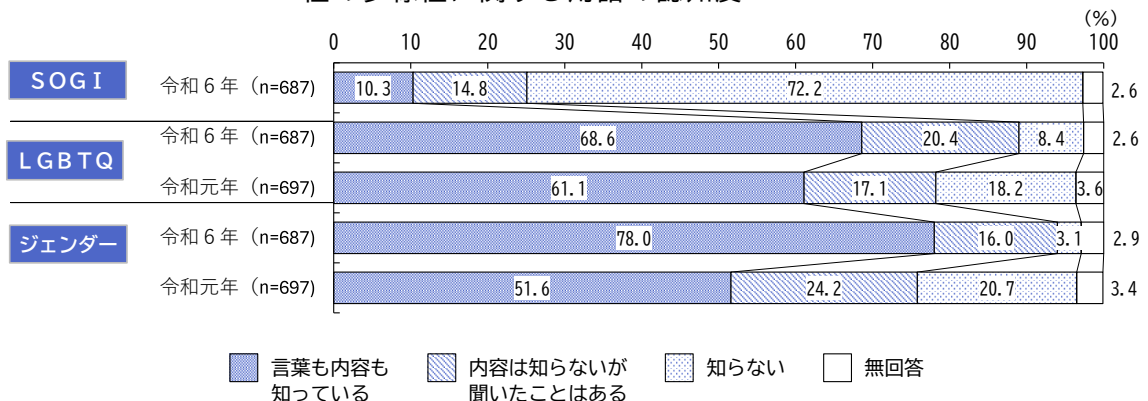
めざす姿

- ①外国人への理解が進むとともに、外国人自身が日本の生活習慣や文化、区の男女共同参画に関する取組等を理解し、相互協力関係にある共生社会が形成されています。
- ②誰もが性的指向や性自認等の違いによる多様性を尊重し、互いに認め合う社会が実現しています。

現状と課題

- 大田区在住の外国人数は、第2章に掲載（14 ページ「区内在住の外国人数」）のとおり、令和3（2021）年と令和4（2022）年に一時減少したものの、それ以外は年々増加し、令和7年1月には3万2千人を突破しています。これらの外国人が、生活や文化の違いを理解するとともに、区の男女共同参画に関する取組についても理解できるよう、多言語化対応や相談体制における工夫などが必要です。
- 令和5（2023）年に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（理解増進法）が成立したことにより、多様な性について取り上げられる機会が増えましたが、インターネット上などにはSOGI（SOGIE）やLGBTQ（LGBTQ+）に関する偏見や間違った情報も混在しており、今後も正しい理解に向けての情報発信が重要です。
- 「SOGI」や「LGBTQ」など、性の多様性に関する用語についての認知度は、男女共同参画に関する意識調査において、「LGBTQ（前はLGBT）」については、61.1%（令和元年）から68.6%（令和6年）へと増加しており、認知度、内容理解度ともに高くなっています。

<性の多様性に関する用語の認知度>



※「SOGI」は令和6（2024）年調査から追加

出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

施策の方向性

1 ジェンダー平等と多文化共生の推進

区内在住の外国人が、言語や文化・価値観の違いにより、地域で孤立しないよう、相談体制を整備するとともに、外国人に向けての男女共同参画に関する区の取組についての理解促進を図ります。

2 多様な性に関する理解推進

一人ひとりが多様な性について理解し、性的マイノリティに対する誤解や偏見、差別をなくすよう、意識啓発を図ります。



多様な性の理解に関する研修の様子

◆連携する計画：「国際都市おおた」多文化共生推進プラン

重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	相談・情報提供	多言語相談窓口において、生活相談や生活情報支援を行います。また、区や国際都市おおた協会のホームページ等において、外国人区民が必要とする災害時情報等を発信します。	地域力推進課
2	外国人に向けた男女共同参画の啓発	外国人が区の男女共同参画の取組を理解できるよう、ホームページや冊子などで多言語による案内など、わかりやすい啓発を実施します。	人権・男女平等推進課
3	区民への多様な性に関する啓発	性的指向や性自認による差別を防ぐため、ポスター展やホームページ等により広く啓発を進めます。	人権・男女平等推進課
4	多様な性に関する職員の理解推進	性的マイノリティへの窓口対応における配慮事項などについて、区職員を対象とした職員研修を行います。	人権・男女平等推進課

関連指標

指標項目	現状値	目標値
日本人と外国人が互いに認めあい、暮らしていると思う区民の割合	令和6年度 日本人 57.5% 令和4年度 外国人 79.8%	令和12年度 日本人 62.0% 外国人 86.8%
「LGBTQ」「SOGI」について、言葉も内容も知っている区民の割合	令和6年度 LGBTQ 68.6% SOGI 10.3%	令和11年度 LGBTQ 75% SOGI 30%

コラム SOGI、LGBTQとは

SOGIとは、性的指向と性自認の英語の頭文字をとった言葉です。下記の図のとおり、LGBTQが特定の性的マイノリティを示すのに対し、SOGIは人間の性を構成する要素であり、LGBTQもそうでない人も含む全ての人にあてはまる「属性」です。

SOGIの在り方はグラデーションのように多様であり、下記の図の分類に限られるものではありません。また、最近では自分の性をどう表現するかを示す「性表現 (Gender Expression)」も含めて「SOGIE」(ソジー)とも表現されます。

SO (Sexual Orientation)



どのような性別の人に恋愛・性的感情を抱くか

ヘテロセクシュアル (Heterosexual)
異性愛者

L レズビアン (Lesbian)
女性同性愛者

G ゲイ (Gay)
男性同性愛者

B バイセクシュアル (Bisexual)
両性愛者

アセクシュアル (Asexual)
恋愛や性的な感情を誰に対しても抱かない人

⋮

Q クエスチョニング (Questioning)
性的指向や性自認といった自分の性のあり方が決まっていない、決められない、探求している人

GI (Gender Identity)



自分の性別をどのように認識しているか

シスジェンダー (Cisgender)
生物学的性と性自認が一致している人

T トランスジェンダー (Transgender)
生物学的性と性自認が異なる人

エックスジェンダー (Xgender)
「中性(男女の間)」「両性(男女両方)」「無性(どちらでもない)」「不定性(流動的)」など、性自認が男性・女性の二元的な枠に収まらない人

基本目標Ⅱ

安全・安心に

過ごせるまちを築きます

個別目標Ⅱ－1

ジェンダーに基づく暴力（GBV）の根絶

（GBV：Gender - based Violence）

【大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画】

- ①あらゆる暴力の防止に関する意識啓発
- ②配偶者等からの暴力における被害者の保護・支援

〔関連法〕 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

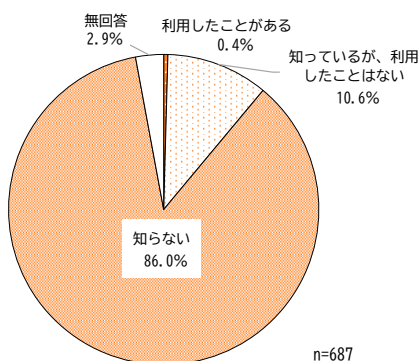
めざす姿

- ①誰もがあらゆる暴力や性暴力、虐待や人権侵害に対して「暴力はゆるさない」という意識を持ち、安心して生活していく環境が実現しています。
- ②配偶者等からの暴力(DV)で保護が必要な方に対して、関係機関が相互に協力し、迅速な支援がいつでも提供できる体制が整備されています。

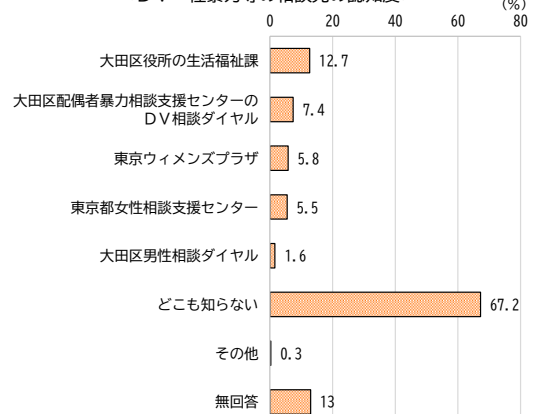
現状と課題

- 第8期プランでは、「女性のためのたんぽぽ相談」及び「DV相談ダイヤル」の認知度の目標をそれぞれ20%、13%とし、周知に取り組んできましたが、令和6（2024）年の区民意識調査では11.0%、7.4%と、プラン策定時の令和元（2019）年の数値である11.4%と7.9%と比較して、逆にやや減少しているという結果でした。

<女性のための「たんぽぽ相談」の認知度>



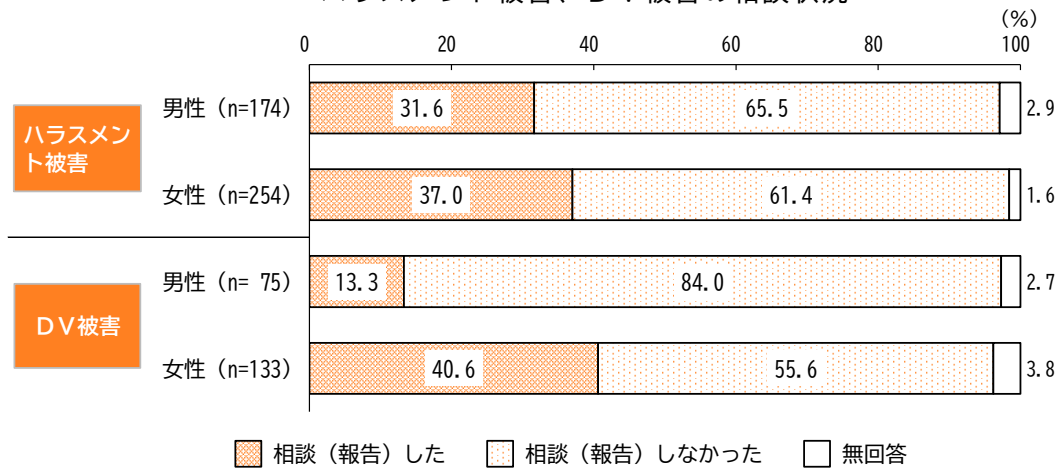
<DV・性暴力等の相談先の認知度>



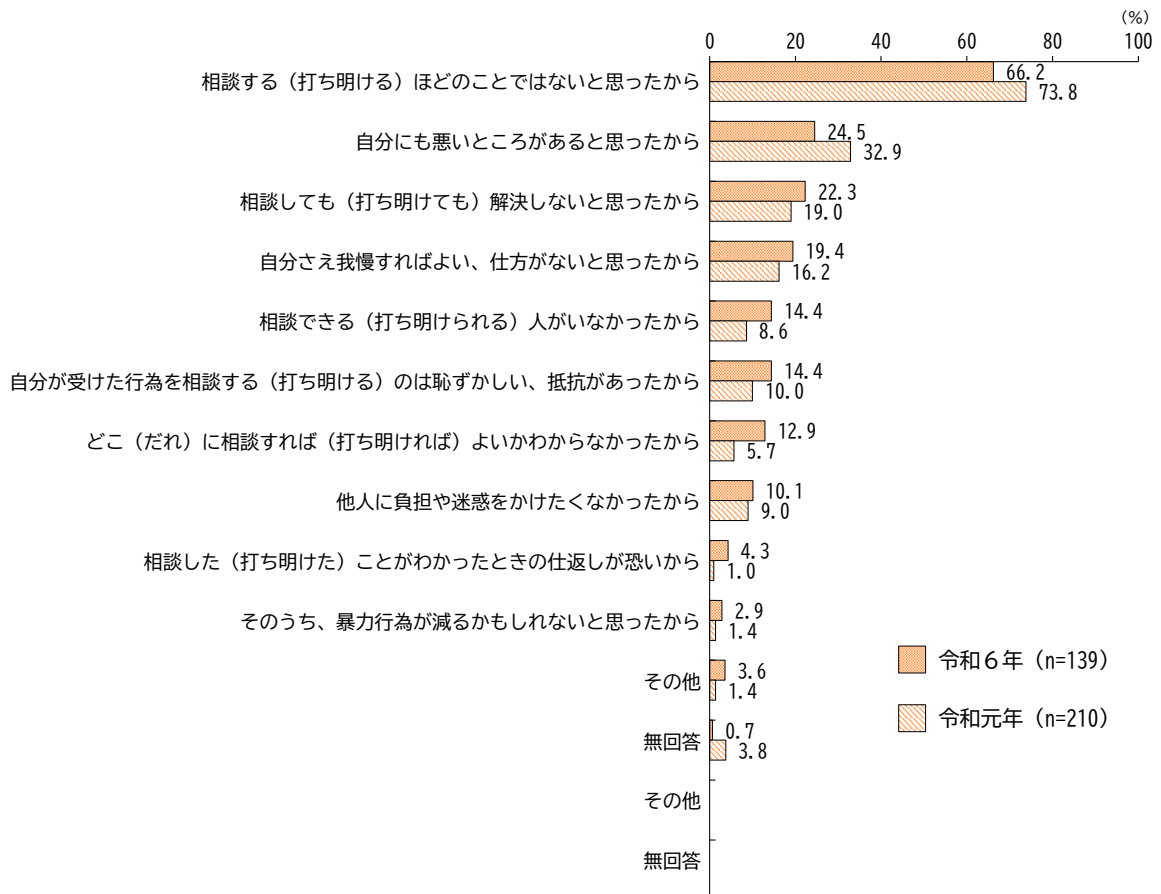
出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

●令和6（2024）年の意識調査では、男女ともにDVの被害経験を相談しなかった人が過半数を占めています。その理由として「相談する（打ち明ける）ほどのことではないと思ったから」が66.2%と最も高く、「自分にも悪いところがあると思ったから」も24.5%で続いています。被害を重く捉えられなかったり、自分を責めたりするケースがうかがえることから、DV等の暴力に関する正しい周知啓発をより強化する必要があります。「解決しないと思ったから（22.3%）」のほか、「どこに（だれに）相談すればよいかわからなかった（12.9%）」という理由も挙げられており、被害者に寄り添った相談支援に加え、相談先の周知強化を図る必要があることがわかります。

＜ハラスメント被害、DV被害の相談状況＞



＜DV・性暴力等を相談しなかった理由＞



出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

- すべての人が安全・安心に暮らすことのできる地域社会を実現するためには、あらゆる暴力の根絶と、困難な状況に置かれている人々への支援が欠かせません。特に、配偶者等からの暴力（DV）や性暴力等は、人権を著しく侵害するものであり、その防止と被害者への切れ目のない支援が求められています。

施策の方向性

1 あらゆる暴力の防止に関する意識啓発

ジェンダーに基づくあらゆる暴力を防止するため、セミナーや講座の開催、若い世代からの教育等、理解啓発を推進し、相談機関の周知を図ります。また、こどもが性暴力を認識し、被害に遭った場合は大人に相談することができるよう相談体制の整備や、こどもがインターネットで性犯罪等に巻き込まれないためのメディアリテラシー向上の取組を進めます。



パープルリボンツリーの展示

2 配偶者等からの暴力における被害者の保護・支援

配偶者等から暴力を受けた被害者への相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげます。こどもの目前での配偶者等からの暴力は児童虐待にあたるため、保育所、幼稚園、学校、警察、医療機関等との連携や相談体制の強化を進める必要があります。

◆連携する計画：おおた教育ビジョン、大田区こども未来計画、大田区地域福祉計画等

重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	暴力防止に関する講座の実施	デートDV、ストーカー、性犯罪防止等について、暴力は重大な人権侵害であるという認識が広く共有されるよう講座等を実施します。	人権・男女平等推進課
2	若い世代に向けた啓発と教育の推進	性的な事件の被害者にも加害者にもならないように、学校において情報モラル教育を推進します。	人権・男女平等推進課 指導課
3	被害の早期発見及び相談	各種相談事業において、被害者の状況に合わせて相談を受け、関係機関と連携を図ることで適切な機関に早期につなげます。 窓口（参考）：DV相談ダイヤル、婦人相談、すこやか赤ちゃん訪問事業・乳幼児健診、こどもと家庭に関する総合相談、子育てひろば・子育て相談、教育相談、区民相談、多言語相談窓口等	人権・男女平等推進課 各生活福祉課 各地域健康課 おおたこども家庭センター 各こども家庭センター 教育センター 広聴広報課 地域力推進課

※組織改正により、令和8（2026）年8月から、子ども家庭支援センターは、おおたこども家庭センターとなります（以下、同じ）。

No.	事業名	事業内容	所管課
4	安全確保及び生活支援	<p>緊急保護を要する女性や母子については、各関係機関・民間団体と連携を図り、世帯の安全確保に努めます。こどもの保護が必要な場合は、児童相談所に一時保護を依頼します。</p> <p>また、被害者の状況に合わせ適切な機関を案内し、困窮状況により生活保護の相談につなげるほか、学校及び保育園等の申込みや離婚の手続き、居所の相談、就労支援、保護命令の制度等についても情報提供し、必要に応じて同行等の支援を行います。</p>	各生活福祉課
5	こどもへの支援体制の整備	<p>住民登録のない被害者のこどもに乳幼児健診や予防接種を実施し、保健所及び出張育児相談等で相談に応じます。就学前児童は、保健師や予約制の心理相談により心理面の相談に応じます。なお、住民登録のない被害者が妊娠している場合、妊婦健診について相談に応じます。</p> <p>また、配偶者間の暴力などで心理的な虐待を受けたこどもや、両親等からの身体・ネグレクトなどの虐待を受けたこどもに対し、早期に訪問等の支援を行います。</p>	感染症対策課 各地域健康課 おおたこども家庭センター 各こども家庭センター
6	配偶者暴力相談支援センターの運営	<p>配偶者暴力相談支援センターの事務局として、DV被害者が安心して生活ができるよう支援体制の調整等を行います。併せて、支援機関との連携がスムーズにこなせるように調整等を行います。</p>	人権・男女平等推進課
7	警察署等と連携した被害者保護	<p>被害者に適切な保護と支援が行われるよう、関係機関との連携強化に努めます。特に警察署等と連携会議等を通して、情報共有のあり方を検討し円滑な支援につなげます。</p>	人権・男女平等推進課 各生活福祉課

関連指標

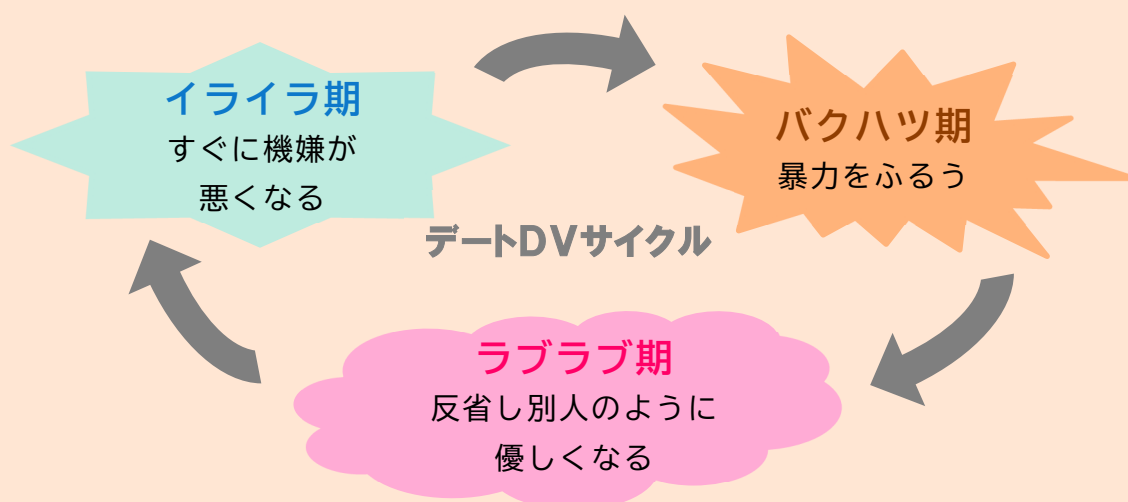
指標項目	現状値	目標値
大田区「DV相談ダイヤル」の認知度 ※本指標で使用している調査結果は、「区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査」によるもので、24頁及び44頁の調査結果とは出典が異なります。	令和6年度 30.0%	令和12年度 36%
DVを受けた経験のある人のうち、誰にも相談していない区民の割合	令和6年度 66.2%	令和11年度 40%

コラム デートDVとは

デートDVとは、恋人の間で起こる暴力のことです。DVと同じく、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などさまざまな暴力の形態が存在します。これらのさまざまな形態の暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こります。最大の問題点は、見えにくく、気づきにくいことです。恋人同士だからこそ「愛されているから」「嫉妬は当たり前」と思い込み、暴力を受け入れてしまうことがあります。

また、何かのきっかけで暴力を振るった後、しばらくは優しくなる「ラブラブ期」があるため、被害者は「(加害者が)反省してくれた」「互いに愛し合っているのだ」と感じ、支配されている状況から抜け出すことが難しくなります。しかし、デートDVは、一定のサイクル(下図参照)を繰り返しながら、暴力がエスカレートする恐れがあります。

デートDVについて正しく理解し、早い段階で「これはおかしい」と気づくことが重要です。また、自分で解決することが難しい問題であることから、ひとりで悩まず、信頼できる人や相談窓口にご相談することが大切です。



ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援

【大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

- ①生活上の困難を抱えた女性等への支援
- ②関係機関等と連携した支援体制の強化

[関連法] 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、孤独・孤立対策推進法

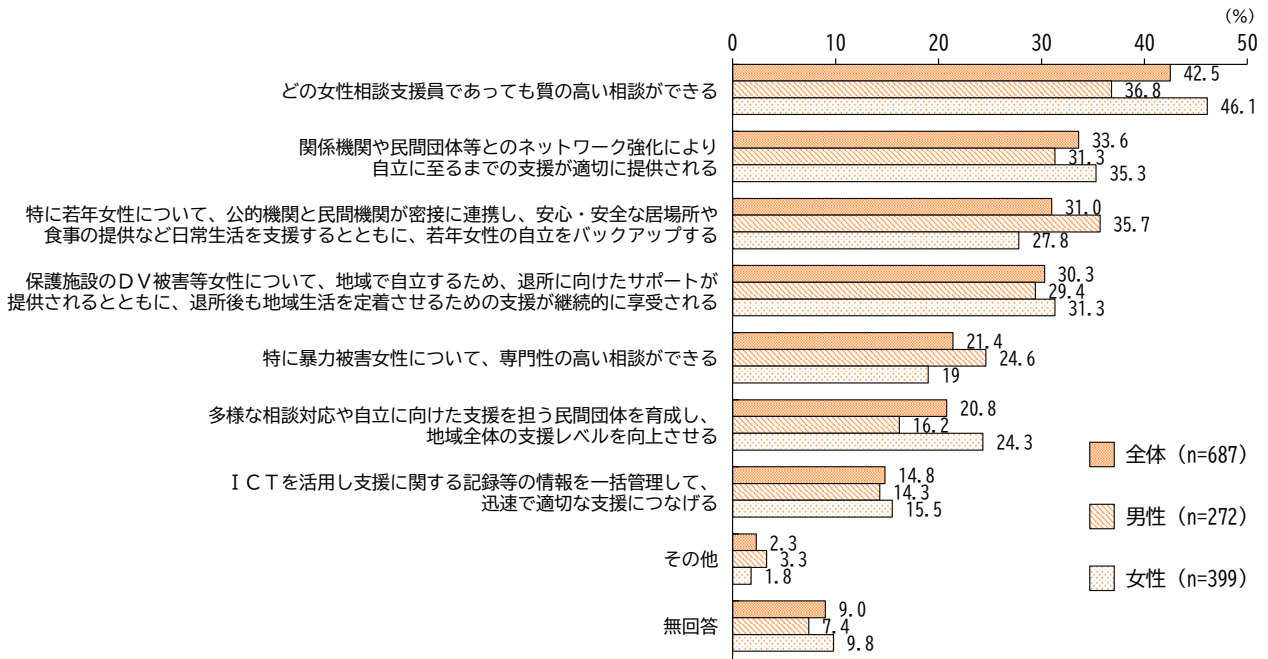
めざす姿

- ①区の相談機関や支援機関が、悩みを抱える女性等の相談にいつでも対応でき、問題の解決に役立っています。
- ②さまざまな困難な問題を抱える人への支援が、各関係機関の連携により、迅速かつ丁寧を実施されています。

現状と課題

- 婦人保護事業は、昭和 31（1956）年に売春防止法が制定され、売春を行うおそれのある女子を保護する目的で開始されました。その後およそ 70 年が経ち、現在では生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭内のさまざまな問題など、ジェンダーに関わる課題は複合化、複雑化しています。また、これらの問題に加えて、人種や性別、障がいの有無、性的指向、性自認などに関連し、差別が重なる複合差別や交差性（Intersectionality）にも配慮が必要となりました。それらの社会背景により、多様な問題を抱えた女性への支援に関する新しい法律の必要性が指摘されるようになり、令和 4（2022）年 5 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、令和 6（2024）年 4 月に施行されました。今後、各種講座やセミナー、区報やホームページ等、さまざまな媒体を活用し、困難な問題を抱える女性等に対する支援窓口の更なる周知啓発が必要です。
- 若年層においては、家にも学校にも居場所がなくなり、インターネットや SNS で居場所を求め、犯罪等に巻き込まれるおそれがあります。
- 高齢者については、我が国の高齢化率（65 歳以上の人口比率）は 29.3%（令和 6 年 10 月 1 日現在）と高齢化が進んでいます。特に単身の女性は、それまでの働き方や男女間の雇用格差の影響により経済的に困難な状況に陥りやすい状況です。また、男性については地域社会とのつながりに乏しく孤立しやすいという問題があります。
- 対象者の把握から自立までの多様な支援を切れ目なく包括的に提供し支援するため、関係機関と連携した支援体制の強化が重要です。

< 困難な問題を抱えている女性への支援について強化・追加を望む事業 >



出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

施策の方向性

1 生活上の困難を抱えた女性等への支援

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他さまざまな事情により日常生活又は社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性等について、相談対応や事業の周知・啓発を行います。

2 関係機関等と連携した支援体制の強化

困難な問題を抱える女性等に対して、迅速に適切な支援につなげられるよう、関係機関や民間団体等との連携体制を強化します。

- ◆連携する計画：大田区地域福祉計画（大田区高齢者福祉計画等を含む）、大田区こども未来計画等

重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	女性のための相談	自分自身の生き方や性格、夫婦や親子などの家族・親族関係、職場や学校などでの人間関係、心身の不調や女性特有の病気、仕事、適職、各種ハラスメントやキャリアアップなどの仕事関係等、女性のさまざまな悩み相談を受けるとともに、必要に応じて専門相談窓口の案内も行います。	人権・男女平等推進課
2	女性相談・家庭相談の実施	さまざまな事情により困難な問題を抱えた女性や母子世帯に関する相談に対応します。また、家庭内のさまざまな悩みや心配事などの相談を受け、適切な助言を行います。	各生活福祉課
3	母子生活支援施設への入所	こどもの養育が十分にできない母子世帯を、母子生活支援施設に入所させ、自立促進に向けて支援を行います。	各生活福祉課
4	こども・若者相談及び居場所事業	さまざまな困難を抱える区内在住・在勤・在学の概ね 15 歳から 39 歳までのこども・若者及びその家族を対象に、相談窓口を設置し、関係機関と連携して適切な支援につなげます。また、気軽に立ち寄れる居場所を併設し、交流や体験活動を通じて社会的自立を支援します。	おおたこども家庭センター
5	男性相談ダイヤル	男性のための電話相談窓口です。家庭のことや自分自身の生き方、職場での人間関係、その他さまざまな悩みに専門の男性相談員が対応しています。	人権・男女平等推進課
6	関係自治体及び民間団体等との連携推進	支援を必要とする方に適切な支援が届くよう関係自治体間において相互に連携を図ります。また、支援活動を行っている民間団体等との連携に向けた方策を検討します。	人権・男女平等推進課 各生活福祉課
7	支援調整会議等による連携体制の構築	支援調整会議等により関係機関で情報を共有するとともに、個別事例の対応を協議し、相談者の意思に寄り添った適切な支援につなげます。	人権・男女平等推進課 各生活福祉課

関連指標

指標項目	現状値	目標値
子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所がある区民の割合	なし (今後調査予定)	令和 12 年度 現状値把握次第設定
自分は孤独だと感じる区民の割合	令和 6 年度 男性 27.6% 女性 26.1%	令和 11 年度 男性 20% 女性 20%

防災・復興における男女共同参画の推進

- ①防災・復興現場における女性の参画拡大
- ②男女共同参画の視点に立った災害対応と避難所等の運営

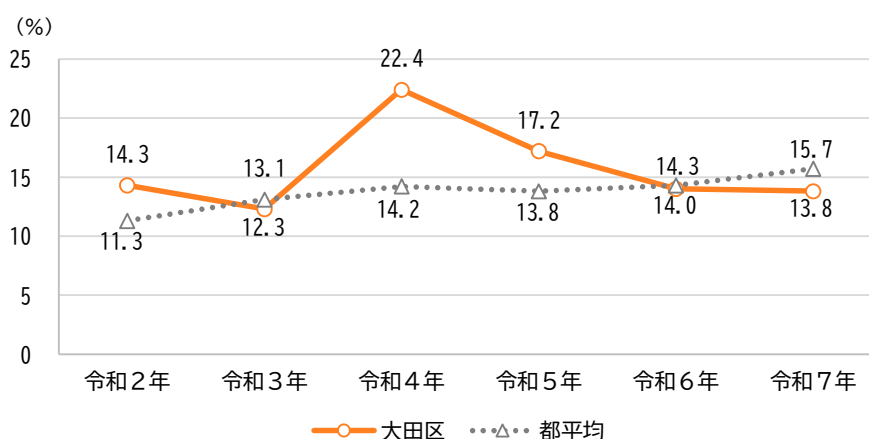
めざす姿

- ①防災会議等、区の防災や復興に関する方針決定過程において、全体の委員のうち半数近くを女性委員が占める中で、男女共同参画の視点を取り入れたさまざまな取組が進められています。
- ②避難所運営等に若年層を含めた女性が参画し、女性と男性のニーズ等の違いに配慮した支援が行われています。

現状と課題

- 国の第5次男女共同参画基本計画（令和2（2020）年12月に閣議決定）では、区市町村の防災会議における女性委員比率の目標は、令和7（2025）年までに30%となっています。これに対し大田区では、令和3（2021）年は12.3%でしたが令和4（2022）年は22.4%と大きく拡大しました。しかし、その翌年は低下し、令和7（2025）年には13.8%と、都の平均（15.7%）より低くなっています。

<防災会議における女性委員比率>



出典：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
内閣府男女共同参画局 令和7年度

- 災害時におけるニーズや配慮すべき点は、女性と男性とでは異なり、避難所での対応などに男女双方の視点を反映していく必要があるため、防災分野への女性の参画を今後も推進することが重要です。

施策の方向性

1 防災・復興現場における女性の参画拡大

区の防災会議等、防災や復興に関する方針決定過程における女性委員の参画を拡大し、防災担当の女性職員の増員や、女性防災リーダー等の人材育成に取り組みます。

2 男女共同参画の視点に立った災害対応と避難所等の運営

拠点本部への積極的な女性の参画を図り、女性から見た視点や避難所等での女性への配慮など、ジェンダーを考慮した計画づくりを行います。また、大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）において防災に係る講座や展示を実施し、男女共同参画の視点による防災の考え方について啓発します。発災後は、避難所等では出しにくい女性の声を受け止める意見交換の場を大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）にて開設します。

◆連携する計画：大田区地域防災計画等

重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	方針決定過程への女性の参画促進	防災・復興分野に男女共同参画の視点を取り入れていくため、大田区防災会議などの方針決定過程において、委員の男女比ができるだけ均衡するよう女性委員の参画を促進します。	防災危機管理課
2	防災関連有資格女性の拠点への配置	女性防災士、防災コーディネーター、女性防災リーダー、防災スペシャリスト等、防災危機管理課及び各学校防災活動拠点に配置された職員の防災分野における資格取得推進をめざします。	防災危機管理課
3	女性資格者の養成	防災分野における女性資格者（女性防災士、防災コーディネーター、女性防災リーダー、防災スペシャリスト等）を養成します。	防災危機管理課
4	男女共同参画の視点に立った避難所運営	男女共同参画の視点に立った避難所の運営を実施するため、学校防災活動拠点標準マニュアル等を整備します。	防災危機管理課
5	女性の視点を反映した防災対策や避難所の運営（学校防災活動拠点事業）	自治会・町会を主とした地域住民が運営主体となる「学校防災活動拠点」に対して、災害時に協力体制を築けるよう活動を支援し、女性の視点を反映した防災・防犯対策や避難所運営を推進します。	地域力推進課

No.	事業名	事業内容	所管課
6	男女共同参画の視点での防災等対策に関する周知・啓発	男女共同参画の視点での防災等対策に関するセミナーの開催など、周知・啓発事業を実施します。	人権・男女平等推進課



エセナおおたでの展示・啓発の様子

関連指標

指標項目	現状値	目標値
男女共同参画の視点を取り入れた「各学校防災活動拠点活動マニュアル等」の整備数	未調査 (今後調査予定)	令和12年度 全91か所
区女性職員における防災の資格取得者数等	令和6年度 5人以下	令和12年度 10人以上
防災会議・部会の開催回数及び女性委員の割合	令和6年度 開催回数年2回 女性委員14.0%	令和12年度 開催回数年3回 女性委員30%

基本目標Ⅲ

誰もが活躍できる 環境づくりを応援します

個別目標Ⅲ－１

仕事と家庭の両立に向けた取組の強化

【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】

- ①女性の活躍推進及び就労支援・就労継続支援
- ②子育て世代・介護者への支援
- ③政策・方針決定の場における女性の参画促進

【関連法】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

めざす姿

- ①あらゆる分野での女性の参画拡大が進み、女性も男性も性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会が実現しています。
- ②子育てや介護に関する支援事業が充実しており、計画的な活用だけでなく急に利用したい場合であっても対応する受け皿的的事业があるため、誰もが安心して子育て・介護をしながら就労が継続できています。

現状と課題

- 区では審議会等における女性委員の割合を高めるよう働きかけてきましたが、令和7年度の女性比率では、都の目標（40%以上）に届かないばかりか、都内平均（31.3%）より低い、24.4%でした。

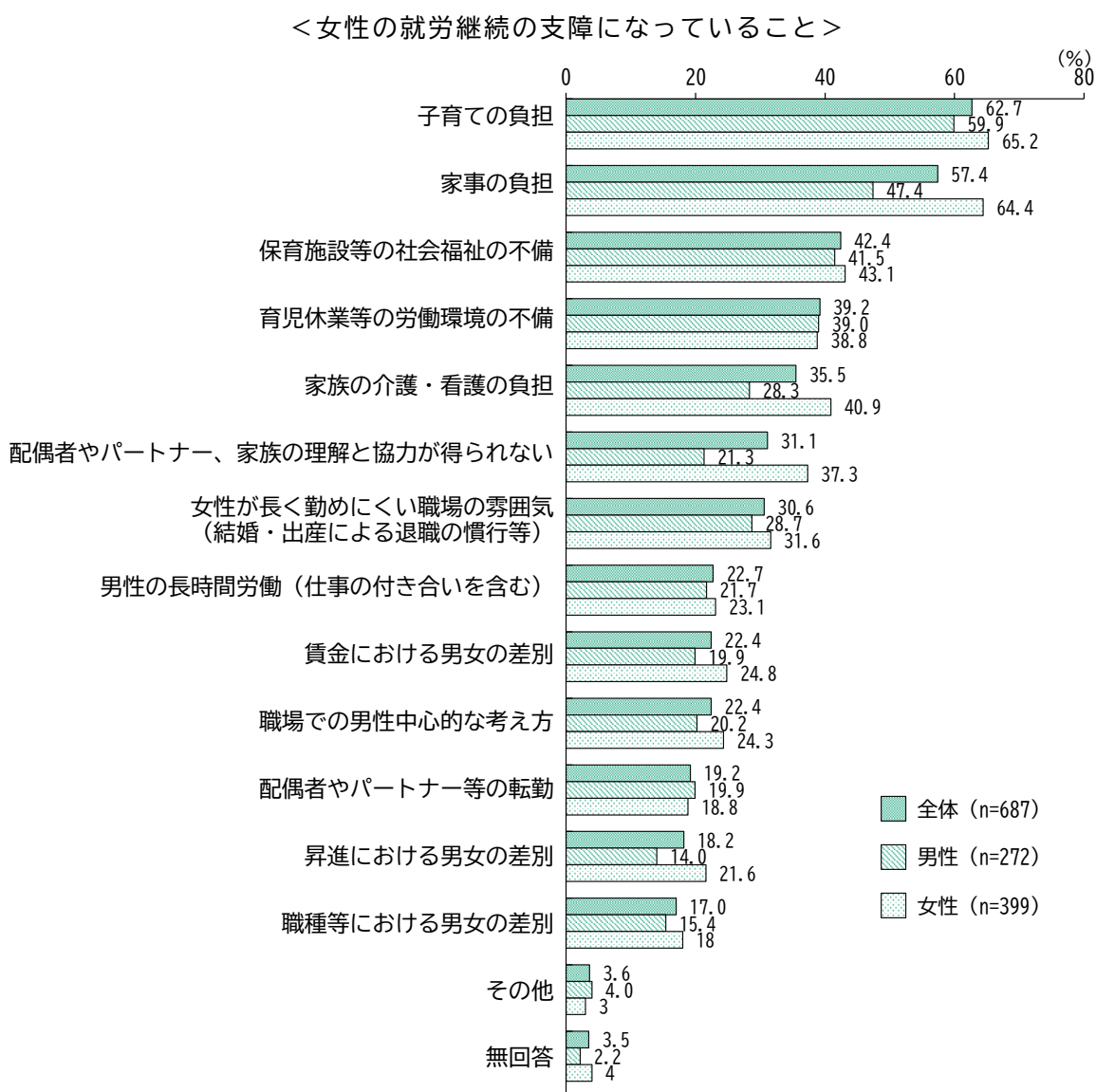
【大田区の女性登用状況】（ ）内は23区（データがないため一部22区）中の順位

審議会等	委員会等	市町村防災会議 (会長を含む)	管理職総数 (うち一般行政職)	自治会長
24.4% (21位/23区)	23.1% (16位/23区)	13.8% (13位/23区)	16.4% (14位/23区)	8.7% (15位/22区)

※審議会等、委員会等については地方自治法（第202条の3）に基づくものが該当

出典：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
内閣府男女共同参画局 令和7年度

- 令和6（2024）年度の大田区男女共同参画に関する意識調査では、「女性が継続し就業していくうえでどのようなことが支障になっていると思うか」の問いに対し、「子育ての負担」が62.7%で最も多く、次いで「家事の負担」が57.4%、「保育施設等の社会福祉の不備」が42.4%となっています。



出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

- 女性の就労については、第2章に掲載（18 ページ「4 女性の職業生活の状況」の労働力率のグラフ）のとおり、区の有配偶女性の労働力率は、20代から40代で未婚女性よりも大幅に低くなっており、出産や育児を機に仕事を辞める状況がうかがえます。
- 社会全体では、生産年齢人口が減少し、今後も働き手の減少が続くことが予想される中で、育児への負担や高齢化による家庭内介護・看護の負担などが課題となっています。

施策の方向性

1 女性の活躍推進及び就労支援・就労継続支援

就労を希望する女性が自らの個性と能力を発揮し、希望に応じた働き方ができるよう職場における女性活躍推進に関する周知・啓発を進めるとともに、女性のチャレンジを支援する取組を進めます。

2 子育て世代・介護者への支援

子育て支援制度や介護サービス等を充実させることで、仕事と家庭を両立しながら就労することへの負担感を軽減します。

3 政策・方針決定の場における女性の参画促進

審議会等の委員や区職員の管理監督職における女性割合を高める取組を進め、政策・方針決定の場への女性の参画促進を図ります。

◆連携する計画：大田区こども未来計画、大田区地域福祉計画、おおた教育ビジョン等

重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	女性の活躍推進事業	仕事、家事、育児に追われる女性が、男女共同参画の視点を持ったリーダー像を学び、自分のリーダー観の再構築を図る講座を開催します。	人権・男女平等推進課
2	女性の就労支援・就労継続支援事業	さまざまな分野で女性が希望を持ってチャレンジできるよう再就職や起業に関する講座を開催し、就労を支援するとともに、就労継続につながる講座を実施します。	人権・男女平等推進課
3	ひとり親家庭への家事・育児サポート	中学3年生までの児童・生徒と同居するひとり親家庭等で、一時的な事情により日常生活等の援助が必要な場合にホームヘルパーを派遣し、安心して子育てをしながら生活できるよう家事や育児をサポートします。	子育て支援課
4	乳幼児ショートステイ事業	生後5日から2歳未満の乳幼児を対象に、家庭での養育が一時的に困難な場合やレスパイト（休息）として利用できる宿泊型のサービスです。	子育て支援課
5	一時預かり保育事業	家庭において、緊急又は一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる一時預かり事業を実施します。	子育て支援課 おおたこども家庭センター 保育サービス課

No.	事業名	事業内容	所管課
6	病児・病後児保育事業	病気の回復期であり通所中の保育所に通えない児童を、医療機関に併設された専用スペースで保育します。	保育サービス課
7	子育て相談	乳幼児期、学童期の子育てに関する情報の提供や、こどもの発達や育児等、こどもや家庭に関するさまざまな不安や悩みの相談に応じます。また、子育てひろばでは、親子がゆったり過ごしながらか気軽に相談でき、親子での交流や情報交換の場とします。	各地域健康課 健康づくり課 子育て支援課 おおたこども家庭センター 各こども家庭センター 保育サービス課 教育総務課
8	教育相談	児童・生徒に関わる様々な問題や悩みについて相談に応じ、自立への支援や望ましい関わり方等について助言等を行います。	教育センター
9	幼児教育相談	幼児の保護者からの相談に電話や来室面談により対応します。また、就学前機関の要請に基づき、当該園を訪問して学級運営上の相談に対応します。	幼児教育センター
10	家族介護者支援事業	介護者の精神的・身体的負担を軽減し、介護者の孤立防止等を図るため、介護に関する各種情報の提供や介護家族会の運営などにより、家族介護者を支援します。 また、仕事と介護の両立等を図るため、ヘルパー派遣や在宅高齢者訪問相談等の充実により、家族介護者を支援します。	高齢福祉課 各地域福祉課
11	審議会などにおける女性委員の積極的任用	大田区の審議会等において、女性を積極的に登用し、女性のいない審議会をなくすよう努めます。	人権・男女平等推進課
12	男女平等の視点に立った採用や昇任に係る取組	職員の採用や昇任に関し、性別にかかわらず意欲・実績・適性などの視点を踏まえて適切に実施します。併せて性別にかかわらず昇任意欲の醸成と受験勸奨に取り組みます。	人事課

関連指標

指標項目	現状値	目標値
職場における男女の地位が平等であると回答した区民の割合	令和7年度 男性 42.4% 女性 32.1%	令和12年度 男性 50% 女性 50%
フルタイムで就労していると回答した母親の割合	令和5年度 就学前児童 59.7% 小学校児童 47.3%	令和10年度 就学前児童 62% 小学校児童 56%
区役所における女性管理監督職の割合	令和7年度 36.3%	令和12年度 40%
審議会等における女性委員の割合	令和7年度 24.4%	令和12年度 40%

ワーク・ライフ・バランスの推進

【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】

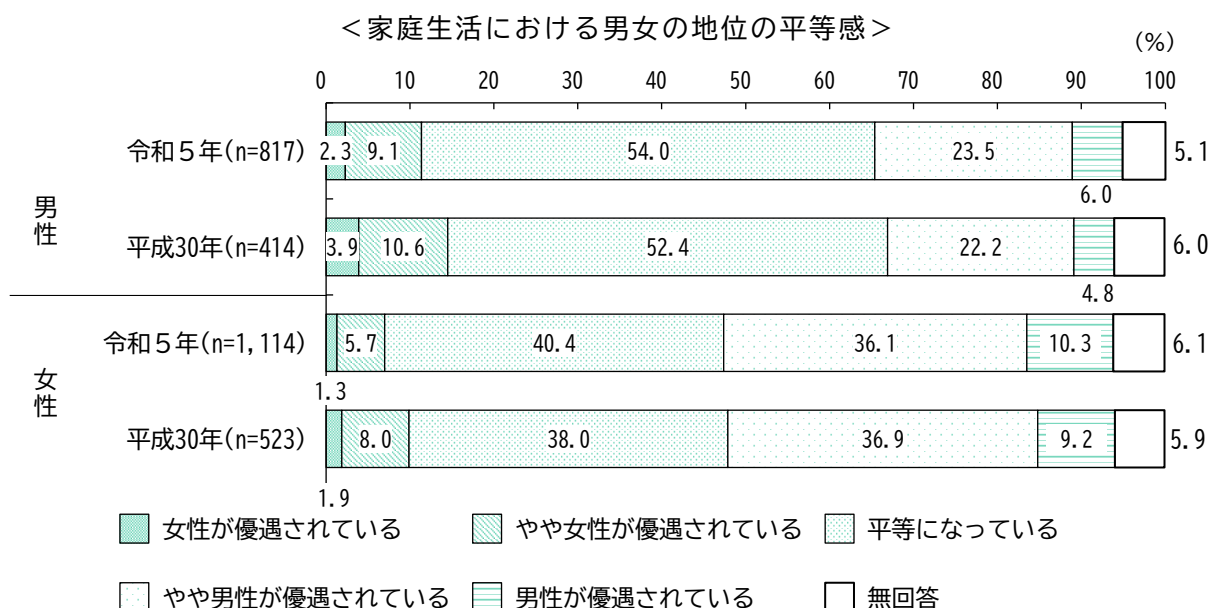
- ①ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発
- ②柔軟な働き方の実現に向けた企業への取組
- ③家庭における男女共同参画に関する取組

めざす姿

- ①子育てや介護、日常の家事等の割合が、家庭内の男女の性別によって偏ることなく、互いに就労とのバランスをとりながら充実した生活を過ごしています。
- ②企業側の働き方改革への理解が進み、育児休業や介護休業制度等が活用しやすい環境が整備され、女性も男性も働きやすい職場環境が実現しています。
- ③家庭において男女間の家事分担の調和がとれ、男性が子育てや家事に積極的に参画しそれを楽しむことができるとともに、社会全体で子育てを温かく見守る風土が醸成されています。

現状と課題

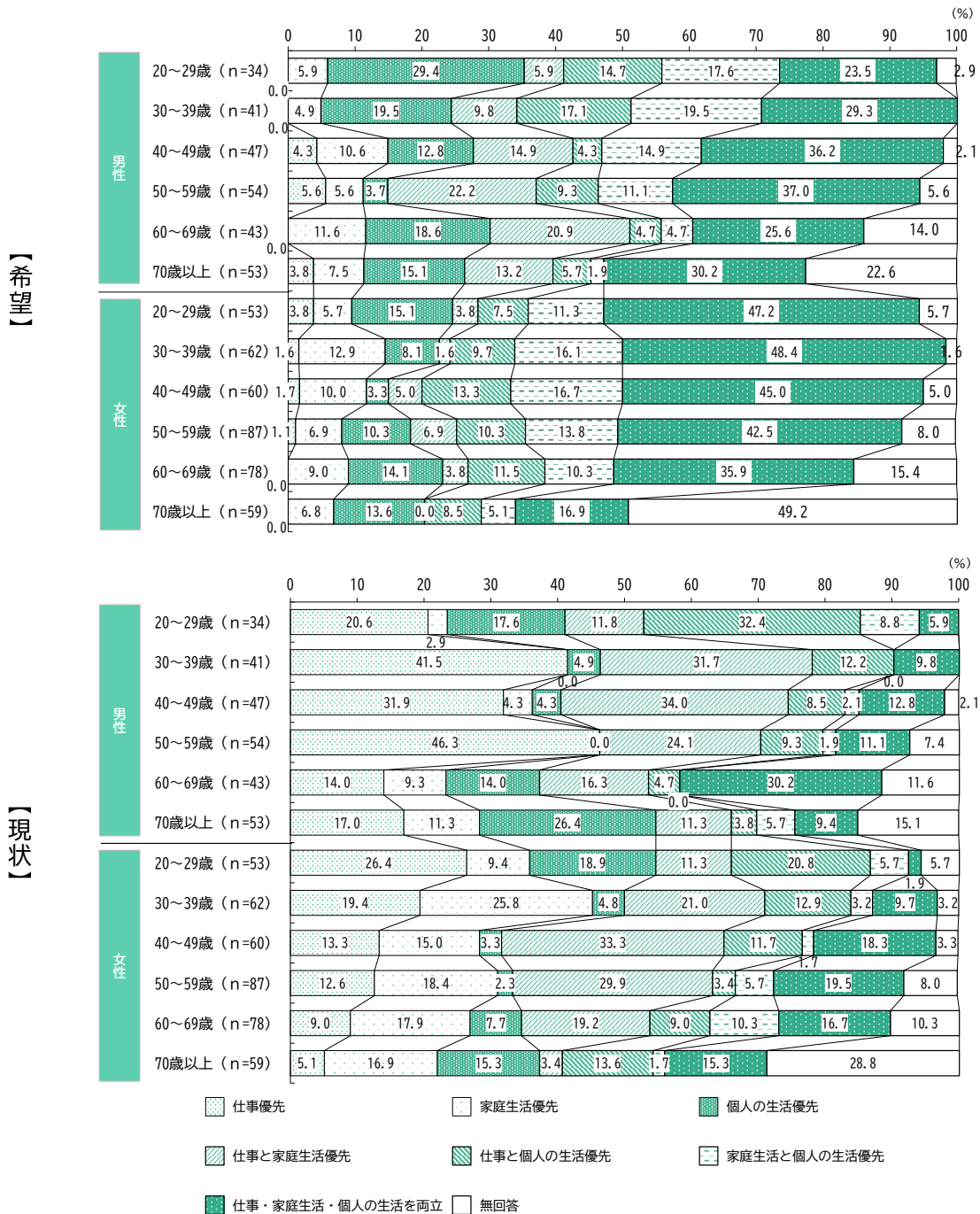
- 第8期プランでは「家庭生活における男女の地位が平等であると回答した人の割合」を指標としていました。平成30(2018)年度は、男性52.4%、女性38.0%に対し、令和5(2023)年度の数値は、男性54.0%、女性40.4%であり、いずれも第8期プラン目標値の62%には届きませんでした。



出典：「大田区政に関する世論調査」大田区

●令和6（2024）年度の大田区男女共同参画に関する意識調査において、ワーク・ライフ・バランスの希望についてうかがったところ、男性30～49歳、女性20～49歳で「仕事・家庭生活・個人の生活を両立」が最も高くなっています。しかし、現状をみますと、男性の30代～40代の働き盛り・子育て世代で「仕事優先」が3～4割を占めており、特に30代で最も高くなっています。また、女性の30～39歳では「家庭生活優先」が25.8%、女性の40～49歳では「仕事と家庭生活優先」が33.3%と最も高くなっており、男女ともに希望するワーク・ライフ・バランスを実現できていないことがうかがえます。

<仕事・家庭生活・個人の生活の優先度>



出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

- 令和6（2024）年度の大田区男女共同参画に関する意識調査では、ワーク・ライフ・バランスを進めるために必要なことについて、「無駄な業務・作業の減少」が43.7%と最も多く、次いで「労働時間短縮・フレックスタイム等のしくみが整うこと」が43.2%、「育児・介護の施設やサービスの充実」が34.6%となっています。
- ワーク・ライフ・バランス実現のためには、広くあらゆる立場の人に向けた意識啓発が必要ですが、雇用側である企業への働きやすい職場環境に向けた働きかけも重要です。

施策の方向性

1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発

仕事や家庭、個人の趣味や自己啓発の時間など、さまざまな活動を自らが希望する割合で調和したライフスタイルの実現に向けて、セミナーや広報活動など、広く区民に向けた意識啓発を図ります。

2 柔軟な働き方の実現に向けた企業への取組

事業所等へワーク・ライフ・バランスの理解促進を図り、長時間労働の是正やテレワークの導入など、働きやすい職場環境の見直しや育児・介護休業制度の拡充等の取組の推進を促します。

3 家庭における男女共同参画に関する取組

配偶者等とより良い協力関係を築き、ワーク・ライフ・バランスの大切さを考えるための講座や、男性が家事・育児・介護などに積極的に参画するきっかけづくりの講座等を実施します。

◆連携する計画：大田区こども未来計画、おおた健康プラン等

重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	ワーク・ライフ・バランスに関する理解促進	ワーク・ライフ・バランスの理解と普及を図るため、区民に向けた講座等を開催し、情報誌やホームページ等を通じて情報を提供します。	人権・男女平等推進課
2	労働に関する情報提供	企業担当者向けセミナーを開催し、労働基準法及び男女雇用機会均等法等の法令や育児・介護休業の制度、パートタイム労働者向けの情報などを提供します。	人権・男女平等推進課
3	男性の家事・育児・介護参画講座	男性の家事や育児、介護などへの参画を促すため、実践的な内容を取り入れた講座を開催します。	人権・男女平等推進課

No.	事業名	事業内容	所管課
4	男性向け意識啓発事業	既婚男性だけでなく独身男性も対象とした男性学講座を開催します。男性がジェンダー視点を学ぶことで、男女共同参画の意識啓発を推進します。	人権・男女平等推進課
5	出産準備教室	妊婦及びパートナーが、妊娠、出産、新生児期の育児方法等について学ぶとともに、子育て家庭同士の交流を促します。より多くの方が参加しやすいよう平日に加え、土曜日にも開催します。	各地域健康課 健康づくり課
6	キッズなパパの子育て応援講座	父親と子どもで楽しく遊び、男性の育児を応援し、子育て中の父親が交流や情報交換ができる機会を提供します。	おおたこども家庭センター
7	父親支援セミナー	男性を対象に男性の育児時間の作り方、こどもの接し方、父親が子育てをする効果などの講義を行います。	健康づくり課

関連指標

指標項目	現状値	目標値
家事（料理、洗濯、掃除等）について、配偶者・パートナーとの分担状況に満足していると回答した区民の割合	なし	令和11年度 男性 70% 女性 70%
家事・育児等に費やす時間（平日）の男女差	令和6年度 154.4分差 （女性 208.3分－ 男性 53.9分）	令和11年度 減らす
家庭生活における男女の地位が平等であると回答した区民の割合	令和7年度 男性 54.3% 女性 37.4%	令和12年度 男性 57% 女性 48%
区男性職員における育児休業の取得率	令和6年度 73.3%	令和12年度 85%

生涯を通じた男女の健康支援

- ①セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ
（SRHR：Sexual Reproductive Health and Rights）の啓発
- ②生涯を通じた健康づくりへの支援

めざす姿

- ①性別にかかわらず誰もが妊娠や出産の知識や身体への健康意識を持ち、妊娠や出産のほか、感染症や更年期等についての正しい知識が普及しています。
- ②健康診断や健康相談等の適切な指導により、生涯を通じた健康な身体づくりができる体制が充実しています。

現状と課題

- 総務省「労働力調査」によると、令和5（2023）年の女性の労働力人口は3,124万人、男性は3,801万人で、合計6,925万人でした。これにより労働力人口総数に占める女性の割合はおよそ45.1%で、この数値は0.2ポイント程度、毎年上昇しています。
- 令和7（2025）年に改正された女性活躍推進法の基本原則において、「女性の職業生活における活躍の推進にあたっては、女性の健康上の特性に留意して行わなければならない」ということが盛り込まれました。

コラム セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは、自分の体、性や生殖について、誰もが十分な情報を得られ、自分の望むものを選んで決めるために必要な医療やケアを受けられ、心身ともに健康に充実した人生を生きるための権利です。

平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、日本語では「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。性の知識を正しく得ることで性別を問わず身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提とされています。

◇リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖の健康）

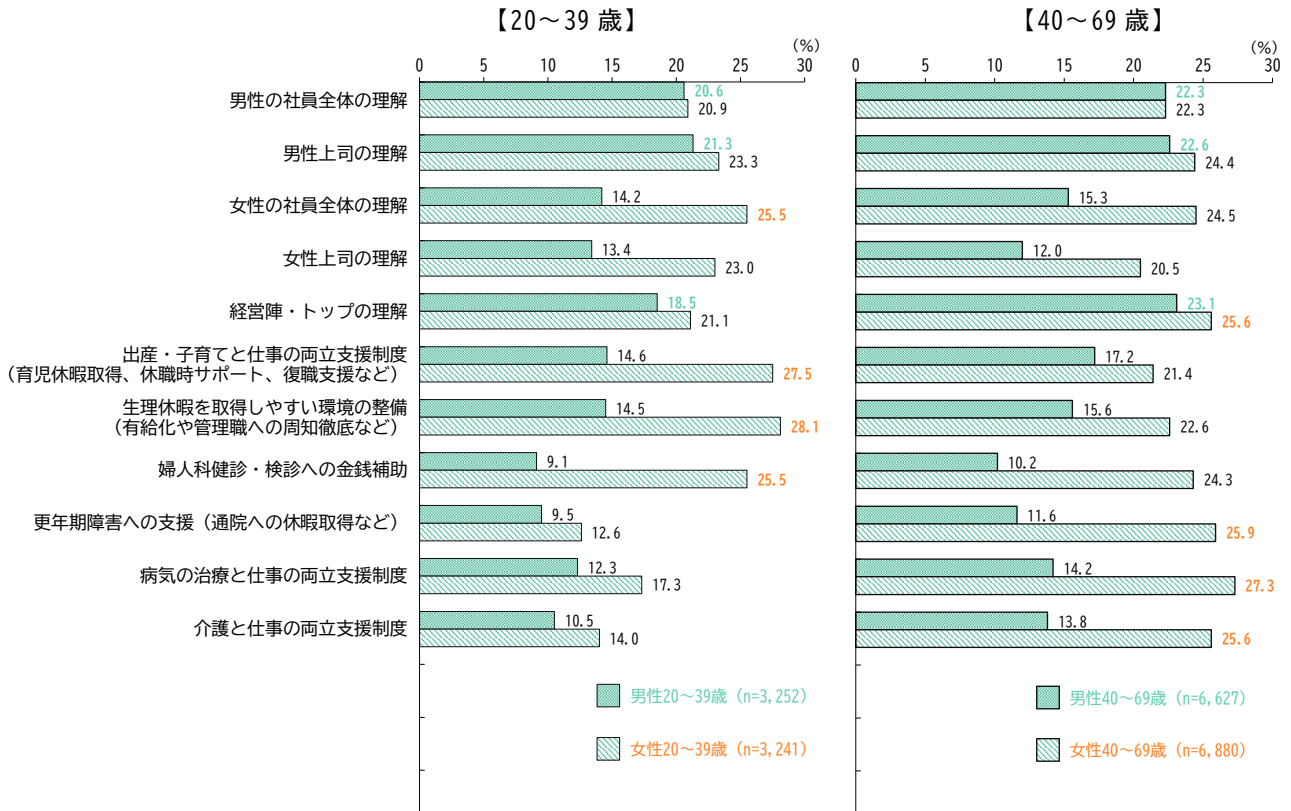
生涯にわたって性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指しています。

◇リプロダクティブ・ライツ（性と生殖の権利）

性と生殖に関して自分の意思が尊重され、自分の身体に関する自分を自分で決められる権利です。

- 令和5（2023）年に内閣府の実施した「男女の健康意識に関する調査」において、女性特有の健康課題に対して職場にどのような配慮があると働きやすいかたずねたところ、女性20～39歳では「生理休暇を取得しやすい環境の整備」が最も高く、女性40～69歳では「病気の治療と仕事の両立支援制度」が最も高く、次いで「更年期障害への支援」となっています。

＜女性特有の健康課題に対して職場に求める配慮＞



※選択肢は抜粋、上位3項目に男性は緑色、女性はオレンジ色で着色

出典：「令和5年度 男女の健康意識に関する調査」内閣府

- 働く女性の月経、妊娠、出産等、女性特有の健康課題に向き合い、自身が正しい知識を持ちセルフケアするとともに、男性への理解促進と、企業については働きやすい職場環境づくりを進めることが大切です。

施策の方向性

1 セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR）の啓発

妊娠や出産等に伴う特有の問題は、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点を踏まえることが大切です。誰もが安心して妊娠や出産・子育てができるよう、正しい知識の定着と周囲の人の理解のため、広く理解啓発を図ります。

2 生涯を通じた健康づくりへの支援

思春期、妊娠・出産期、更年期など、各段階の身体的変化に考慮し、ジェンダー特有の疾病の予防について、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、女性については出産・産後の母体ケア等に関する事業など、各種健康診断等の充実を図ります。

◆連携する計画：おおた健康プラン等

重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR）の啓発講座等	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を学び、妊娠や出産、ジェンダー特有の健康課題について知るセミナーを開催します。	人権・男女平等推進課
2	エイズ及び性感染症の予防対策	エイズ及び性感染症の予防のための電話相談、来所相談、抗体検査、保健指導を実施します。また、エイズ及び性感染症の予防や患者に対する偏見・差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発事業を実施します。	感染症対策課
3	健（検）診の実施と健康づくりに向けての知識の普及	各種の健（検）診を実施し、健康改善に向けた指導を充実します。また、健康づくりから生活習慣病の予防まで、知識の普及啓発と実践のため、各種講習会や講座を実施します。	健康づくり課
4	妊婦健康診査事業	妊婦を対象に、安心して出産ができるように妊婦健康診査受診券、超音波検査券を交付します。	健康づくり課
5	産後ケア事業	産後1年未満の母親の身体的・心理的な安定を図るため、訪問・外来型、日帰り型、宿泊型、グループケア型による支援を行います。	健康づくり課

関連指標

指標項目	現状値	目標値
「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」という言葉を知っている区民の割合	なし	令和11年度 20%
主観的健康感（現在の健康状態はよいと回答した区民の割合）	令和6年度 64.5%	令和12年度 増やす

第5章

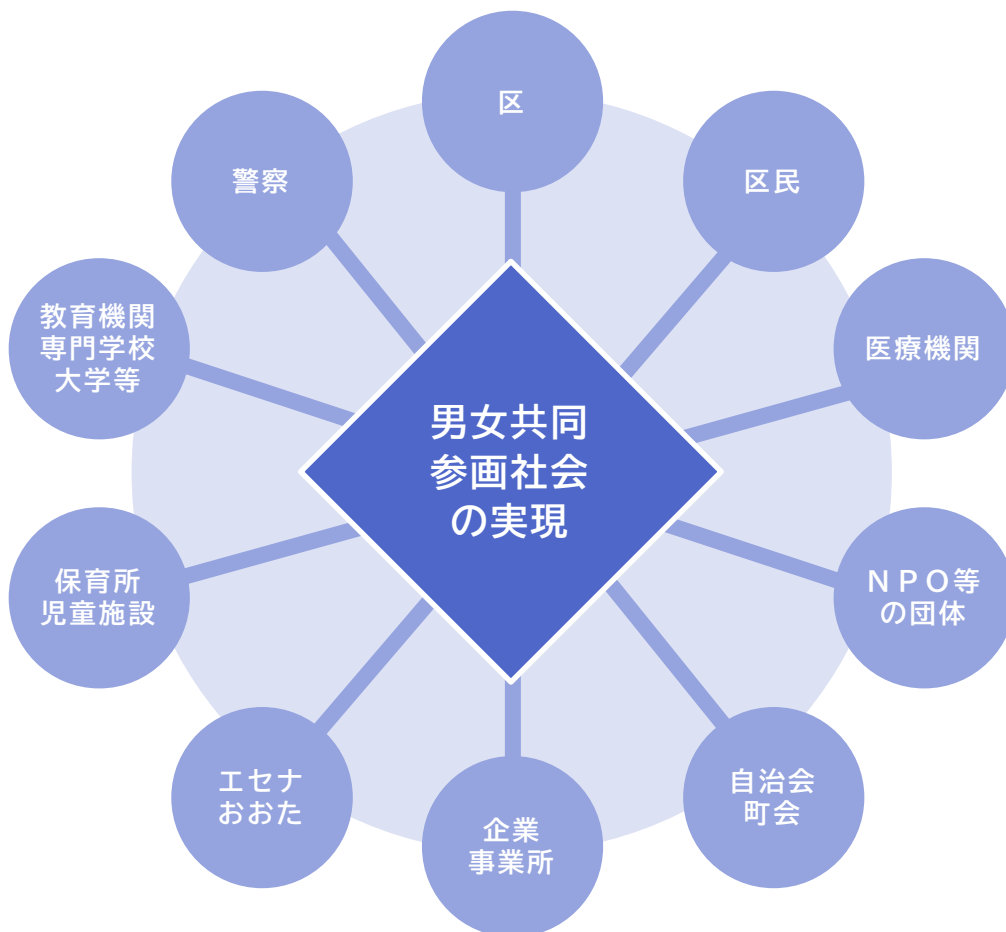
計画の推進に向けて

推進体制の連携強化

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野において、男女平等に配慮した取組を進めることが重要です。本プランにおいて掲げられた関連事業は庁内外における多数の関係機関にわたっており、それぞれの機関が互いに連携協働しながら各施策を展開する必要があります。

各施策の効果的な推進のため、公募区民、区内で活動する団体や事業者の代表及び学識経験者で構成する大田区男女共同参画推進区民会議や庁内推進会議を中心に、計画の進捗状況報告についてご意見をいただき、それに基づき各課において改善策を検討・実施し、課題の解決に向けて取り組む庁内推進体制の整備を行います。

例えば、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和4（2022）年に成立後、区は関係部署にて構成された「女性支援に係る支援調整会議検討会」を立ち上げ、施策の方向性等を検討しました。こうした国や都の動きをはじめとし、変化の激しい社会情勢の影響等も鑑みながら、柔軟な推進体制により連携を強化し各施策を進めていきます。



2

計画の進行管理

本プランに掲載した各基本目標に関する取組については、その施策の進捗状況を年度ごとに確認し、大田区男女共同参画推進区民会議において報告するとともに、その内容を区ホームページにて公開します。

本プランを着実に推進していくために、目標ごとに指標を設け、計画期間中の達成状況を数値化します。特に積極的に推進する重点取組は、各事業の実施や見直しに反映していきます。

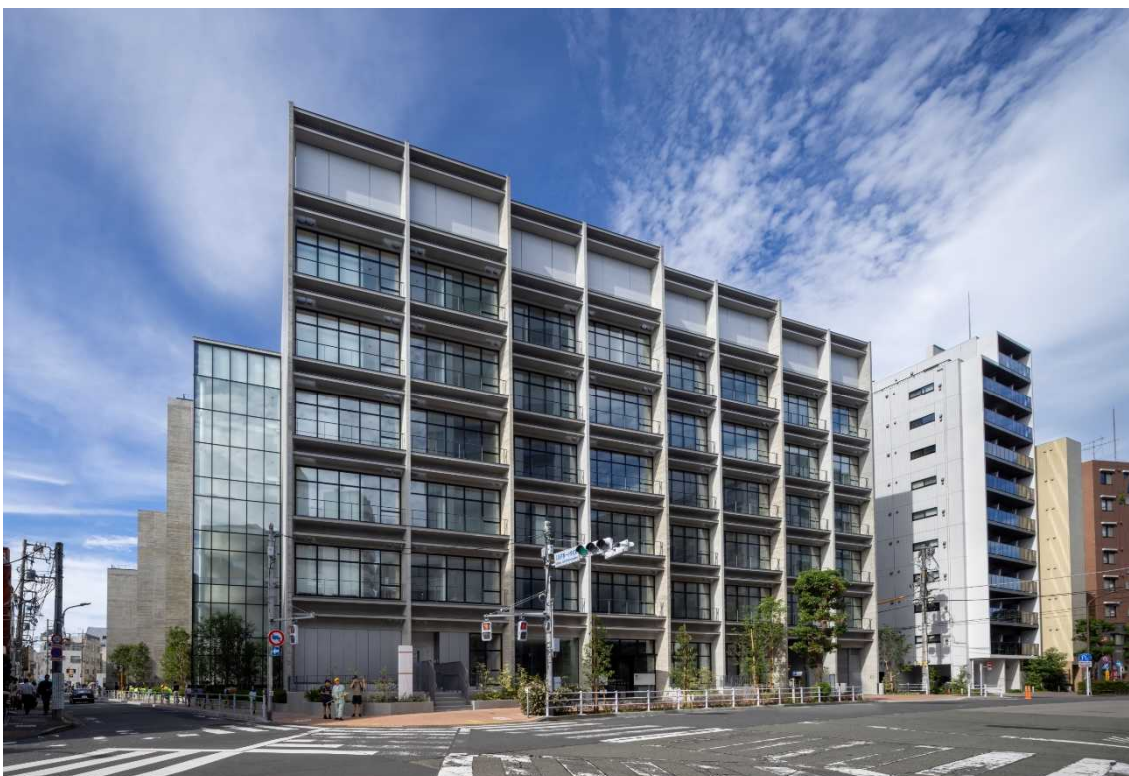
3

大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)

大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)は、昭和52(1977)年に「大田区立婦人会館」として開設した施設です。平成4(1992)年には、名称を「大田区立おおた女性センター」と変更し、平成12(2000)年には改修工事を経て、現在の名称である「大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)」となりました。令和6(2024)年12月には、それまでの単独施設だった場所から大森北四丁目複合施設(スマイル大森)の5階・6階部分へと移転しました(大田区大森北四丁目6番7号)。

男女共同参画事業推進の拠点として、主に講座や講演会、情報の収集・発信、施設の貸出、交流の場の提供などを行っています。

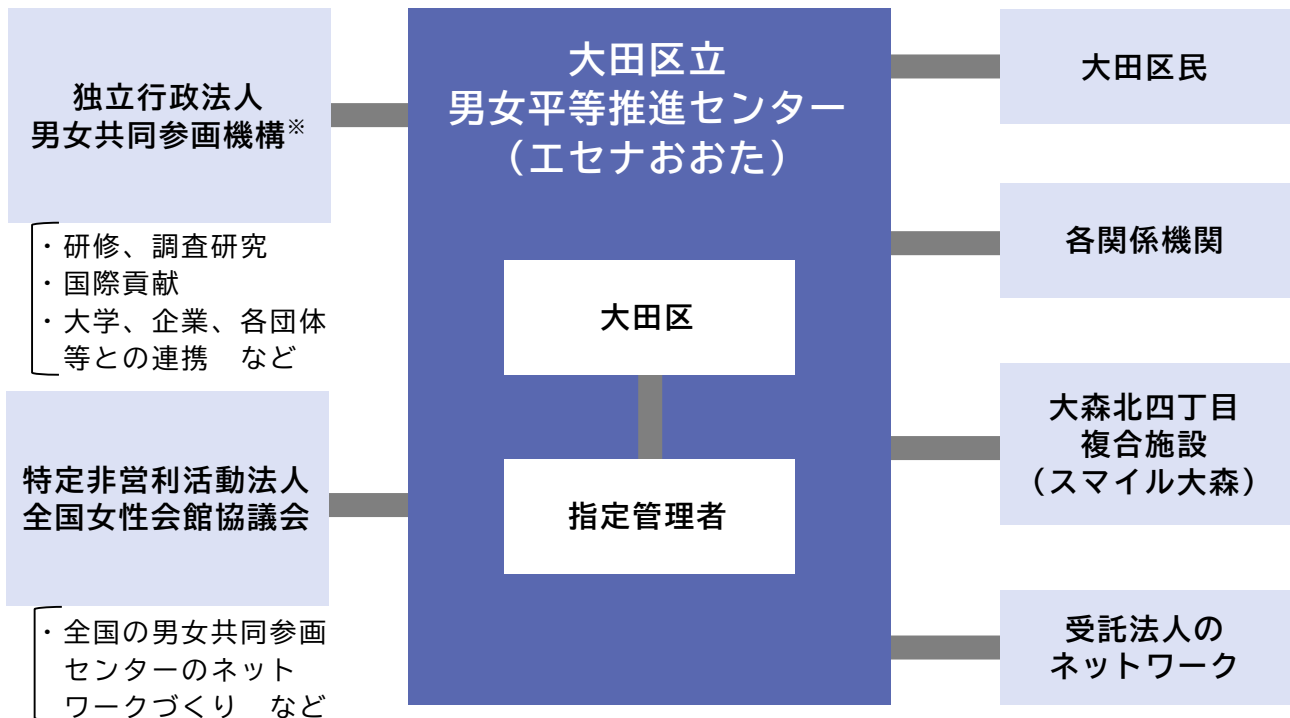
【大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)外観】



大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）は、平成16（2004）年から指定管理者制度を導入しています。指定管理者制度は、平成15（2003）年6月の地方自治法改正により創設された制度で、大田区では大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）が、この制度を採用した第一号の施設でした。

男女共同参画社会の実現に向けて、大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）をより効果的に活用し運営していくため、区は、指定管理者の専門性を活かすとともにさまざまな関係機関と連携しながら、適切な運用と区民サービスにつなげています。

【大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）位置付け】



※令和7（2025）年6月に独立行政法人男女共同参画機構法等が成立したことにより、令和8（2026）年4月から、独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）は、独立行政法人男女共同参画機構となり、全国の男女共同参画センターの中核組織として位置付けられます。

【大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）での事業の様子】



第 6 章

資料編

本プラン策定の根拠となる法令等について、関係部分を抜粋しています。

(1) 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十四条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第二条の三

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

第六条

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

第八条

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2

大田区男女共同参画推進区民会議委員名簿

令和6（2024）年6月～令和8（2026）年3月

選出区分		委員名	所属
1	学識経験委員	萩原 なつ子	独立行政法人国立女性教育会館
2	団体選出委員	高山 雄一 (令和7年5月まで)	大田区議会 総務財政委員会
		高瀬 三徳 (令和7年5月から)	
3		小山 君子	大田区自治会連合会
4		江川 美恵子 (令和7年12月まで)	大田区民生委員児童委員協議会
		木戸 由紀 (令和8年1月から)	
5		岩下 充博	大田区商店街連合会
6		望月 直人	大田工業連合会
7		大谷 彰 (令和7年3月まで)	東京労働局 大森公共職業安定所
		鷲家 城 (令和7年4月から)	
8		原田 由季子	東京商工会議所 大田支部
9		長村 美希	大田区立中学校PTA 連合協議会
10		立石 敬三	東京人権擁護委員協議会
11		石橋 英生 (令和7年3月まで)	東京都社会保険労務士会 臨海統括支部大田支部
		神田 征輝 (令和7年4月から)	
12	金田 行英		
13	公募委員	古澤 里美	
14		村尾 千寿子	

国際婦人年以降の男女共同参画の主な動き

年	国際的な動き	国	東京都	大田区
1975 (昭50)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年 (目標: 平等、発展、平和) ・国際婦人年世界会議 (第1回世界女性会議) (メキシコシティ: 6~7月) 「世界行動計画」採択 ・国連総会、1976年~1985年の10年間を「国連婦人の十年」に決定 (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位の向上を図る決議」を採択 (6月) ・総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置 (9月) 		
1976 (昭51)		<ul style="list-style-type: none"> ・女子教育職員、看護婦、保母等に関する育児休業法施行 (4月) ・民法・戸籍法改正、施行 (6月、一部12月)【離婚後の婚氏続称制度新設】 	<ul style="list-style-type: none"> ・都民生活局婦人計画課設置 (8月) 	
1977 (昭52)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」を決定 (1月) ・児童福祉法施行令改正 (3月)【男性保育職員の途を開く】 		<ul style="list-style-type: none"> ・「大田区立婦人会館」開館所管: 大田区教育委員会・社会教育部 (社会教育関連施設)
1978 (昭53)			<ul style="list-style-type: none"> ・東京都婦人問題会議答申「東京都行動計画策定に当たっての基本的な考え方と施策の方向性について」 (5月) ・婦人問題解決のための東京都行動計画策定 ○計画期間: 昭和54~60年度 (11月) 	
1979 (昭54)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連総会 女子差別撤廃条約を採択 (12月) 			
1980 (昭55)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」中間年世界会議 (第2回世界女性会議 (コペンハーゲン: 7月)) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約署名 (7月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・大田区婦人問題懇話会設置
1981 (昭56)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際労働機関 (ILO)【家族的責任条約】を採択 (6月) ・女子差別撤廃条約発効 (9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法及び家事審判法の一部を改正する法律施行 (1月)【配偶者の法定相続分 1/3 から 1/2へ】 ・婦人問題企画推進本部「国内行動計画後期重点目標」を発表 (5月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題をめぐる意識調査を実施
1982 (昭57)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連総会「国際平和および協力の促進における女性の参加に関する宣言」を採択 (12月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・東京都婦人問題協議会答申『「国連婦人の10年」後半期における東京都婦人関係施策のあり方について』 (7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区婦人問題懇話会中間報告「大田区民の集い」開催 ・懇話会答申「婦人問題の解決を目指して」 ・婦人会館利用団体による「大田区立婦人会館運営協議会」発足 (2000年まで継続)

年	国際的な動き	国	東京都	大田区
1983 (昭58)			・ 婦人問題解決のための新東京都行動計画策定「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」 ○計画期間：昭和58～65年度（平成2年度）（1月）	
1984 (昭59)		・ 第1回日本女性会議開催		・ 第1期「婦人問題解決のための大田区行動計画」策定 ・ 総務部に「婦人問題対策室」を設置 ・ 大田区婦人問題行動計画推進本部設置
1985 (昭60)	・ 「国連婦人の十年」最終年世界会議（第3回世界女性会議）（ナイロビ：7月） 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」を採択	・ 国籍法及び戸籍法改正、施行（1月）【子の国籍取得父母両系血統主義採用、配偶者帰化条件男女同一化】 ・ 生活扶助基準額男女差解消実施（4月） ・ 女子差別撤廃条約批准（6月）	・ 東京都婦人問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」（2月）	・ 女性問題を考える区民の集い「女性フォーラム第1回」開催（以降毎年開催） ・ 情報誌「パステル」創刊
1986 (昭61)		・ 「婦人問題企画推進有識者会議」を発足（2月） ・ 男女雇用機会均等法施行（4月） ・ 改正国民年金法施行（4月）【第3号被保険者制度導入】		
1987 (昭62)		・ 婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を決定（5月） 男女共同参画型社会の形成をめざす	・ 東京都婦人問題協議会報告「21世紀へ向けての新たな展開」（3月）	
1988 (昭63)		・ 農林水産省「農山漁村婦人の日（毎年3月10日）」を設定（2月）		
1989 (昭64/ 平元)	・ 国連総会【児童の権利条約】採択（11月）	・ 新学習指導要領告示（3月）【中学・高校での家庭科の男女共修】	・ 東京都婦人問題協議会報告「21世紀へ向け男女平等の実現をめざして」（3月）	
1990 (平2)	・ 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」（ナイロビ将来戦略勧告）を採択（5月） ・ 【児童の権利条約】発効（9月）		・ 東京都女性問題協議会報告「21世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画の策定について」（7月）	
1991 (平3)		・ 婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」を決定（5月）	・ 女性問題解決のための東京都行動計画策定「21世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン」 ○計画期間：平成3～12年度（3月） ・ 東京都男女平等推進基金設置（4月）	・ 行動計画策定に向けて区民意見交換会開催

年	国際的な動き	国	東京都	大田区
1992 (平4)		<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法施行（4月）【男女共通の育児休業制度】 ・婦人問題担当大臣を設置（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人東京女性財団設立（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区内の組織名称を「婦人問題対策室」から「男女平等推進室」に改称 ・婦人会館を「おおた女性センター」へ改称。「婦人」から「女性」へ用語変更を実施 ・婦人会館運営協議会から「女性センター運営協議会」に改称 ・第2期「男女共同社会実現のための大田区行動計画」策定 ・女性総合センターの設立に対する請願が区議会にて採択
1993 (平5)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連世界人権会議（6月：ウィーン）ウィーン宣言及び行動計画採択【女性に対する暴力は人権問題と位置付けられ、女性に対する暴力の撤廃が示された】 ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健婦助産婦看護婦法改正（11月）【男性保健師の途を開く】 ・パートタイム労働法施行（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都女性問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等に関する意識調査
1994 (平6)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際家族年 ・ILO総会【パートタイム労働に関する条約】を採択（6月） ・国際人口・開発会議「カイロ宣言」を採択（9月）【リプロダクティブ・ヘルス／ライツを提起】 	<ul style="list-style-type: none"> ・【児童の権利条約】批准（4月） ・高校家庭科男女必修（4月） ・総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会を設置（6月） ・内閣に男女共同参画推進本部を設置（7月）（婦人問題企画推進本部廃止） 		
1995 (平7)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議（9月：北京）「北京宣言及び行動綱領」を採択 ・北京女性会議NGOフォーラム開催（8～9月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・【家族的責任条約】批准（6月） ・育児・介護休業法施行（10月、一部平成11年4月）【男女共通の介護休業制度、事業主措置】 ・住民票から「非嫡出子」の記述が廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都女性問題協議会報告「都政における男女平等施策の新たな展開に向けて」（3月） ・東京ウィメンズプラザ開館（11月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「仮称・新女性センター改修検討委員会」発足 ・世界女性会議NGOフォーラムに区民女性7名派遣+区民6名
1996 (平8)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO総会【家内労働に関する条約（在宅形態の労働条約）】を採択（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・優性保護法改正し母体保護法施行（9月） ・「男女共同参画2000年プラン」を決定（12月） 		<ul style="list-style-type: none"> ・第3期「大田区男女平等推進プラン」策定 ・ウィメンズレポート（大田区女性白書）発刊 ・「仮称・新女性センター改修検討委員会報告書」を区長宛に提出

年	国際的な動き	国	東京都	大田区
1997 (平9)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置法施行（4月） ・男女雇用機会均等法改正（6月）【募集・採用・昇進等の差別禁止、ポジティブアクション、セクシュアル・ハラスメント防止措置】 ・労働基準法改正（6月）【女性の時間外労働、深夜業の規制解消】 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都女性問題協議会報告「男女が平等に参画するまち東京」（11月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期「大田区男女平等推進区民会議」設置
1998 (平10)	<ul style="list-style-type: none"> ・【パートタイム労働に関する条約】発効（2月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法公布（3月） ・「婦人週間」を「女性週間」に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進のための東京都行動計画策定「男女が平等に参画するまち東京プラン」○計画期間：平成10～19年度（3月） ・東京都女性問題協議会報告「男女平等参画の推進に関する条例の基本的な考え方について」（8月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「大田区女性模擬区議会」を開催
1999 (平11)		<ul style="list-style-type: none"> ・改正男女雇用機会均等法施行（4月） ・「男女共同参画社会基本法」施行（6月） 		<ul style="list-style-type: none"> ・第2期「大田区男女平等推進区民会議」設置 ・「仮称・新おおた女性センター」の愛称及びシンボルマークを公募 愛称「エセナおおた」と決定 ・「仮称・新女性センター運営準備委員会」発足
2000 (平12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会・女性2000年会議開催（ニューヨーク）「成果文書」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法施行（4月） ・ストーカー行為等の規制等に関する法律施行（11月） ・「男女共同参画基本計画」を閣議決定（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都男女平等参画基本条例 成立・施行（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区立婦人会館がリニューアルされ、大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」として開館 ・教育委員会から区長部局へ移管：経営管理部男女平等推進室 ・第1回エセナフェスタ開催（以後毎年開催） ・大田区立男女平等推進センター運営委員会発足
2001 (平13)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に「男女共同参画会議、男女共同参画局」を設置（1月） ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行（10月） ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律施行（11月） ・第1回男女共同参画週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方」（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期「大田区男女平等推進プラン」策定 ・第3期「大田区男女平等推進区民会議」設置

年	国際的な動き	国	東京都	大田区
2002 (平14)			<ul style="list-style-type: none"> 男女平等参画のための東京都行動計画策定「チャンス&サポート東京プラン2002」 ○計画期間：平成14～18年度（1月） 配偶者暴力相談支援センター業務を開始（4月） 財団法人東京女性財団解散（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「大田区立男女平等推進センター区民自主運営委員会」発足
2003 (平15)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定（6月） 次世代育成支援対策推進法施行（7月） 少子化社会対策基本法施行（9月） 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都男女平等推進基金廃止（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> センター内の事業一部（相談・区民会議・海外視察）を除いて、区長委嘱の大田区立男女平等推進センター区民自主運営委員会に事業運営を移行 第4期「大田区男女平等推進区民会議」設置
2004 (平16)		<ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都男女平等参画審議会調査審議報告「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「指定管理者制度」の導入により、施設管理を「特定非営利活動法人男女共同参画おおた」を指定（2年間）【第1期】 大田区男女共同参画に関する意識調査実施
2005 (平17)	<ul style="list-style-type: none"> 国連「北京+10」世界閣僚級会合（第49回国連婦人の地位委員会）（2～3月：ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律施行（4月） 「男女共同参画基本計画（第2次）」を閣議決定（12月） 		<ul style="list-style-type: none"> 第5期「大田区男女平等推進区民会議」設置 第2期「大田区男女平等推進センター区民自主運営委員会」
2006 (平18)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合（6～7月：東京） 	<ul style="list-style-type: none"> 改正男女雇用機会均等法公布（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定 ○計画期間：平成18～20年度（3月） 東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> 第5期「大田区男女共同参画推進プラン」策定 「特定非営利活動法人男女共同参画おおた」に施設管理を再指定（5年間）【第2期】 事業の企画・運営を「特定非営利活動法人男女共同参画おおた」に委嘱
2007 (平19)		<ul style="list-style-type: none"> 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律改正（6月） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正（7月） 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等参画のための東京都行動計画改定「チャンス&サポート東京プラン2007」 ○計画期間：平成19～23年度（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 第6期「大田区男女平等推進区民会議」設置

年	国際的な動き	国	東京都	大田区
2008 (平20)		<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法改正（12月） ・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」（4月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都男女平等参画審議会調査審議報告「企業の実態に即したワーク・ライフ・バランスの推進について」（2月） 	
2009 (平21)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」一部改正（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 ○計画期間：平成21～23年度（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営管理部男女平等推進室から総務部男女平等推進課へ ・男女共同参画に関する意識調査実施 ・第7期「大田区男女平等推進区民会議」設置
2010 (平22)	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」（3月：ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定（12月） 		
2011 (平23)	<ul style="list-style-type: none"> ・UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関）発足（1月） 			<ul style="list-style-type: none"> ・第6期「大田区男女共同参画推進プラン」策定 ・第8期「大田区男女平等推進区民会議」設置 ・公募により「特定非営利活動法人男女共同参画おおた」に大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）の管理、事業の指定管理を再指定（5年間）【第3期】
2012 (平24)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の改定に当たっての基本的考え方について」「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」（1月） ・男女平等参画のための東京都行動計画改定「チャンス&サポート東京プラン2012」 ○計画期間：平成24～28年度（3月） ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 ○計画期間：平成24～28年度（3月） 	
2013 (平25)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（7月） 		<ul style="list-style-type: none"> ・第9期「大田区男女平等推進区民会議」設置
2014 (平26)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」改正（4月） 		<ul style="list-style-type: none"> ・総務部男女平等推進課と総務部人権推進課が組織改正により、総務部人権・男女平等推進課に変更 ・男女共同参画に関する意識調査実施

年	国際的な動き	国	東京都	大田区
2015 (平27)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会)(3月:ニューヨーク) ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択(目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び能力強化を行う) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」公布(9月) ・「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定(12月) ・「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定(12月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・第10期「大田区男女共同参画推進区民会議」設置
2016 (平28)		<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議(2月) ・女性活躍推進法完全施行(4月) ・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定(5月) ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正(平成30年1月1日全面施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都女性活躍推進白書」策定(2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期「大田区男女共同参画推進プラン」策定 ・「特定非営利活動法人男女共同参画おおた」に大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)の管理、事業の指定管理を再指定(3年間)【第4期】
2017 (平29)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」の改正(10月施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都男女平等参画審議会答申「東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方について」「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」(1月) ・東京都男女平等参画推進総合計画策定 「東京都女性活躍推進計画」策定 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 ○計画期間:平成29~33年度(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第11期「大田区男女共同参画推進区民会議」設置
2018 (平30)		<ul style="list-style-type: none"> ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布、施行(5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の公布、施行(10月、一部の規定は平成31年4月施行) 	
2019 (平31/ 令元)	<ul style="list-style-type: none"> ・W20 日本を開催(第5回WAW!と同時開催)(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布(6月) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正(6月) ・「育児・介護休業法施行規則及び指針」の改正(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行(4月) ・「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募により「特定非営利活動法人男女共同参画おおた」に大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)の管理、事業の指定管理を再指定(5年間)【第5期】 ・第12期「大田区男女共同参画推進区民会議」設置 ・大田区配偶者暴力相談支援センター開設、DV相談ダイヤル開設 ・男女共同参画に関する意識調査実施

年	国際的な動き	国	東京都	大田区
2020 (令2)	・国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合(10月)	・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」告示(1月) ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」閣議決定(6月) ・「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」改正による職場におけるハラスメント対策強化(6月) ・「第5次男女共同参画基本計画」を閣議決定(12月)		・大田区男性相談ダイヤル開設
2021 (令3)		・「育児・介護休業法」の改正(6月) ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正(6月)		・第8期「大田区男女共同参画推進プラン」策定 ・第13期「大田区男女共同参画推進区民会議」設置
2022 (令4)		・「女性デジタル人材育成プラン」決定(4月) ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布(5月) ・「女性版骨太の方針2022」の決定(6月)	・「東京都男女平等参画推進総合計画」策定(3月) ・「東京都パートナーシップ宣誓制度」運用(11月)	
2023 (令5)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(5月) ・「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」公布(6月) ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布、施行(6月)	・「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定(3月)	・第14期「大田区男女共同参画推進区民会議」設置 ・公募により大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)指定管理者を「特定非営利活動法人ジェンダー平等Labota」に指定(5年間)【第6期】
2024 (令6)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行(4月)		・大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)が12月1日大森北四丁目複合施設(スマイル大森)5・6階に移転 ・男女共同参画に関する意識調査実施
2025 (令7)				・第15期「大田区男女共同参画推進区民会議」設置
2026 (令8)		・「第6次男女共同参画基本計画」を策定		・第9期「大田区男女共同参画推進プラン」策定

4

関連事業一覧

基本目標Ⅰ 誰もが尊重される社会をめざします

◆個別目標1 人権尊重とジェンダー平等意識の向上

施策	事業No.	事業名	所管課	重点事業
①人権尊重の意識づくり	1	区民への人権意識の啓発	人権・男女平等推進課	○
	2	高齢者虐待防止事業	高齢福祉課	
	3	障害者虐待防止対策	障がい者総合サポートセンター	
	4	児童虐待防止への取組の推進	子育て支援課 おおたこども家庭センター	
②固定的な性別役割分担意識の解消	5	男女共同参画に関する啓発	人権・男女平等推進課	○
	6	男女共同参画に関する情報誌等の作成・配布	人権・男女平等推進課	○
	7	男女平等の視点に立った職員の研修及び意識啓発	人事課	○
③教育の場における理解促進	8	男女共同参画の視点に立った社会教育事業	地域力推進課	○
	9		教育総務課	○
	10	小・中学生への人権意識の啓発	人権・男女平等推進課 指導課	○
	11	人権課題にかかわる学習	指導課	
	12	人権擁護委員による意識啓発	人権・男女平等推進課	
	13	教育現場の環境整備	指導課	
	14	区立学校における多様な悩みのある児童・生徒の支援	指導課	○
	15	道徳教育の推進と人権教育研修	指導課	○
	16	道徳教育推進教師連絡協議会	指導課	

◆個別目標2 多様な個性を認める意識の醸成

施策	事業No.	事業名	所管課	重点事業
①ジェンダー平等と多文化共生の推進	17	相談・情報提供	地域力推進課	○
	18	多言語情報紙の作成・配布	地域力推進課	
	19	外国人に向けた男女共同参画の啓発	人権・男女平等推進課	○
②多様な性に関する理解促進	20	区民への多様な性に関する啓発	人権・男女平等推進課	○
	21	多様な性に関する職員の理解推進	人権・男女平等推進課	○
	22	職員向けパートナーシップ制度に関する理解促進	人権・男女平等推進課 人事課	

基本目標Ⅱ 安全・安心に過ごせるまちを築きます

◆個別目標1 ジェンダーに基づく暴力（GBV）の根絶

【大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画】

施策	事業No.	事業名	所管課	重点事業
①あらゆる暴力の防止に関する意識啓発	23	暴力防止に関する講座の実施	人権・男女平等推進課	○
	24	広報・啓発及び情報提供	人権・男女平等推進課	
	25	若い世代に向けた啓発と教育の推進	人権・男女平等推進課	○
	26		指導課	○
	27	職員に向けたDV防止研修	人権・男女平等推進課	
	28	相談及び支援に関わる研修への参加	各生活福祉課	
②配偶者等からの暴力における被害者の保護・支援	29	被害の早期発見及び相談	人権・男女平等推進課	○
	30		各生活福祉課	○
	31		各地域健康課	○
	32		おおたこども家庭センター 各こども家庭センター	○
	33		教育センター	○
	34		広聴広報課	○
	35		地域力推進課	○
	36		相談窓口の周知	人権・男女平等推進課 各生活福祉課
	37	被害者情報の保護	戸籍住民課 各特別出張所	
	38	安全確保及び生活支援	各生活福祉課	○
	39	こどもへの支援体制の整備	感染症対策課 各地域健康課	○
	40		おおたこども家庭センター 各こども家庭センター	○
	41	配偶者暴力相談支援センターの運営	人権・男女平等推進課	○
	42	警察署等と連携した被害者保護	人権・男女平等推進課 各生活福祉課	○

◆個別目標2 ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援

【大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

施策	事業No.	事業名	所管課	重点事業
①生活上の困難を抱えた女性等への支援	43	女性のための相談	人権・男女平等推進課	○
	44	女性相談・家庭相談の実施	各生活福祉課	○
	45	母子生活支援施設への入所	各生活福祉課	○
	46	生活再建・就労サポートセンター「JOBOTA」による相談・支援	蒲田生活福祉課	
	47	こども・若者相談及び居場所事業	おおたこども家庭センター	○
	48	男性相談ダイヤル	人権・男女平等推進課	○
	49	こころの健康相談	各地域福祉課 健康づくり課 各地域福祉課	
②関係機関等と連携した支援体制の強化	50	関係自治体及び民間団体等との連携推進	人権・男女平等推進課 各生活福祉課	○
	51	支援調整会議等による連携体制の構築	人権・男女平等推進課 各生活福祉課	○

◆個別目標3 防災・復興における男女共同参画の推進

施策	事業No.	事業名	所管課	重点事業
①防災・復興現場における女性の参画拡大	52	方針決定過程への女性の参画促進	防災危機管理課	○
	53	防災関連有資格女性の拠点への配置	防災危機管理課	○
	54	女性資格者の養成	防災危機管理課	○
②男女共同参画の視点に立った災害対応と避難所等の運営	55	男女共同参画の視点に立った避難所運営	防災危機管理課	○
	56	女性の視点を反映した防災対策や避難所の運営（学校防災活動拠点事業）	地域力推進課	○
	57	防災市民組織等への支援	防災危機管理課	
	58	男女共同参画の視点での防災等対策に関する周知・啓発	人権・男女平等推進課	○
	59	災害発生後における相談・支援体制の整備	人権・男女平等推進課	
	60	災害時医療職ボランティアの募集	健康医療政策課	

基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境づくりを応援します

◆個別目標 1 仕事と家庭の両立に向けた取組の強化

【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】

施策	事業No.	事業名	所管課	重点事業
①女性の活躍推進及び就労支援・就労継続支援	61	女性の活躍推進事業	人権・男女平等推進課	○
	62	女性の就労支援・就労継続支援事業	人権・男女平等推進課	○
	63	ひとり親家庭への就労支援	各生活福祉課	
②子育て世代・介護者への支援	64	ひとり親家庭への家事・育児サポート	子育て支援課	○
	65	放課後ひろば事業の推進	教育総務課	
	66	ファミリー・サポート・センター事業の推進	おおたこども家庭センター	
	67	ショートステイ・トワイライトステイ事業	おおたこども家庭センター	
	68	乳幼児ショートステイ事業	子育て支援課	○
	69	一時預かり保育事業	子育て支援課 おおたこども家庭センター 保育サービス課	○
	70	待機児解消施策の充実	保育サービス課	
	71	保育園延長保育事業の充実	保育サービス課	
	72	休日保育・年末保育事業	保育サービス課	
	73	病児・病後児保育事業	保育サービス課	○
	74	学童保育事業	子育て支援課 教育総務課	
	75	子育て相談	各地域健康課 健康づくり課	○
	76		子育て支援課	○
	77		おおたこども家庭センター 各こども家庭センター	○
	78		保育サービス課	○
	79		教育総務課	○
	80	教育相談	教育センター	○
	81	幼児教育相談	幼児教育センター	○
	82	家族介護者支援事業	高齢福祉課	○
	83		各地域福祉課	○
	84	産後家事・育児援助事業	子育て支援課	
	85	子育て応援メール配信事業	健康づくり課	

施策	事業No.	事業名	所管課	重点事業
②子育て世代・介護者への支援	86	保育付き事業	人権・男女平等推進課	
	87		地域力推進課	
	88		各地域健康課 健康づくり課	
	89		子育て支援課	
	90		おおたこども家庭センター	
	91		教育総務課	
	92		ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)	子育て支援課
③政策・方針決定の場における女性の参画促進	93	審議会などにおける女性委員の積極的任用	人権・男女平等推進課	○
	94	女性職員の活躍推進に向けた取組	人事課	
	95	男女平等の視点に立った採用や昇任に係る取組	人事課	○
	96	地域団体等のリーダーへの女性参画	人権・男女平等推進課	

◆個別目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】

施策	事業No.	事業名	所管課	重点事業
①ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発	97	ワーク・ライフ・バランスに関する理解促進	人権・男女平等推進課	○
②柔軟な働き方の実現に向けた企業への取組	98	労働に関する情報提供	人権・男女平等推進課	○
	99	商店街における女性の活動の支援	産業経済課	
③家庭における男女共同参画に関する取組	100	男性の家事・育児・介護参画講座	人権・男女平等推進課	○
	101	男性向け意識啓発事業	人権・男女平等推進課	○
	102	出産準備教室	各地域健康課 健康づくり課	○
	103	キッズなパパの子育て応援講座	おおたこども家庭センター	○
	104	子育て力向上支援事業	子育て支援課	
	105	父親支援セミナー	健康づくり課	○

◆個別目標3 生涯を通じた男女の健康支援

施策	事業 No.	事業名	所管課	重点 事業
①セクシュアル・リ プロダクティブ・ ヘルス／ライツ (SRHR)の 啓発	106	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ ライツ (SRHR) の啓発講座等	人権・男女平等推進課	○
	107	エイズ及び性感染症の予防対策	感染症対策課	○
②生涯を通じた 健康づくりへの 支援	108	健(検)診の実施と健康づくりに向けての 知識の普及	健康づくり課	○
	109	妊婦健康診査事業	健康づくり課	○
	110	妊婦健康診査事業(歯科)	健康づくり課	
	111	子宮がん・乳がん検診	健康づくり課	
	112	妊婦面接	各地域健康課 健康づくり課	
	113	産後ケア事業	健康づくり課	○

5

指標一覧

基本目標Ⅰ 誰もが尊重される社会をめざします

◆個別目標1 人権尊重とジェンダー平等意識の向上

指標項目	指標の説明	現状値	目標値
今の日本は、人権が尊重されている社会だと思う区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、今の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか。」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の数/調査回答総数×100	令和6年度 66.5%	令和12年度 70%
「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という考え方に同感しない区民の割合	男女共同参画に関する意識調査で、「日本は『男は外で働き、女は家庭を守るべきだ』と長らく言われてきたため、固定観念から抜けきれない現状がありますが、あなたは長らく言われてきたこの考え方をどう思いますか。」という設問に対し、「同感しない」「どちらかというと同感しない」と回答した区民の数/調査回答総数×100	令和6年度 69.9%	令和11年度 85%
社会全体における男女の地位は平等であると思う区民の割合	男女共同参画に関する意識調査で、「あなたは、社会全体において、男女の地位は平等であると思いますか。」という設問に対し、「平等である」と回答した区民の数/調査回答総数×100	令和6年度 18.2%	令和11年度 30%

◆個別目標2 多様な個性を認める意識の醸成

指標項目	指標の説明	現状値	目標値
日本人と外国人が互いに認めあい、暮らしていると思う区民の割合	日本人：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、大田区では日本人と外国人が互いに認め合い、ともに地域社会の構成員として暮らしていると思いますか。」という設問に対し、「とても思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の数/調査回答総数×100	令和6年度 日本人 57.5%	令和12年度 日本人 62.0%
	外国人：大田区多文化共生実態調査で、「あなたは、大田区では日本人と外国人が互いに認め合い、ともに地域社会の構成員として暮らしていると思いますか。」という設問に対し、「とても思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した外国人区民の数/調査回答総数×100	令和4年度 外国人 79.8%	令和12年度 外国人 86.8%
「LGBTQ」「SOGI」について、言葉も内容も知っている区民の割合	男女共同参画に関する意識調査で、「あなたは、『LGBTQ』『SOGI』という用語を知っていますか。」という設問に対し、「言葉も内容も知っている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	令和6年度 LGBTQ 68.6%	令和11年度 LGBTQ 75%
		SOGI 10.3%	SOGI 30%

基本目標Ⅱ 安全・安心に過ごせるまちを築きます

◆個別目標1 ジェンダーに基づく暴力（GBV）の根絶

指標項目	指標の説明	現状値	目標値
大田区「DV相談ダイヤル」の認知度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「区では、『大田区DV相談ダイヤル』を設置し、配偶者やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス＝DV)に関する相談を受け付けていることを知っていますか。」という設問に対し、「知っている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	令和6年度 30.0%	令和12年度 36%
DVを受けた経験のある人のうち、誰にも相談していない区民の割合	男女共同参画に関する意識調査で、DVを受けた経験のある人に、「あなたはこれまでに、DVを受けたことについて、だれかに相談したり、打ち明けたりしましたか。」という設問に対し、「相談しなかった(打ち明けなかった)」と回答した区民の数/調査回答総数×100	令和6年度 66.2%	令和11年度 40%

◆個別目標2 ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援

指標項目	指標の説明	現状値	目標値
子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所がある区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所がありますか。」という設問に対し、「ある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	なし (今後調査予定)	令和12年度 現状値把握 次第設定
自分は孤独だと感じる区民の割合	男女共同参画に関する意識調査で、「あなたは、現在の暮らしにおいて、自分は孤独だと感じるか。」という設問に対し、「常にある」「時々ある」と回答した区民の数/調査回答総数×100(男女別)	令和6年度 男性 27.6% 女性 26.1%	令和11年度 男性 20% 女性 20%

◆個別目標3 防災・復興における男女共同参画の推進

指標項目	指標の説明	現状値	目標値
男女共同参画の視点を取り入れた「各学校防災活動拠点活動マニュアル等」の整備数	各学校防災活動拠点(91か所)が作成する「各学校防災活動拠点活動マニュアル等」のうち、男女共同参画の視点が反映されたマニュアルの整備数(実績数)	未調査 (今後調査予定)	令和12年度 全91か所
区女性職員における防災の資格取得者数等	区の女性職員のうち、防災に関する資格(女性防災士)を取得または研修(防災コーディネーター、女性防災リーダー、防災スペシャリスト等)を受講した職員数	令和6年度 5人以下	令和12年度 10人以上
防災会議・部会の開催回数及び女性委員の割合	区の防災会議及び防災部会の開催回数(実績数)と、それらの会議における女性委員の数/委員全体の数×100	令和6年度 防災会議 年2回 女性委員 14.0%	令和12年度 防災会議 年3回 女性委員 30%

基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境づくりを応援します

◆個別目標 1 仕事と家庭の両立に向けた取組の強化

指標項目	指標の説明	現状値	目標値
職場における男女の地位が平等であると回答した区民の割合	大田区政に関する世論調査で、「職場において男女の地位は平等になっていると思いますか。」という設問に対し、「平等になっている」と回答した区民の数/調査回答総数×100（男女別）	令和7年度 男性 42.4% 女性 32.1%	令和12年度 男性 50% 女性 50%
フルタイムで就労していると回答した母親の割合	大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書で、産休・育休・介護休業の取得状況にかかわらず、「フルタイムで就労している」と回答した母親の数/母親の回答総数（就学前児童、小学校児童別）	令和5年度 就学前児童 59.7% 小学校児童 47.3%	令和10年度 就学前児童 62% 小学校児童 56%
区役所における女性管理監督職の割合	職員のワーク・ライフ・マネジメントプラン実施状況報告で、区女性管理監督職の数/管理監督職総数×100	令和7年度 36.3%	令和12年度 40%
審議会等における女性委員の割合	地方自治法（第138条の4及び第202条の3）に基づく審議会等における女性委員の数/委員の総数×100	令和7年度 24.4%	令和12年度 40%

◆個別目標 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

指標項目	指標の説明	現状値	目標値
家事（料理、洗濯、掃除等）について、配偶者・パートナーとの分担状況に満足していると回答した区民の割合	男女共同参画に関する意識調査で、「家事（料理、洗濯、掃除等）について、配偶者・パートナーとの分担状況に満足していますか。」という設問に対し、「とても満足している」「どちらかという満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100（男女別）	なし	令和11年度 男性 70% 女性 70%
家事・育児等に費やす時間（平日）の男女差	男女共同参画に関する意識調査で、「あなたは平日に、平均すると1日どのくらい家事や育児等に時間を使っていますか。」という設問に対する男女別の平均時間の差	令和6年度 154.4分差 (女性 208.3分 - 男性 53.9分)	令和11年度 減らす
家庭生活における男女の地位が平等であると回答した区民の割合	大田区政に関する世論調査で、「家庭生活において、男女の地位は平等になっていると思いますか。」という設問に対し、「平等になっている」と回答した区民の数/調査回答総数×100（男女別）	令和7年度 男性 54.3% 女性 37.4%	令和12年度 男性 57% 女性 48%
区男性職員における育児休業の取得率	職員のワーク・ライフ・マネジメントプラン実施状況報告で、区男性職員における育児休業の取得率	令和6年度 73.3%	令和12年度 85%

◆個別目標3 生涯を通じた男女の健康支援

指標項目	指標の説明	現状値	目標値
「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」という言葉を知っている区民の割合	男女共同参画に関する意識調査で、「あなたはセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」という言葉を知っていますか。」という設問に対し、「知っている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	なし	令和11年度 20%
主観的健康感（現在の健康状態はよいと回答した区民の割合）	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「現在のあなたの健康状態はいかがですか。」という設問に対し、「とてもよい」「よい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	令和6年度 64.5%	令和12年度 増やす

	用語	解説	初出頁
あ	well-being (ウェルビーイング)	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念のことをいいます。	8
	SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	Social Networking Service の略で、友人・知人などのネットワークとインターネット上でつながって、文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションをとったりするサービスのことです。	49
	NPO (エヌピーオー)	Non-profit Organization の略。「民間非営利団体」と訳され、内閣府では、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称と定義しています。このうち「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を指します。	70
	エンパワーメント	組織を構成する一人ひとりが本来持っている力を発揮し、自らの意思決定により自発的に行動できるようにすることをいいます。	6
か	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。	2
さ	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のことを指します。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)とといいます。	6
	ジェンダーアイデンティティ (性自認)	自分の性をどう捉えているかを指します。その性質は、本人のその時々主張を指すものではなく、自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものと解されています。	9
	ジェンダー・ギャップ指数	GGI (Gender Gap Index) と略され、世界経済フォーラムが世界各国の男女平等の度合いを数値化した指数のことです。経済・教育・健康・政治の4つの分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を表しています。	7
	ジェンダー平等	ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味しています。	6
	ストーカー	「つきまとい行為」や「位置情報無承諾取得等」などを繰り返すこと、ストーカー規制法という法律で規制されています。	46

	用語	解説	初出頁
	性的指向	恋愛感情がどの性に向くかを指すことで、同性を好きになる人、男女の両方を好きになる人、恋愛感情を抱かない人がいます。	9
	性的マイノリティ	「こころの性・からだの性・表現する性が一致している異性愛者」ではない人々の総称です。LGBTQ（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー、クエスチョニング）以外の人も含まれます。	10
	セクシュアル・ハラスメント	性的な嫌がらせの意味。様々な生活の場で、優位な力関係を背景に、相手の意に反して行われる性的な言動を指します。セクシュアル・ハラスメントは女性だけでなく、男性に対しても成立する人権侵害です。	8
た	DV (ドメスティック・バイオレンス)	英語の Domestic Violence の略。配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある人(または親密な関係にあった人)からの暴力のことを言います。 暴力は、「殴る」「蹴る」などの身体的暴力だけでなく、「大声でどなる」「無視する」などの精神的暴力や、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性行為の強要」などの性的暴力も含まれます。	9
	男女共同参画社会	男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。	2
	男女雇用機会均等法	法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律です。	63
	東京都パートナーシップ宣誓制度	東京都が令和4（2022）年11月から開始した、双方又はいずれか一方が性的マイノリティである2人からパートナーシップ関係にあることの宣誓・届出があったことを証明する制度です。	10
は	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (配偶者暴力防止法)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための法律です。	3
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行います。	22
	パワー・ハラスメント	職権等の権力を背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を指し、就業者の働く関係を悪化させたり、雇用不安を与えたりする行為のことをいいます。	38

	用語	解説	初出頁
ま	マインドチェンジ	ものの見方や思考パターンを変えることです。	10
	マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産・育児に関して、労働者が職場で受ける不当な取扱い（降格、解雇、雇い止め等）や嫌がらせを受け、就業環境を害されることをいいます。対象は、妊娠・出産した女性労働者と、育児休業等を申出・取得した男女労働者です。	8
	メディアリテラシー	メディアが伝える様々な情報を、主体的に取捨選択し客観的に活用する能力のこと、また、メディアを適切に選択し発信する能力のことをいいます。	46
や	ヤングケアラー	年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って本来大人が担うような家族の介護やきょうだいの世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満のこどもをいいます。	40
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。豊かな人生を送るために、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和をさせていく考え方のことです。	25

第9期 大田区男女共同参画推進プラン

大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画
大田区女性の職業生活における活躍推進計画
大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

発行年月 | 令和8（2026）年3月

発行 | 大田区 総務部 人権・男女平等推進課

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

電話 | 03-5744-1610

F A X | 03-5744-1556

<https://www.city.ota.tokyo.jp/>



大田区



第1章 計画の策定にあたって

1 策定の目的

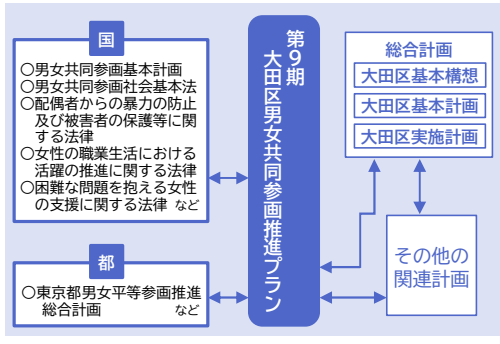
- 男女共同参画のさらなる推進
- 社会情勢や区民意識の変化、近年の国等の動向を踏まえ、課題解決に向けてより効果的な施策の検討・推進を図るため

2 計画の期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間

3 計画の位置付け

- 「男女共同参画社会基本法」に規定する市町村男女共同参画計画に位置付ける
- 「DV防止法」「女性活躍推進法」「女性支援法」に基づく計画を包含する



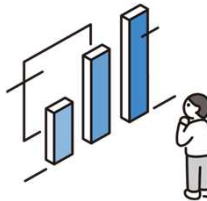
第2章 大田区の男女共同参画を取り巻く現状

1 計画策定の背景

- 男女共同参画に関する国際的な動き、国、東京都、区の近年の主な動きを整理
- ジェンダー・ギャップ指数は148か国中118位

2 データからみる大田区の現状

- (1) 人口の推移
- (2) 児童・生徒数の推移
- (3) 区の産業
- (4) 女性の職業生活の状況
- (5) 女性の登用状況
- (6) DVの相談件数



3 第8期プランの総括

- 指標の達成状況（15項目）
- ・目標達成…7項目
 - ・改善（策定時の現状を上回る）…5項目
 - ・変化なし（策定時の現状と同じ）…1項目
 - ・低下（策定時の現状を下回る）…2項目

第3章 計画の基本的な考え方

基本理念

誰もがお互いを尊重し 自分らしく輝けるまち 大田区
～地域みんなで男女共同参画のまちづくり～

第4章 各基本目標と取組

基本目標Ⅰ 誰もが尊重される社会をめざします

個別目標Ⅰ-1 人権尊重とジェンダー平等意識の向上

- 施策の方向性
- ①人権尊重の意識づくり
 - ②固定的な性別役割分担意識の解消
 - ③教育の場における理解促進



個別目標Ⅰ-2 多様な個性を認める意識の醸成

- 施策の方向性
- ①ジェンダー平等と多文化共生の推進
 - ②多様な性に関する理解推進

基本目標Ⅱ 安全・安心に過ごせるまちを築きます

個別目標Ⅱ-1 ジェンダーに基づく暴力（GBV）の根絶

（GBV：Gender - based Violence）
【大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画】

- 施策の方向性
- ①あらゆる暴力の防止に関する意識啓発
 - ②配偶者等からの暴力における被害者の保護・支援

個別目標Ⅱ-2 ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援

【大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

- 施策の方向性
- ①生活上の困難を抱えた女性等への支援
 - ②関係機関等と連携した支援体制の強化

個別目標Ⅱ-3 防災・復興における男女共同参画の推進

- 施策の方向性
- ①防災・復興現場における女性の参画拡大
 - ②男女共同参画の視点に立った災害対応と避難所等の運営

基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境づくりを応援します

個別目標Ⅲ-1 仕事と家庭の両立に向けた取組の強化

【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】

- 施策の方向性
- ①女性の活躍推進及び就労支援・就労継続支援
 - ②子育て世代・介護者への支援
 - ③政策・方針決定の場における女性の参画促進

個別目標Ⅲ-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】

- 施策の方向性
- ①ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発
 - ②柔軟な働き方の実現に向けた企業への取組
 - ③家庭における男女共同参画に関する取組

個別目標Ⅲ-3 生涯を通じた男女の健康支援

- 施策の方向性
- ①セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR）の啓発
 - ②生涯を通じた健康づくりへの支援

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制の連携強化

- 庁内外の多数の関係機関が連携協働しながら施策を展開
- 区民会議、庁内推進会議で進捗状況を報告、関係各課で改善策を検討・実施

2 計画の進行管理

- 進捗状況を区民会議で報告、区ホームページで公表
- 目標ごとに指標を設定、計画期間中の達成状況を数値化

3 大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）

- 男女共同参画事業推進の拠点として、主に講座や講演会、情報の収集・発信、施設の貸出、交流の場の提供を実施
- 昭和52（1977）年に「大田区立婦人会館」として開設
- 平成12（2000）年に現在の名称に変更
- 令和6（2024）年12月に移転



大森北四丁目複合施設（スマイル大森）外観
※大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）は5・6階部分



参考資料

- 1 根拠法令（男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）
- 2 大田区男女共同参画推進区民会議委員名簿
- 3 国際婦人年以降の男女共同参画の主な動き
- 4 関連事業一覧
- 5 指標一覧
- 6 用語集

総務財政委員会 令和8年2月25・26日
区民部 資料1番
所管 戸籍住民課

大田区生活支援給付金について

1 目的

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）の趣旨を踏まえ、食料品をはじめとする生活必需品の物価上昇に速やかに対応し、すべての区民の生活を支援することを目的とする。

2 支給対象者

令和8年1月1日（基準日）時点で大田区に住民登録がある方
（約74万人、約42万5千世帯）

3 支給額

1人あたり5千円

※支給は世帯ごとに実施

4 手続き

（1）基準日において区の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主に送付する

「大田区生活支援給付金 支給のお知らせ」を受領（約26万世帯）

（世帯主の前回給付口座※や世帯主の公金受取口座へ片道プッシュ型により給付）

※令和6年度以降に実施した、大田区物価高騰重点支援給付金及び大田区定額減税補足給付金

（2）基準日において区の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主に送付する

「大田区生活支援給付金 支給要件確認書」を返信用封筒で郵送により提出もしくは届いた確認書に記載の二次元コードを読み込みオンライン申請

（約16万5千世帯）

（3）区施設等に設置する「申請書」を郵送により提出（数百世帯を想定）

5 主な事業スケジュール

	通知発送	給付開始
片道プッシュ型方式	令和8年1月30日以降順次	令和8年2月27日以降順次
確認書（申請書）方式	令和8年3月中旬以降順次	令和8年3月下旬以降順次
確認書・申請書提出期限：令和8年6月30日		

6 周知方法

区報、区ホームページ、区公式LINE、X（旧Twitter）のほか、大田区役所本庁舎、各地域庁舎、各特別出張所、各区立図書館、大田区社会福祉協議会等に事業ポスター掲出を通じて周知。

総務財政委員会 令和8年2月25日・26日
区民部 資料2番
所管 納税課

特別区税の滞納処分誤りの発生について

1 概要

特別区民税・都民税、森林環境税、軽自動車税（以下「特別区民税等」という。）の滞納が生じた際は、滞納処分の一環として滞納者への文書催告、財産調査を経て、滞納状況に応じて財産の差押えを行っている。

このたび、特別区民税等の滞納者の預金差押えにおいて、誤って別人のA氏の預金口座を差押えたことがA氏から連絡（令和8年1月27日）により判明した。

2 原因

預金差押えの際に照合確認が不十分であったことなどのため。

3 対応

ただちにA氏に謝罪をするとともに、金融機関に対し同日差押えの取り下げを執行し、記録の回復を金融機関に確認したことを報告した。

4 再発防止

今回の事案を踏まえて、あらためて口座情報の照合、確認の徹底を図るとともに、差押決裁時のプロセスと関与者の責任の範囲を確認した。また、税務行政に携わる職員意識の一層の向上を図るため、全担当者を対象に研修を実施した。

引き続き、起案者の照合の徹底及び決裁時の審議者、決定権者のチェックを徹底することで再発を防止する。

総務財政委員会
令和8年2月25日・26日

区民部 資料3番

所管 国保年金課

令和7年度 第1回 大田区国民健康保険運営協議会について

標記の協議会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 日 時 令和8年2月14日（土）午後2時から
- 2 会 場 大田区役所本庁11階 第五・第六委員会室
- 3 諮問事項 令和8年度大田区国民健康保険料の料率設定等に伴う
「大田区国民健康保険条例」の一部を改正することについて
- 4 資 料 (1) 令和7年度 第1回 大田区国民健康保険運営協議会資料(抜粋)
(2) 報告資料
- 5 その他 (1) 国民健康保険運営協議会の目的
国民健康保険の運営に関する重要事項に関して、区市町村長の
諮問に対して審議を行う。
(2) 委員の構成
被保険者代表 7人
保険医・保険薬剤師代表 7人
公益代表 7人
被用者保険等保険者代表 3人
計 24人

令和7年度

第1回 大田区国民健康保険運営協議会資料
(抜粋)

令和8年2月14日

大田区区民部国保年金課

目 次

1	資料1	令和8年度 大田区国民健康保険保険料率等 (一年間の保険料)	1 頁
2	資料2	特別区国保における保険料率等の推移	2 頁
3	資料3	令和8年度 保険料算定を取り巻く状況	3 頁
4	資料4	令和8年度 特別区基準保険料算定における 基本的な考え方	4 頁
5	資料5	特別区における保険料賦課総額算定に係る考え方	6 頁
6	資料6	【諮問事項】 大田区国民健康保険条例の改正予定内容一覧	7 頁

令和8年度 大田区国民健康保険保険料率等（一年間の保険料）

1 基礎分及び後期高齢者支援金分

		令和8年度		令和7年度		増△減		
賦課割合（所得割：均等割）		58：42		58：42				
基礎分	後期支援金分	58：42	58：42	58：42	58：42			
保険料率等	均等割額	65,200 円		64,100 円		1,100 円		
	基礎分	後期支援金分	47,600 円	17,600 円	47,300 円	16,800 円	300 円	800 円
	所得割率	10.31%		10.40%		△0.09pt		
	基礎分	後期支援金分	7.51%	2.80%	7.71%	2.69%	△0.20pt	0.11 pt
	賦課限度額	930,000 円		920,000 円		10,000円		
	基礎分	後期支援金分	670,000 円	260,000 円	660,000 円	260,000 円	10,000円	0円
1人当たり保険料		155,447 円		152,673 円		2,774 円		
基礎分	後期支援金分	113,337 円	42,110 円	112,646 円	40,027 円	691 円	2,083 円	

2 介護納付金分

		令和8年度		令和7年度		増△減	
賦課割合（所得割：均等割）		58：42		58：42			
保険料率等	均等割額	17,800 円		16,600 円			
	所得割率	2.43%		2.25%		0.18 pt	
	賦課限度額	170,000 円		170,000 円		0 円	
1人当たり保険料		42,609 円		39,565 円		3,044 円	

※介護納付金分保険料は、40～64歳（介護2号被保険者）が対象
 ※令和6年度から特別区統一の基準保険料率が示されることとなった。

3 子ども支援金分

		令和8年度		令和7年度		増△減	
賦課割合（所得割：均等割）		57：43		-		-	
保険料率等	均等割額	1,800 円		-		-	
	均等割額 （18歳以上）	73 円		-		-	
	所得割率	0.27%		-		-	
	賦課限度額	30,000 円		-		-	
1人当たり保険料		4,227 円		-		-	

※子ども支援金分保険料は、令和8年度から創設

4 1人当たり保険料 基礎・後期・介護・子ども合算額

		令和8年度		令和7年度		増△減	
1人当たり保険料		202,283 円		192,238 円		+10,045 円	
						5.23%	

※令和7年度は【基礎・後期・介護合算額】を表示

資料 2

特別区国保における保険料率等の推移

【基礎分&後期高齢者支援金分】

		令和7年度		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		
賦課割合 (所得割：均等割)		58：42		58：42		58：42		58：42		58：42		
		58：42	58：42	58：42	58：42	58：42	58：42	58：42	58：42	58：42	58：42	
保険料率等	所得割率	10.40%		11.49%		9.59%		9.44%		9.54%		
	基礎分	後期支援金分	7.71%	2.69%	8.69%	2.80%	7.17%	2.42%	7.16%	2.28%	7.13%	2.41%
	均等割額		64,100円		65,600円		60,100円		55,300円		52,000円	
	基礎分	後期支援金分	47,300円	16,800円	49,100円	16,500円	45,000円	15,100円	42,100円	13,200円	38,800円	13,200円
	賦課限度額		920,000円		890,000円		870,000円		850,000円		820,000円	
基礎分		後期支援金分	660,000円	260,000円	650,000円	240,000円	650,000円	220,000円	650,000円	200,000円	630,000円	190,000円
1人当たり保険料		152,673円		156,520円		143,363円		131,813円		124,989円		
基礎分		後期支援金分	112,646円	40,027円	117,124円	39,396円	107,348円	36,015円	100,322円	31,491円	93,389円	31,600円

【介護納付金分】

		令和7年度		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度	
賦課割合 (所得割：均等割)		58：42		58：42		58：42		58：42		58：42	
保険料率等	均等割額	16,600円		16,500円		16,200円		16,600円		17,000円	
	賦課限度額	170,000円		170,000円		170,000円		170,000円		170,000円	

【大田区所得割率：介護納付金分】

		令和7年度		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度	
所得割率		2.25%		2.36%		2.20%		2.29%		2.36%	
1人当たり保険料		39,565円		39,499円		38,189円		38,999円		40,385円	

【1人当たり保険料 基礎・後期・介護合算額】

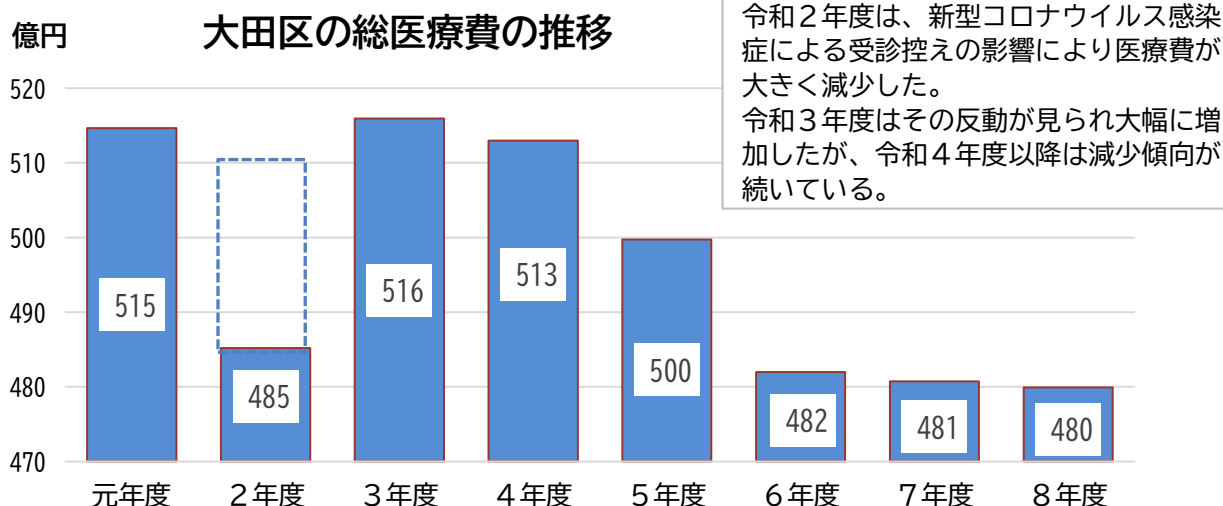
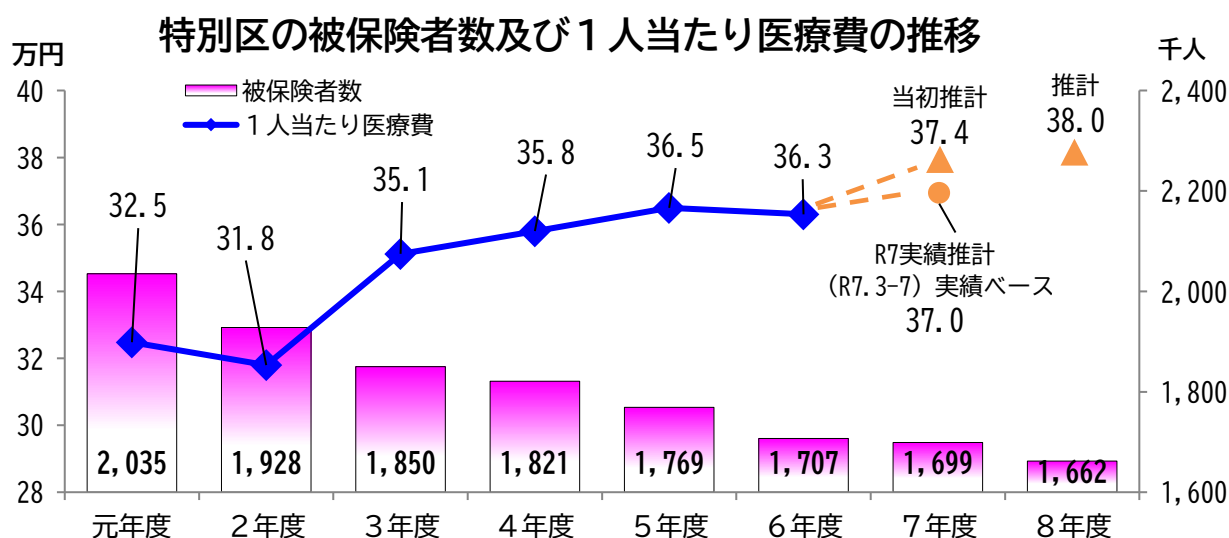
		令和7年度		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度	
1人当たり保険料		192,238円		196,019円		181,552円		170,812円		165,374円	
対前年比	金額	-3,781円		+14,467円		+10,740円		+5,438円		+4,037円	
	率	-1.93%		+7.97%		+6.29%		+3.29%		+2.50%	

令和8年度 保険料算定を取り巻く状況

- ◇ 東京都は、区市町村ごとの医療費水準及び所得水準に応じて納付金額を決定する。
- ◇ 区は、納付金を賄えるように保険料率を定め、保険料を賦課・徴収する。



- ◇ 医療の高度化等により1人当たり医療費は増加しているが、高齢化・社会保険の適用拡大等により被保険者数が減少し、総医療費も減少している。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症拡大時に1人当たり医療費は急激な増減を示したが、令和元年度以前の割合での増加傾向に戻ってきている。



※令和7年度及び8年度は推計

令和8年度 特別区基準保険料算定における基本的な考え方

1 特別区における保険料等の将来的な方向性

- ・将来的な方向性（都内保険料水準の統一(※)、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って、段階的に移行すべく23区統一で対応する。
 - ・ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可とする。
- ※東京都は、保険料率統一の第1段階として、令和12年度に納付金ベースでの統一（納付金の配分に医療費水準を反映させない等）が達成できるよう、令和6年度から段階的に取り組んでいる。

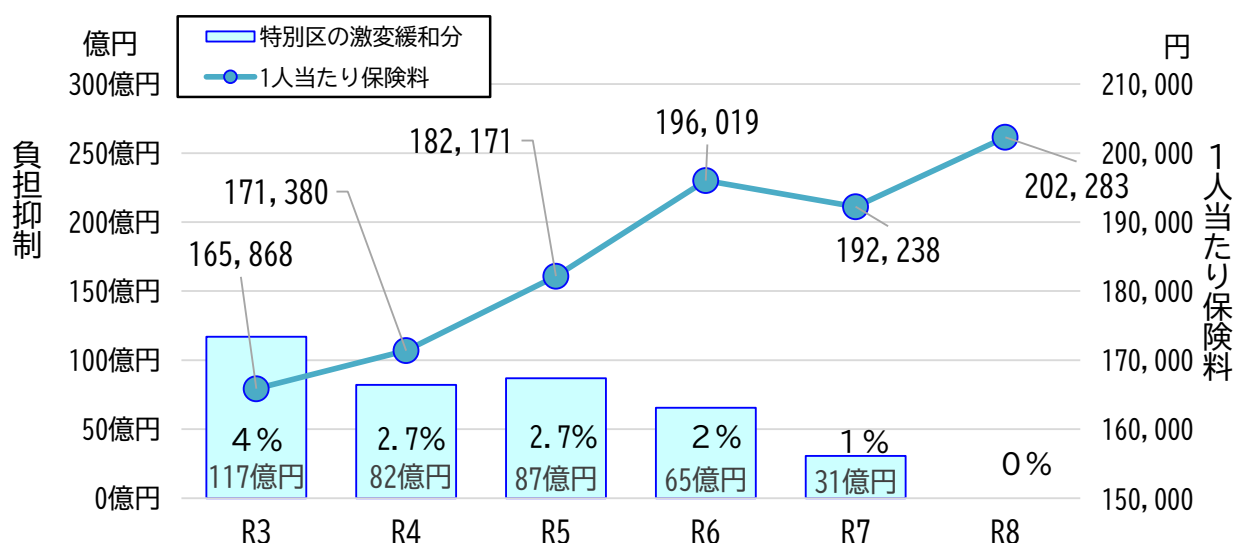
2 特別区独自の激変緩和措置、ロードマップ

- ・平成30年度の制度改革による納付金制度導入に伴う保険料急増への独自激変緩和措置として、国の激変緩和措置期間（6年間）にあわせ、納付金の94%を賦課総額に組み入れ、年1%ずつ引き上げるロードマップを作成し、負担抑制してきた（以下、この割合を「納付金組入率」という。）。
 - ・本ロードマップは、新型コロナウイルス感染症拡大等の特殊な要因により、計画通り進まなかったため、当初から遅れた2年分を延長した。
- ⇒令和8年度基準保険料率算定で、賦課総額に対する納付金組入率100%を達成し、これまで実施してきたロードマップによる負担抑制は解消される。

年度	R 5	R 6	R 7	R 8
納付金組入率	97.3% (※)	98% (※)	99%	100%

※令和5年度及び令和6年度の基礎分の納付金組入率は、更なる負担抑制のため、追加で一般財源を投入した結果、実質、令和5年度は納付金の90.3%、令和6年度は納付金の93.5%となっている。

特別区基準保険料算定における激変緩和分の負担抑制及び1人当たり保険料



※棒グラフの割合は、納付金の100%に対する特別区の激変緩和分の割合。

※1人当たり保険料は、令和7年度までは【基礎・後期・介護合算額】で表示しているが、令和8年度は【基礎・後期・介護・子ども合算額】で表示。

3 賦課割合

- ・東京都が示した所得係数に基づき算出した特別区の水準は、基礎分、後期支援金分、介護納付金分のいずれも所得割58：均等割42、子ども支援金分は所得割57：均等割43であった。
- ・特別区基準保険料についても、この割合を賦課割合とする。

4 保険料の賦課限度額及び均等割軽減判定基準額

【保険料の賦課限度額】

賦課限度額について、基礎分を1万円引上げ**67万円**、子ども支援金分が新設され3万円とし、中間所得層への影響を緩和する。

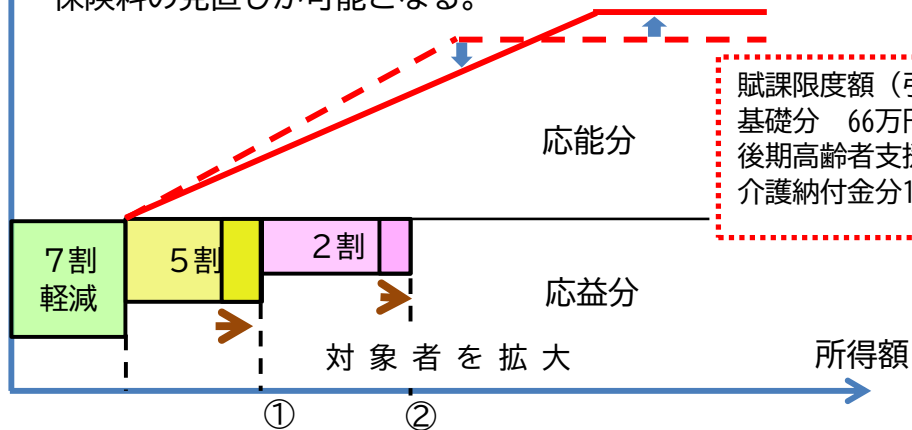
【保険料の均等割軽減判定基準額】

- (1) 5割軽減判定所得算定における被保険者数に乗ずる額を30.5万円⇒**31万円**に引き上げる。
- (2) 2割軽減判定所得算定において被保険者数に乗ずる額を56万円⇒**57万円**に引き上げる。

<改正後>

保険料額

中間所得層の被保険者に配慮した
保険料の見直しが可能となる。



賦課限度額 (引上げ後)

基礎分 **67万円**

後期高齢者支援金分26万円 (増減なし)

介護納付金分17万円 (増減なし)

子ども支援金分 **3万円** (新設)

賦課限度額 (引上げ前)

基礎分 66万円

後期高齢者支援金分26万円

介護納付金分17万円

対象者を拡大

所得額

① ②
経済動向等を踏まえ、軽減判定所得を見直し

5 医療費適正化への取組

- ・糖尿病性腎症重症化予防事業、ジェネリック医薬品利用促進、適正服薬推進事業等、連携して医療費適正化対策を進める。
- ・被保険者への広報媒体を通じた医療費の適正化の啓発や、医師会・薬剤師会等への働きかけを広域的に行っていく。

【基礎分】

賦課総額 算定対象経費	納付金		特定 健診 保健 指導	出産 育児	葬祭	保健 事業 他	結核 精神
賦課総額	基盤安定繰入金		保険者努力支援制度		保険料	出産育児 交付金	普通 交付 金
	都繰入金						
	(審査支払手数料) (高額療養費等)	保険料		特別 交付金 2/3	保険料	保険料	
特別区独自の負担抑制策							

【後期分】

賦課総額 算定対象経費	納付金	
賦課総額	基盤安定繰入金	
	保険料	
	特別区独自の負担抑制策	

【介護分】

賦課総額 算定対象経費	納付金	
賦課総額	基盤安定繰入金	
	保険料	
	特別区独自の負担抑制策	

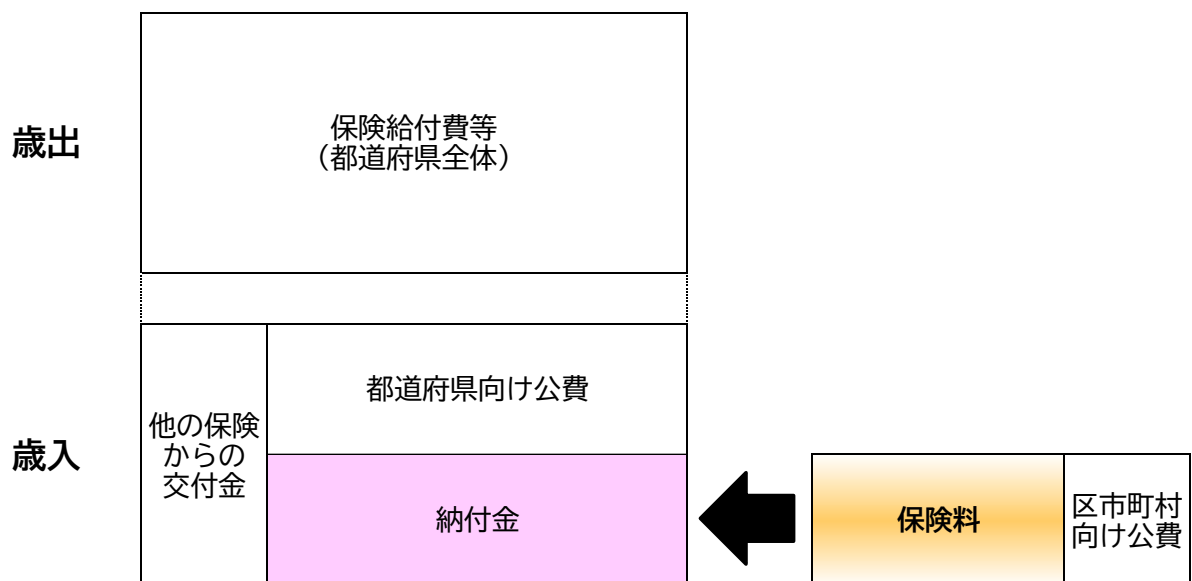
【子ども分】

賦課総額 算定対象経費	納付金	
賦課総額	基盤安定繰入金	
	保険料	
	特別区独自の負担抑制策	

国民健康保険医療給付の財源構成

【都道府県国保】

【区市町村国保】



【諮問事項】大田区国民健康保険条例の改正予定内容一覧

(令和8年4月1日改正)

項目	改正内容	改正後	改正前	条文	根拠	
国民健康保険料 (基礎分)の料率等	賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の所得割率	100分の7.51	100分の7.71	第15条の4	特別区 共通基準	
	被保険者均等割の1人当たりの金額(年額)	47,600円	47,300円			
	賦課限度額	670,000円	660,000円	第15条の8		
	被保険者均等割額から減額する額	7割	33,320円	33,110円		第19条の2
		5割	23,800円	23,650円		
2割		9,520円	9,460円			
国民健康保険料 (後期高齢者支援金分) の料率等	賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の所得割率	100分の2.80	100分の2.69	第15条の12	特別区 共通基準	
	被保険者均等割の1人当たりの金額(年額)	17,600円	16,800円	第19条の2		
	被保険者均等割額から減額する額	7割	12,320円			11,760円
		5割	8,800円			8,400円
		2割	3,520円	3,360円		
国民健康保険料 (介護分)の料率等	賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の所得割率	100分の2.43	100分の2.25	第16条の4	特別区 共通基準	
	被保険者均等割の1人当たりの金額(年額)	17,800円	16,600円	第19条の2		
	被保険者均等割額から減額する額	7割	12,460円			11,620円
		5割	8,900円			8,300円
		2割	3,560円	3,320円		

7

資料9

【諮問事項】大田区国民健康保険条例の改正予定内容一覧

(令和8年4月1日改正)

項 目	改 正 内 容	改正後	改正前	条 文	根 拠
8 子ども・子育て支援納付金 制度の新設に伴う改正	保険料の賦課額について子ども・子育て支援納付金に関する規定を追加	並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。		第14条の2	特別区 共通基準
	基礎賦課総額における(1)当該年度における次に掲げる額の合算額のイの項目について子ども・子育て支援納付金に関する規定を追加	並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額		第14条の3	
	基礎賦課総額における(1)当該年度における次に掲げる額の合算額のロの項目について子ども・子育て支援納付金に関する規定を追加	並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額	—		
	基礎賦課総額における(2)当該年度における次に掲げる額の合算額のイの項目について子ども・子育て支援納付金に関する規定を追加	並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額			
	基礎賦課総額における(2)当該年度における次に掲げる額の合算額のロの項目について子ども・子育て支援納付金に関する規定を追加	並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額			

【諮問事項】大田区国民健康保険条例の改正予定内容一覧

(令和8年4月1日改正)

項 目	改 正 内 容	改正後	改正前	条 文	根 拠
<p style="text-align: center;">6</p> <p>子ども・子育て支援納付金制度の新設に伴う改正</p>	<p>子ども・子育て支援納付金賦課総額の新設</p>	<p>保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条の2、第19条の4、第19条の5及び第19条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1)当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額 イ 第19条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額 イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p>	—	<p>第16条の6</p>	<p>特別区 共通基準</p>
	<p>子ども・子育て支援納付金賦課額の新設</p>	<p>保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。</p>		<p>第16条の7</p>	

【諮問事項】大田区国民健康保険条例の改正予定内容一覧

(令和8年4月1日改正)

項目	改正内容	改正後	改正前	条文	根拠	
子ども・子育て支援納付金制度の新設に伴う改正	子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定の新設	前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。	—	第16条の8		
国民健康保険料 (子ども・子育て支援納付金分)の料率等	賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の所得割率	100分の0.27		第16条の9	特別区 共通基準	
	被保険者均等割の1人当たりの金額(年額)	1,800円		第16条の10		
	賦課限度額	30,000円				
	被保険者均等割額から減額する額	7割	1,260円			
		5割	900円	—		第19条の2
		2割	360円			
	18歳以上被保険者均等割の1人当たりの金額(年額)	73円		第16条の9		
	18歳以上被保険者均等割額から減額する額	7割	52円			
5割		37円		第19条の2		
2割		15円				
納付義務者に対して課する保険料の額	基礎賦課額から各号アに定める額を減額して得た額の賦課限度額	670,000円	660,000円	第19条の2	国民健康 保険法 施行令	
	子ども・子育て支援納付金賦課額から各号工及びオに定める額を減額して得た額の賦課限度額	30,000円	—			
	被保険者均等割額から5割減額する場合の所得基準額	基礎控除額(43万円)+(給与所得者等の数-1)×10万円+31万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	基礎控除額(43万円)+(給与所得者等の数-1)×10万円+30.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)			
	被保険者均等割額から2割減額する場合の所得基準額	基礎控除額(43万円)+(給与所得者等の数-1)×10万円+57万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	基礎控除額(43万円)+(給与所得者等の数-1)×10万円+56万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)			

【諮問事項】大田区国民健康保険条例の改正予定内容一覧

(令和8年4月1日改正)

項目	改正内容	改正後	改正前	条文	根拠	
未就学児の被保険者均等割額から減額する額の改定	納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である未就学児がいる場合の未就学児1人につき追加して減額する被保険者均等割額	7割	10,050円 基礎分7,140円+後期高齢者支援金分2,640円+子ども・子育て支援納付金分270円	9,615円 基礎分7,095円+後期高齢者支援金分2,520円	第19条の4	特別区 共通基準
		5割	16,750円 基礎分11,900円+後期高齢者支援金分4,400円+子ども・子育て支援納付金分450円	16,025円 基礎分11,825円+後期高齢者支援金分4,200円		
		2割	26,800円 基礎分19,040円+後期高齢者支援金分7,040円+子ども・子育て支援納付金分720円	25,640円 基礎分18,920円+後期高齢者支援金分6,720円		
		非該当	33,500円 基礎分23,800円+後期高齢者支援金分8,800円+子ども・子育て支援納付金分900円	32,050円 基礎分23,650円+後期高齢者支援金分8,400円		
出産被保険者の保険料の減額	子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額	当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	—	第19条の5	特別区 共通基準	
	子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額	当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	—			

【諮問事項】大田区国民健康保険条例の改正予定内容一覧

(令和8年4月1日改正)

項 目	改 正 内 容	改正後	改正前	条 文	根 拠
18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額	当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額	当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の9の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条の2各号、第19条の4第3号及び前条第8号に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。）から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。	—	第19条の6	特別区 共通基準
付則	施行期日の制定等			付則	

報 告 資 料

令和8年2月14日

大田区区民部国保年金課

目 次

1	報告資料1	令和8年度 特別区基準による国民健康保険料算定上の基礎数値	1 頁
2	報告資料2	国民健康保険特別会計予算・決算額	5 頁
3	報告資料3	国民健康保険料収納状況報告（各年度12月末現在）	6 頁
4	報告資料4	国保財政健全化計画について	7 頁
5	報告資料5	国民健康保険制度の対応状況及び今後の予定等	8 頁
6	報告資料6	大田区国民健康保険第3期データヘルス計画概要及び令和6年度個別事業実績報告	10 頁 別紙
7	報告資料7	大田区国民健康保険第3期データヘルス計画令和7年度個別事業進捗報告	15 頁

基礎分

報告資料 1 - 1

令和8年度 国民健康保険料算定上の基礎数値 <<最終案>>

	令和8年度最終案 【納付金組入率100%】	対前年度	令和7年度最終案 【納付金組入率99%】
被保険者数	1,662,369	-36,609	1,698,978
年度間調整後の納付金額（d'）	200,456,175,116	-7,451,463,023	207,907,638,139
1人当たり納付金 (特別区独自負担抑制前)	120,585	-1,788	122,372
独自負担抑制後 納付金額	200,456,175,116	-5,372,386,642	205,828,561,758
加算項目(計)	6,754,134,429	-352,338,963	7,106,473,392
保健事業	373,834,253	-53,721,000	427,555,253
出産育児諸費	2,920,906,810	-134,394,450	3,055,301,260
葬祭諸費	654,965,000	-47,198,000	702,163,000
条例減免に要する費用	706,274	10,644	695,630
特定健康診査等に要する費用	2,803,722,092	-117,036,157	2,920,758,249
国庫等返還分の精算	0	0	0
減算項目(計)	18,802,648,525	-2,749,604,643	21,552,253,168
保険者支援制度(医療分)	12,716,781,156	-793,970,190	13,510,751,346
算定可能な都道府県繰入金	2,242,437,615	-17,863,952	2,260,301,567
保険者努力支援制度	1,981,357,000	122,209,000	1,859,148,000
特定健康診査等負担金	1,762,250,693	-33,292,469	1,795,543,162
過年度の保険料収納見込	過年度の保険料収納見込は算入しない		
出産育児一時金 (法定繰入分)	0	-2,036,344,545	2,036,344,545
国・特別調整交付金 (市町村分)	83,243,000	11,797,000	71,446,000
法定外繰入 (地単波及増分)	4,378,915	-2,841,769	7,220,684
国庫等返還分の精算	12,200,146	702,282	11,497,864
賦課総額	188,407,661,020	-2,975,120,962	191,382,781,982
1人当たり保険料	113,337	691	112,646
保険料率			
賦課割合	58:42		58:42
所得割合	7.51	-0.20	7.71
均等割額	47,600	300	47,300
法定外繰入措置額	9,279,885,393	-1,216,965,966	10,496,851,359

後期分

報告資料 1 - 2

令和8年度 国民健康保険料算定上の基礎数値 <<最終案>>

	令和8年度最終案 【納付金組入率100%】	対前年度	令和7年度最終案 【納付金組入率99%】
被保険者数	1,662,369	-36,609	1,698,978
年度間調整後の納付金額（d'）	74,601,626,436	1,283,870,204	73,317,756,232
1人当たり納付金 （特別区独自負担抑制前）	44,877	1,723	43,154
独自負担抑制後納付金額	74,601,626,436	2,017,047,766	72,584,578,670
加算項目（計）	34,937	3,283	31,654
条例減免に要する費用 （後期分）	34,937	3,283	31,654
減算項目（計）	4,600,307,310	18,999,421	4,581,307,889
保険者支援制度（支援金分）	4,600,307,310	18,999,421	4,581,307,889
過年度の保険料収納見込	過年度の保険料収納見込は算入しない		
賦課総額	70,001,354,063	1,998,051,628	68,003,302,435
1人当たり保険料	42,110	2,083	40,027
保険料率			
賦課割合	58:42		58:42
所得割合	2.80	0.11	2.69
均等割額	17,600	800	16,800
法定外繰入措置額	3,918,038,373	-220,043,004	4,138,081,377

保険料率等（基礎分+後期分）

1人当たり保険料	155,447	2,774	152,673
賦課割合	58:42		58:42
所得割合	10.31	-0.09	10.40
均等割額	65,200	1,100	64,100

介護分

報告資料 1-3

令和8年度 国民健康保険料算定上の基礎数値 <<最終案>>

	令和8年度最終案 【納付金組入率100%】	対前年度	令和7年度最終案 【納付金組入率99%】
被保険者数	608,534	-12,270	620,804
納付金額 (d)	27,395,212,795	1,054,049,207	26,341,163,588
1人当たり納付金 (特別区独自負担抑制前)	45,018	2,588	42,431
独自負担抑制後納付金額	27,395,212,795	1,317,460,843	26,077,751,952
加算項目(計)	27,073	7,635	19,438
条例減免に要する費用	27,073	7,635	19,438
減算項目(計)	1,466,686,339	-49,322,232	1,516,008,571
保険者支援制度(介護分)	1,466,686,339	-49,322,232	1,516,008,571
過年度の保険料収納見込	過年度の保険料収納見込は算入しない		
賦課総額	25,928,553,529	1,366,790,710	24,561,762,819
1人当たり保険料	42,609	3,044	39,565
保険料率			
賦課割合	58:42		58:42
所得割合	2.43	0.18	2.25
均等割額	17,800	1,200	16,600
法定外繰入措置額	1,177,208,631	5,493,877	1,171,714,754

子ども分

報告資料 1-4

令和8年度 国民健康保険料算定上の基礎数値 <<最終案>>

	令和8年度最終案 【納付金組入率100%】	対前年度	令和7年度最終案 【納付金組入率99%】
被保険者数	1,662,369	#VALUE!	-
納付金額 (d)	7,025,270,151	#VALUE!	-
1人当たり納付金 (特別区独自負担抑制前)	4,226	#VALUE!	-
独自負担抑制後納付金額	7,025,270,151	#VALUE!	-
加算項目(計)	0	#VALUE!	-
条例減免に要する費用	0	#VALUE!	-
減算項目(計)	0	#VALUE!	-
保険者支援制度(子ども分)	0	#VALUE!	-
過年度の保険料収納見込	過年度の保険料収納見込は算入しない		
賦課総額	7,025,270,151	#VALUE!	-
1人当たり保険料	4,227	#VALUE!	-
保険料率			
賦課割合	57:43		-
所得割率	0.27	#VALUE!	-
均等割額	1,800	#VALUE!	-
均等割額(18歳以上)	73	#VALUE!	-
18歳以上1人当たり保険料	4,300	#VALUE!	-
法定外繰入措置額	721,495,245	#VALUE!	-

国民健康保険事業特別会計予算・決算額

<歳入>

(単位 千円)

	6年度予算	6年度決算	決算割合	7年度予算
国民健康保険料	15,832,032	16,584,829	25.1%	15,394,356
国庫支出金	25,355	25,355	0.0%	1
都支出金	43,279,408	41,670,948	63.0%	41,758,867
繰入金	8,365,220	7,405,136	11.2%	5,843,550
繰越金	372,336	372,337	0.6%	600,000
その他収入	144,952	105,738	0.2%	134,269
合計	68,019,303	66,164,343	100.0%	63,731,043

<歳出>

(単位 千円)

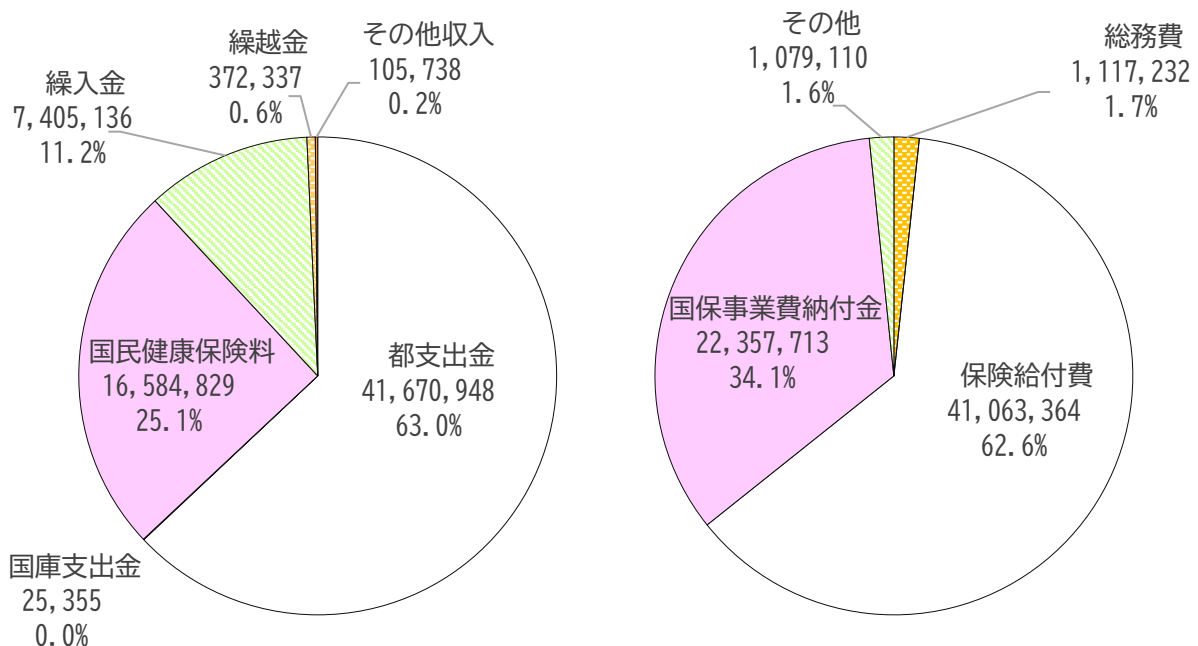
	6年度予算	6年度決算	決算割合	7年度予算
総務費	1,173,306	1,117,232	1.7%	1,087,567
保険給付費	43,212,628	41,063,364	62.6%	41,685,048
国保事業費納付金	22,357,719	22,357,713	34.1%	20,235,321
その他	1,275,650	1,079,110	1.6%	723,107
合計	68,019,303	65,617,419	100.0%	63,731,043

※6年度予算額は決算時の予算現額

7年度予算額は当初予算額

令和6年度決算

歳入（収入済額） 661億6,434万2,662円 歳出（支出済額） 656億1,741万9,466円



国民健康保険料収納状況報告（各年度12月末現在）

年度	区分	調定額：千円	収入額：千円	収納率	対前年度増減
6	現年分	17,685,085	10,492,053	59.33%	
	滞納繰越分	2,939,224	698,892	23.78%	
	合計	20,624,309	11,190,945	54.26%	
7	現年分	16,698,537	10,087,657	60.41%	1.08
	滞納繰越分	3,044,001	885,830	29.10%	5.32
	合計	19,742,538	10,973,487	55.58%	1.32

【参考：令和6年度決算額】

年度	区分	調定額：千円	収入額：千円	収納率
6 決算	現年分	17,540,223	15,768,289	89.90%
	滞納繰越分	2,935,524	816,540	27.82%
	合計	20,475,747	16,584,829	81.00%

【令和7年度における収納の取組み】

- 1 滞納者に対する財産調査等により、適切な滞納処分を実施
- 2 口座振替の加入勧奨、一括納付の奨励
- 3 多様な納付機会の提供
コンビニ・モバイルバンキング・年金特徴・クレジット収納・コード決済等
- 4 納付案内センターによる納付勧奨
- 5 区報・ホームページ・デジタルサイネージ等による広報活動
- 6 遠隔地等状況調査業務委託による滞納者に対する訪問及び状況調査等の実施

国保財政健全化計画について

計画の概要

国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには、原則として、必要な支出を保険料や国庫支出金等により賄うことにより、国民健康保険特別会計の財政収支が均衡することが重要である。

しかし、実際には、決算補填等を目的とした、一般会計からの法定外繰入等が行われている。

このため、区は、財政収支の改善等について検討を行うとともに、赤字についての要因分析を行い必要な対策について整理すること、赤字の解消または削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定めることとされている。

変更計画策定 令和7年9月（最新）

（1）収納率向上

- ・多様な納付方法を導入することで被保険者の利便性向上を図る。

（2）保険料の適正賦課

- ・激変緩和措置として、令和6年度以降は特別区で決定したロードマップに沿い、令和8年度で納付金の100%が賦課総額となるよう、賦課を行う。

（3）医療費適正化

- ・糖尿病性腎症重症化予防保健指導、循環器病予防受診勧奨等の実施、特定健診受診率の向上等に取り組むことで、医療費の適正化につなげる。

なお、計画の実行性・進捗状況、国や都の動向を踏まえ、随時見直しを行うものとする。

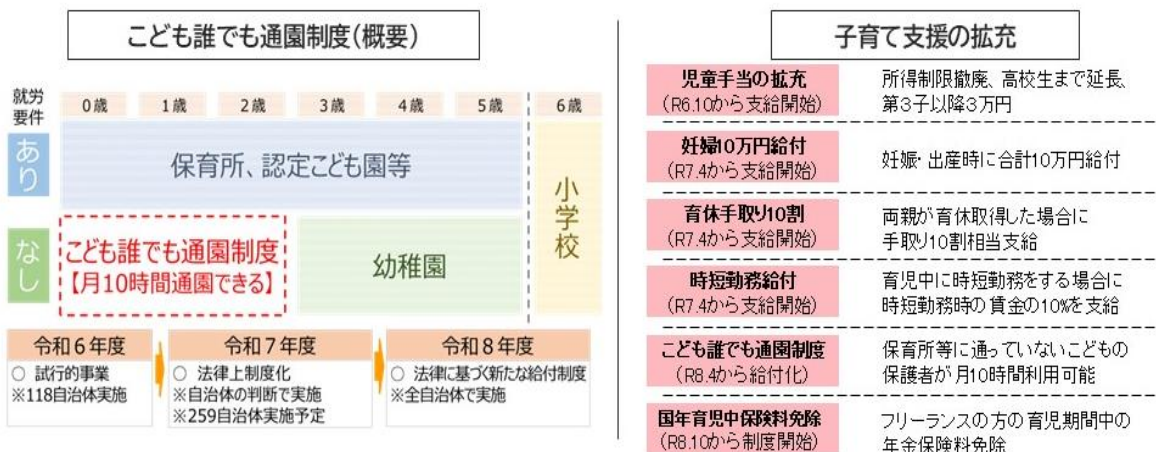
国民健康保険制度の対応状況及び今後の予定等

1 「子ども・子育て支援金制度」の創設

子育て支援策を拡充するため、高齢者を含む全ての世代や企業の皆様から拠出いただく「子ども・子育て支援金制度」を令和8年度から段階的に実施することが、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」に規定された。

子ども・子育て支援金は、加入する医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険）ごとに保険料が決められ、令和8年4月分から医療保険料と合わせて徴収される。

その用途は全て子育て支援関係に限定され、児童手当の拡充や誰でも通園制度などの給付を通じて、現役世代（子育て世帯）に還元される。



※子ども家庭庁ホームページより抜粋

2 高額療養費の見直し

令和7年12月25日の社会保障審議会・医療保険部会にて見直し案の骨格がまとめられた。本見直しは、令和8年8月と9年8月の2段階で実施することとされ、増大する医療費などへの対応として、多数回該当の据え置きや年間上限額の新設などにより、長期療養患者や低所得者の経済的負担に配慮しつつ、月ごとの自己負担限度額の引き上げや所得区分の細分化、70歳以上の外来特例の引き上げが予定されている。

3 【実施予定】国民健康保険に関する行政手続きオンライン化

資格確認書・資格情報のお知らせの再交付申請、特定疾病受領証の再交付申請、限度額適用等の認定申請などについて、手続きのオンライン化に向けて検討し、令和8年4月以降を目途にオンライン化を実施する予定。

4 国民健康保険システム標準化に伴う帳票の変更

国民健康保険システム標準化に伴い、令和6年度から令和7年度にかけて、納付書、高額療養費支給申請書、支給決定通知書圧着ハガキ（高額療養費、葬祭費、出産育児一時金）、療養費支給決定通知書など、多くの帳票が変更となった。令和8年度においては、納入通知書、更正決定通知書、減免決定通知書の各レイアウトが変更になる予定。

5 外国人等被保険者に係る制度・対策について

在留期間の更新許可や在留の必要性等の検討精査、税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用のため、国等において、外国人等被保険者の収納対策に関する制度の検討・構築が進められている。

○ 地方出入国在留管理官署との協力要請制度

地方出入国在留管理官署と地方公共団体で合意した後、地方公共団体は、保険料の徴収のため、保険料の滞納者の中で、悪質な滞納者と判断した外国人について地方出入国在留管理官署へ情報共有する仕組みが、令和2年から試行構築されている。

○ 行政機関間の情報連携を活用した国民健康保険料の滞納対策

令和9年6月に向けて、デジタル庁が運用する情報提供ネットワークシステム「公共サービスメッシュ」を用いて、出入国在留管理庁が在留資格審査のために、本人の同意を得た上で、外国人に係る保険料の納付情報を入手することができる仕組みが構築される予定。

○ 国民健康保険料の前納

入国初年度の保険料（※）について、通常納期限から前倒して納付させる仕組み（前納）を令和8年4月以降自治体が導入できるよう条例参考例や留意点等が示される。導入を希望する自治体は、任意で条例を改正して導入するものと考えられている。

（※）内外無差別の観点で、外国人に限らず、帰国した日本人も同様の取扱いとする。

大田区国民健康保険 第3期データヘルス計画

個別事業実績報告【令和6年度】

1 特定健康診査（人間ドック受診助成含む）

概要	生活習慣病に着目した健診を行い、予防・早期発見・早期治療により急激な重症化を緩和しQOLの向上へつなげることを目的とした健康診査	
対象者	40歳～74歳の国保被保険者（妊産婦、長期入院等一部除外対象あり）	
実施方法等	<<特定健康診査>> 医師会委託により区内健診実施医療機関にて実施（6月1日から翌年3月31日まで） <<人間ドック受診助成>> 以下2通りの方式により費用を助成（通年申請可） （1）利用者申請方式：受診結果等を添付のうえ区に申請し、口座振替で上限8,400円の助成を受ける （2）医療機関協定方式：協定医療機関で受診費用から上限8,400円の助成額を直接控除する	
取組	受診率向上のため、主に以下の取組を実施した。 （1）人工知能（AI）を活用した受診勧奨 ⇒ 2回実施（9月:52,000件、1月:40,147件） （2）生活習慣病のレセプト件数が多い医療機関を訪問し、患者への受診勧奨について直接依頼した。 （3）人間ドック受診助成事業（特定健診受診とみなすことができる） ⇒ 助成件数の上限を1,000件から1,100名に拡大した。 ⇒ 医療機関協定方式を整備し、導入した。	
実績	受診率：39.4% 勧奨受診率：20.1% 人間ドック受診助成件数：1,055件（うち医療機関協定方式103件） 人間ドックの特定健診に占める割合：1.42%（助成数(有資格者)／健診対象者数70,057名）	
振り返り・見直し等	成功要因 (よかったこと)	・医療機関分析による医療機関への訪問により、生活習慣病で治療中の方へ医師や医療スタッフから受診を促していただくよう依頼したところ、訪問した医療機関の殆どで健診受診者の割合が増加した。 ・人間ドック受診助成の医療機関協定方式により利用者の負担軽減を図った結果、想定以上の利用者があり、助成件数の増加及び国庫補助金の対象として上乗せできた。
	阻害要因 (うまくいかなかったこと)	人工知能を活用した受診勧奨は、これまで課題としてきた「レセプト有り健診歴無し」、「レセプト無し健診歴無し(健康無関心層)」の勧奨受診率が低く、課題としている未受診者層の掘り起こしができていない。
	計画修正内容 (今後の取組等)	・はがき勧奨では行動変容に繋がりにくい健康無関心層等に対し、有効な勧奨手法を調査検討する。 ・よりわかりやすい健診制度となるよう、受診票同封の案内通知の簡素化を検討する。

2 早期介入保健事業

概要	若年層に健康診査を意識づけし、生活習慣病の早期発見・早期治療や、40歳以降も特定健診の継続受診につなげるための事業。	
対象者	年度末年齢37、38、39歳の国保被保険者（特定健診プレ年代）	
実施方法等	<<簡易血液検査キット送付事業>> 事業者委託により実施。案内状により申込みした者に簡易血液検査キットを送付し、検査後に判定結果を提供する。 【実施期間】概ね11月から12月20日前後まで 【申込について】スマートフォン・PCから申込（自己負担1,500円）。	
取組	3,398人の対象者宛に、令和6年11月1日から令和6年12月23日までを申込期間として案内を送付した。	
実績	申込者219人（上限300人） 実施者170人 C・D判定者（要経過観察以上のハイリスク者）95人	
振り返り・見直し等	成功要因 (よかったこと)	(特記すべき内容無し)
	阻害要因 (うまくいかなかったこと)	新型コロナウイルス感染症の時期から数年は高い申込件数であったが、近年は申込者数が減少しており、ニーズに対応できていない可能性がある。
	計画修正内容 (今後の取組等)	上限人数の削減などを検討している。

3 特定保健指導

概要	特定健診受診結果から生活習慣病のリスクが高い方を対象に、専門職が生活習慣改善の支援を目的に実施する保健指導	
対象者	特定健診や人間ドック受診助成を利用された方のうち、特定保健指導基準（動機付け支援又は積極的支援）に該当した方	
実施方法等	<p>【委託先】事業者及び区内3か所の医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則では、特定健診を受診後、国保連合会システムの判定で該当者となった方に、委託事業者が利用券を送付し、申込みがあった方に区内7か所の公共施設又はリモートにより保健指導を実施する。 ・委託医療機関にて特定健診を受診し、特定保健指導基準に該当した方には、利用券は送付せずその場で参加案内する。 <p>【実施期間（初回面談）】</p> <p>事業者委託：9月から翌年8月まで 医療機関委託：6月から翌年5月まで</p>	
取組	事業者委託：利用券を送付しても参加されない方宛に、電話や手紙により参加勧奨を実施した。 医療機関委託：契約医療機関のうちの一つが、人間ドック助成の協定先のため、人間ドックから特定保健指導へ繋げるワンストップ型の仕組みを構築した。	
実績	<p>【初回面談件数】</p> <p>事業者実施：328件 医療機関実施：54件</p>	
振り返り・見直し等	成功要因 (よかったこと)	(特記すべき内容無し)
	阻害要因 (うまくいかなかったこと)	事業者委託について、個人情報の取扱いの関係でオンライン面談ができない期間が発生し、対面のみの実施となった点で実施者数に若干影響があった。
	計画修正内容 (今後の取組等)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者実施については、他自治体の実施事例などを参考に、保健指導の実施内容や勧奨方法、使用資材などについて改めて事業者と協議し、調整のもと仕様内容の見直す。 ・医療機関実施については、各機関の現状課題について聞き取り、課題解決に向けた施策を検討する。

4 糖尿病性腎症重症化予防保健指導

概要	高額医療費の要因である糖尿病性腎症重症化（人工透析）を予防するため、リスクが高い対象者に保健指導を行う事業。さらに、指導後のフォローアップにより、改善に向けた生活習慣の定着を図る。	
対象者	糖尿病で通院中かつ腎機能が低下している者	
実施方法等	対象者宛勧奨通知及びかかりつけ医から勧めていただく方法により参加者を募り、かかりつけ医と管理栄養士等が連携しながら、概ね6か月間、計6回の保健指導を実施する（医師会委託）。さらに、保健指導終了後のフォローアップを1回実施する。	
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導実施者数の増加に向けた新たな試みとして、対象者宛にプログラムの再勧奨はがきを送付したほか、医療機関向けに事業の説明会を実施して患者推薦を促した。 ・委託先の管理栄養士に向けて、保健指導報告書等の報告書類を精査し、様式のスリム化を行うなど、保健指導従事への負担感を軽減する工夫を行った。 ・医療機関が患者に参加を勧めやすくするため、対象患者リストを提供する体制を、次年度に向けて整備した。 	
実績	<p>参加者における透析移行者数：0人</p> <p>保健指導実施者数：8人（R5：19人）</p> <p>フォローアップ実施人数：7人（R5：18人）</p>	
振り返り・見直し等	成功要因 (よかったこと)	医療機関に対象患者リストを提供する法整備を進めることができた。
	阻害要因 (うまくいかなかったこと)	令和6年度の申込者が減少した要因として、大きな診療報酬改定の影響により、医療機関側からの患者推薦が伸び悩んだことが推察され、申込みには医療機関側の協力が不可欠であることが再認識できた。
	計画修正内容 (今後の取組等)	令和7年度からは、医療機関側が患者推薦を負担なく行えるよう、プログラムの案内を送付した対象者のリストを医療機関に提供し、患者への声がけに活用していただく。

5 医療機関受診勧奨

概要	糖尿病の重症化予防を目的に、糖尿病罹患患者または糖尿病のリスクが高い方を抽出し、医療機関への受診勧奨を行う事業	
対象者	糖尿病治療中断者及び特定健診異常値放置者	
実施方法等	特定健診データ及びレセプト情報から対象者を抽出し、重症化予防の周知・啓発リーフレットを同封のうえ、医療機関受診勧奨通知を送付する。	
取組	勧奨通知の文字数を減らし挿絵を入れる等、より読みやすく端的に趣旨を伝えられるよう工夫を行った。	
実績	事業対象者（健診異常値放置者188人、治療中断者18人）を抽出し、受診勧奨通知を送付した。 勧奨者の受診率：20.8%（R5：14.6%）	
振り返り・見直し等	成功要因 (よかったこと)	受診率が飛躍的に伸びたこともあり、通知の内容を精査した効果か否かを検証するため、令和7年度はほぼ同様の内容で勧奨を行う。受診率が同等もしくはそれ以上であれば通知効果として、方針を継続する。
	阻害要因 (うまくいかなかったこと)	(特記すべき内容無し)
	計画修正内容 (今後の取組等)	受診後のHbA1cの変化を評価するのは2年後の評価になるため、令和8年度の実績値を注視する。

6 歯科受診勧奨

概要	糖尿病の罹患者に、糖尿病と歯周病の関係について周知啓発し歯科受診を勧奨することにより、歯周病や糖尿病の改善につなげる事業	
対象者	糖尿病治療中で歯科受診歴が無い者	
実施方法等	糖尿病等の罹患データから抽出した対象者宛に、歯周病と糖尿病の関連性を周知啓発するリーフレットを同封し、歯科受診勧奨通知を送付する。	
取組	勧奨通知について、糖尿病と歯周病をより関連付けてイメージできるようなグラフを新たに挿入するなど、紙面の工夫を行った。	
実績	40歳から59歳までの事業対象者522人を抽出し、受診勧奨通知を送付した。 勧奨者の受診率：10.9%（R5：14.3%）	
振り返り・見直し等	成功要因 (よかったこと)	(特記すべき内容無し)
	阻害要因 (うまくいかなかったこと)	働き盛り世代をターゲットにしていることもあり、受診行動につながりにくい状況や、通知自体を開封してもらえていない可能性も考えられる。
	計画修正内容 (今後の取組等)	<ul style="list-style-type: none"> 受診率向上の取り組みとして、従前の通知内容を精査する程度の見直しレベルでは効果が期待できないと料する。国のモデル事業への参加の検討や、民間事業者への委託など、新たな一手を視野に検討していく必要がある。 予防医療の観点から、働き盛り世代に介入する方向性を継続したい。成人歯科健診のPRを強化するなど、歯科受診に繋がりがしやすいような環境整備の視点でも取り組んでいく。

7 循環器病予防受診勧奨（新規）

概要	特定健診の結果、血圧がⅡ度高血圧以上の該当者かつ医療機関未受診者に受診勧奨し、疾病管理につなげることにより循環器病を予防する事業	
対象者	前年度の健診結果でⅡ度高血圧以上の者	
実施方法等	対象者を抽出し、受診勧奨通知を送付。	
取組	新規事業のため、医師会の先生方と対象者の選定基準や通知内容等について、相談・調整を行った。	
実績	事業対象者 297人を抽出し、受診勧奨通知を送付した。 勧奨者の受診率：8.7%（目標値：20%）	
振り返り・見直し等	成功要因 （よかったこと）	対象者の選定基準や通知内容等について、医師会の先生方と相談・調整を行い、事業を開始することができた。
	阻害要因 （うまくいかなかったこと）	・受診率の目標値は他の受診勧奨事業を参考に設定しているが、目標値と乖離する結果となった。 ・受診につながらない要因として、病識が薄い方、白衣高血圧の方、家庭血圧の測定で充分と思っている方など、様々な状況が考えられる。
	計画修正内容 （今後の取組等）	医師会の先生方と効果検証結果を共有し、令和7年度の取組方針を固めるとともに、通知内容を精査する。

8 後発医薬品利用促進事業

概要	後発医薬品の普及と切り替えの促進により、調剤に係る自己負担軽減と医療費の適正化を図ることを目的とした、差額（後発医薬品への切替による薬剤費軽減見込額）通知を送付する事業	
対象者	本人自己負担額の軽減効果額が見込まれる者	
実施方法等	先発医薬品と後発医薬品の差額が一定額を超えた方に、後発医薬品に切替えた場合の薬剤費軽減見込額と、後発医薬品の有効性を周知啓発する通知を送付する。また、15歳未満の対象者（保護者）向けに啓発リーフレットを同封している。	
取組	15歳未満は隔月で年6回、15歳以上は年3回、計8,390人に通知した。	
実績	数量普及率：85.3%（R5：78.9%） 金額普及率：64.6%（R5：52.7%）	
振り返り・見直し等	成功要因 （よかったこと）	・普及率が大きく伸びた要因として、令和6年10月の選定療養見直しが大きく影響したものと考えられる。しかしながら、差額通知の送付も、事業開始の平成28年度数量普及率61.0%からの着実な向上に大きく貢献しており、後発医薬品を地道に啓発してきたことが今回の改正に乗じた円滑な切り替えに繋がったと評価できる。
	阻害要因 （うまくいかなかったこと）	令和6年度末時点で15歳未満の普及率が他の世代と比べやや低い傾向であるが、医療費助成制度の利用において、後発医薬品への関心が薄いことが要因のひとつと推察する。
	計画修正内容 （今後の取組等）	・15歳未満の普及率を上げるため、令和7年度も引き続きリーフレットによる啓発を継続する。 ・国や都が普及率の目標値等の見直しを行うことが想定されるため、注視しながら取組んでいく。

9 適正服薬推進事業

概要	服薬及び医療費の適正化を図ることを目的に、重複・多剤投与等のリスク対象者に服薬情報通知を送付し、医師・薬剤師への相談を勧奨する事業	
対象者	重複服薬・多剤服薬者等	
実施方法等	重複服薬者・多剤服薬者等を対象に、薬の処方を受けた医療機関や薬の情報を記載した服薬情報通知を送付し、医師・薬剤師への相談を勧奨する。 また、薬局から服薬指導の内容を区に報告していただくことにより、指導内容や介入結果の把握を行う。	
取組	令和5年度の新たな取組みを概ね踏襲し、事業の安定化を図った。 新たに、通知を受領した対象者の行動パターンの把握のため、アンケートを実施した。	
実績	事業対象者1,000人を抽出・選定し、服薬情報通知を基に委託事業者や薬剤師会と連携して事業を推進した。 重複服薬の改善割合：64.6%（R5：68.5%） 多剤服薬の改善割合：47.6%（R5：52.5%）	
振り返り・見直し等	成功要因 (よかったこと)	・新スキームでの取組も2年目であるが、薬剤師会への説明会で再周知し、事業が浸透してきていることが実感できた。 ・対象者のアンケートにより行動の傾向を把握し、今後の事業運営の参考とすることができた。
	阻害要因 (うまくいかなかったこと)	(特記すべき内容無し)
	計画修正内容 (今後の取組等)	・服薬リスクがある多くの方々の中から、事業対象者を絞り込んでいる状況のため、令和7年度は条件を精査しながら通知対象者を増やす方向である。 ・引き続き、対象者アンケートからより多くの情報を集約して、今後の医師会との連携についても検討する。

10 健康ポイント事業（連携実施）※区民向け事業

概要	健康づくり課が実施している、区民等に向けた健康づくりのインセンティブ事業。ICTを活用し、健康づくり活動、健康関連イベント参加、健康診断・がん検診の受診等をポイント化し、抽選で景品等と交換する仕組みで楽しみながら健康づくりを推進する。国保においても周知・広報しながら取組を支援し、被保険者の行動変容につなげる。	
対象者	大田区在住・在勤者	
実施方法等	アプリを活用し、健診受診について周知・啓発することにより、被保険者にも特定健診を意識づける。国保の取組として、国保窓口や様々な媒体を通して健康ポイント事業の周知を行う。	
取組	国保加入時に配布するチラシ「健診フローチャート」に、事業PRと、健康ポイントが付与される仕組みを掲載した。	
実績	国保加入者に係る実績については把握不可となった（委託事業者が変更した影響による）。	
振り返り・見直し等	成功要因 (よかったこと)	(特記すべき内容無し)
	阻害要因 (うまくいかなかったこと)	・国保加入者に係る実績については、これまで翌年度に分析依頼をしていたが、現年度の契約期間中に対応すべきであった。 ・令和6年度で従前のアプリが終了し、令和7年度以降は機能も精査され新たな仕様となったため、経年変化の評価が困難となった。
	計画修正内容 (今後の取組等)	・事業規模や機能の見直しにより、健康アプリを保健事業としてどのように活用していくのか、令和8年度の間評評価で見直す必要がある。

大田区国民健康保険 第3期データヘルス計画

個別事業進捗報告【令和7年度】（令和7年12月末時点）

1 特定健康診査（人間ドック受診助成含む）

＜特定健康診査受診率向上施策＞

- 人工知能（AI）を活用した受診勧奨
 - 1回目（36,864通 令和7年9月26日発送）、2回目（41,225通 令和8年1月9日発送）
- 企業健保との連携による取組：健康教室事業（オンライン）共同参加（令和7年8月2日、23日）
- 生活動線を活用した健康無関心層の感性に訴える取組：令和8年2月実施予定

＜人間ドック受診助成＞

人間ドック受診助成事業：助成件数の上限を1,100名として実施中（申込人数：12月末時点791名）

2 早期介入保健事業

申込上限を200人として、対象者2,170人に勧奨通知送付（令和7年10月30日）。

（申込期間：令和7年11月1日から令和7年12月19日まで）

※委託事業者が令和7年度の実施をもって簡易血液検査キット送付事業を終了するため、令和8年度以降は新スキームで展開する予定。

3 特定保健指導

2通りの実施方式で継続中 ※令和6年度から実施体制を変更

- (1) 事業者委託方式（令和5年度までは国保年金課から執行委任を受けて健康づくり課が実施）
- (2) 医療機関実施方式（令和2年度から医療機関との個別契約により実施）

※国保保健事業が健康づくり課に移管され、特定保健指導の担当が一本化された。現在、それぞれの実施方法の課題共有や改善策について、第3期データヘルス計画中間評価を見据え検討を進めている。

4 糖尿病性腎症重症化予防保健指導

- 保健指導実施者数：30人
 - フォローアップ実施者数：7人
 - ※プログラム修了から半年後にフォローアップを1回行い介入を完結する従前のスキームを変更。
 - 令和7年度からは区の保健師が電話により、生活状況の確認を半年毎の頻度で継続していくスキームに転換し、モチベーション維持を図っている。
- 【取組】患者推薦を円滑に行っていただくための新たな取組として、プログラムの案内を送付した対象者の医療機関別リストを、対象患者数が多い10か所の医療機関に提供した。

5 医療機関受診勧奨

抽出対象者 173人（令和7年10月17日送付）

【抽出条件】・糖尿病治療中断者（令和6年度中に糖尿病治療あり、令和7年4月～7月の間に糖尿病治療なし）

・健診結果異常値放置者（令和6年度特定健診で糖尿病相当かつ令和6年4月～令和7年7月の間に糖尿病治療無し）

【取組】パターン別に勧奨通知を送付。糖尿病性腎症の疑いがある方には合わせて保健指導プログラムも案内。

抽出条件のうち、リスクがさらに高い方（HbA1c7.0以上、尿蛋白（±）以上）に電話勧奨を実施。

6 歯科受診勧奨

40歳から59歳までの抽出対象者 495人（令和7年9月25日送付）

【抽出条件】令和7年度糖尿病治療ありかつ令和6年4月～令和7年5月に歯科治療のない者

【取組】成人歯科健診事業該当年齢の方（40.45.50.54歳）には、歯科健診の案内通知を同封して再勧奨を行った。

7 循環器病予防受診勧奨

抽出対象者 263人（令和7年10月23日送付）

【抽出条件】令和6年度特定健診でⅡ度高血圧以上かつ令和6年4月～令和7年7月の間に高血圧治療なし

【取組】三医師会の先生方と効果検証結果を共有し、助言内容を勧奨通知に反映。

8 後発医薬品利用促進事業

差額通知を15歳以上に年3回送付。15歳未満（保護者宛）は啓発リーフレットも同封し、隔月で年5回送付。

見込通数：約5,200通。（15歳以上：4,908通 15歳未満：約299通）

9 適正服薬推進事業

服薬情報通知数1,200通（令和7年8月送付）

【取組】薬局での服薬指導の内容を把握するため、薬局向けアンケートを実施

対象者の行動パターンの把握を目的として、対象者向けのアンケートを実施

10 健康ポイント事業（連携実施）※区民向け事業

被保険者に向けた取組として、以下の手法にて事業の周知を行い、特定健診の受診や健康づくりの取組を支援している。

- 【取組】特定健診等事業案内の封筒や「おたの国保」に事業案内を掲載
- 国保窓口でのリーフレット配布やデジタルサイネージによる広告
- 特定健診受診により健康ポイントを付与

大田区国民健康保険 第3期データヘルス計画 概要版

1 基本的事項

(1) 計画の位置づけ

データヘルス計画とは、「被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者が効果的・効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査・特定保健指導の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って運用するもの」と定義。「大田区基本構想」の健康分野に位置づけられ、「おおた健康プラン（第三次）」、「おおた高齢者施策推進プラン」及び東京都の医療費適正化計画と調和を図るもの。また、「第4期大田区特定健康診査等実施計画」を内包し、効果的に実施していく。

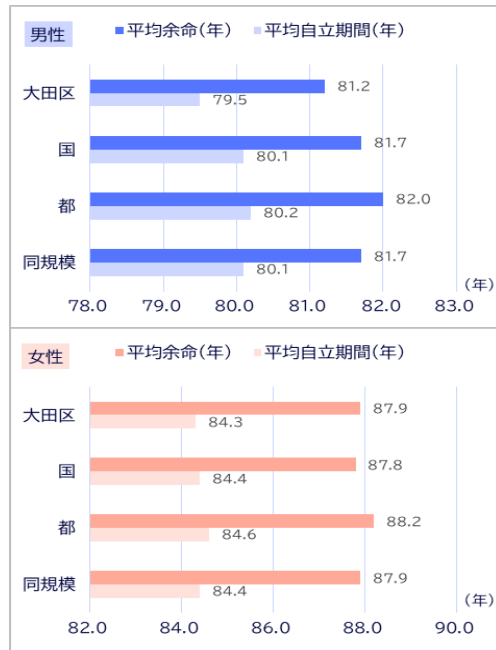
(2) 標準化の推進

令和2年7月、「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）」において、データヘルス計画の標準化が推進され、第3期計画策定にあたり都道府県レベルで標準化されることとなった。これにより、共通の評価指標による域内被保険者の経年的なモニタリングや、地域の健康状況や健康課題の分析方法、計画策定、評価等の一連の流れが共通化され、これらの業務負担軽減が期待されている。

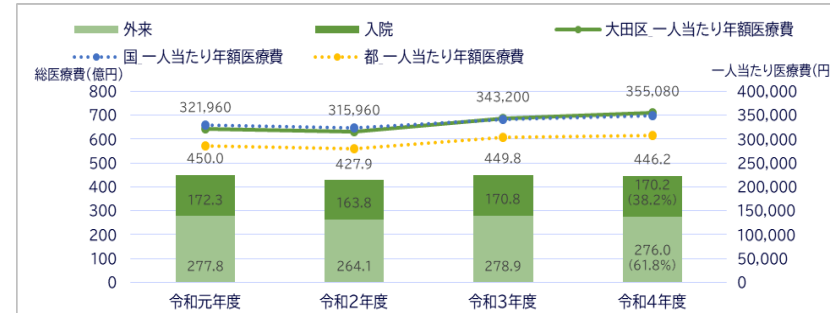
(3) 第3期計画期間：令和6年4月1日から令和12年3月31日の6年間（令和8年度に中間評価予定）

2 大田区の現状と課題 ※注：(1)の表以外はすべて国保加入者に限定したデータ

(1) 平均余命・平均自立期間（男女別） 令和4年度



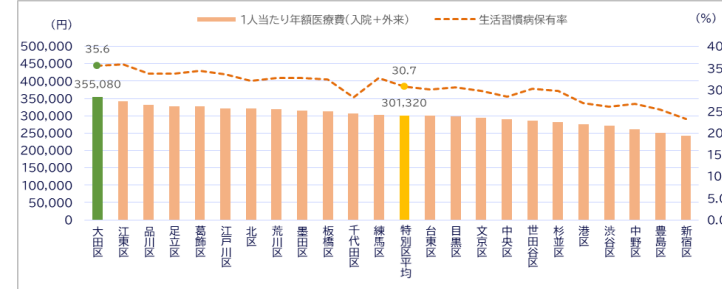
(2) 総医療費及び一人当たり医療費の推移



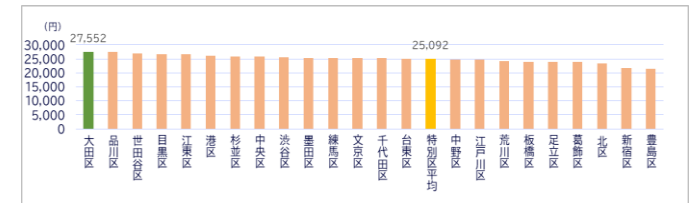
(3) 疾病分類別医療費割合【入院・外来】

順位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1位	慢性腎臓病(透析あり)	慢性腎臓病(透析あり)	慢性腎臓病(透析あり)	慢性腎臓病(透析あり)
2位	糖尿病	糖尿病	糖尿病	糖尿病
3位	関節疾患	関節疾患	関節疾患	関節疾患
4位	高血圧症	統合失調症	統合失調症	統合失調症
5位	統合失調症	高血圧症	高血圧症	統合失調症
6位	肺がん	肺がん	肺がん	不整脈
7位	不整脈	不整脈	不整脈	高血圧症
8位	脂質異常症	脂質異常症	脂質異常症	脂質異常症
9位	うつ病	うつ病	大腸がん	骨折
10位	大腸がん	大腸がん	うつ病	うつ病

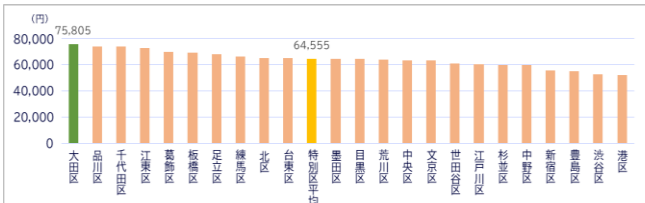
(4) 生活習慣病保有率と一人当たり年額医療費の特別区比較【入院・外来】 令和4年度



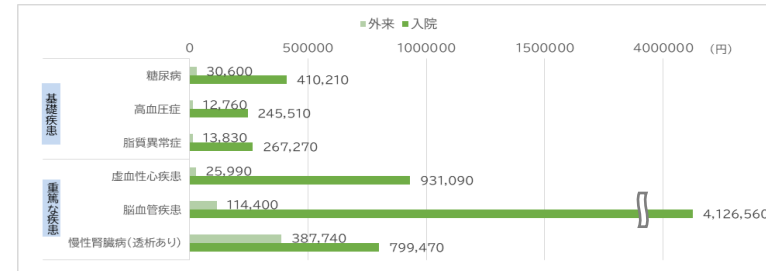
(5) 一人当たり年額医療費の特別区比較【歯科】 令和4年度



(6) 一人当たり年額医療費の特別区比較【調剤】 令和4年度



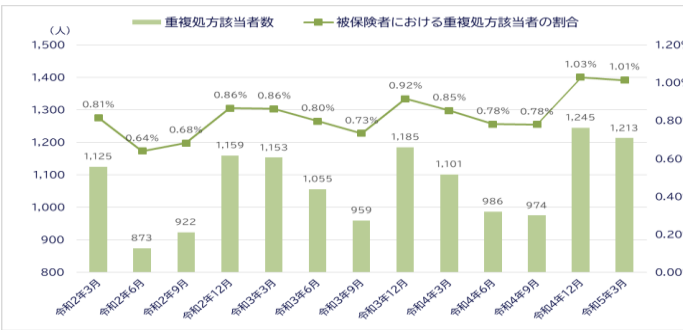
(7) 生活習慣病における基礎疾患と重篤な疾患のレセプト1件当たり年額医療費 令和4年度



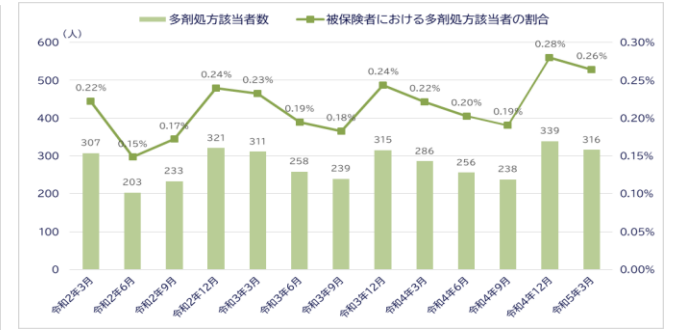
医療にかかる課題

●大田区は、重篤な疾患である虚血性心疾患や脳血管疾患など、循環器系の疾患の入院医療費が最も高く、医療費だけでなく、健康寿命やQOLにも大きな影響を与えている。
一方、基礎疾患である高血圧症の外来医療費や受診率は国より低く、適切に医療へ繋がっていないことが要因の一つと考える。疾病管理を適切に行えるよう介入し、重症化予防の取り組みを行っていく。

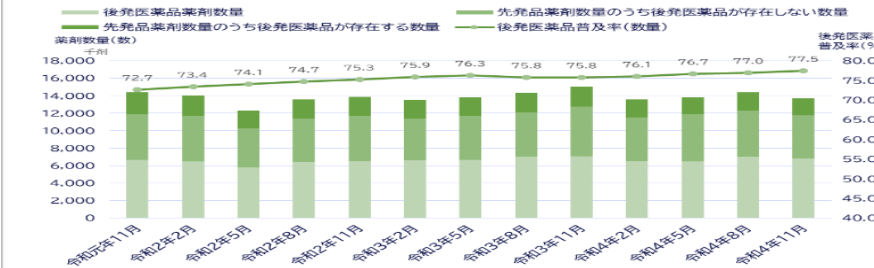
(8) 重複服薬該当者の推移



(9) 多剤服薬該当者の推移



(10) 後発医薬品の普及率（数量ベース）

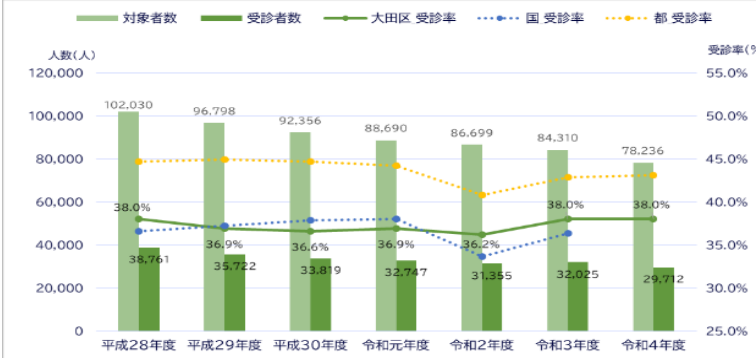


服薬にかかる課題

●重複・多剤服薬者は減少していない。調剤費への影響のみでなく、健康上に問題が生じる場合がある。被保険者の意識改善や知識の向上が重要であり、薬剤師や医師会と連携し引き続き適正服薬を推進していく。

●後発医薬品の普及率は国の目標値である80%に近付つつあるが、利用促進の取り組みを継続し、医療費適正化の推進に寄与していく。

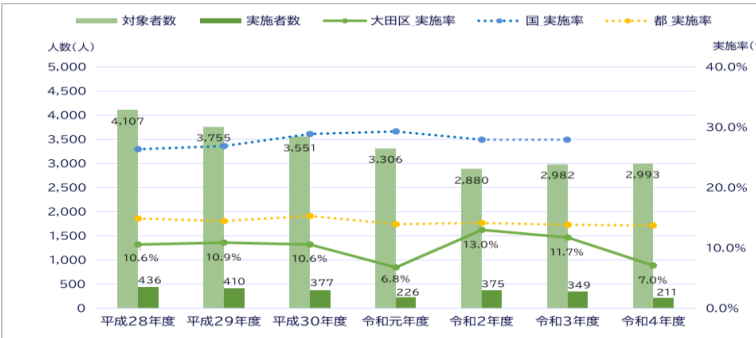
(11) 特定健診受診率（法定報告値）



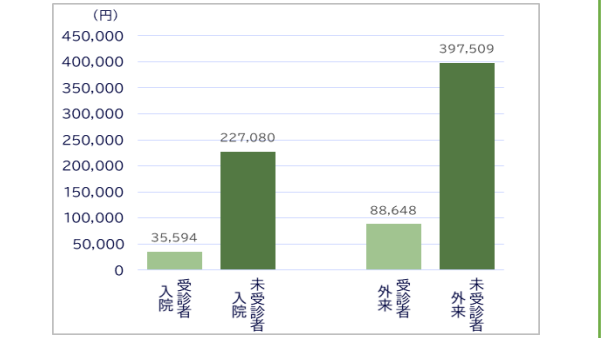
(12) 特定健診の受診状況と生活習慣病の治療状況 令和4年度

	合計		
	人数(人)	対象者に占める割合	特定健診受診者・未受診者に占める割合
対象者数	78,623	-	-
特定健診受診者数	29,776	-	-
生活習慣病_治療なし	4,933	6.3%	16.6%
生活習慣病_治療中	24,843	31.6%	83.4%
特定健診未受診者数	48,847	-	-
生活習慣病_治療なし	19,889	25.3%	40.7%
生活習慣病_治療中	28,958	36.8%	59.3%

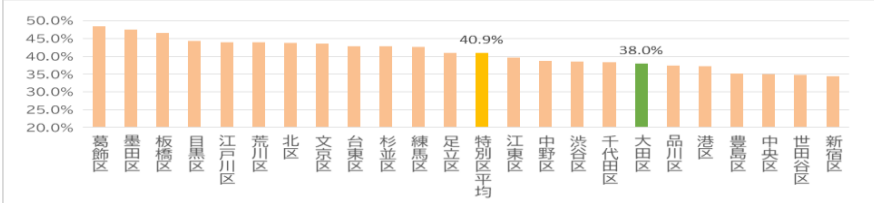
(13) 特定保健指導実施率（法定報告値）



(14) 健診有無別の一人当たり入院・外来医療費（年額）



(15) 特定健診受診率の特別区比較 令和4年度

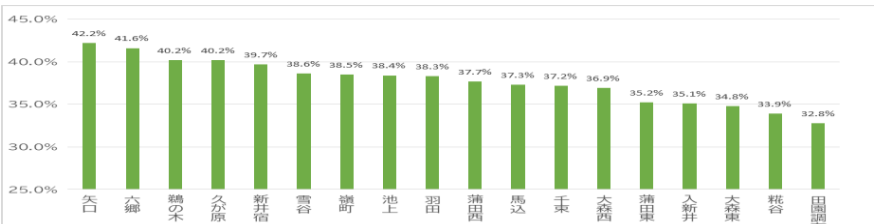


特定健診等にかかる課題

●受診率は都平均より低く、医療機関も未受診の者が25%以上いるため、健康状態が不明に必要な対策ができない。受診率の向上は喫緊の課題である。

受診率向上の取組として、第2期計画中ははがき勧奨を中心に多様な施策を実施してきたが、特別区23区の中でも低い方に位置している。第3期計画では、新たな観点での取り組みにより、着実な受診率向上が求められる。

(16) 地区別特定健診受診率 令和4年度



●特定保健指導についても、国や都と比較すると低い実施率になっている。令和6年度からの国の指針では、アウトカム（成果）にフォーカスした支援内容が求められ、積極的支援については改善に向かない場合はポイントを獲得できない仕様となった。今後は、ICTの活用も踏まえ、利用者の生活改善に繋がるような支援内容の検討が必須となる。

3 計画の目的・目標及び目的達成のための評価指標

第3期データヘルス計画策定にあたり、大田区では「健康寿命の延伸・医療費適正化」を最終到達点の目的とする。目的へ向けた「計画全体の目標」を以下のように設定する。

計画全体の目標	計画全体の評価指標	指標の定義	計画策定時実績	目標値						
			2022 (R4)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	
生活習慣病重症化の予防	生活習慣病に関連する死因別割合	厚生労働省人口動態調査	虚血性心疾患	7.6%(R3)			7.0%			6.4%
			脳血管疾患	6.6%(R3)			6.0%			5.4%
			腎不全	1.9%(R3)			1.6%			1.3%
生活習慣病重症化の予防	HbA1c8.0%以上の割合(特定健診受診者)	特定健康診査受診者でHbA1cの検査結果がある者のうち、値が8.0%以上の者の割合【KDB帳票「集計対象者一覧」】	1.3%			1.2%			1.1%	
	高血圧者の割合	特定健康診査受診者で①、②のいずれかを満たす者の割合 ①収縮期血圧≧140mmHg ②拡張期血圧≧90mmHg【KDB帳票「集計対象者一覧」】	23.5%			減少			減少	
生活習慣の改善	メタボ・メタボ予備軍の該当者割合*	特定健康診査受診者でメタボ・メタボ予備軍の基準を満たす者の割合【法定報告値】	メタボ:21.3% 予備軍:10.8%			メタボ:20.0% 予備軍:10.2%			メタボ 18.0% 予備軍:9.6%	
	特定健診質問票項目の該当者割合*	特定健診受診者のうち、質問項目⑧、⑩、⑬、⑮、⑰、⑲、⑳、㉑の該当者割合【法定報告値】	(R4実績) ⑧喫煙率:14.0% ⑩1日1時間以上運動なし:45.3% ⑬咀嚼 噛みにくい:20.7% ほとんどかめない:0.7% ⑮週3回以上就寝前夕食:16.8% ⑰週3回以上朝食を抜く:14.9% ⑲飲酒量 男2合以上:23.3% 女1合以上:24.1% ⑳睡眠不足:27.4% ㉑生活習慣の改善意欲がある者の割合:73.5%						各項目において、毎年改善	
医療費適正化の推進	生活習慣病医療費の標準化比※	<入院+外来 男女別>【KDB帳票「疾病別医療費分析」の(大分類)(細小分類)を国立保健医療科学院のツールにて算出】	循環器系の疾患 男:119.7 女:110.2			男:110.0 女:108.0			男:105.0 女:105.0	
	一人当たり調剤費(年額)	国民健康保険事業状況報告書の値	75,805円			75,000円(上昇を抑制)			75,000円(上昇を抑制)	
QOL(生活の質)の維持・向上	平均自立期間*	要介護2になるまでの期間【KDB帳票「地域の全体像の把握」】	男:79.5歳 女:84.3歳			男:80.0歳 女:84.6歳			男:80.5歳 女:84.8歳	
	生活習慣病の保有率	【KDB帳票「同規模保険者比較」(年度累計)】	35.6%			33.2%			30.7%	

※ 医療費の標準化比…自治体ごとの年齢別人口構成の違い(年齢や人口による影響)を補正し、年齢調整したうえで算出される医療費の指数

*は東京都 共通評価指標項目

4 第3期計画にかかる個別保健事業

目標達成のための保健事業

特定健診・早期発見	1 特定健康診査(受診率向上への取組)	保険者の実施義務とされている法定の健診。受診率向上のため、人工知能の分析により勧奨対象者を優先順位付けし、対象者ごとの特性に応じた数種類の勧奨はがきを発送する。
	2 人間ドック受診助成	人間ドックを自費で受診後、領収書・受診結果を提出することで一定額を助成する。特定健診の代わりにすることができるため、受診率向上につながる。
	3 早期介入保健事業	若年世代の被保険者に「簡易血液検査キット」を送付する事業。検査キットで採取した検体を検査機関に送り、検査結果を受け取る。若年時からの継続的な健診受診を促すもの。
保健指導	4 特定保健指導	特定健診の結果、肥満、血圧、血糖、脂質の数値が基準値を上回った方を対象に、国の指針・手引きに基づいた保健指導を、事業者委託及び区内の一部医療機関委託により実施し、利用者自身が自主的に健康な生活が送れるよう後押しする。
	5 糖尿病性腎症重症化予防保健指導	【糖尿病性腎症重症化予防プログラム】 糖尿病の治療中で腎機能が低下している対象者に参加を募り、管理栄養士等がかかりつけ医と連携しながら約6か月間の保健指導を行う。さらに、修了後もフォローアップを行い、保健指導後の状況確認と改善に向けた生活習慣の定着を図る。
生活習慣病重症化予防	6 医療機関受診勧奨	糖尿病罹患患者または糖尿病のリスク保有者を抽出し、医療機関への受診勧奨を行う。
	7 歯科受診勧奨	糖尿病等の罹患患者データから対象者を抽出し、糖尿病と歯周病の関係について周知啓発し、歯科受診を勧める。
	8 循環器病予防受診勧奨	特定健診の結果、血圧がⅡ度高血圧以上の該当者かつ医療機関未受診者に、受診勧奨通知により受診を促す。(新規事業)
服薬適正化	9 後発医薬品利用促進事業	本人自己負担額の軽減効果額が見込まれる被保険者に、差額通知を発送することで、後発医薬品への切り替えを促進する。
	10 適正服薬推進事業	重複服薬・多剤服薬者等の対象者へ服薬情報通知を送付し、医師・薬剤師への相談を勧奨する。
健康づくり	11 健康ポイント事業(連携実施) ※区民対象	ICTを活用したインセンティブ事業として、健康づくり活動、健康診断、がん検診の受診等をポイント化し楽しみながら健康づくりを継続するしくみであり、国保においても周知・広報しながら取組を支援し、加入者の健康づくりを推進する。
その他	地域包括ケア事業	国保として実施可能な保健事業について引き続き検討を進める。

5 第3期に向けた主要な考察(3つの最優先事業)

●医療費が高額となっている慢性腎臓病(人工透析)は、Ⅱ型糖尿病の要因が大きいため、早期に介入することで透析導入を予防することが重要。早期介入に加え、**糖尿病性腎症重症化予防プログラム**を基盤とした取組を中長期的なスパンで実施する必要がある。

●高血圧は虚血性心疾患のみならず、不整脈や心不全、脳血管疾患や腎不全など重篤な疾患の大きな要因となっている。循環器系疾患は、医療費が高額になるのみでなく、健康寿命にも大きな影響を与えるため、適切な疾病管理ができるよう**循環器病予防受診勧奨**により新規介入する。

●**特定健康診査**は計画の基幹であり、被保険者の健康状態を把握し対策を講じるためにも受診率向上が喫緊の命題である。引き続き、人間ドック助成などの高需要な事業で**受診率向上**を目指すなど、最優先で取り組む。

6 第4期特定健康診査等実施計画

平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられ、「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」に則り、データヘルス計画と一体的に実施計画を策定し、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率の向上に取り組んでいる。

第4期においては、これまで以上にアウトカム(成果)が求められており、着実に成果を上げるため、以下のとおり現実的な範囲内の目標値を設定した。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診受診率	39.0%	39.2%	39.4%	39.6%	39.8%	40.0%
特定保健指導実施率	15.0%	16.0%	17.0%	18.0%	19.0%	20.0%